

機密性 1

# 關 稅 法 (上)

## (令和 7 年度)

財務省税関研修所

## 目 次

第1章 総 則	1
第1節 関税の概念	1
第2節 関税の機能	4
第3節 関税法規	5
第4節 用語の定義	7
第5節 送 達	13
第2章 関税の確定、納付、徵収及び還付	16
第1節 納税義務の成立	16
第2節 納税義務の確定	25
第3節 期間及び期限	31
第4節 納税申告の特例	34
第5節 納税義務の消滅（関税の納付及び徵収）	40
第6節 関税の担保	53
第7節 附帯税	58
第8節 関税の還付及び還付加算金	65
第3章 船舶及び航空機	67
第1節 船舶及び航空機の種別等	67
第2節 開港又は税関空港への入港手続	70
第3節 貨物の積卸し	78
第4節 出港手続	79
第5節 入出港の簡易手続	81
第6節 開庁時間外の貨物の積卸し	83
第7節 不開港への出入	85
第8節 外国貨物の仮陸揚げ	88
第9節 沿海通航船等の外国寄港の届出	90
第10節 船用品又は機用品の積込み	91
第11節 船舶又は航空機と陸地との交通等	93
第12節 資格変更の届出	95
第13節 船長又は機長の行為の代行	97
第14節 船長又は機長の職務代行者	98
第15節 税関職員に対する便宜供与	99
第4章 保税地域	100
第1節 保税地域の性質	100
第2節 外国貨物の蔵置場所の制限	103
第3節 保税地域における一般的規制	106

第4節 指定保税地域	111
第5節 保税蔵置場	116
第6節 保税工場	128
第7節 保税展示場	138
第8節 総合保税地域	142
第5章 運送	146
第1節 保税運送	146
第2節 保税運送の特例（特定保税運送制度）	151
第3節 郵便物の保税運送	154
第4節 難破貨物等の運送	155
第5節 運送期間の経過による関税の徴収	156
第6節 保税運送ができない貨物	157
第7節 内国貨物の運送	158
第6章 通関	159
第1節 総則	159
第2節 輸出通関	173
第3節 輸入通関	184
第4節 國際郵便物、旅具通関等その他の簡易手続	198
第5節 コンテナーの通関	202
第6節 知的財産侵害物品の水際取締り	205
第6章の2 認定通関業者	213
第7章 収容及び留置	218
第1節 貨物の収容	218
第2節 旅客携帯品等の留置	221
第7章の2 行政手続法との関係	223
第8章 不服申立て	224
第1節 総説	224
第2節 再調査の請求	227
第3節 審査請求	231
第4節 不服申立てに関する教示	235
第5節 (参考) 行政不服審査法等の改正について	237
第9章 雜則	240
第1節 関税行政機関	240
第2節 税関関係手数料	248
第3節 証明書類の交付及び外国貿易統計	250

本書は、税関研修所において、実施する研修の講義で使用することを目的に研修教材として作成したものであり、令和7年10月12日現在の法令等に基づき編纂しています

内容については、各法令の簡潔な説明にとどめており、税関業務のすべてを網羅するものではありません

当該法令においては、様々な特例が適用される場合がありますので、申告や諸手続にあたりお知りになりたい点は、最寄りの税関にお問い合わせください



# 第1章 総 則

## 第1節 関税の概念

### 1. 関税の歴史

一般的な概念としての関税は、貨物が一定の境界線を越える際にその貨物に対して課す租税である。関税は、租税の中でも古い歴史的起源を有するものであり、四大文明の発生の頃に既に存在していた。しかも、既にこの当時の関税に、保護関税的な要素が認められるものもあった。その後中世に至り、中世封建諸侯が城門税、入市税等として徴収したものは関税的要素が薄れ、通行税的要素の多いものであった。なお、これらの税は諸侯の収入となつたが、中世においては近代国家と異なり領主権と国家権力が未分化で、諸侯は課税権を含む統治権を有していたわけであるから、近代的な意味で私的な収入ということはできない。

現在のような関税は、中央集権国家の成立と軌を一にして成立したといってよいであろう。

関税を課す場所と時点を決定する一定の境界線を一般に「関税線」と言い、外国には立法上その定義を明らかにしているものもある。関税線に囲まれた地域を「関税領域」と言い、多くは国家の領域に合致する。このような国家領域に合致する関税領域への貨物の移出入の際に課される関税が、いわゆる国境関税である。しかし、時には一国を区分して数個の関税領域を設ける場合があり、このような同一国内に存在する複数の関税領域間における貨物の移出入の際に課される関税は内国関税という。また、複数の国家群が相互に関税線を撤廃して单一の関税領域に統合する場合があり、これを通例「関税同盟」という。

このように、関税制度は、沿革的には内国関税時代から国境関税時代へと発展したということができる。

関税を課税機会から分類すれば、まず内国関税と国境関税に分類される。更に、国境関税は、輸出税、輸入税及び通過税に分けられる。輸出税は国内にあった貨物が関税領域から移出される際に課されるものであり、輸入税は外国にあった貨物が国内向けとして関税領域に移入される際に課されるものである。また、通過税は、関税領域に移入された後に移出される貨物に対して課されるものである。

関税が収入を目的として課されていた時代には、輸出税と輸入税の双方を課すということは広く行っていた。また、通過税については、交通機関及び税関機構が未発達であった時代には、外国産品が単に関税領域を通過するだけであるとしても、それが外国産品の密輸入の誘因ともなり得たことから、これを防止する観点から課していた側面もあったと考えられる。

しかしながら、国家の経済的発展における輸出貿易の重要性が認識されるに及んで各国とも競って輸出税を廃止するに至り、一方で、交通機関の発達と税関機構の整備により通過税はその存在理由を失ったのみか、通過貿易の利益の獲得のためにはかえって有害なものとされてきた。このような状況を背景として、1921年の通過の自由に関する条約（いわゆるバルセロナ条約）の成立によって通過自由の原則が確立され、通過税はその姿を消すこととなった。

現在では輸出税について少数の例外が存在するほかは、関税と言えば一般に輸入税をいう。

### 2. 関税の意義

我が国の関税法の規定等からは「関税とは、国家が法律又は条約により輸入貨物に課し、原則として、

その貨物を輸入する者から徴収する租税である。」ということができる。

(1) 関税は租税である。

租税は、国又は地方公共団体が収入を目的として、無償、かつ、強制的に徴収される金銭給付である。関税が租税であることは、次の諸点によって明らかである。

- ① 関税は、輸入の許可というサービスに対する反対給付ではない。この点、手数料や使用料と異なり無償の給付である。
- ② 関税は、国の財政権に基づいて強制的に徴収される。有税の貨物を輸入する場合には、関税の納付を拒否することはできない。
- ③ 関税は、現金により納付される。現在では小切手その他の証券による納付を認めているが、この場合でも終局的に現金化できることが要件である。関税については、物納は認められていない。ただし、租税の中には相続税のように一定の要件の下で物納を認めている例があるから、現金による給付は租税の絶対的条件とは言えない。
- ④ 関税は、国庫収入を目的とする。この点、本来は収入を得ることを目的としない罰金や科料又は過料と異なる。現在の我が国の関税は、ほとんどが国内産業の保護を目的として課される保護関税であり、その意味においては主に国庫収入を目的として課される財政関税と異なる。しかし、保護関税としての関税の課税品目や税率は産業政策その他の施策によって左右されることが多く、これらは関税政策上の問題であって、財政学的な見地から見れば関税の目的は依然として財政収入にあり、この意味において関税を租税と理解することに誤りはない。

(注1) 罰金とは、財産刑（刑罰）の一種で「罰金」として科せられるものをいう。

(注2) 科料とは、刑罰の一種で「科料」として科せられるものをいう。刑罰のうちでは、最も軽いものとされている。

(注3) 過料とは、金銭罰の一種であるが、刑罰である罰金及び科料と区別して、特に「過料」として科せられるものをいう。なお、過料は、その性質上、法秩序を維持するために法令違反者に制裁として科せられる秩序罰としての過料、行政上の義務についての強制執行の手段として科せられる執行罰としての過料、及び裁判官等の特別権力関係にあるものについて、その秩序を維持するためにその秩序を紊乱したものに科せられる懲戒罰としての過料の3種類に分けることができる。

(注4) 「罰金」及び「科料」が刑罰であるのに対して、「過料」が行政罰の一種であって刑罰でないことに留意する必要がある。すなわち、「過料」を課し、及びこれを執行する手続については、刑法総則及び刑事訴訟法の適用はない。

(2) 関税は、国家によって課せられる国税である。

租税は、国又は地方自治体によって課されるものである。関税は、国家がその課税権に基づいて課すものである。

(3) 関税は、法律によって課される。

関税は租税であるから、いわゆる「租税法律主義」（憲法第30条及び第84条）に支配されるることは勿論である。したがって、関税を課すためには、租税実体法に定められるべき納税義務者、課税物件、税率等の課税要件や、租税手続法に定められるべき申告及び納付、課税処分等に関する手続などが国会の議決を経た法律（国会制定法）によって規定されなければならない。

関税法第3条において同法及び関税定率法その他関税に関する法律により関税が課せられることが明記されているが、同条ただし書により、条約に特別な規定がある場合はその規定に従うこととされている。

条約は厳密な意味では「法律」ではないが、憲法第98条において条約は遵守されるべき旨が定められていること、条約は法律と同様に国会の承認等の手続を経てはじめて効力を生ずるものであることから法律と同じ効力を国内においても持つと一般に認められていること、などの理由から、条約を国内法に優先して適用したとしても、租税法律主義の原則に違背するものではないと考えられている。もっとも、関税に関する条約の性格上、国内の法律が関税を課さないとしているものについて条約で関税を課したり、国内の法律以上に関税率等を引き上げることは考えられず、条約は専ら関税を引き下げたり免除したりすることを規定していることから、国内法に規定されない関税を条約に基づいて課すということは、現状においては考えにくい。

(4) 関税は、輸入貨物に課される（関税法第3条）。

関税は、貨物の輸入という事実を捉えて課される租税である。ただし、貨物の輸入という行為が課税物件であるのではなく、あくまでも関税の課税物件は輸入貨物であり、この点において関税は人税ではなく物税である。

(5) 関税は、原則として貨物を輸入する者から徴収される（関税法第6条）。

通常の場合における納税義務者は、貨物の輸入によってもたらされる収益等の効果が帰属する者であり、すなわち当該貨物の輸入者である。具体的にいえば、通常においては仕入書その他の輸入関係書類の名宛人である。しかし、例外もあり、これらの場合には納税義務者は個別的に規定されている。

### 3. 関税の性格（類型）

(1) 関税は、前述のとおり物税である。

租税における物税と人税の区別からすれば、関税は物税に属する。物税とは、物の所有、取得、製造、販売又は物より生ずる収益に関し、物自体を対象として課する租税をいう。

(2) 関税は、消費税である。

収得税、財産税、流通税又は消費税の区別からすれば、関税は消費税に属する。消費税とは、消費という事実に担税力を推定し、終局的に消費者に負担させることを趣旨とする租税をいう。内国消費税は、一般的にはそのままで消費されるものに対して課税される場合が多いが、関税の場合は、生産財の使用、消耗、機械の使用等についても、これらを消費とみなして課税される。

(3) 関税は、随時税である。

租税における期間税と随時税の区別からすれば、関税は輸入という事実に伴って随時に課される随時税に属する。

## 第2節 関税の機能

### 1. 財政関税としての機能

関税は国家がその課税権に基づいて課税する税金であり、その収入は国庫に帰属し財政収入に役立つものであるから、他の国税と同じように国の財源となる。関税のこのような機能は歴史的に軽重はあるものの、今日でも依然として保持されることには変りはない。

かつて、関税収入が国の財源として重要な地位を占めていた時期があったが、国家間の経済交流が活発になり、国家の財政規模が大きくなるにつれて関税収入が国の財政収入中に占める割合も漸次低くなり、今日では財源としての関税の意義は次第に小さくなってきてている。

### 2. 保護関税としての機能

今日、関税と言えば、一般には輸入税を意味している。

輸入品に関税が課された場合には、それだけ輸入品の価格を引き上げることとなり、その結果、その輸入品と同種又はこれと競合関係にある国産品に対して競争力が低下することになる。ここに関税の国内産業の保護機能が生ずることとなり、このような目的をもって課税される関税を保護関税という。現在では、関税の機能としては、この国内産業の保護機能が最も重要視されている。

## 第3節 関税法規

### 1. 関税法規の概念

関税法規は、実質的意味の関税法規と形式的意味の関税法規に分けることができる。実質的意味の関税法規は条約等国際法規を含む関税制度に関する法規の総称であり、形式的意味の関税法規は、関税制度に関する具体的な法令をいう。その基本となるものは、個別に具体化された法律とそれに基づく命令である。

関税法規は、基本法が関税法（昭和29年法律第61号）と関税定率法（明治43年法律第54号）とに分れている関係上、関税法体系と関税定率法体系とに区分される。

### 2. 関税法と関税定率法との関係

関税法と関税定率法との関係について、大審院は、旧関税法第1条（現第3条）を根拠として「元來関税定率法ハ関税法ノ解釈若クハ補助ノ法規タル性質ヲ有スル」と判示しているが、この解釈は、ことさら関税法と関税定率法の優位劣位を定めることを目的としたものではなく、旧関税法に規定する事項で特に定義のないもので具体的な規定が関税定率法にあるものはその解釈によることを明らかにしたものであると考えられる。

関税法と関税定率法は本来は一つの法律であるべきものが、沿革的理由と立法技術上の理由で2つの法律になったと理解され、このような大審院の判決が、このような理解をことさらに否定していると考える理由はないであろう。

### 3. 関税法規の性質

関税法は、関税の確定、納付等関税に関する基本的事項を定めた基本法規であるとともに、輸出入貨物の通関手続に関する基本法規である（関税法第1条）。すなわち、内容的には「租税法」であると同時に「通関法」でもあるという二面性を有する法律である。個々の条文には租税法的規定と通関法的規定双方の性格を同時に有する規定も多数存在しており、このような二面性を有する規定が渾然一体となって関税法を構成していると考えられる。

税法としての関税法は、関税の課税物件、納税義務者のほか、主として関税の確定、納付、徵収及び還付の手続等について規定するのに対し、関税定率法は、主として関税の税率、課税標準、減免戻し税等について規定するものであって、両法はその規定の分野が異なる。したがって、税法としての両法の関係は、実体法と手続法又は一般法と特別法といった関係にあるのではなく、形式的に独立した2つの租税法規があいまって関税制度の根幹をなしているものと理解することができる。

### 4. 関税法の施行区域

関税法は、我が国の領域について施行される。しかし、本邦の地域のうちには、我が国の主権の及ばない地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島のいわゆる北方四島）があるので、当分の間、これらの地域は関税法の適用上外国とみなすこととされており（関税法第108条及び同法施行令第94条）、これらの地域には関税法は適用されない。

### 5. 特例法

関税法及び関税定率法の暫定的な特例を定めた関税暫定措置法や各種の条約等を受けて成立した特

例法が存在する。

関税暫定措置法は、「国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整」（関税暫定措置法第1条）を行うために関税法及び関税定率法の特例法として制定されている法律であり、暫定税率及び各種減免税に関する規定等が定められている。

また、各種条約を受けて成立した特例法としては、例えば、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」があり、この法律は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊及び構成員等が輸入する貨物に関して日米間で締結された条約の実施を図るために、関税法、関税定率法等の特例的な措置を規定した特例法である。

これらの特例法は、関税法、関税定率法の人又は貨物に関する効力の例外であると言える。

## 第4節 用語の定義

関税法、関税定率法及びこれらに基づく命令においては、その法令の性質上専門的な用語が多く、これらの法令の目的、趣旨に沿って、その解釈を明らかにしておく必要があるものが少なくない。

関税法第2条では、これら専門用語のうち基本的に重要な用語を選んで定義を明らかにし、法令の解釈及び法令適用の適正を期している。

### 1. 輸入（関税法第2条第1項第1号）

外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。

輸入という用語は、関税関係法令のみならず、外国為替及び外国貿易法を始めとする他の法令においても数多く用いられており、その解釈についてはそれぞれの法令の目的、趣旨によって多少の差異が存在する。学説もまた輸入経路のどの時点を捉えるかによって諸説に分れるが、関税法においては、ほぼ「自由流通説」に従って最大公約数的な定義を与えていた。すなわち、輸入経路の最終段階である貨物の国内への引取りをもって輸入と定義し、貨物が事実上関税法による拘束を離脱して自由流通の状態に移る時点が輸入完了の時期であるとしている。

（1） 輸入の対象となる物件は、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入の許可を受ける前のもの（外国貨物）である。

外国とは、国外という広い意味ではなく、反対に政治上国家として成立している外国だけに限定しているわけでもない。公海は一般的に外国ではないが、外国船舶が公海上で採捕した水産物については、当該船舶とその所属国との関連においてその国の產品とみなされ、当該水産物の本邦への到着は輸入という観念が成り立つものとしている。なお、国連海洋法条約の発効に伴い、我が国においても排他的経済水域が設けられているが、条約上公海と排他的経済水域が明確に区分されたことから、我が国及び外国の排他的経済水域において採捕された水産物の関税法上の地位を明確にするため、関税法の適用上、本邦及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は公海で採捕された水産物に含まれることとされている（関税法第2条第2項）。

なお、輸出の許可を受けた貨物は、輸出許可の効果との関連で特別の規制を必要とするところから、輸入の対象としているものである。

また、関税法における貨物とは、有体物の財貨であって民法上の動産にほぼ合致する。施設、装置等将来において不動産化するものも、移動できる状態にある限り貨物である。船舶及び航空機は、通常は運搬具であって貨物とはみないが、これらのもの自体が貿易取引の対象となった場合は貨物である。

（2） 輸入とは、貨物を本邦へ引き取ることをいう。

引取りは行為であるから、引取意思の存在と現実の行動が必要である。したがって、本邦に陸揚げされ、保税地域に搬入された貨物であっても、引取意思が現実の行動によって表明（輸入申告等）された後でなければ引取りの段階に至っていないものとすべきである。なお、引取行為には、適法行為のみならず、税関長の許可を受けずに貨物を引き取る違法行為（密輸入）も、当然含まれる。

(3) 輸入前の外国貨物の使用又は消費は、輸入とみなされる。

外国貨物が本邦へ引き取られる前であっても、その外国貨物が本邦において使用、消費される場合には、その使用、消費によって事実上貨物が自由流通の状態に移されたと同様の効果が生ずる。このような場合には引取りの場合と同様、関税法により規制を加える必要があるので、このような使用、消費は輸入とみなされる。

なお、輸入前に外国貨物を使用、消費する場合であっても、次の場合にはこれを輸入として規制する必要がないので、輸入とはみなされない。

- ① 保税作業の原材料として使用する場合等、関税法で認められたところに従い、保税地域内で使用、消費する場合（関税法第2条第3項かつこ書）
- ② 船（機）用品を外国往来船（機）内でその本来の用途に供する場合（関税法第2条第3項かつこ書及び同法施行令第1条の2第1号）
- ③ 旅客又は乗組員がその携帯品である外国貨物を個人的な使用に供する場合（関税法第2条第3項かつこ書及び同法施行令第1条の2第2号）
- ④ 税関職員が見本として採取したものを、検査のため使用、消費する場合、又は食品衛生法その他の法律の規定により権限のある公務員が取去した外国貨物を、その権限に基づいて使用、消費する場合（関税法第2条第3項かつこ書及び同法施行令第1条の2第3号）

（注）消費税法等の内国消費税法においても、課税物品の保税地域内における使用、消費を引取りとみなし、これについて課税することとしている。関税法において上記のような場合を輸入とみなすこととする明確な規定を置いたのは、昭和41年の申告納税制度の導入に伴い、従来解釈で運用してきた上記取扱いについて、内国消費税における規定との整合性をとる意味でこれを規定上明確にしたものである。

## 2. 輸出（関税法第2条第1項第2号）

内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

輸出の定義も、輸入の定義と同様に最大公約数的な表現をとり、単に内国貨物を外国へに向けて送り出すことにあるとしている。外国貨物を外国へに向けて送り出す場合には、「積戻し」として輸出と区別される。「送り出す」とは、外国へ仕向けられる貨物の継続的な移動行為をいうのであるが、一般には船積み又は航空機への搭載をもって完了するものと解されている。

なお、公海は国内でないことはもちろんであるが、本邦の船舶によって公海で採捕した水産物は内国貨物（後記4. 参照）であるので、これを外国へ送り出す場合には輸出となる。

## 3. 外国貨物（関税法第2条第1項第3号）

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。

具体的には、以下のとおりである。

- ① 輸出の許可を受けた貨物  
輸出手続を終了し、輸出の許可を受けた貨物は、もはや国内での自由流通を許されず、税関の特別の監督下に置かれる。
- ② 外国から本邦に到着した貨物で、輸入の許可を受ける前のもの  
外国で生産され本邦へ到着した貨物、いったん外国へ輸出された後再び本邦に到着した貨物又は

外国船舶が公海で採捕した水産物等で輸入の許可が行われる前のものなどである。

外国貨物、内国貨物の区別は税関手続の要否を基準として設けられているものであり、生産国によるものではない。その区別の実益は、関税行政の主たる対象が外国貨物であるという点にある。

なお、保税工場で外国貨物と内国貨物を使用してできた製品も外国貨物の範囲に含まれる（関税法第 59 条）。

#### 4. 内国貨物（関税法第 2 条第 1 項第 4 号）

本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

外国貨物に対応する概念であり、具体的には、輸出の許可がなされる前の貨物、本邦に到着した貨物で輸入が許可されたものをいうこととなる。

なお、輸入の許可は、申告に基づいて行われるものであるが、名宛人に交付された郵便物、公売又は随意契約による売却貨物、没収貨物、国庫帰属貨物等については、それぞれの事実状態の発生をもって輸入の許可があつたものとみなされる（関税法第 74 条）。

これらの内国貨物は、特別の規定（関税法第 66 条、第 67 条等）がない限り、原則として関税法の拘束を受けない。

#### 5. 附帯税（関税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2）

関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を附帯税という。

関税について加算税制度を導入した際に設けられた規定であり、輸入貨物に課せられる本税たる関税と同様に、延滞税及び加算税の税目が関税に属することを明確にしたものである。

#### 6. 外国貿易船（関税法第 2 条第 1 項第 5 号）

外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。

本邦と外国との間を往来する船舶（外国往来船）のうち外国貨物を積んで本邦と外国との間を往来する外国貿易船は、関税法上特別の規制を受けることになっている。

##### ① 「外国貿易のため」の意義

現実に外国貿易に従事したことは必要でなく、客観的に外国貿易に従事していると認められる事実があれば足りる。したがって、商業貨物の運搬に従事する場合（狭義の外国貿易）に限らず、関税法に規定する輸出入貨物の運搬に従事することを目的とする場合は、全てこれに該当する。

##### ② 「本邦と外国との間を往来する」の意義

過去及び現在の往来のみならず、これから往来する場合も含む。ただし、外国貿易のためではなく、他の目的をもって外国との間を往来する船舶は、外国往来船であっても外国貿易船ではない。特殊船舶（遠洋漁業船、海技練習船、博覧会船等）は、この例である。

##### ③ 「船舶」の意義

船舶とは、社会通念上船舶とみられるものをいうが、あえて定義するとすれば、内凹形を有する航行用具ということになろう。

この意味において、筏、浮標、浮ドック、沈没船、建造中の船舶等は、船舶の範囲に入らない。自力航行の能力、積載能力、運搬能力は、船舶に不可欠の要件ではないが、関税法上の船舶は、水上の運搬具であること、自力航行能力があることが要件である。したがって、倉庫船、はしけ等は通常は船舶として取り扱わない。

商法上総トン数 20 トン以上の船舶は、船舶国籍証書を取得することを要することとされている（第 686 条）。船舶国籍証書は船舶の独立存在の要件であって、これがなければ国内法及び国際法上船舶について認められた権利を享有することはできない。

また、小型船舶の登録等に関する法律により総トン数 20 トン未満の船舶は小型船舶検査機構で登録を受けなければならない。

関税法上の船舶は、大小、等級についての制限はないが、船長に対して種々の義務を課している関係上乗組員の存在を必要とし、単に物的組織たる船舶を指すのではなく、人的組織を持ったいわゆる動的船舶を規制の対象としていると言える。

## 7. 外国貿易機（関税法第 2 条第 1 項第 6 号）

外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。

外国貿易機も、外国貿易船と同様に外国貨物を積んで本邦と外国との間を往来するのが通常であるから関税法上特別の規制を受ける。したがって、外国貿易機としての要件も外国貿易船と別段の差異はない。

航空機とは人が乗って航空の用に供することができる機器をいうのであるが、関税法上の航空機は、運搬具であること、機長又はこれに代わる乗組員によって航行せられることが必要である。

外国との間を往来する航空機（外国往来機）であっても、外国貿易の目的を有しないものは外国貿易機ではない。特殊航空機（政府専用機、外国政府の公用機、プライベートジェット機等）は、この例である。

## 8. 沿海通航船（関税法第 2 条第 1 項第 7 号）

本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。

沿海通航船は主として沿岸貿易に従事する船舶であり、特別の規定（関税法第 19 条、第 22 条、第 24 条第 4 項等）がない限り、関税法の規制を受けることはない。

なお、沿海通航船であっても、遭難その他の事故によって外国に寄港した場合において船用品以外の外国貨物を積んで本邦に到着したときは、外国貿易船として扱われる。

## 9. 国内航空機（関税法第 2 条第 1 項第 8 号）

本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機をいう。

国内航空機についての取扱いは、沿海通航船の場合と同様である。

## 10. 船用品（関税法第 2 条第 1 項第 9 号）

燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、什器その他これに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

船用品も関税法上の貨物に含まれるものであるが、航行する船舶自体及び船客、船員に必要な一定範囲の貨物については、その性質上一般的の貨物から区別して実情に即した取扱いをする必要がある。船舶の航行に必要な消耗品、ある種の属具類及び修繕部品等がこれに属するが、船舶の一部を構成する物品、<sup>き</sup> 裝品等は含まれない。また、船舶に積み込まれる貨物が物品の種類としては船用品の範疇に属するものであっても、当該貨物が当該船舶の航行の用に供しないものである場合には、これを船用品として取り扱わないことはもちろんである。

## 11. 機用品（関税法第2条第1項第10号）

航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるものをいう。

ここでいう「準ずる」とは、同種の貨物という意味ではなく、船用品が船舶において果たす役割と同様の役割を航空機において果たすものという意味である。

## 12. 開港（関税法第2条第1項第11号）

貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して、関税法施行令において定められた港をいう。

開港とは外国貿易のために開放された港であると言うことができるが、外国貿易のためだけに利用されるものではなく、内航船が沿岸貿易のために利用することを妨げるものではない。

港とは、船舶の出入、人の乗降、貨物の積卸しの用に供するため外水と区別された一定の水域（港域）をいう。港を外水と区別するものは、自然の地形であると人工の施設であるとを問わない。水域であるから、本来の意味においては陸域を含まない。しかし、一般には、水域に港湾施設を含めて觀念する場合が多い（いわゆる port、商港、工業港、漁港）。開港は、商港の一種である。

開港の港域は、関税法施行令に別段の定めがない限り、港則法（昭和23年法律第174号）の定めるところによる（関税法第96条、関税法施行令第86条）。

なお、開港となった年の翌年以後において、当該開港が以下のいずれかに該当することになったときは開港でなくなるものとされている。開港でなくなった場合には、財務大臣が直ちにその旨を告示する（関税法施行令第1条第3項）。

- ① 一年を通じて当該開港において貨物の輸出（積戻しを含む。）及び輸入がなく、又は外国貿易船の入港及び出港がないとき
- ② 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が5千万円を超え、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が11隻を超えることが引き続き2年なかったとき

なお、開港の指定について特に法律上明確な基準はないが、法律の規定の趣旨からみて、港湾の利用状況（外国貿易船の入港実績、貨物の輸出入実績等）、港湾施設の状況及び後背地の経済環境等を総合的に勘案して指定されている。

## 13. 税関空港（関税法第2条第1項第12号）

貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して、関税法施行令において定められた空港をいう。

税関空港は、開港と同様に外国貿易のため開放された空港であって、大体において、開港と同様の意義を持つものであり、その港域は、関税法施行令で定められている。

指定基準については上記開港の場合と同様であるが、開港のように利用状況によって自動的に廃止となることはなく、政令改正を要する。

## 14. 不開港（関税法第2条第1項第13号）

港、空港その他これらに代わって使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

一般には、開港及び税関空港以外の港及び空港がこれに当たるが、船舶の出入、航空機の発着に供せ

られる場所であれば港又は空港としての設備の有無は問わない。

不開港は、外国貿易のため開放されている場所ではないことから、外国貿易船の出入、外国貿易機の発着は原則として禁じられている。

## 第5節 送 達

### 1. 序説

関税の賦課、徴収等の行政処分は、一般に書面によって行われ、かつ、その行政処分の内容を特定の名あて人に了知させなければその処分としての効力が生じない。このような関税法上の一定の書類を一定の方式により納税義務者その他の当事者に了知させることを目的とする作用を送達といい、関税法上その方式が定められている（関税法第2条の4の規定により、国税通則法第12条（書類の送達）及び第14条（公示送達）の規定を準用）。

### 2. 書類の送達

関税法又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関の職員が発する書類は、郵送若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。）による送達又は交付送達によって、それらの送達を受けるべき者（通常は名あて人）の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達する（関税法第2条の4、国税通則法第12条第1項準用）。

関税の更正、決定、賦課決定、納税告知等の行政処分は、このような送達によってその効果が生ずる（関税法第7条の16第4項、第8条第4項、第9条の3第2項等）。

#### （1）送達を受けるべき者

送達を受けるべき者は、送達される書類の名あて人をいうが、次のような場合には、それぞれ次に掲げる者に送達すべきである。

- ① 法人が清算中の場合 清算人
- ② 破産者の場合 破産管財人
- ③ 在監者の場合 送達する書類の名あて人が在監中の場合でもその者の住所等に書類を送達するが、その者の住所等が不明の場合又はその者のために書類を受けとる者が居ない場合には、本人が在監している刑務所等に送達する。

また、送達を受けるべき者に税関事務管理人（関税法第95条）がある場合には、税関事務管理人である（関税法第2条の4後段、国税通則法第12条第1項ただし書を読み替え）。

なお、通関業者が業務を行なっている場合、加算税賦課決定通知書を除き、その通関業者に送達することができる（関税法基本通達2の4-3）。

#### （2）書類の送達場所

書類を送達すべき場所は、原則として送達を受けるべき者の住所又は居所である。この住所又は居所には、事務所及び事業所が含まれる（関税法第2条の4、国税通則法第12条第1項準用）。

なお、住所及び居所の双方があるときには特別の事情のない限り住所に送達するのが適当であり、送達を受けるべき者が数個の住所又は居所を有している場合には、そのいずれもが送達場所である。

#### （3）書類送達の方法

書類送達の方法は、郵便若しくは信書便（以下「郵便等」という）による送達又は交付送達による。

- ① 郵便等による送達

郵便等による送達は、必ずしも書留（郵便法第45条）又は配達証明（郵便法第47条）等の特殊

取扱いによる必要はなく、通常の取扱いによる郵便等によることができるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、特殊取扱いによる郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便による（関税法基本通達2の4－3（3））。

## ② 交付送達

交付送達は、税関の職員が、送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う方法（これを「手渡送達」という。）による。ただし、次の場合は、それぞれ次によって送達することができる（関税法第2条の4、国税通則法第12条第4項及び第5項準用）。

### イ. 出会送達

送達を受けるべき者に異議がないときには、出会った場所その他住所以外の場所にて交付することができる。

### ロ. 補充送達

送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合には、送達を受けるべき者の使用人その他の従業員又は同居の者（送達を受けるべき者と同一の建物内で共同生活をしている者をいい、生計を一にしているかどうかは問わない。）で書類の受領について相当のわきまえのある者に書類を交付することにより送達できる。この場合の「書類の受領について相当のわきまえのある者」とは、書類の送達の趣旨を了解し、受領した書類を送達を受けるべき者に交付することを期待しうる能力を有する者をいい、必ずしも成年者であることを要しない。

### ハ. 差置送達

書類の送達を受けるべき者（補充送達を受けるべき者を含む。）が正当な理由なく書類の受領を拒んだ場合には、送達を受けるべき者への交付に代えて、送達すべき場所（例えば、玄関内、郵便箱等）にその書類を差し置くことにより送達することができる。

## （4） 交付送達の手続

交付送達（本邦に入国する者が入国の際に携帯して輸入する物品につき課する関税等に係る納税告知書の交付送達を除く。）をした職員は、差置送達をした場合を除いて、その交付を受けた者に対し、受領の旨を記載した書面に署名押印（記名押印を含む。）を求めなければならない。署名押印は書類送達の効力の発生要件ではないが、署名押印の求めに応じないときにはその理由を付記しなければならない。差置送達をした場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない（関税法施行規則第1条、国税通則法施行規則第1条準用）。

## （5） 送達の効力の発生

### ① 送達の効力の発生時期

送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下にはいったと認められるときに生ずる。

例えば、郵便等による送達の場合には郵便受箱に投入された時、手渡送達、出会送達及び補充送達の場合には、送達を受けるべき者又はその使用人等に交付した時、差置送達の場合は、差し置いた時に送達の効力が生ずる。

### ② 送達の推定

通常の取扱いによる郵便等によって書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（国税通則法第12条第2項準用）。このため、税関長は、通常の取扱い

による郵便等による場合は発送した書類の名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送の年月日を確認し得るように記録を作成しておかなければならぬ（国税通則法第12条第3項準用）。

### 3. 公示送達

前記2で述べた方法により送達することができない場合には、一定の要件に該当する場合に限り、書類送達に代えて公示送達をすることができる（関税法第2条の4、国税通則法第14条準用）。

#### ① 公示送達の要件

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められる場合である。

#### ② 公示送達の方法

公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税関長がいつでもその書類を送達を受けるべき者に交付する旨を税関の掲示場に掲示して行う。

#### ③ 公示送達の効力の発生時期

公示送達の場合には、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、つまり掲示を始めた日を含めて8日目に、書類の送達があったものとみなされる。

## 第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付

### 第1節 納税義務の成立

#### 1. 課税要件

憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定されている。そして具体的な納税義務は、租税を課され、これを納付するという形で履行される。いかなる租税がどれだけ課され、どのような方法で納付するかということは、国会において制定される法律（国会制定法）によらなければならない（憲法第84条）。いわゆる租税法律主義の原則である。この租税法律主義の原則が内包する諸原則の中で、最も中心となる原則が課税要件法定主義である。課税要件法定主義とは、刑法における罪刑法定主義と同様の原則で、課税の作用は国民の財産権への侵害であるから、課税要件のすべてと、租税の賦課・徴収の手続は法律によって規定されなければならないというものである。

課税要件とは、租税を課する場合の必要な要件を総称していい、これは立場を替えて言えば、納税義務が成立（発生）するための抽象的な要件である。つまり、課税要件を充足することにより納税義務は抽象的に成立することとなる。したがって、外国貨物の輸入という事実が発生した場合、その事実が法律の定める課税要件を充足しているか否かについて厳正に判断することが必要となる。

課税要件が具体的にどのようなものであるかは、関税については、関税法及び関税定率法その他関税に関する法律に規定されている。納税義務者（関税法第6条）、課税物件（同法第3条）、課税標準及び税率（関税定率法第3条）等が課税要件として規定されている。すなわち、輸入貨物には関税を課する（関税法第3条）とし、この場合の関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものであり、その税率は関税定率法の別表による（関税定率法第3条）こととされ、関税は貨物を輸入する者がこれを納める義務がある（関税法第6条）と課税要件を明確にしている。しかし、現実の課税要件事実が法律の定める課税要件に合致するか否かについては、輸入の時期の認定や納税義務者の特定等の問題が生じ、必ずしもその判断は容易ではない。

#### （1）納税義務者

租税の納税義務者とは、国に対して租税を納付すべき法律上の義務を負う者（租税債務者）をいう。必ずしも実際上又は経済上の「担税者」とは一致しないが、担税者が誰であるかは租税法自体の問題ではない。

関税の納税義務者は、大きく以下の2種類に分けられる。

##### ① 原則的納税義務者

関税法第6条では「関税は、この法律又は関税定率法その他関税に関する法律に別段の規定がある場合を除く外、貨物を輸入する者が、これを納める義務がある。」と規定され、関税の納税義務者が原則的には課税物件たる貨物を輸入する者であることを明示している（以下このような原則的な納税義務者を「原則的納税義務者」という。）。この場合の「貨物を輸入する者」とは、実質的にみて本邦に引き取る貨物の処分権限を有している者、すなわち実質的に貨物の輸入の効果が帰属する者をいい、必ずしも貨物の所有者等であることは要しない。この場合の輸入者とは、輸入取引（関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。）により輸入される貨物については、実務的には原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人をいうこととしており、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者が納税

義務者となる（関税法基本通達6－1）。

このほか、関税定率法、関税暫定措置法等の減免税規定の適用を受けて関税が軽減又は免除される場合における、いわゆる限定的輸入申告者（輸入申告をすべき者としてこれらの法令の規定により特定される者のことであり、事実上その者が輸入者となる。）も、ここにいう原則的納税義務者に含まれると解される。

## ② 例外的納税義務者

関税債権の確保のため、貨物を輸入する者を納税義務者とすることが適当でない場合には、それぞれ特別の者が納税義務者として定められている（以下このような特別な納税義務者を「例外的納税義務者」という。）。これらの場合には、輸入の事実等の発生による法律的効果を誰に帰属させるべきかを考え、個別的に納税義務者が定められている。

例外的納税義務者は、その納税義務の態様から以下の3種類に大別される。

### イ. 特別の規定に基づく納税義務

関税関係法令上、一定の場合に特定の者から直ちにその関税を徴収することとされている場合があり、その場合の被徴収者は、必ずしも輸入者ではない。

A. 指定保税地域（港湾施設の建設又は管理を行う法人であって政令で定める者が所有する土地等に係るものに限る。）、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域又は他所蔵置場所にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたことにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、これらの保税地域等の許可を受けた者（指定保税地域については港湾施設の建設又は管理を行う法人であって政令で定める者から岸壁等の貸付を受けた者及び総合保税地域については貨物を管理する者を含む。）である（関税法第36条、第41条の3、第45条、第61条の4、第62条の7及び第62条の15）。

B. 保税工場及び総合保税地域外保税作業の許可期間又は保税展示場及び総合保税地域外使用の許可期間が経過したことにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者（総合保税地域については貨物を管理する者を含む。）である（関税法第61条第5項、第62条の7及び第62条の15）。

C. 外国貨物である船（機）用品に係る積込期間又は保税運送期間を経過したことにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、当該積込み又は保税運送の承認を受けた者である（関税法第23条第6項並びに第65条第1項及び第2項）

D. 保税展示場の許可期間の満了その他当該許可の消滅の際に当該保税展示場にある外国貨物について、指定された期間内に積戻し、輸入、他の保税地域への運送等の処置が行われないことにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その保税展示場の許可を受けた者である（関税法第62条の6）。

E. 収容貨物又は留置貨物が公売に付され、又は売却されることにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その貨物の所有者である（関税法第85条及び第88条）。

F. 水難救護法、遺失物法又は銃砲刀剣類所持等取締法の規定により外国貨物の売却、引渡し等の処分がされることにより徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その処分により外国貨物を取得する者（刑事訴訟法の規定により外国貨物の

返還を受ける者で、関税が納付されていないことを知らないでその貨物を所持することとなつたと認められる者を除く。) である (関税法第 97 条第 3 項)。

G. 犯罪貨物(輸入制限貨物等)について没収又は価格追徴をすることができない場合において、その善意の所有者から徴収される関税又は輸入者が不明であることにより贓物犯から徴収される関税の納付義務

納税義務者は、当然のことながらその所有者又は贓物犯の犯人である (関税法第 118 条第 5 項及び第 6 項)。

H. 領置物件若しくは差押物件又はこれらの物件の公売代金若しくは売却代金を還付する場合において、これらの物件につき関税が納付されていないときに徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その物件又は代金の返還を受けるべき者 (関税が納付されていないことを知らないでこれらの物件を所持することとなつたと認められる者を除く。) である (関税法第 134 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項)。

I. 条件付減免税規定の適用をうけて輸入された物品について、用途外使用等がされた場合に徴収される関税の納付義務

納税義務者は、その用途外使用等に供した者である (関税定率法第 13 条第 7 項等)。

ロ. 通関業者の補完的納税義務 (関税法第 13 条の 3)

通関業者は納税義務者の代理人として行動するだけであることから本来自ら納税義務を負うことはないが、特別の場合には補完的に本来の輸入者と連帶して納税義務を負うこととされている。

通関業者がこのような補完的な納税義務を負うのは、次の 3 つの条件のすべてに合致する場合に限られる。

A. 輸入の許可又は輸入許可前引取りの承認を受けて引き取られた貨物について、その納付された関税額に不足額がある場合

B. 輸入の許可又は輸入許可前引取りの承認の際にその貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでないか、又はその者 (輸入者とされた者) がその貨物の輸入者でないことを申し立てた場合

C. その貨物の輸入に際して、その通関業務を取り扱った通関業者が、その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることのできない場合

ハ. 総合保税地域における連帶納税義務 (関税法第 62 条の 13)

総合保税地域は、特定の倉庫や工場単位ではなく、あるエリアを一括して保税地域とし、その許可を受けた者がエリア全体について関税法上の管理責任を負う仕組みである。しかし、具体的な貨物管理は個々の倉庫等で行われ、その管理者は被許可者と異なることもある。総合保税地域内の倉庫で外国貨物が亡失等した場合に関税を「直ちに徴収する」とされている相手は総合保税地域の被許可者である (同法第 62 条の 15 において準用する第 45 条第 1 項)。しかし、現実の管理責任を負うべき「管理者」についても被許可者と連帶して納税義務を負うこととされている。連帶しての債務であるから、税関は、総合保税地域の被許可者と個別倉庫の管理者のいずれから徴税を図つてもよい。

(注) 外国貨物が輸入される前に我が国において使用され、又は消費される場合 (保税地域において関税法により認められるところにしたがって外国貨物が使用され、又は消費される場合その他政令で定める場合を除く。) には、その使用又は消費を輸入とみなすこととされているため (関税

法第2条第3項)、その使用し、又は消費する者が輸入者となり、納税義務を負うこととなるのは当然である。また、関税の払戻し又は還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われたため、国税徴収の例によってその過大であった部分の関税をその関税の払戻し又は還付を受けた者から徴収する場合(関税法第13条の2)があるが、このような場合は関税額の徴収であって厳密な意味での納税義務ではない、と理解されている(ただし、このような場合の関税額の納付者を納税義務者とする説もある。)。

## (2) 課税物件

課税物件とは課税の対象となるものをいい、課税客体ともいう。関税の納税義務が成立(発生)するためには、特定の貨物の存在と輸入という行為又は事実の存在とを必要とする。関税法第3条では「輸入貨物には……関税を課する」と規定されているが、正確に言えば、貨物自体に課するというよりも、輸入行為又は事実等を介して特定貨物が納税義務者に関連(帰属)せしめられることにより、関税の納税義務が発生するものと解すべきである。

いかなる種類の輸入貨物が課税物件に該当するかは、関税定率法別表(関税率表)の定めるところによる。同表に掲げる課税物件は網羅的であって、輸入貨物はすべて関税率表中の物品項目のどれかに該当し、その税率の適用を受けることになる(関税率表の解釈に関する通則4参照)。

ここで注意すべきことは、「全ての貨物を関税の課税の対象とする」ということと、「全ての貨物から関税を徴収する(有税とする)」ということは、異なる概念であることである。関税率が無税の貨物、又は有税ではあるがその関税が免除される貨物等は、関税の課税の対象となりながら徴収すべき関税がないことであって、課税の対象とならないということではない。

なお、従来は、関税の課税の対象は全ての貨物であり例外がなかったが、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第100号)において関税法第3条が改正されて輸入貨物から信書が除かれ、関税においても非課税の概念が生まれている。

## (3) 課税標準

課税標準とは、関税の金額を算出する標準となるべき課税物件の価格又は数量をいう(関税定率法第3条)。価格を課税標準とするものを従価税といい、数量(重量、長さ、面積、容積、個数等)を課税標準とするものを従量税という。このほか両者の併用された従価従量税がある。

## (4) 税率

税率とは課税標準に対して適用される比率であって、課税標準の一定基礎数(課税単位)に対する一定金額又は割合として表わされる(例えば、貨物の重量1kgにつき50円、貨物の価格の10%等)。

全ての品目に対して関税定率法別表に税率が定められており、これを基本税率という。自由化対策や経済政策における特殊な事情等から生ずる要請に応えるため、一部の品目について一定期間、基本税率に代えて適用される税率として、関税暫定措置法の別表第1及び別表第1の3に定められている暫定税率がある。この他、関税暫定措置法に基づいて発展途上国の產品に優遇した税率を適用するGSP特恵税率(GSP)、関税定率法第5条に基づく便益関税など、国内法を根拠とする税率を国定税率という。

これに対し、条約によって定められた税率のことを協定税率という。WTO条約に基づくWTO協定税率(WTO譲許税率ともいう。)のほか、特定の国又は地域との間で結ぶ経済連携協定に基づく

EPA税率がある。協定税率は国定税率に優先（ただし、特恵税率は協定税率も含めて最も恩恵的となるよう設定される）する（関税法第3条ただし書）。特恵税率が適用される場合等を除き、基本税率又は暫定税率（暫定税率が設定されている場合には必ず暫定税率。以下この項において単に「基本税率等」という。）より協定税率の方が低い場合に限り、協定税率が適用される。国内法より条約が優先されるにも関わらずこのような限定がかかるのは、協定税率が、所定の税率の適用を定めているのではなく、当該所定の水準を超えないことを対外的に約束している（譲許）ためである。従って、譲許の水準以下の基本税率等が適用されようとする場合に条約でそれを押しとどめるいわれはなく、基本税率等が当該水準を超えていたときのみ、そのまま適用すると条約違反となることから条約が優先される形で協定税率として設定されている水準の税率が有効となる。

#### （5） 帰属

納税義務は、課税物件がある者に帰属することによって成立し、課税物件の帰属した者が納税義務者となる。この課税物件と納税義務者との結びつきを帰属という。

関税の場合は、前述のとおり、関税法第6条において貨物を輸入する者がこれを納める義務があると規定されている。貨物を輸入する者の判定は、輸入取引（関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。）により輸入される貨物については、実務上は原則として仕入書（仕入書がない場合は船荷証券等）に記載されている荷受人を納税義務者として取り扱っているが、過去の裁判例においては、関税の納税義務者の特定に当たっては、輸出者との交渉、信用状の開設、代金の決済等の当該輸入取引への関与の仕方、輸入貨物の国内における処分、販売方法の実態、当該輸入取引による利益の帰属等の事情を総合的に判断する必要があるとの考え方が示されている。この判例に従えば、実質的な貨物の輸入者が複数あると認められるときは、それらの者が共同して関税の納付義務を負担することとなるほか、輸入申告上の名義人（輸入申告者）が納税義務者とならない場合もあることとなる。

## 2. 納税義務

### （1） 納税義務の成立（発生）の意義

一般的に言えば、租税の納税義務は課税要件の全てが充足されたときに法律上当然に成立するといえよう。

納税義務の成立は、給付の内容である税額の確定（納税義務の確定）とは概念上区別される。納税義務は課税要件の充足と同時に法律上当然に成立するが、この段階ではまだ納税義務が抽象的に成立しているに過ぎず、その納税義務の具体的な内容（例えば、税額、納期限等）は確定しているとはいえない。したがって、このような抽象的な納税義務の内容は、法律の定める手続によって具体的に確定せざるを得ない。この確定のための手続が、納税義務者の申告（納税申告）又は税務官庁による課税処分（更正、決定、賦課決定）であり、納税義務はこのような確定手続を経て具体化されることとなる。

### （2） 納税義務の成立の時期

関税の納税義務がいつ成立（発生）するかについては、関税法上これを明らかにする規定はなく、従来から解釈に委ねられている。現行の関税法について言えば、同法第3条の規定の仕方並びに消費税としての税の性格及び課税物件と納税義務者との帰属関係は輸入によって最終的に確定すること

等から、関税の納税義務は輸入の時に成立するという考え方があるとされている。

なお、通常の輸入という行為ではないが、例えば保税地域内において貨物が亡失した場合等輸入と同視すべき事実が生じたため関税を徴収される場合には、その輸入と同視すべき事実が生じた時に関税の納税義務が成立するものと考えられる。

租税の納税義務がいつ成立するか、つまり納税義務の成立の時期を明確にする実益は、一般には、課税物件の確定の時期や適用すべき法令がこのような成立時期によって決定されるということ及び賦課権の除斥期間の起算点を決定するうえで重要な意義があることなどに見いだされることとなる。

しかしながら、関税については、貨物の輸入について許可制がとられており、関税を納付すべき貨物については、納期限の延長が承認された場合等を除きその納付がなければ輸入が許可されないこと

（関税法第72条）等の特殊な仕組みから、課税物件の確定、適用法令の時期について特別な規定を関税法上設けており（関税法第4条、第5条）、このような事情を踏まえ、関税の納税義務の成立の時期を法律上明記する必要性が乏しかったことにより、納税義務の成立時期を法律で明確にしなかつたものと思われる。

### （3） 納税義務の成立の効果

納税義務の成立の効果としては、納税義務者は、その税額の確定手続を経てこれを課税権者たる国家に納付すべき義務を負い、国家は、これに対応する租税債権を取得することになる。もっとも関税においては、輸入申告があった貨物は、原則として関税の納付が輸入許可の要件とされているので、関税の納税義務は、課税技術上の要請から成立（輸入の時）に先立って確定、納付されるという特殊な形をとることとなる。

### （4） 課税物件の確定の時期と適用法令

租税の納税義務の成立には課税要件の充足が必要とされているところから、一般的には、租税の納税義務成立の時点における課税物件、課税標準及び税率により課税が行われる。しかし、関税については、課税の便宜その他種々の理由からその納税義務成立の時期と課税物件確定の時期等とは必ずしも一致せず、課税物件確定の時期及び適用法令（適用税率等）については、関税法第4条及び第5条において次のように特別の規定が設けられている。

#### ① 輸入申告がされた貨物

保税地域等にある貨物で輸入申告が行われ、当該申告に基づき関税を納付すべきものについては、蔵入貨物等特別な貨物に該当するものを除き、その輸入申告の時に課税物件が確定し、輸入申告の日に適用される法令が適用される（関税法第4条第1項本文及び第5条本文）。これは、貨物の輸入に当たっては、各種の法令の規定による規制の実施を確保するため許可制がとられており、その手続の一環として関税を納付させることが関税の確保という観点から必要である、との理由があるものと考えられる。

#### ② 保税蔵置場又は総合保税地域に置くことの承認を受けた貨物（蔵入承認貨物又は総保入承認貨物）

保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物については、ウイスキー原酒等の特別な貨物を除き、その蔵入承認又は総保入承認の時に課税物件が確定し、関税は当該承認の時における貨物の性質及び数量を基礎として課される（関税法第4条第1項第1号）。

したがって、税関長の承認を受けて保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物については、原則的には、保税蔵置場又は総合保税地域から国内に引き取る際の数量、価格等により輸入申告を行い、納税申告は蔵入承認又は総保入承認の時の数量、価格等により行うことが必要とされるが、この場合に、輸入申告時の数量の合計が蔵入承認又は総保入承認時の数量の合計に不足が生じた場合には関税法第45条第1項（第62条の15で準用する場合を含む。）の規定に基づく関税徴収の要否が問題となるであろう。これは、一般の輸入貨物との関税負担の均衡、取締り及び手続上の便宜等を考慮して、このような取扱いが認められているものと考えられる。

なお、ウイスキー原酒、ブランデー原酒、ラム酒及びタフィア酒等については、熟成のための蔵置期間中に自然欠減を生じる場合が多いので、これを考慮して保税蔵置場又は総合保税地域からの輸入申告の時における性質及び数量を基礎として課税することとされており（関税法第4条第1項第1号、同法施行令第2条第1項）、また、蔵入承認又は総保入承認の時から保税蔵置場又は総合保税地域からの輸入申告の時までの間に変質し又は損傷した貨物に関しては、別に、課税価格の計算方法（関税定率法第4条の5）や関税の軽減（関税定率法第10条）について規定が設けられている。

適用法令については、税関長の承認を受けて保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物であっても、一般の原則どおり、輸入申告の日に適用される法令によることになっている（関税法第5条本文）が、輸入申告の後、輸入の許可がされるまでの間又は輸入許可前引取の承認がされるまでの間に法令が改正されたときは、その許可又は承認の日に施行される法令が適用されることとなっている（関税法第5条第2号）。これは、輸入申告がされた後輸入許可がされるまでの期間が長期にわたる場合も考えられるので、見越輸入等の弊害を防止する等の観点から設けられた規定であると考えられる。

### ③ 保税工場又は総合保税地域において保税作業に使用した外国貨物（移入貨物又は総保入貨物）

保税作業の原料として使用した外国貨物について、その保税作業による製品を輸入する際に当該製品に課される関税は、当該外国貨物である原料品について移入又は総保入の承認（保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又はこれらの保税地域における保税作業に使用することの承認）を受けた時の性質、数量等（すなわち、外国貨物である原料品の性質、数量等）によることとされている（関税法第4条第1項第2号）。

保税工場又は総合保税地域において外国貨物を使用して製品を製造した場合には、その製品全体が外国貨物とみなされ、本来的には当該製品が輸入申告及び納税申告の対象となるべきであるが、外国貨物である原料に課される関税率の国内産業の保護機能を維持する等の観点から、当該製品に含まれる外国貨物である原料の数量、価格等に基づいて、当該外国貨物に適用される税率により関税が課されることになる。

なお、適用法令については、上記②の蔵入承認又は総保入承認を受けた貨物と同様に、一般の原則どおり、輸入申告の日に適用される法令によることになっており（関税法第5条本文）、輸入申告の後、輸入の許可がされるまでの間又は輸入許可前引取の承認がされるまでの間に法令が改正されたときは、その許可又は承認の日に施行される法令が適用されることとなっている（関税法第5条第2号）。

### ④ 保税工場又は総合保税地域以外の場所で保税作業が行われた外国貨物等

保税工場又は総合保税地域（以下この項において「保税工場等」という。）以外の場所において保税作業を行うことについての税関長の許可（関税法第61条第1項）を受けて当該保税工場等か

ら出された外国貨物又はこれを原料とする製品が、許可の際に指定された期間が経過した後も当該保税工場等に戻し入れられない場合に徵収される関税については、課税物件の確定及び適用法令は、当該税関長の許可の時の貨物の現況及びその日に適用される法令によることとなる（関税法第4条第1項第3号及び第5条第1号）。このような場合においては、当該指定された期間が経過した時に輸入と同視すべき状態となったと考えられ、この時点において関税の納税義務が成立することとなる。この場合、当該貨物を保税工場等から当初出すときに必要な検査を経て許可を受けることになっている訳であるから、課税物件及び適用法令はこの許可の時（日）に確定するとされることが適当である。ただし、関税法第4条第1項第2号に該当する貨物（上記③に掲げる貨物）は除かれることから、通常は、課税物件は移入承認の時に確定し、適用法令は保税工場等外における保税作業の許可の日の法令によることとなる（関税法第4条第1項第3号かつこ書及び第5条第1号かつこ書）。保税展示場外における外国貨物の使用の許可（関税法第62条の5）を受けた貨物が、当該許可の際に指定された期間を経過した後もなお当該保税展示場外に置かれている場合も同様である（関税法第4条第1項第3号、第5条第1号及び第62条の7）。

⑤ 保税展示場又は総合保税地域において販売又は消費等がされる外国貨物

保税展示場又は総合保税地域（以下この項において「保税展示場等」という。）に入れられた外国貨物で、当該保税展示場等で販売又は消費を目的とする物品、保税展示場等において加工又は製造がされて得られた製品（加工、製造の後の展示、使用等によってその価値の減少があった製品で、あらかじめ税関長の承認を受けたものを除く。）、その他政令で定めるもの（例えば、展示館の建設などに使われる建設用機械器具等）は、保税展示場等に入る際に承認の対象となった課税物件の性質、数量が課税の基準とされ、輸入申告の日の法令により課税される。これらの物品等については、展示場内の使用による減耗を認める必要がないと考えられること、また、保税展示場等において加工、製造がされて得た製品については、加工、製造前の状態により課税することが適当であることによるものである。保税展示場等に入れられた外国貨物のうち税關に届け出て廃棄されたものについては、当初の承認の現況によることが酷であるところから、廃棄後輸入申告がされた時の現況によることになっている（関税法第4条第1項第3号の2及び第5条本文）。

また、保税展示場等に入れられた外国貨物である展示物品で、保税展示場等の許可期間の満了後も搬出等がされないために関税が徵収されるものについては、その関税を徵収すべき事由が生じた時に課税物件が確定し、また、その日に施行されている法令が適用される（関税法第4条第1項第3号の3及び第5条第1号）。

⑥ 亡失貨物又は滅却貨物

関税法第37条第1項の政令で定める者（指定法人等）の所有に係る指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域又は他所蔵置場所にある外国貨物が亡失し又は滅却された場合において関税を課すときは、原則として、課税物件は亡失又は滅却の時に確定し（関税法第4条第1項第4号）、その日に施行されている法令が適用される（関税法第5条第1号）。このような場合には、亡失又は滅却により輸入と同視すべき状態が生じたと考えられるからである（関税法第45条、第62条、第62条の7、第62条の13及び第36条）。ただし、この場合の亡失が災害その他やむを得ない事由によるものであるとき、又は滅却があらかじめ税関長の承認を受けて行われたものであるときは、関税を納付する義務は免除される。

⑦ 保税運送の期間を経過した外国貨物等

外貨船（機）用品の積込み（関税法第23条）又は外国貨物の保税運送等（関税法第63条、第64

条及び第 65 条) に係る貨物について、その承認に際して税関長が指定した期間等を経過してもなお積込み又は到着がない場合には、当該期間の満了のときに輸入と同視すべき状態が生ずるとして関税を納付する義務が成立する。これらの場合には、原則として当該承認の時を課税物件の確定の時期とともに、一括して積込みの承認を受けた場合には当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時、一括して運送の承認を受けた場合及び特定保税運送の場合には、当該承認に係る外国貨物が発送された時をそれぞれ課税物件の確定の時期とし(関税法第 4 条第 1 項第 5 号及び第 5 号の 2)、適用法令もその日に適用される法令によることとされている(関税法第 5 条第 1 号)。この場合の原則的な課税物件の確定が「承認時」とされるのは、これらの承認後貨物は税関の直接の監視下を離れることとなるので、その時以後の貨物の減耗等を認めることは適当でないこと、関税の納税義務の成立の時点に最も近い時点で税関が貨物の性状を把握できる時点はこれらの承認等の時であること等の理由によるものである。

⑧ 特例申告により事前申告がされた貨物

平成 19 年度関税改正において、申告時期の例外として「特例輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合」が追加され、特例輸入者は、貨物が本邦に到着する前の「事前申告」が可能となり、その場合、当該輸入の許可の時に課税物件が確定し(関税法第 4 条第 1 項第 5 号の 3)、適用法令もその日の法令とされている(関税法第 5 条第 1 号)。

⑨ 郵便物

20 万円以下の郵便物等については、関税法第 76 条第 3 項の規定により日本郵便株式会社から提示されたものはその提示された時、提示されずに輸入されたものはその輸入(名宛人への交付)の時にそれぞれ課税物件が確定し(関税法第 4 条第 1 項第 6 号及び第 8 号)、適用法令もその日の法令とされている(関税法第 5 条第 1 号)。

郵便物は、日本郵便株式会社から名宛人に交付された日に輸入の許可があったものとみなされる(関税法第 74 条)ので、関税の納税義務の成立はその交付の日と考えられるが、交付の日以前の提示された時に課税物件等が確定することとされているのは、関税賦課の時点では交付の日を予測できず、交付の日を課税物件等確定の時とすれば、実際上課税が困難な場合が生ずるという理由によると考えられる。

⑩ 収容貨物及び留置貨物等

収容貨物、留置貨物、差押物件又は領置物件で公売又は売却されるものについては、公売又は売却の時において輸入と同視すべき状態の発生があるので、この時において課税物件が確定する(関税法第 4 条第 1 項第 7 号)とともに、その日の法令が適用されることとされている(関税法第 5 条第 1 号)。ただし、この場合における関税の額は、公売又は売却した代金の額が限度となっている(関税法第 14 条の 5)。

⑪ 輸入の許可を受けないで輸入された貨物

輸入の許可を受けないで輸入された貨物について関税を徴収すべき場合は、輸入申告があった貨物及び公売、売却された領置、差押物件等を除き、すべて輸入の時に課税物件が確定し、その日の法令が適用される(関税法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 号)

## 第2節 納税義務の確定

### 1. 納税義務の確定の意義

関税の納税義務についても他の租税と同様に、関税法等の法律に定める課税要件を充足することによって成立するが、このような段階での納税義務が実現される（つまり、実際に納税され、徴収される）ためには、更にその納税義務の内容が明確にされなければならないこととされている。関税の納税義務の確定とは、このような納税義務の内容の明確化（納税義務を具体的な数値の額によって認識すること）を意味し、納税義務はこの確定のための手続を経てはじめて現実的、かつ、具体的な租税債務となるのである。確定がなければ関税の納付はなく、また徴収もされない。納税義務が成立しても、確定がなされる前に納付された税額は誤納となり還付されなければならない、また、確定がされないままで一定の期間が経過した場合には納税義務は消滅する。

### 2. 税額確定の方式

租税法上、納付すべき税額を確定するためには納税義務者又は税務官庁による一定の手続を必要とすることとされている。このような手続は、その実行者によって「申告納税方式」と「賦課課税方式」の2つの方式に分けられている。申告納税方式とは、原則として納税義務者の申告により税額が確定する方式であり、賦課課税方式とは、専ら税務官庁の処分により税額が確定する方式である。ただし、申告納税方式においても、納税義務者から申告がない場合、その申告に係る税額の計算が租税に関する法律の規定に従っていなかった場合又は税務官庁の調査したところと異なる場合に限り、税務官庁の処分により税額が確定する。また、一般の国税の中には、このような一定の手続を経ないでも、その納税義務が成立すると同時に確定する方式（自動確定方式）もある。

関税の額の確定は、従前は全ての貨物について賦課課税方式によるとされていたが、納税義務者に自主的に税額を確定させることによって輸入通関の迅速化を図ること等を目的として、昭和41年の関税法等の改正により、一般の国税と同様、原則として申告納税方式となった（関税法第6条の2第1項第1号）。

これと同時に、賦課課税方式が適用される貨物は次の貨物等に限られることとされた（関税法第6条の2第1項第2号及び同法施行令第3条）。これらの貨物については、納税義務者による自主的な申告による税額の確定を期待することが困難又は適当でない等の理由により、引き続き賦課課税方式がとられることとされたものである。

① 入国者の携帯品、別送品等

② 課税価格が20万円以下の郵便物等（注）（以下、「少額郵便物等」という。）

（注）郵便物のうち、①価格が20万円を超えるもの（寄贈物品等一定のものを除く）、②郵便物を輸入しようとする者から輸入申告を行う旨の申出があったものについては、原則として輸入申告の対象とするとともに、申告納税方式が導入されることとなった。

③ 相殺関税（関税定率法第7条第3項の規定により暫定措置がとられていた期間に相殺関税を遡及して課する場合に限る。）及び不当廉売関税（関税定率法第8条第2項の規定により暫定措置がとられていた期間等に不当廉売関税を遡及して徴収する場合に限る。）を課される貨物

④ 一定の事実の発生により直ちに関税を徴収される貨物（保税地域内で亡失した貨物、特定用途免税の適用を受けた貨物で、当該特定用途以外の用途に供された貨物等）

⑤ 地位協定特例法に規定する譲受貨物等

- ⑥ その他特に政令で定められている貨物（託送品、荷粉、残存船（機）用品、外交官用貨物等）
- ⑦ 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税

なお、関税の延滞税（関税法第12条第1項）については、その納税義務が成立した時に、このような申告納税方式又は賦課課税方式による手続を要しないで、いわば自動的にその納付すべき税額が確定する（関税法第6条の2第2項）。

### 3. 税額の確定手続

#### （1）申告納税方式における関税額の確定手続

申告納税方式においては、輸入貨物について納付すべき関税の額は、納税申告（当初申告又は修正申告）、更正又は決定により確定する。

これらの確定手続のうち、納税申告は納税義務者が行う手続であり、更正及び決定は税務官庁としての税関長が行う手続である。

なお、納税義務者に対しては、納税申告のほか、税額の変更を求める手続として更正の請求が認められている。

##### ① 納税申告（当初申告）（関税法第7条第1項）

当初申告は、納税申告のうち最初に行うものである。申告納税方式において、その出発点とも言うべき最も基本的な税額の確定手続であり、貨物の輸入者（納税義務者）が関税法第67条の規定による輸入申告書に税番、税額その他必要な事項を記載して税関長に提出する（具体的には「輸入（納税）申告書」を提出する）ことによって行われる。納税申告は「税額がないことが納税義務者のする申告によって確定すること」（関税法第6条の2第1項第1号）とされていることから明らかなように、無税品についても必要である。ただし、特例申告として行う場合は、輸入申告（引取申告）と切り離した形で行われる。

なお、納税申告に際して、申告者が、申告書に記載すべき税番、税率、課税標準等の教示を税關に求めたときは、税關はその適切な教示に努めなければならないこととされている（関税法第7条第3項）。

##### ② 修正申告（関税法第7条の14）

納税申告をした者又は関税法第7条の16第2項の規定による決定を受けた者は、その納税申告、更正若しくは決定により納付すべき税額に不足額があるとき、又は納付すべき税額があるにもかかわらず当初申告等の際納付すべき税額がないとされたときは、これを修正する申告（修正申告）をすることができる。

修正申告は、修正申告書の提出によって行うのが原則であるが、輸入の許可前に限り（実務上は、関税の納付前に限る取扱いである。）申告者による輸入（納税）申告書の補正という簡易な手続で行うことができる（関税法第7条の14第2項）。修正申告は、納付すべき税額の全体について行われるが、これにより新たに税額確定の効果が生ずるのは、その修正申告により増加した部分の税額のみであり、既に確定している部分の納税義務には影響を及ぼさない。

##### ③ 更正の請求（関税法第7条の15）

納税申告をした者は、関税の課税標準又は税額の計算につき法令の適用を誤った場合若しくは計算に誤りがある場合で、その申告に係る税額（当該税額に関し更正があった場合にはその更正後の税額）が過大であったときは、その申告に係る貨物の輸入の許可まで又は当該許可の日から5年以内（輸入許可前における貨物の引取りの承認を受けた場合は、その承認の日の翌日から起算して5

年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間)に限り、これを更正するべき旨の請求をすることができる。この請求があったときは、税関長は調査の上、必要があれば更正をし、必要がなければ更正をすべき理由がない旨を請求者に通知しなければならない。

したがって、更正の請求の場合には、その請求によって先の申告に係る税額等の変更部分が自動的に確定するわけではなく、税関長の更正処分によってはじめて確定する。

④ 更正（関税法第7条の16第1項、第3項、第4項及び第5項）

税関長は、納税申告に係る税額等の計算が、関税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により当該申告に係る税額等を更正する。更正は、納税申告についてのみならず、いったん行った更正又は決定により納付すべき税額が過大又は過少である場合にもすることができ、また、更正を繰り返して行うこともできる。

更正は、原則として更正通知書を送達することにより行うが、関税の納付前における減額更正は、関税法第7条の16第4項ただし書に規定する是正によって行うことができる。実務上、関税納付前の増額更正は、補正による修正申告の手続によるよう指導することとされている。

なお、更正は、修正申告の場合と同様、納付すべき税額の全体について行われるが、その確定の効果は、更正により増加又は減少することとなる部分についてのみ及び、その他の部分で既に確定したものには影響を及ぼさない。

⑤ 決定（関税法第7条の16第2項及び第4項）

納税申告を必要とする貨物についてその輸入の時までに納税申告がないときは、税関長はその調査により、納付すべき税額等を決定する。このような税関長の手続を決定という。この決定は決定通知書の送達によって行う。

## （2）賦課課税方式における関税額の確定手続

賦課課税方式における関税額の確定は、税関長の処分（賦課決定）によってのみ行われる。賦課決定の態様及び決定される事項は、次のとおりである（関税法第8条第1項及び第2項）。

① 輸入申告をすべきこととされている場合（携帯品、別送品又は譲受貨物の場合）

イ. 輸入申告に係る課税標準に誤りがないとき

納付すべき税額

ロ. 輸入申告がないとき又は申告に係る課税標準が誤っているとき

課税標準及び納付すべき税額

② 輸入申告が必要とされていない場合（少額郵便物等、不当廉売貨物又は用途外使用貨物等の場合）

課税標準及び納付すべき税額

③ 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を賦課しようとする場合

過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額

これらの事項につき決定をした後、その決定をした課税標準又は税額が過大又は過少であることを知ったときは、税関長はこれらを変更する決定を行う。また、この決定は、繰り返して行うことができる（関税法第8条第3項）。

以上の賦課決定は、税関長がその決定に係る課税標準、税額等を記載した賦課決定通知書（上記①のイに該当するときは、納税告知書）を送達することによって行う（関税法第8条第4項）。また、携帯品等について賦課決定をするときは口頭でできるが、この場合には他の税関職員の立会を受けなければならない（関税法第8条第4項、関税法施行令第6条第6項）。

## 4. 課税処分の期間制限（賦課権の除斥期間）

### （1） 課税処分の期間制限の意義

関税は、その納税義務が成立すると同時に確定するもの（延滞税）を除いて納税申告、更正、決定又は賦課決定の手続を経なければ納税義務の内容が確定せず、したがって、確定手続が行われなければ、関税の収納、徴収等の関税債務の履行の段階に移ることができない。つまり、確定手続は、その後の関税債務の履行の手続（国の側から言えば徴収の手続になる）の前提要件を構成するものといえる。

このような法律上関税の確定を行い得る手続のうち国（具体的には税務官庁としての税関長）が行い得るもの、具体的に言えば更正、決定又は賦課決定の処分（これらを総称して「課税処分」と呼ぶ。）を行い得る国の権利（賦課権又は課税権という。）については、租税法上の法律関係をいつまでも不確定の状態にしておくことは好ましくないため、その存続期間があらかじめ定められている。

### （2） 賦課権の除斥期間

関税について課税処分を行うことができる国の権利の存続期間は、関税法第14条に規定されており、この期間を「除斥期間」という。除斥期間には更新がなく、その期間の経過によって権利が消滅する。

なお、関税法では、賦課権についての存続期間の制限についてのみ規定し、納税義務者が行う事後的な確定手続（主に修正申告）についての期間制限については規定していないが、これについては、徴収権が時効により消滅した場合は修正申告を行えないと解することが適当であろう。

#### ① 除斥期間の起算日

関税の賦課権の除斥期間の起算日は、原則としてその関税の法定納期限等の翌日である。

#### ② 法定納期限等

関税の法定納期限等は、その関税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税にあっては、その納付の起因となった関税。）が課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、その許可の日。）であるが、次に掲げる場合の関税については、それぞれに掲げる日である（関税法第14条第5項）。

##### イ. 特例申告貨物の関税

特例申告書の提出期限

ロ. 輸入の許可前引取又は郵便物の納税前受取の適用を受けた場合

それぞれの承認の日

ハ. 遷及課税される相殺関税（関税定率法第7条第3項）及び遷及課税される不当廉売関税（同法第8条第2項）の場合

当該関税を課することができたこととなった日

ニ. 関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税の場合

当該事実が生じた日

#### ③ 期間

具体的な除斥期間は、関税法第14条で次のように定められている。

##### イ. 同条第1項に規定する期間

関税についての更正、決定又は賦課決定は、法定納期限等から 5 年を経過した日以後は、することができない。

ただし、関税法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イ（携帯品、別送品及び船（機）用品等に対する関税）又はホ（地位協定特例法に規定する譲受貨物に対する関税等）に規定する関税で、課税標準の申告があったものに係る賦課決定については、法定納期限等から 3 年を経過した日以後はすることができない。

#### ロ. 同条第 2 項に規定する期間

第 1 項の規定により更正をすることができないこととなる日前 6 月以内にされた更正の請求に係る更正と、当該更正に伴い行われる過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税についての賦課決定は、当該更正の請求があつた日から 6 月を経過する日まですることができる。

#### ハ. 同条第 3 項に規定する期間

第 1 項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前 3 月以内にされた期限後特例申告書の提出又は当該提出若しくは決定後の修正申告に伴って行われることとなる無申告加算税についての賦課決定は、当該提出又は修正申告があつた日から 3 月を経過する日まですることができる。

#### ニ. 同条第 4 項に規定する期間

偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税について、上記イ及びロに掲げる更正、決定又は賦課決定をする場合には、上記イ及びロの期間制限に関わらず、法定納期限等から 7 年を経過する日まですることができる。

#### ホ. 同条第 5 項に規定する期間

原産地の事後確認において、税関が特惠受益国等に対して情報提供の要請を行い、当該情報に照らし更正、決定又は賦課決定をする場合については、当該要請に係る書面が発せられた日から 3 年を経過する日まですることができる。

#### ヘ. 同条第 6 項に規定する期間

期間の計算及び期限の特例（国税通則法第 10 条第 2 項、関税法第 2 条の 2 で準用）又は災害による期限の延長（関税法第 2 条の 3）の規定の適用により、更正の請求をすることができることとされた期間にされた更正の請求に係る更正と、当該更正に伴い行われる過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税についての賦課決定は、当該更正の請求があつた日から 6 月を経過する日まですることができる。

（注）ハ及びホについては、令和 2 年 4 月 1 日より前に法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については適用されない。

（注）平成 23 年 12 月 2 日より前に法定納期限等が到来した関税及び内国消費税について、更正、決定又は賦課決定ができる期間は以下のとおり（平成 23 年度関税改正に伴う経過措置）。

① 以下に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から 3 年を経過した日以後は、することができない（法定納期限等から 3 年を経過する日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、法定納期限等から 3 年を経過した日とその提出があつた日から 2 年を経過した日とのいずれか遅い日以後はすることができない。）。

イ 更正（下記②のロ及びハを除く。）

ロ 関税法第 6 条の 2 第 1 項第二号イ（携帯品、別送品及び船（機）用品等に対する関税）

又はホ（地位協定特例法に規定する譲受貨物に対する関税）に掲げる関税で、課税標準の申告があったものに係る賦課決定

ハ 関税法第6条の2第1項第二号ロからニまで（郵便物に対する関税、暫定措置の期間中等に遡及的に課税される相殺関税又は不当廉売関税等、関税法等の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収することとされている関税）に掲げる関税に係る賦課決定

ニ 過少申告加算税又は関税法第12条の4第1項の規定により課される重加算税に係る賦課決定

② 以下に掲げる決定、更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から5年を経過した日以後は、することができない。

イ. 決定（関税法第7条の16第2項）

ロ. 上記②のイの決定についての更正

ハ. 法定納期限等から3年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があった関税についての更正

ニ. 関税法第6条の2第1項第二号イ又はホに掲げる関税で、課税標準の申告のなかつたものに係る賦課決定

ホ. 無申告加算税及び関税法第12条の4第2項の規定により課される重加算税に係る賦課決定

③ 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税について、上記①及び②に掲げる更正、決定又は賦課決定をする場合には、それぞれの規定にかかわらず、法定納期限等から7年を経過する日まですることができる。

### （3） 除斥期間の特徴

賦課権の除斥期間が経過するときはや税関長は課税処分をすることができなくなることから、このうち、国の権利の消滅という点に着目して言えば、徴収権の消滅時効の場合と異ならない。しかし、消滅時効と対比した場合、除斥期間には更新及び完成猶予がないという特徴が認められる。

## 第3節 期間及び期限

### 1. 関税法の関連規定

「期間及び期限」の取扱いについては、関税法第2条の2において「国税通則法第10条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。」と規定されている。

### 2. 国税通則法第10条の取扱い

#### （1）期間計算

##### ① 日、月又は年をもって定める期間計算

期間とは、ある時点からある時点までの継続した時の区分をいう。

国税通則法に定める期間計算にいう期間とは、例えば、「・・・から50日以内」（国税通則法第37条）、「・・・から2月以内」（法人税法第71条）又は「・・・から1年以内」（相続税法第43条）のように、日、月又は年をもって定めている期間をいう。それ以外の期間、例えば、「2月16日から3月15日まで」（所得税法第120条）のように確定日から確定日までをもって定めた期間や、「法定納期限の翌日からその国税を完納するまでの期間」（国税通則法第60条）という場合の期間は、実質的に期間計算を行う必要がないから、国税通則法第10条第1項の適用はない。

##### ② 期間計算の方法

###### イ. 期間の起算点

期間計算を行う期間、すなわち、日、月又は年をもって定めている期間には、その初日を算入しない（国税通則法第10条第1項）。例えば、「その理由がやんだ日から2月以内に限り」（国税通則法第11条）の場合は、理由のやんだ日の翌日を第1日として計算し、「その事実があった日から1月以内」（所得税法第229条）の場合は、同じくその事実があった日の翌日を第1日として期間計算する。ただし、その期間が午前0時から始まるときは、初日を算入する。また、初日算入について、国税に関する法律に別段の定めがあるときは、当然に初日を算入する（国税通則法第10条第1項ただし書）。この別段の定めは、法文において「・・・した日から起算して」（国税通則法第14条等）又は「・・・の日以後」（法人税法第13条）とされているものをいい、このような場合は、当該「・・・した日」又は「・・・の日」が期間の初日となる。

###### ロ. 曆による計算

期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、曆に従って計算する（国税通則法第10条第1項第2号、民法第143条）。曆に従うとは、1月を30日又は31日とか、1年を365日のように日に換算して計算することではなく、例えば、1月の場合は翌月の起算日に応当する日の前日を、1年の場合は翌年の起算日に応当する日の前日を、それぞれの期間の末日として計算することをいう。

###### ハ. 期間の満了点

月又は年をもって定めた期間において、その期間の満了点は、月又は年の始めから計算するときは最後の月又は年の末日の終了時点であり、月又は年の始めから計算しないときは、最後の月又は年において、その起算日に応当する日の前日の終了時点である。ただし、最後の月に応当日がないときは、その月の末日の終了時点である（国税通則法第10条第1項第3号、民法第143条）。

### ③ 前に溯る期間の計算

前に溯る期間の計算は、国税通則法第10条第1項の規定を準用して計算するものとする。例えば、国税徴収法第95条第1項に規定する「公売の日の少なくとも10日前までに」の場合には、その公売の日の前日を第1日として、さかのぼって10日目に期間が満了する。したがって、その前日の11日目の日までに公売公告しなければならないこととなる。また、「法定納期限の1年以上前に」(国税徴収法第35条)の場合は、法定納期限は24時(翌日の午前0時)から計算される(前にさかのぼる)から、当該法定納期限の日が第1日となり、1年前の応当日の終了時点が1年という期間の満了時点となる。

## (2) 期限の特例

### ① 期限及び申告等の期限の意義

期限とは、法律行為の効力の発生若しくは消滅又はこれらの法律行為若しくは事実行為の履行が一定の日時の到来にかかっている場合における、その一定の日時をいう。期限には、3月15日、7月31日等確定日によるものほか、期間の末日も含まれる。

国税に関する法律に定める申告、申請、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限とは、国税に関する法律に定める一方の当事者に対し、申告、申請等の一定の法律行為又は事実行為をなす際のその定められた期限をいう。

### ② 延期される期限

国税に関する法律に定める申告等の期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日(1月2日及び3日)又は政令で定める日(土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日)に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされる(国税通則法第10条及び同法施行令第2条)。これらの日が連続するときは、最後の日の翌日が期限となる。

### ③ 延期されない期限

#### イ. 政令で定める期限

国税通則法による期限の特例は、日をもって定める期限に適用され、「時」をもって定める期限は、その適用を受けない。このように、期限の特例を適用されないものとして、主に以下のような期限が同法施行令第2条に規定されている。

A. 時をもって、定める期限

B. 即時徴収に係る納期限

C. 一定の事実のある日の前日で定める期限

D. その他特別に定める期限

#### ロ. 行政処分により定められた期限

行政処分により、ある一定期間内の特定の日を期限として定めることができる場合に、その行政処分により定められる期限は当該期日が休日に該当しても翌日に延期されない。しかし、実務上その行政処分により定める期限が申告等の期限に該当する限り、徴税上特別の支障があるときを除き、指定日が休日に当たるか否かを予め調査し、休日であればその翌日を期限として指定するように取り扱われるのが実情である。

#### ハ. 申告等以外の期限

国税通則法第10条第2項が適用される期限は申告等の期限に限られることから、そのような行為を伴わないもの、具体的には、調査内容を定める基準となっている期間の末日、単に計算の

基礎となっている期間の末日、一定事項の判断の基準としている特定の日又は期間の末日及び行政処分により定められた期限は、ここにいう申告等の期限ではないこととなる。

## 第4節　納税申告の特例

### 1. 導入経緯

我が国の関税に関する確定手続は、昭和41年の関税法等の改正により、賦課課税方式から申告納税方式中心に転換し、基本的に納税申告は輸入申告と同時に行うこととされた。

このような一段階方式が申告納税制度への移行後関税における納税申告の基本的な方法とされてきたが、平成12年度関税改正において、輸入者の利便性の向上、税関行政の効率的な運営、税関手続の国際的な調和の維持等の観点から、輸入申告とは切り離した形で、輸入の許可を受けた後一定期間内に納税申告（以下「特例申告」という。）を行うことができるとする制度が創設された。特例申告は、あらかじめいづれかの税関長の承認を受けた輸入者（以下「特例輸入者」という。）又は認定通関業者に税関手続を委託した輸入者（以下「特例委託輸入者」という。）が行うことができる。

### 2. 特例輸入者の承認

#### （1）特例輸入者の承認要件

特例輸入者の承認申請が以下に該当するとき、税関長は承認しないことができる（関税法第7条の5第1項）。

- ① 国税関係法規違反により刑罰（通告処分を含む）を受けた者
    - 執行終了（執行を受けることがなくなった場合を含む）日から3年未経過
    - 通告処分履行日から3年未経過
  - ② 一般法規違反（国税関係以外の法規）により刑罰（禁錮以上）を受けた者
    - 執行終了（執行を受けることがなくなった場合を含む）日から2年未経過
  - ③ 特定の暴力的行為に係る刑罰（罰金刑）を受けた者
    - 執行終了（執行を受けることがなくなった場合を含む。）日から2年未経過
      - ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。一部を除く。）
      - ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第245条の罪（傷害等）
      - ・「暴力行為等処罰に関する法律」（大正15年法律第60号）
  - ④ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）
    - 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号による定義
  - ⑤ ①～④該当者を役員とする法人及び代理人等とする者
  - ⑥ 暴力団員被支配者
  - ⑦ 重加算税被処分者
    - 申請日前3年間の処分
    - 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税に係る処分
  - ⑧ 滞納者
    - 申請日前3年間の実績
    - 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税に係る事案
  - ⑨ 承認取消し被処分者
    - 処分日から3年未経過
- イ. 特例申告（内国消費税に係る特例申告を含む。）期限徒過

- ロ. 関税法第7条の8第1項の規定に基づく担保提供命令不履行
  - ハ. 関税法第7条の6の規定による法令遵守規則（Compliance Program、以下、「CP」という。）の改善等不履行
  - ニ. 関税法第7条の9第1項の規定に基づく記帳義務の不備
- ⑩ 特例申告貨物の輸入業務を適切かつ確実に遂行する能力（NACC S利用準備等）不備者
- ⑪ 特例申告貨物の輸入に関する業務に係るCP未整備者

## （2）特例輸入者の承認の手続

特例輸入者の承認申請書には、次の事項を記載する必要がある（関税令第4条の5第1項、関税法基本通達7の2-5）。

- ① 申請者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所又は居所、電話番号、輸出入者符号
- ② 代理申請（例えば、通関業者による代理申請。）の場合は、当該代理人の名称、住所
- ③ 特例申告の適用を受けようとする貨物の品名
- ④ 犯則、滞納等の事実の有無

また、申請書にはCPを、申請者が法人の場合は登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、登記事項証明書については、税関において法務省の登記情報連携システムを使用して登記情報を入手することができる場合は添付を要しない。

なお、特例輸入者の承認は「いざれかの税関長の承認」を受けさえすれば全国のどの官署においても当該承認の効果を享受できることとなっており、実務的には、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関に承認申請書を提出させる取扱いとしている（関税法基本通達7の2-5）。

また、特例輸入者の氏名若しくは名称又は住所（関税令第4条の5第1項第1号に規定する事項）に変更があった場合には、その旨を税関長に届け出る必要がある（同令第4条の5第5項）が、この届出は、「特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届」を2通提出することにより行わせることとなっている。関税法第7条の5第1号イからホまでに掲げる事項（承認の拒否要件）に該当した場合は、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく届け出るよう懇意される（関税法基本通達7の2-8）。

特例輸入者の承認の権限は支署長及び出張所長には委任されていない（関税令第92条）が、地方の輸入者の利便性を考慮して、運用上、承認申請書の提出、承認を受けた後の各種の届出等は最寄りの官署で対応される（関税法基本通達7の2-5等）。

## （3）税関における承認事務

特例輸入者の承認申請があった場合には、税関長は、特例輸入者の承認の適否を審査し、承認を行う場合にはその旨を、承認を行わない場合にはその旨及び理由を申請者に通知しなければならない（関税法施行令第4条の5第4項）が、この通知は、実務上は「特例輸入者・特定輸出者承認書」又は「特例輸入者・特定輸出者不承認書」を交付することにより行うこととされている（関税法基本通達7の2-7）。

承認書等の交付は、承認申請書を受理した日から1月以内に行うよう努めることとされているが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、事前にその旨を申請者に通知することとされている（関税法基本通達7の2-7）。

### 3. 特例輸入者の義務

#### (1) 帳簿の備付け

特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿（特例輸入関税関係帳簿）を備え付け、これに所要の事項を記載するとともに、一定期間保存しなければならないこととされている（関税法第7条の9第1項）。帳簿の具体的記載事項は、関税令第4条の12第1項に規定されており、法律に規定するもののほか、仕出人の氏名又は名称、輸入許可年月日及び許可番号とされている。また、帳簿の保存期間は7年間である（関税令第4条の12第4項）。

なお、帳簿への記載事項が輸入許可書又は保存すべき書類に記載されている場合は、その記載を省略することができることとされている（関税令第4条の12第3項）。

#### (2) 関係書類の保存義務

特例輸入者は、特例申告を行った貨物の取引に関して作成し、又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（特例輸入関税関係書類）を保存することとされている（関税法第7条の9第1項）。ただし、これらの書類を関税法その他関税に関する法律に基づいて税関長に提出した場合は、以後の保管は要しない（関税令第4条の12第6項）。

これらの書類の保存期間は、内国税の例を踏まえ5年間（その書類に記載の事項について、帳簿への記載を省略した場合は7年間）とされている（関税令第4条の12第4項）。

保存すべき主な書類には、以下のようなものがある（関税令第4条の12第2項）。

- ① 特例申告貨物に係る契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他許可済特例申告貨物の課税標準を明らかにする書類
- ② 上記①に掲げるもののほか、許可済特例申告貨物の成分分析表その他当該貨物の所属区分を明らかにする書類
- ③ 特例申告に係る貨物が、原料課税の適用を受ける保税作業によりできた製品である場合には、移入承認書
- ④ 協定税率の適用を受けるための原産地証明書（実際には、仕入書その他の書類により原産地が明らかである場合を除くとされているため、ほとんどの場合必要はない。）
- ⑤ 特惠原産地証明書又は原産品申告書

#### (3) 帳簿等の電子情報による保存

帳簿及び関係書類の保存は、電子情報により行うことができる。また、特例輸入者は、電子情報による取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない（関税法第7条の9第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）。また、電子情報を利用して行った取引に係る電磁的記録の保存義務は、帳簿等の電子保存の承認を受けている者に限らず、全ての特例輸入者に課せられていることに留意する必要がある。

（注）令和3年度関税改正（令和4年1月1日施行箇所）において、関税法第7条の9第2項の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律を読み替えて準用する形式を改め、関税法の中で関連規定が書き下されている。

#### 4. 特例輸入者の承認の取消し、失効及び承継

##### (1) 承認の取消し又は失効

税関長は、次の場合には、特例輸入者の承認を取り消すことができるとされている。

- ① 関税又は輸入貨物に係る消費税等について重加算税を課された場合
- ② 関税又は輸入貨物に係る内国消費税等を滞納した場合
- ③ 期限までに特例申告をしない場合
- ④ 担保提供命令に従わない場合
- ⑤ 承認要件のうち関税法第7条の5第1号イ～ヘ又は第2号に該当する場合
- ⑥ 税関長による改善措置の求めに応じなかった場合
- ⑦ 必要な帳簿書類の保存がされていない場合又は不実の記載があった場合

また、特例輸入者は、特例申告制度の適用を受ける必要がなくなった旨の届出を行うことができる（関税法第7条の10及び同法施行令第4条の13）。この場合の届出は、特例申告・特定輸出申告取りやめ届により行うこととされている。

これらのほか、特例輸入者の承認は、特例輸入者の解散又は破産により失効する（関税法第7条の11第1項）。

##### (2) 承認等の承継

特例輸入者について合併、分割又は相続があった場合、その承認を合併若しくは分割後の法人又は相続人が継承することができる（関税法第7条の13の規定により準用する同法第48条の2）。

#### 5. 特例申告制度の対象としない貨物

貨物を国内に引き取る時点で現品の確認が必要となる等、特例申告になじまない次の貨物については、特例申告の対象とされない。具体的には次の貨物（関税法第7条の2第4項及び同法施行令第4条の3）。

関税暫定措置法第7条の3（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）、第7条の6（豚肉等に係る特別緊急関税）及び第7条の8（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）の適用対象となる貨物

#### 6. 担保の提供

特例申告に際して関税及び内国消費税等の保全のため必要があると認められる場合には、税関長は、特例輸入者又は特例委託輸入者に対して、担保の提供を求めることができるものとされている（関税法7条の8）。従来は、特例申告を行う際には必ず担保の提供が必要とされていたが、平成20年度改正で、特例輸入者等のAEOとしてのコンプライアンス性の側面を評価しつつ制度の利便性を高める観点から簡素化された。

#### 7. 輸入（引取）申告

特例申告制度を利用する場合であっても、関税法第67条の規定に基づく輸入申告は輸入の都度必要である。その際、税的審査等のために従来求めていた仕入書等の書類は、税関長が輸入の許可の判断のためこれを提出させる必要があると認めた場合等を除き、提出を要しない（関税法第68条）。マニュアル申告の場合には、「輸入（納税）申告書」の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ、関税法施行

令第 59 条に規定する事項を記載して提出させることとされている（関税法基本通達 67-3-2）。なお、動植物検疫等の他法令手続については、従来どおりの手続が必要とされる。

（注）関税割当証明書及び減免税明細書については、例外的に提出を要する（これらの書類を提出させる根拠規定は、それぞれ関税割当政令や関税定率法施行令の関連規定である）。

特例申告に係る貨物であっても、引取申告の時点で社会悪物品等に関する検査は従来どおり厳正に実施されるが、納税に関する審査・検査はこの段階では原則として行わない。ただし、引取申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、貨物確認（分析）を行う（「輸入通関事務処理体制について」（平成 12 年蔵関第 247 号）第 1 の III の 1 (2) のニなお書）。

また、通関部門に提出された輸入（引取）申告書は、審査及び検査が終了後、収納課に関係書類とともに回付され輸入が許可されることとなるが、申告書及び関係書類はふたたび通関部門に返付される。これは、後に行われる納税申告（特例申告）が適切に行われるか否かを通関部門で管理するためである。

## 8. 特例申告

### （1） 特例申告の方法

特例申告は、輸入許可の日の属する月の翌月末日まで（N A C C S 処理の場合は、翌月 20 日まで）に特例申告を行なった場合にのみ口座振替による納税又は一括納付書による納税ができる）に特例申告書の提出により行わなければならない。実務上、その提出先は本関又は輸入（引取）申告を行った官署とされている。

特例申告は本来輸入申告と併せて行うべき納税申告について分離が認められるものであるから、当該輸入申告（許可）と対応関係にあるのは当然である。従って、基本的には輸入許可ごとに特例申告書を作成することとなるが、同一月内の輸入許可分について一件の特例申告書に一括して作成することもできる（平成 19 年度改正による。）。ただし、一括することで税額の端数処理上申告者に不利となる場合もあるため申告者の選択に委ねられる。

### （2） 特例申告に係る関税の納付

特例申告に係る関税を納付する期限は特例申告書の提出期限（輸入許可の日の属する月の翌月末日）であるが（関税法第 9 条第 2 項第 1 号）、特例輸入者については、特例申告書の提出期限までに納期限の延長を申請することで、納期限を 2 月以内に限り延長することができる。この場合において、税関長は、関税等の保全のために必要があると認めるときは、当該特例輸入者に対し、担保（保全担保）の提供を命ずることができる。（関税法第 9 条の 2 第 3 項）。特例委託輸入者については、特例申告書の提出期限までに納期限の延長を申請し、かつ、担保（必要担保）を提供することで、納期限を 2 月以内に限り延長することができる（関税法第 9 条の 2 第 4 項）。これにより、包括納期限延長（関税法第 9 条の 2 第 2 項）とほぼ同等の効果を享受することとなる。

（注）特例輸入者については、その承認や事後監査等の際に税関が財務状況の確認を行っており、租税債権を確保する上でも支障がないと考えられたことから、輸入手続の利便性を向上するため、令和 6 年度の関税改正において、特例申告に係る担保の取扱いと同様に、特例申告の納期限延長に係る担保も必要担保から保全担保に緩和された（令和 6 年 10 月 1 日施行）。

### （3） 期限後特例申告等

申告期限内に特例申告書を提出しない場合には税関長は決定を行うこととなるが、納税者の自発的

申告が望ましいことに変わりはないため、当該決定があるまでは期限内特例申告書に記載すべき事項を記載した申告書を提出することができる（関税法第7条の4第1項）。この申告書を「期限後特例申告書」という（関税法第7条の4第2項）。これとの関係で、申告期限内に提出される特例申告書を「期限内特例申告書」という（関税法第7条の2第3項）。

期限後特例申告書を提出した場合、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、無申告加算税（15%）が5%に軽減される（関税法第12条の3第5項：平成29年1月1日施行）。なお、納税義務者に対する調査通知（調査の対象となる税目及び期間並びに調査を行う旨）があった後に行われた期限後特例申告書の提出が、更正又は決定があるべきことを予知されたものでないときは、「10%」の無申告加算税を課すこととなる（同条第1項：平成29年1月1日施行）。

特例申告書の申告期限までに特例申告書を提出することができなかつたことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課されないこととされている（同条第1項）。また、特例申告書の提出期限から1月を経過する日までに期限後特例申告書の提出があった場合で、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当するときにおいても無申告加算税を適用しない（関税法第12条の3第6項）。

また、通常の納税申告では、申告後税額に誤りがあった場合は修正申告又は更正となり過少申告加算税の対象とされるが、特例申告の場合には特例申告の申告期限までは訂正が認められる（関税法基本通達7の2-4）。なお、特例申告に関して修正申告をする場合で修正申告に係る事項を記載した書類があるときは、これを修正申告に添付して提出しなければならない（関税令第4条の16第1項後段）。

## 9. 内国消費税

税關が徵収する内国消費税については、平成12年度の改正法附則で各内国消費税法が改正され、特例申告を行う場合の内国消費税の申告書の提出期限が特定月の翌月末日とされるとともに、これらに係る納税申告書が関税法の特例申告書に併せて提出すべきものとされるなど、所要の措置を講じられている（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第6条第2項）。

## 第5節 納税義務の消滅（関税の納付及び徵収）

### 1. 納税義務の消滅原因

関税の納税義務は、納税義務者の行う納税申告又は税関長の行う賦課決定等の課税処分によって確定された後、納税義務者自身による当該納税義務の任意の履行によって、すなわち、申告納税方式による関税の場合には、納税申告その他の手続により確定した税額を納税義務者が自主的に国に納付することによって、賦課課税方式による関税の場合には、税関長の課税処分（賦課決定等）をまってその税額を国に納付することによって、基本的に消滅することとなる。

このような納税義務の履行による消滅（関税の納付又は徵収）以外の場合においては、担保の充当、過誤納金の充当、消滅時効の完成、滞納処分、滞納処分の執行停止による一定期間の経過などの理由によって納税義務が消滅することとなるが、この節では、このうち納税義務の履行、金銭担保の充当、過誤納金の充当及び消滅時効の完成による消滅について説明する。

### 2. 納税義務の履行（納税）による消滅

#### （1）申告納税方式が適用される貨物についての関税の納付

申告納税方式が適用される貨物について関税を納付しようとする者は、納税申告若しくは修正申告により納付する場合又は更正若しくは決定により納付する場合のいずれを問わず、その税額に相当する金銭に納税義務者が自ら作成した納付書を添えて、原則として、納付すべき期限（納期限）までに国に納付しなければならない（関税法第9条及び第9条の4）。

平成16年3月からは、マルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という）を利用しての電子納付も可能となっている。

MPNを利用した電子納付は、関税及び輸入品に対する内国消費税の徵収に関する法律法第2条第1号に規定する内国消費税（国税通則法第45条の規定により読み替えて適用する同法第34条第1項ただし書）並びにとん税及び特別とん税（とん税法施行令第2条第2項ただし書（特別とん税法施行令第2条において準用する場合を含む））が対象となっており、いずれの規定でも「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合に、財務省令で定める方法により納付できる」とされている。この省令は「税関関係法令に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する省令」である。

納付の方法は、金銭による納付を原則とするが、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」（大正5年法律第10号）等に定める特定の要件を備える証券（一定の小切手等）であれば、これにより納付することも認められている。この場合には、納付した証券について支払の拒絶（不渡り等）があったときは、初めから納付がなかったものとみなされる。

関税についての収納機関は、具体的には日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む）及び特定の税関職員（国税収納官吏）である。

#### （2）申告納税方式が適用される貨物についての関税の納期限

##### ① 納税申告をした場合（次の②から④までのいずれかに該当する場合を除く。）

貨物の輸入（輸入の許可）の日（ただし、関税が納付されなければ輸入を許可しないので、現実の取扱いでは納期限が付されない）

##### ② 期限内に特例申告がされた場合

輸入許可日の翌月末日

- ③ 期限後に特例申告がされた場合  
期限後特例申告がされた日
- ④ 輸入許可前における貨物の引取りの承認がされた場合  
納税申告に係る税額についての関税法第7条の17の規定に基づく納付通知書又は更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
- ⑤ 輸入の許可後に修正申告がされた場合  
その修正申告をした日
- ⑥ 輸入の許可後に更正がされた場合  
その更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
- ⑦ 決定処分による場合  
決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
- ⑧ 決定処分後に更正がされた場合  
更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
- ⑨ 過少申告加算税又は関税法第12条の4第1項の規定により課される重加算税にかかる賦課決定がされた場合  
賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日
- ⑩ 無申告加算税又は関税法第12条の4第2項の規定により課される重加算税に係る賦課決定がされた場合  
賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日

### (3) 申告納税方式が適用される貨物についての関税の納期限の延長

申告納税方式が適用される貨物の関税は、当然にその納期限までに納付しなければならないが、上記(2)①及び②の納税申告をした場合の納期限にあっては、担保の提供を条件として3月又は2月以内の期間に限り当該納期限を延長することが認められている。なお、特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保の提供については、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときは命ずることができる(関税法第9条の2)。この場合には、延長後の納期限までに関税を納付すればよいこととなるので、貨物の引取りの際に関税が納付されていなくても輸入の許可を行うことができる(関税法第72条)。

なお、納期限の延長方式には以下の3種類がある。

#### ① 個別延納

個々の輸入申告ごとに納期限を延長する方式。延納を要する輸入申告のたびに、納期限の延長申請書を提出して関税額の全部又は一部に相当する額の担保を提供することで、当該担保の範囲内で3か月以内の納期限の延長が認められる(関税法第9条の2第1項)。

#### ② 包括延納

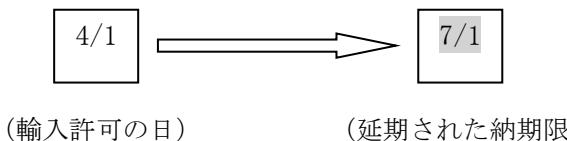
特定の月の輸入申告に係る納期限をまとめて3月以内の期間延長する方式。輸入者が延納対象の輸入申告が行われる月の前月末日までに納期限の延長申請書を提出し、対象月内の輸入に係る関税額の合計額に相当する担保を提供したときは、輸入申告が行われる月の末日の翌日から3月以内に限り提供された担保の額の範囲内で納期限の延長が認められる(同条第2項)。

#### ③ 特例申告に係る延納

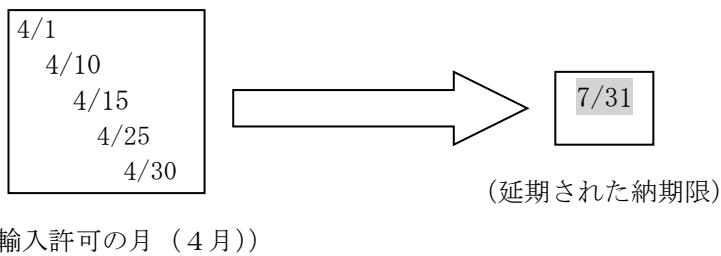
特例輸入者が、期限内特例申告を行った場合において、特例申告書の提出期限（輸入許可の日の属する月の翌月末日）までに納期限の延長申請書を提出したときは、2月以内に限り納期限の延長が認められる。この場合において、税関長は、関税の保全のために必要があると認めるときは、当該特例輸入者に対し、担保（保全担保）の提供を命じることができる（同条第3項：令和6年10月1日施行）。また、特例委託輸入者が、期限内特例申告を行った場合において、特例申告書の提出期限までに納期限の延長申請書を提出し、かつ、延長を受けようとする関税額の合計額に相当する担保を提供したときは、2月以内に限り提供された担保の範囲内で納期限の延長が認められる（同条第4項）。

（参考例）

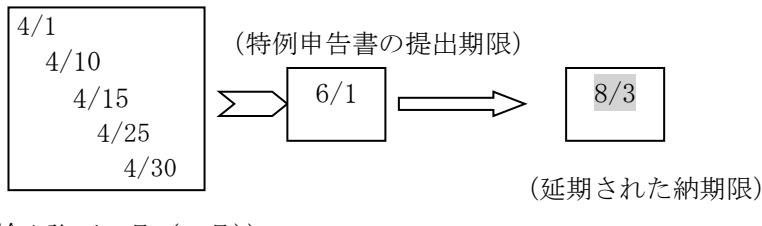
① 個別延納（延長期間3か月）



② 包括延納（延長期間3か月）



③ 特例申告に係る延納（延長期間2か月）



（注）申告書の提出期限、納期限等の末日が休日等に当たる場合には、当該休日等の翌日が提出期限、納期限等とみなされる（関税法第2条の2で準用する国税通則法第10条）。したがって、特例申告の場合の納期限の延長は提出期限と納期限の双方が存在することから、場合によっては期限の特例を2回受けることとなる。具体的には、令和2年4月分の輸入を例にとると、包括延納の場合は、特定月（4月）の末日の翌日（5月1日）から起算して3か月後の月の末日、すなわち7月31日が納期限となり、令和2年7月31日は金曜日のためこの日が納期限となる。これに対し特例申告の場合は、令和2年4月に輸入許可を受けた貨物については特例申告書の提出期限が翌月末日、すなわち5月31日の日曜日となるため、期限の特例が適用され実際の提出期限は6月1日月曜日となる。これに更に延納制度を利用すれば、6月1日から2か月後が納期限となり、令和2年8月1日が納期限となるが、8月1日は土曜日であるため、これについても期限の特例

が適用され翌月曜日の8月3日が納期限となる。

ここにいう納期限（納期限が延長された場合にあっては、当該延長された納期限）は、関税を具体的に納付すべき期限（一般に「具体的納期限」という。）であり、この期限内であれば督促及び滞納処分がされないという効果を持つ。延滞税の計算の起算日となる「法定納期限」（関税法第12条第9項。後記第7節参照）とは異なる。

なお、前述した納期限のうち(2)④から⑧までに掲げた具体的納期限は法定納期限よりも後に到来することとなるので、具体的納期限内に納付がされたとしても延滞税の課税の対象となる。

また、具体的納期限が延長された場合の当該延長された具体的納期限は、「具体的納期限」であると同時に「法定納期限」とされている（関税法第12条第9項第2号）。

#### （4）賦課課税方式が適用される貨物についての関税の徴収

賦課課税方式が適用される貨物について関税を徴収しようとするときは、税関長は原則として納税の告知をしなければならない。この納税の告知は、税関長が納税義務者に対し、納付すべき税額、納期限、納付場所等を記載した納税告知書を送達することによって行うこととされている（関税法第9条の3、関税法施行令第7条の2）。

当該納税告知書に記載する納付場所は、日本銀行（代理店を含む）のいずれの店舗においても納付できるように指定する取扱いであるが、税關において早急に納税を確認する必要がある場合には、特定の店舗を納付場所として指定することもある。納税告知書に記載すべき納期限は、次のとおりである。

① 輸入申告がされた貨物（譲受物品、不用船（機）用品等）について貨物の輸入前に納税告知をする場合

輸入の日。ただし、通常は納期限の記載は省略される。

② 法令の規定により直ちに関税を徴収すべき場合

納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日。この場合には、通常は、納税告知書を発する日の翌日から起算して7日目を納期限とする取扱いである。

③ その他の場合

納税告知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日。

これらの納期限についても、前記(1)の申告納税が適用される貨物についての関税についての具体的納期限と同様、法定納期限とは別個のものであり、その期限までは督促又は滞納処分がされないという効果を持つにとどまる。

なお、納税の告知は書面により行うのが原則であるが、携帯品等の関税を徴収する場合のように賦課決定通知書の送達に代えて口頭で納税の告知を行うことが認められている場合（関税法第9条の3第2項）があり、この場合には他の税關職員の立会を受けなければならないこととされている（関税法施行令第7条の2第2項）。

また、少額郵便物等に対する関税、収容貨物、留置貨物等の公売若しくは売却代金から充当する関税又は過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税については、納税の告知を要しない。

納税義務者が関税を収納機関へ納付する場合の手続は、一般的には申告納税方式の場合と概ね同様であり、現金又は一定の証券に納税告知書を添えて収納機関（通常は、日本銀行、歳入代理店等の銀行であり、口頭告知の場合は税關の国税収納官吏となる。）に納付することになる。

なお、令和3年度関税改正において、本邦に入国する旅客等の携帯品等に係る関税等について、納

付手段を多様化するため、キャッシュレス納付に係る所要の規定が整備され、令和7年4月現在、28の空港においてスマートフォン決済アプリやクレジットカードを利用した関税等の納付が可能となっている。

## (5) 納付方法の特例

### ① 金銭担保の任意充当

金銭を担保として提供した場合において、関税を納付する理由が発生したときに関税を納付しない限り金銭担保を解除しないとすると、納税義務者は関税相当額を二重に用意しなければならないこととなり、その負担は少なくない。金銭担保の任意充当の制度は、これを緩和するためのものであり、納税義務者の意思により、その金銭担保を直接関税の納付に充てることができることとしたものである（関税法第10条第1項及び同法施行令第8条の5）。

金銭担保を関税の納付に充てることについて、納税義務者から文書による申告があったときは、その申告の日に担保額に相当する関税額の納付があったものとされる（関税法施行令第8条の5第2項）。税関長は、その申告に基づいて充当を行い、供託した担保金額の返還を受けた後、納付書によって納付する。しかし、担保を充当する場合において、関税に対して超過額があるときは、その部分については最初から納付がなかったものとして、これを納税義務者に還付する。また、不足額があるときは、納付書をもって納税義務者に納付させ、納期限までに完納しない場合には国税徴収の例によって不足額を徴収することとなる（関税法第10条第2項）。

### ② 過誤納金の任意充当

関税の納税義務者が、別に国に対して過誤納金の返還請求権を有するときは、その意思に基づいて当該過誤納金を直接関税の納付に充てができる（関税法第13条第7項）。これを過誤納金の任意充当という。いわゆる債権の相殺の観念に類似する制度である。納税義務者の書面による申出があったときは、当該申し出があったことにより関税の納付があったものとみなされる（関税法施行令第10条第1項第1号）。この場合においては、税関長は、別途納付すべき関税について過誤納金の額の充当決議を行い、当該関税の額を充当する過誤納金の額に相当する額だけを減額整理することとなる。

なお、充当した過誤納金の残額は、これを請求権者に還付し、また、不足額があるときは、充当の通知と同時に納付書を発出して当該不足額を納付させ、又は徴収する。

### ③ 少額郵便物等に対する関税の納付等

輸入される少額郵便物等に対する関税は、その輸入形態の特殊性から課税通知書（賦課決定通知書とみなされる。）に基づき現金により納付される。従来は、日本郵政公社による郵便物の名宛人への交付と同時に納税が行われてきた。しかし、同公社の民営化により、現在は郵便物を取り扱う機関は日本郵便株式会社となり、金融機関である㈱ゆうちょ銀行と分離されたため日本銀行代理店となり得ず、収納機関でなくなった。そのため、名宛人は、原則として適宜の収納機関において納税を行った後に少額郵便物等を受け取ることとなったが従来と比べて不便であるため、日本郵便株式会社に関税納付を委託すれば、その金額の現金交付と同時に少額郵便物等の受け取りを認めることとされている（関税法第77条の2）。なお、少額郵便物等以外の郵便物については、平成21年2月16日より通常の貨物同様に輸入許可を要し、また、申告納税方式の対象とされている。

また、収容貨物若しくは留置貨物を公売若しくは売却した場合、又は領置物件若しくは差押物件の公売代金若しくは売却代金を税関から返還する場合には、当該貨物に対する関税を徴収すること

とされているが、この場合における徴収は、その公売代金又は売却代金から充当するという方法で徴収が行われる（関税法第85条第1項、第88条及び第134条第5項）。

### 3. 納税義務の時効による消滅（徴収権の消滅時効）

#### （1） 時効の意義

時効とは、一定の事実状態が継続した場合に、その事実状態が眞実の法律関係に基づくものであるかどうかを問わずに、その事実状態をそのまま尊重し、それにより権利義務関係を決定しようとする制度である。

関税の徴収権について消滅時効を認める理由としては、民法の時効制度の存在理由と同じく、継続した事実状態を尊重することによる法的安定性の確保、権利の上に眠れる者は法の保護に値しないとする哲学、あまりに古い過去の事実についての立証の困難性、という考え方に基づくものであって、一定期間継続した状態を重視し、社会における法的安定性を維持しようとする趣旨にはかならない。

関税の徴収権、すなわち関税の徴収を目的とする国の権利とは、納税申告その他の手続により既に確定した関税の納税義務の履行として納付される税額を収納し、又はその履行を請求することによりその収納を図ることを内容とする権利をいうのであるから、このような権利を行使することができる期間に制限を設けることは、その期間を経過すればもはや関税を徴収することはできなくなり、徴収権に対応する納税義務（関税債務）が消滅することになる。

#### （2） 時効の期間

関税の徴収を目的とする国の権利（徴収権）は、その関税の法定納期限等から5年間行使しないことによって消滅するとされている。

ただし、①更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正（関税法第14条第2項）、②賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた期限後特例申告書の提出又は決定後の修正申告について行われる無申告加算税についての賦課決定（関税法第14条第3項）、③特恵受益国等の権限ある当局等に対して情報提供の要請を行い、当該当局等から提供があった情報に照らし非違がある場合における更正、決定又は賦課決定（関税法第14条第5項）、④期間の計算及び期限の特例（国税通則法第10条第2項、関税法第2条の2で準用）又は災害による期限の延長（関税法第2条の3）の規定の適用により更正の請求をするとされた期間にされた更正の請求に係る更正（関税法第14条第6項）により納付すべきものについては、それぞれ、①更正、②賦課決定、③更正、決定又は賦課決定、④更正 があった日から5年間行使しないことによって消滅する。（関税法第14条の2第1項）。

関税法第14条第3項に規定する、偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定についても、時効は上記と同じく5年間であり、これは除斥期間の7年間（第2章第2節4.（2）③ハ. 参照）と一見齟齬を来たしているようであるが、関税法第14条の2第2項で、国税通則法第73条第3項を準用し、このような場合の時効は法定納期限等から2年間進行しないこととなっているため、結果的には、初期設定としての時効期間は除斥期間と同様に7年間となる。

（注）平成23年12月2日より前に法定納期限等が到来した関税及び内国消費税について、徴収権の時効は以下の通り（平成23年度関税改正に伴う経過措置）。

① 関税の法定納期限等から3年間行使しないことで、消滅。

- ② 以下に関する関税については法定納期限等から 5 年間行使しないことで消滅。
- イ. 決定（関税法第 7 条の 16 第 2 項）
  - ロ. 上記②のイの決定についての更正
  - ハ. 法定納期限等から 3 年を経過した日以後に期限後特定申告書の提出があった関税についての更正
  - ニ. 関税法第 6 条の 2 第 1 項第二号イ又はホに掲げる関税で、課税標準の申告がなかったものに係る賦課決定
  - ホ. 無申告加算税及び関税法第 12 条の 4 第 2 項の規定により課される重加算税に係る賦課決定
  - ヘ. 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定。
- ③ なお、上記②ヘについての時効は法定納期限等から 2 年間進行しない。

#### （3） 時効の援用及び放棄

民法における時効は、当事者が自ら援用することが要件であって、援用がなければ裁判所はこれによって裁判することはできない（民法第 145 条）。これに対して、関税の徴収権の消滅時効は絶対的消滅原因であり、当事者の援用を必要としない（関税法第 14 条の 2 第 2 項により準用される国税通則法第 72 条第 2 項）。したがって、私法上の債務は、時効となった場合でもその後の支払の受領が有効であるのに対し、時効完成後の関税の納付は国家の側に不当利得を構成する。また、民法では時効の利益を放棄することができる（民法第 146 条）が、関税の徴収権については、納税者がその時効の利益を放棄することは認められない（関税法第 14 条の 2 第 2 項により準用される国税通則法第 72 条第 2 項）。

#### （4） 時効の更新

関税の賦課権の行使があったときは、時効は更新する。関税法において更新事由として明記しているものとしては更正、決定、納税の告知、督促及び交付要求がある。これらが行われたときは、その効力発生の日にすでに進行した時効期間はその効力を失い、更正、決定、納税の告知にあってはそれぞの具体的納期限等の指定期間を経過した時から、督促にあっては督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期間を経過した時から、交付要求にあってはその交付要求がされている期間を経過した時から、新たに時効の進行が開始する（関税法第 14 条の 2 第 2 項及び国税通則法第 73 条）。このほか、時効制度については、関税法に特別の定めのある場合を除いて民法の規定が準用されるので、民法第 147 条にいう請求、差押又は債務の承認は、同法の規定の定めるところにより関税の徴収権の時効を更新する。したがって、修正申告を行えば債務の承認となり、増差税額部分は修正申告を行った日に時効は更新することとなる（関税法第 14 条の 2 第 3 項）。

（付表）関税の徴収権に係る消滅時効の更新事由等

時効の更新事由（完成猶予事由）		内 容
国税通則法（国税徴収法） 上の事由	民法等の事由	
1. 税関長の賦課権行使		

時効の更新事由（完成猶予事由）		内 容
国税通則法（国税徴収法）上の事由	民法等の事由	
① 更正、決定及び賦課決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>更正通知書、決定通知書又は賦課決定通知書が納税義務者に送達された時（公示送達の場合には、その効力の生じた時）に時効は更新し、その納期限まで更新事由は継続する（国税通則法第73条第1項第1号及び第2号）。</li> </ul>
② 納税の告知		<ul style="list-style-type: none"> <li>納税告知書が納税義務者に送達された時に時効は更新し、その納期限まで更新事由は継続する（国税通則法第73条第1項第3号）。</li> </ul>
③ 督促 (関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に、滞納に係る関税が直ちに徴収することとされているものの場合には、督促を行う必要はない。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>督促状が納税義務者に送達された時に時効が更新し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで更新事由は継続する（督促状を発した日から起算して10日を経過した日後に督促状が到達したときは、その日に更新し、その翌日から更に進行する。）（国税通則法第73条第1項第4号）。</li> </ul> <p>（備考）「督促状」は、関税が納期限までに完納されない場合に発せられるもので、納期限から50日以内に発することとされている。督促の効力は、督促状がその送達を受けるべき者に送達された時に生じる。なお、督促状が発付された日から起算して10日を経過した日までにお督促に係る関税が完納されない場合には、関税債権実現のため強制的な執行手続（滞納処分）が開始される。</p>
④ 交付要求（参加差押え）		<ul style="list-style-type: none"> <li>交付要求書がその執行機関に到達した時に時効は更新し、その交付要求がされている期間更新事由は継続する。ただし、納税義務者に対する交付要求の通知が、その交付要求書の執行機関への到達時より遅れて到達したときは、納税義務者にその通知書が到達した時に更新し、交付要求がされている期間更新事由が継続する（国税通則法第73条第1項第5号）。</li> </ul> <p>（備考）「交付要求」とは、納税者の同一財産につき、他の原因による強制換価手続（滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売等）がされている場合に、税関長からその強制換価手続の執行機関に対し、その換価代金から滞納税額への配当を要求する行為をいう。</p>
⑤ 納税の猶予		<ul style="list-style-type: none"> <li>震災、風水害等の災害、事業の休廃止又は確定手続の遅延等の理由により納税が猶予される場合には、その猶予がされている期間について時効は進行しない（国税通則法第73条第4項）。</li> </ul>
⑥ 換価の猶予		<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分による財産を直ちに換価することによりその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき等であって、納税につき誠実な意思を有するときに認められる換価の猶予があった場合には、その猶予がされている期間について時効は進行しない（国税通則法第73条第4項）。</li> </ul>

時効の更新事由（完成猶予事由）		内 容
国税通則法（国税徴収法）上の事由	民法等の事由	
	<p>⑦ 差押え</p> <p>⑧ 仮差押え、仮処分</p> <p>⑨ 請求 イ. 裁判上の請求及び破産手続参加</p> <p>ロ. 催告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差押えが効力を生じた時にその差押えをした関税について時効が更新し、差押えに係る滞納処分が終了し、又はその差押えが解除されるまで更新事由が継続する。ただし、権利者の請求又は法律の規定に従わなかったことにより、取り消されたときは、時効更新の効力を生じない（国税通則法第72条第3項、民法第148条）。</li> <li>・ 仮差押え又は仮処分についても、その仮差押え等に係る権利について時効更新の効力を有し、それが「差押え」と同様その仮差押え等が終了するまで継続する（民法第149条）。</li> <li>・ 訴えの提起又は破産手続参加が効力を生じた時に時効は更新し、その訴訟継続期間又は破産手続期間の間は更新事由は継続する。ただし、訴えの却下若しくは取下げ又は債権者による破産債権届出の取下げ若しくは請求の却下があったときは、始めから更新を生じないこととなる。ただし、訴訟の取下げ又は却下があった場合であっても、取下げ又は却下の日までは、下記ロの催告としての更新の効果は継続している（民法第147条）。</li> <li>・ 納付しようようは、納税義務者に対して納税義務の履行を請求する意思の通知であり、催告として時効の更新の効力を有する。ただし、6月以内に訴えの提起、差押え又は交付要求をしなければ効力を生じない（民法第150条）。時効期間満了前に催告をし、その後6月以内に差押えをすれば、催告の時に時効の更新の効力を持つ。催告後6月以内で、かつ、当初の時効期間満了後に納付があったときは、時効完成後の納付とはならない。なお、催告は、催告のみを繰り返しても更新の効果はない。</li> <li>・ 紳税義務者が、法定納期限後において修正申告、関税の一括納付、納税の猶予申請等その債務を承認する行為をした場合、及び黙示による承認をした場合には、「承認」として時効が更新する。これらのものが関税債権の一部について行われたとき、又は一部の関税の納付があったときは、それが一部であることを認識してされた場合に限り、全部の承認として残りの関税も時効が更新する（国税通則法第72条第3項及び民法第152条）。</li> <li>・ 不服申立て人について処分を続行すれば、事業の継続が困難になる等必要があると認められるときにおいて、異議審理庁が不服申立て人の申立て又は職権により行う徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止（国税通則法第105条第2項）があった場合には、その猶予等がなされている期間に</li> </ul>
<p>2. 紳税義務者の関税債務の承認</p> <p>3. その他 ① 不服申立ての裁決序等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行停止</p>		

時効の更新事由（完成猶予事由）		内 容
国税通則法（国税徴収法）上の事由	民法等の事由	
	② 会社更生法に定められる更生手続きとしての納税の猶予等	<p>について時効は進行しない（国税通則法第73条第5項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社更生法に定める更生手続きとして、納税の猶予又は換価の猶予をしたとき、更生手続開始の申立てがあった場合において、裁判所が滞納処分又は担保の処分の中止命令をしたとき、及び更生手続開始の決定により、法律上の効果として一定期間滞納処分又は担保の処分ができないときにおいては、当該猶予等の期間中は時効は進行しない。</li> </ul>

## 4. 関税の強制徴収

### （1）概説

関税の納税義務が履行されない場合において関税債権を強制的に実現する方法については、関税法上次のものがある。

- ① 保税地域又は他所蔵置場所に蔵置されている課税物件である貨物で、その蔵置期間を経過しても蔵置されているものについての収容（留置）処分による徴収

収容（留置）は、貨物を税關の強制管理下に置く段階においては、関税法第72条の規定による留置権的権利に比し、更に効果的な間接的納税強制方法である。しかし、公売又は売却代金から充当される関税は、輸入（納税）申告の際に確定したものでなく、公売又は売却によって新たに成立した関税の納税義務に係るものである。

- ② 貨物が引き取られている場合で、その貨物に代えて担保が提供されている場合における、その担保の強制充当又は保証人からの徴収（関税法第10条第2項及び第3項）。

- ③ 貨物が引き取られ、しかもこれに代わるべき担保も提供されていない場合の、国税徴収の例による滞納処分

関税は、物税としての特性に基づき、課税物件自体又はこれに代わるべき担保物件若しくは保証人の保証によって履行が保証されているのが原則であるので、一般担保たる債務者の総財産について滞納処分を執行する場合は例外に属し、収容（留置）、公売処分及び担保の強制充当の補充的役割を果たすに止まる。

### （2）担保の強制充当又は徴収

担保が提供された場合において、納税義務者が納期限（納期限が延長された場合にあっては、当該延長された期限。以下同じ。）までに関税を納付しないときは、次によって担保物を処分し、又は保証人をして納付させる（関税法第10条第2項、国税通則法第52条第1項）。

- ① 担保物が金銭の場合の強制充当

担保物が金銭の場合は、直ちにこれを関税に充当する。充当の方法等は、前述した任意充当の場合と同様である。

- ② 担保物が金銭以外の物的担保である場合の強制充当

担保物が金銭以外の物的担保であった場合は、国税滞納処分の例により担保物を処分して関税及

びその担保物の処分費に充てる。

この場合において、担保物の代金を関税及び処分費に充てなお不足があると認めるときは、納税者の一般財産について滞納処分を執行する（関税法第10条第2項、国税通則法第52条第1項及び第4項）。

### ③ 担保が保証人による保証の場合の徴収

担保が保証人による保証の場合において、納税義務者が関税を納期限までに完納しないときは、保証人にこれを納付させることになる。この場合においては、納付させる金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により保証人に告知しなければならない。保証人が納付通知書に指定された納付の期限内に完納しないときは、その期限後50日以内に納付催告書を発して催告し、なお完納に至らないときは、滞納処分に移行するものである。ただし、この滞納処分は、まず納税義務者に対して執行することになっている（関税法第10条第2項、国税通則法第52条第3項、第4項及び第5項）。

関税債務の保証人は、主たる債務の範囲内で履行の責任を負うものであるから、国税徴収法第10章の罰則の適用については、納税義務者と同様の地位に立つものとされている（関税法第10条第3項）。

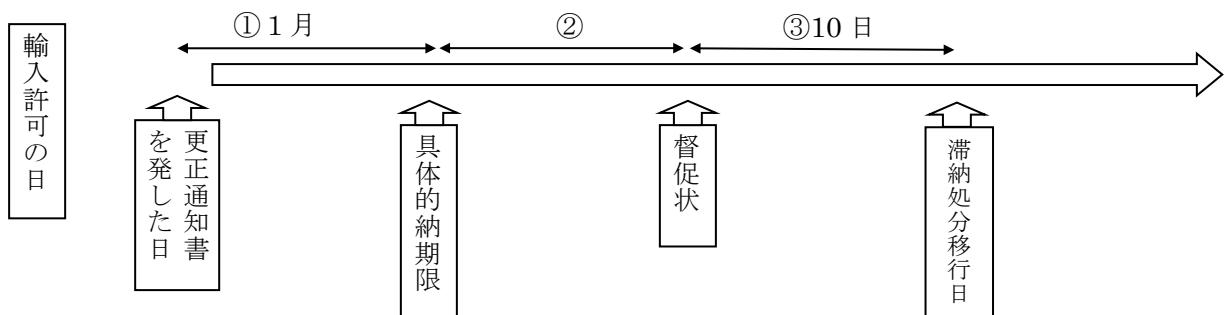
## （3） 滞納処分による徴収

関税が納期限までに完納されない場合（担保の提供がある場合を除く）及び国税通則法第38条に規定する繰上請求の場合に該当し、関税が納期限までに完納されないと認められるときは、すべて国税徴収の例により関税を徴収する（関税法第11条）。

この場合の手続は、通常、納期限後50日以内に督促状によって納付方を督促し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに関税を完納しないときは、納税義務者の財産を差し押さえ、これを公売に付し、その売却代金から滞納処分に要した費用、関税及び延滞税を充当することとなる。ただし、関税関係法規において、一定の事実が生じた場合に直ちに関税を徴収するものとされているときは、督促を要しないで差押さえに移ることになる（国税通則法第37条及び第40条、国税徴収法第5章）。

なお、前記の国税通則法の規定（国税通則法第38条第1項各号）の繰上請求の場合とは、例えば、納税義務者が国外に出国する場合等で関税が納期限までに完納されないと認められる事情がある場合である。このような場合には、その納期限を繰り上げて納付の請求をし、国税徴収の例により関税を徴収することとなる。

### 【滞納整理事務の処理手順】



- (注) ①納期限 納税の告知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日  
②督促 納期限から50日以内に督促状を発する。  
③滞納処分移行日 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合

(参考) 滞納処分は、納税義務者が国税を任意に納付しない場合にこれを強制的に実現する手続であり、債権者たる国の機関による自力執行の手続である。その手続は、徴収機関が直接執行する狭義の滞納処分と、他の執行機関によって開始される執行手続に参加して配当を受ける交付要求とに大別されるが、いずれにしても、独立した一個の行政処分ではなく、財産の差押えに始まり、換価の手続を経て若しくは換価の手続を経ずに、又は他の機関へ参加すること等それぞれ独立した行政処分により、換価代金の充当ないし配当があつたことで終了する一連の段階的処分の総括的な名称である。

したがって、これらの各処分は、独立して不服申立て又は訴訟の対象となるし、また段階的に形成されるそれぞれの先行処分の違法性は、その後行処分に承継される。

#### 【滞納処分手続きの一般的な流れ】

##### ① 差押え

財産の差押え（国税徴収法第5章第1節）

- ・ 滞納処分に当たっての財産の調査（国税徴収法第141条～第147条）
- ・ 財産の差押えに当たっての通則（国税徴収法第47条～第55条）
- ・ 動産若しくは有価証券又は債権、不動産等若しくは無体財産権等の差押え（国税徴収法第56条～第74条）
- ・ 差押禁止財産（国税徴収法第75条～第78条）

##### ①-2 交付要求の場合

交付要求、参加差押え（国税徴収法第82条～第88条）

##### ② 換価

財産の換価（国税徴収法第5章第3節）

- ・ 財産の換価に当たっての通則（国税徴収法第89条～第93条）
- ・ 公売等（国税徴収法第94条～第127条）

##### ③ 配当

換価代金の配当（国税徴収法第5章第4節）

- ・ 配当すべき金銭（国税徴収法第128条）
- ・ 配当の原則（国税徴収法第129条）
- ・ その他（国税徴収法第130条～第135条）
- ・ 滞納処分費（国税徴収法第136条～第138条）

(参考) 差押財産の売却代金及び債権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭（換価代金等）は、滞納処分費及び滞納税金に充当するとともに、他の債権者に交付し、残余が生じれば滞納者に交付する。

#### (4) 過誤納金の強制充当

関税の納税義務者が、別に過誤納金の返還請求権を有する場合において、納付すべき関税額が輸入の許可がされる前に確定したもの以外のものであり、かつ、税関長が必要と認めたときは、当該過誤納金を関税に充当することができる。その趣旨及び方法については、前述の過誤納金の任意充当の場合と同様である。充当の効果は、更正通知書、納税告知書等により税額が確定した時と過誤納が生じた時といずれか遅い時において生ずる（関税法施行令第10条第1項第2号）。税関長は、充当を行ったときは、その旨の過誤納金の返還を受けるべきであった者に通知しなければならない（関税法施行令第10条第2項）。

## 第6節 関税の担保

### 1. 概説

租税債権は、金銭債権であることにおいて、民法上の金銭債権と性質を同じくし、種々の点で民法におけると同様の原則に立つ。担保についても、納税義務者の総財産は、租税債権の一般担保であるほか、特別担保として民法上の担保物権及び保証に類似するいろいろの権利が認められている。しかし、関税債権は、課税物件が税関の管理する保税地域にある場合が多い関係上、概して納税義務者の総財産を担保とする必要がなく、直接課税物件を追及するだけで足りる。このため、従来から関税法においては、関税債権の実現について、国税徴収法によって滞納者の総財産について差押等の処分をする場合を除き、一般的には直接課税物件である貨物又は特別に提供させた担保物の処分を行うだけで徴税を確保するという考え方がとられている。

以上のような事情は、現行法においても根本的には変わらないが、現行法では原則として納税者が申告により税額を確定し、これを自主的に納付することとしているため、輸入の許可後に更正等による不足額を徴収すべき場合が増加することも考えられ、これに対応する措置として、関税債権の執行については、納期限後はすべて一般の国税徴収の例により、納税者の一般財産についても滞納処分することができるとしている（関税法第11条）。

また、関税定率法等の規定による関税の払戻し又は還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合においても、国税徴収の例によりその過大であった部分の金額に相当する関税額をその関税の払戻し又は還付を受けた者から徴収する（関税法第13条の2）。

### 2. 関税法上の担保権

関税法上の担保権には、直接法律の規定によって生ずるものと特別の法律行為によって生ずるものとがある。

#### （1）直接法律の規定によって生ずる物的担保権

保税地域又は他所蔵置場所にある外国貨物は、それ自体が関税債権の担保物であって、民法上の担保物件に比べると次のような種々の法律的効果を持っている。

##### ① 留置権的効果

関税未納の輸入貨物は、原則として関税の納付があるまでは、その引取りを許可されないので（関税法第72条）、民法上の留置権に類似する。

##### ② 質権的効果

関税未納の貨物が蔵置期間を過ぎても保税地域から出されないときは、税関は、関税確保のため、これを収容し（関税法第80条）、一定期間経過後所定の手続により公売に付し、その公売代金を関税に充当することができる（関税法第84条及び第85条）。留置貨物についても同様な方法がとられる（関税法第86条から第88条まで）。このように、税関が他人の貨物を占有し、公売し、かつ公売代金が関税額を優先的に徴収することができる権利は、一種の質権的なものである。

##### ③ 先取特権的効果

関税は、課税物件である当該外国貨物について、他のすべての公課及び債権に先立って徴収される（関税法第9条の10）。公課とは、国税、地方税、公法上の手数料等をいい、債権には私法上の債権のみならず、郵便料のような公法上の債権も含まれている。

関税の徴収に関する本規定は、同条第1項において「国税徴収法、地方税法その他の法令の規定

にかかわらず」としていることからも明らかのように「国税は、納税者の総財産について（中略）すべての公課その他の債権に先だって徴収する」とされる国税徴収法第8条の規定に優先する。

## （2）特別の法律行為によって生ずる物的担保権

関税未納のまま貨物を保税地域等から引き取る場合及び特定の条件付免税品の場合には課税物件が税関の管理外に移されるので、これに代わるべき担保によって関税債権の確保を図る必要がある。当該外国貨物についての関税の額に相当する担保物の提供がこれであるが、関税法上の担保には、一定の場合に該当することにより提供が必要となる担保（実務上「必要担保」と呼ばれる）のほか、必要に応じて税関長がその裁量で提供を求める担保（実務上「任意担保」と呼ばれるが、提供が求められた側の任意に任されて、提供しなくとも所要の制度の適用に支障がないということではない）がある。いずれの場合も、担保提供の義務は法律上の義務であり、民法上の保証又は質権相当の担保権を発生させる。

### ① 必要担保

外国貨物を保税地域から引き取る場合には、原則として、関税が納付された後でなければ輸入の許可をしないこととなっている（関税法第72条）が、関税法の規定に基づく一定の場合には、関税未納のままで貨物を引き取ることが許される場合がある。このような場合に税関長に対して提供する担保が必要担保であり、以下の3種類の形態がある。

イ. 納期限の延長の場合（関税法第9条の2（第3項に規定されている特例輸入者による特例申告に係る納期限の延長の場合を除く））

納税申告を行う場合に、担保を提供して当該貨物に係る関税の納期限が延長された場合には、関税未納のまま輸入の許可を受けることができることとされている。この場合には、関税法に定める額（概ね、当該納期限延長の対象となる貨物の関税に相当する額）の担保を提供しなければならないこととされている。

ロ. 輸入許可前引取の場合（関税法第73条）

課税標準の審査に相当の日時を要する場合等の特別な事情がある場合に、税関長の承認を受けたときは、輸入の許可前であっても関税未納のまま貨物を引き取ることができることとされているが、当該承認を受けるためには、当該貨物に係る関税に相当する額の担保を提供しなければならないこととされている。

### ② 必要に応じて税関長が求める担保

関税納付前の外国貨物については、当該関税未納の状態で特定の行為等を行うことが関税法上認められる場合があるが、その際、当該貨物に係る関税債権を確保するために、税関長の判断により一定の額の担保を提供させることができる場合がある。

イ. 特例申告を行う場合（関税法第7条の8）

特例輸入者又は特例委託輸入者が、特例申告を行おうとする場合であって、その特例申告に係る関税等の保全のため必要と認められるときは、税関長は、これらの者に担保の提供を命ずることができるものとされている。この場合には、提供期限及び金額について税関長が指定する。

ロ. 特例輸入者による特例申告に係る納期限の延長の場合（関税法第9条の2第3項）

特例輸入者が、期限内特例申告を行った場合において、特例申告書の提出期限（輸入許可の日の属する月の翌月末日）までに納期限の延長申請書を提出したときは、2月以内に限り納期限の延長が認められる。この場合において、税関長は、関税の保全のために必要があると認めるときは、当該特例輸入者に対し、関税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずることがで

きる（令和6年10月1日施行）。

ハ. 保税工場外保税作業等の場合（関税法第61条第2項及び第62条の15）

保税工場又は総合保税地域以外の場所においては、税関長の許可を受けた場合に限り、保税工場等に置かれていた外国貨物についての保税作業を行うことが認められているが、当該許可の際に、税関長が必要と認めた場合には、当該外国貨物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができることとされている。

ニ. 保税展示場等において販売される場合（関税法第62条の4第2項及び第62条の15）

保税展示場又は総合保税地域内に入れられた外国貨物で販売される見込みのあるものについては、その販売（輸入とみなされる。）に先立って、当該外国貨物の関税額に相当する担保を提供させることができることとされている。

ホ. 保税運送の場合（関税法第63条第2項）

保税運送を承認する場合には、当該運送貨物に係る関税額に相当する担保を提供させることができることとされている。

ヘ. 少額郵便物等の関税納付前受取りの場合（関税法第77条第7項）

外国郵便物のうち少額郵便物等については、税関長の承認を受けて、当該外国郵便物に係る関税の納付又は減免税の決定前に当該外国郵便物を受け取ることが認められているが、その際に税関長が必要と認めるときは、当該外国郵便物に係る関税の額に相当する額の担保を提供させることができることとされている。その性格は一般の許可前引取の場合と類似しているが、一般に税額が少額である等から任意担保とされている。

ト. 製造用原料品、再輸出減免税貨物、輸出貨物製造用原料品を免税輸入する場合（関税定率法13条3項、17条2項、18条2項、19条2項）

条件付減免税貨物の輸入に際しては、輸入後、減免税が認められる用途以外の用途に供された場合等に徴収すべき関税を確保する必要があるため、必要がある場合には担保を提供させることができることとされている。

### 3. 担保の種類

担保として提供させることができるもののは、次のとおりである（関税法第9条の11、関税法基本通達9の11-1、国税通則法第50条）。

① 国債及び地方債

国が債務者である国債（内国債）及び地方公共団体が債務者である地方債をいい、証券が発行されているものに限らない。これらの担保価額は、その債権額（具体的には、額面金額（証券が発行されていない場合は、登録金額））による（関税法施行令第8条）。

② 税関長が確実と認める社債その他の有価証券

税関長が確実なものとして認めているのは、原則として、次のものである。

イ. 農林中央金庫法、商工組合中央金庫法その他の特別の法律により設立された法人（株式会社を除く。）の発行する農林債券、商工債券等、日本電信電話株式会社法に規定する旧公社法により設立された法人の発行した電信電話債権

ロ. 国際電信電話株式会社法その他特別の法律により設立された株式会社の発行する社債

ハ. 長期信用銀行法により発行する興業債券、長期信用債券等の債券

ニ. 株式及び社債で証券取引所に上場されているもの

- ホ. 投資信託又は貸付信託の受益証券（記名式を除く。）
- ヘ. 担保附社債信託法の規定により発行された物上担保附社債
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物、立木（立木ニ関スル法律第1条の規定により所有権保存の登記をした樹木の集団をいう。）及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械
- ⑤ 鉄道抵当法等に規定する財団
  - その財団としての存続期間の終期が、関税の担保としての抵当権設定の登記等が通常とされると見込まれる前に到来するものは、その性格上関税の担保としては不適格となる。
- ⑥ 税関長が確実と認める保証人の保証
  - 保証は人的担保であるから、保証人の資力及び信用が関税の負担にたえ得ることが必要である。銀行保証が主であるが、資力、信用等が確実と認められれば、その他の者の保証でもよいことになっている。税関長が確実なものとして認めているものは、原則として、銀行、長期信用銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社等による保証である。
- ⑦ 金銭
  - 金銭とは、強制通用力を有する日本国の通貨である。

#### 4. 担保の提供

##### （1） 据置担保、併用担保、一括担保（関税法基本通達9の11-5）

関税の担保は、原則的には、担保を提供させるべき原因（例えば納期限の延長や輸入許可前引取の承認等）が発生する都度行わせるものである。しかしながら、特定の納税義務者について継続的に担保原因が生ずる場合（例えば、包括延納等）、担保の提供及び解除に関する手続が煩雑となる。このようなことを避けるため、一定の期間内における輸入申告、納税申告又は輸入許可前引取りの承認申請等に係る担保（国債、地方債、金銭及び保証人の保証に限る）の提供が認められており、この担保を「据置担保」という。この場合、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例委託輸入者の特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供させることもでき、これを「併用担保」という。

また、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例委託輸入者の特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保については、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して、複数の税関官署で担保（据置担保に限る）を使用することができる。この担保を「一括担保」という。

なお、担保は各制度かつ各税目ごとに提供することとなっていたが、現在は次の区分ごとに各税目で共通に使用可能な一本の担保を提供することができる。

- ① 関税、消費税及び地方消費税の納期限延長（個別又は包括）の担保
- ② 関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く）及び地方消費税の納期限延長（特例申告）の担保
- ③ 消費税以外の内国消費税の納期限延長の担保
- ④ 輸入許可前貨物引取承認（B P）の担保
- ⑤ 減免税等に係る担保
- ⑥ 特例申告に係る担保

## (2) 担保の提供手続

保証人の保証をもって関税の担保とする場合は、保証書を税関長に提出しなければならない（関税法施行令第8条の2）。

関税の担保として、金銭、国債証券、地方債証券又は社債証券を提供しようとする者は、これらを供託した後、供託書の正本、担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）及びその他担保の提供に関し必要と認められる書類を税関長に提出しなければならない。担保物が、登録国債、登録地方債又は登録社債であるときは、担保の登録を受けて、その登録済通知書又は担保登録内容証明書、担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）及びその他担保の提供に関し必要と認められる書類を税関長に提出しなければならない。また、担保物件が、土地、建物等（国税通則法第50条第3号から第5号までに掲げるもの）であるときは、担保となる土地の登記事項証明書、担保となる土地の評価の明細、抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類、土地の所有者の印鑑証明書、担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）及びその他担保の提供に関し必要と認められる書類を税関長に提出しなければならないものとされている。

## 5. 担保の解除

担保を提供した場合において、その理由が解消したときは、直ちに担保を解除しなければならない（関税法施行令第8条の4）。理由が解消した場合とは、例えば、納期限の延長に係る関税の納付がされたとき、輸入許可前引取について輸入の許可があったとき、保税工場外作業について期間内に積み戻され、若しくは輸入の許可があったとき、保税運送について運送期間内に運送先に貨物が到着したとき、若しくは到着しないため関税が徴収されたとき、又は条件付減免貨物について免税条件が最終的に成就したとき、若しくは解除条件が成就したため関税が徴収されたとき、などがこれに該当する。

## 第7節 附帯税

### 1. 概説

附帯税とは、本税である関税債権に付加して租税の形式で負担させるものをいい、本税に附帯して生ずるものであるところから附帯債務とも呼ばれる。

関税法は、附帯税（関税法第2条第1項第4号の2）として、延滞税（関税法第12条）、過少申告加算税（関税法第12条の2）、無申告加算税（関税法第12条の3）及び重加算税（関税法第12条の4）を規定している。

### 2. 延滞税

#### （1） 概要

延滞税は、民法上の債務関係における遅延利息と性質を同じくし、関税がその納付されるべき期限（法定納期限）を過ぎても納付されない場合に、その遅延の日数に応じて自動的に発生する債権である。本来の関税債権から独立した別個の債権としてではなく、その一部として併せて徴収される（関税法第12条）。したがって、徴収の順位（関税法第9条の5）、徴収権の消滅時効（関税法第14条の2第1項）等については、本税たる関税と同一である。

延滞税制度を認めた理由は、課税の公平と社会正義の観念に基づくものであって、直接税の申告納税制度移行の際に採用され、その後間接税にも採り入れられた。関税についての延滞税制度は、昭和29年の関税法全面改正の際に新たに採用された。

#### （2） 延滞税の納税義務の成立と確定

関税が法定納期限までに完納されない場合、又は関税が過大に払戻し若しくは還付をされたためにその過大であった部分の関税額を徴収する場合には、納税義務者は、法定納期限（当該過大に払戻し又は還付を受けた関税についてはその払戻し又は還付を受けた日）の翌日から未納の関税額が納付される日までの日数に応じて延滞税を納付すべき義務を負う。この場合の延滞税額の確定については特別の手続は要せず、延滞税債務の成立と同時にその税額が確定する（関税法第6条の2第2項）。納付の手続は、本税の確定方式に応じ、申告納税方式が適用される場合には納付書、賦課課税方式が適用される場合には納税告知書（ただし、延滞税のみを納付する場合は、賦課課税用納付書を使用する）により納付せることになる。

関税の「法定納期限」とは関税法第12条第9項に定めるものであり、関税法第9条、第9条の2、又は関税法施行令第7条の2第1項に規定する納期限（具体的納期限）とは異なる。具体的納期限が関税の納付について納税者に期限の利益を与え、その間は原則として督促その他の滞納処分をしないという意味のものであるのに対し、法定納期限は、延滞税の計算上の基礎となるという法的効果を持つ。関税の法定納期限は、その関税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税にあっては、その納付の起因となった関税）に係る貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、その許可の日）であるのが原則であるが、次に掲げる関税の場合には、それぞれに掲げる日又は期限が法定納期限である。

① 特例申告につき納付すべき関税（次の②に該当するものを除く）

特例申告書の提出期限

② 納期限の延長により納付すべき期限が延長された関税

当該納期限の延長がされた期限

- ③ 輸入許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税  
納付通知書、更正通知書又は納税告知書が発せられた日（これらの書類が2回以上にわたって発せられた場合には、その最初に発せられた日）
- ④ 関税の納付前における郵便物の受取りの承認を受けて引き取られた郵便物につき納付すべき関税  
最初に納税告知書が発せられた日
- ⑤ 輸入申告がされた貨物について徴収する不当廉売関税等  
納税告知書に記載された納期限
- ⑥ 関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税  
その事実が生じた日

なお、「法定納期限」は、賦課権の期間制限や徴収権の時効の起算日となる「法定納期限等」とも異なる概念で、多くの場合は「法定納期限」と「法定納期限等」は同じであるが、次の場合は異なる取扱いとなるので注意が必要である。

① 納期限延長の場合

「法定納期限」は延長された納期限であるが、「法定納期限等」は輸入の許可の日（つまり延長される前の法定納期限）である。

② 輸入許可前引取り（郵便物の関税納付前受け取りを含む）の場合

「法定納期限」は納付又は更正通知の日であるが、「法定納期限等」は輸入許可前引取りの承認の日である。

③ 不当廉売関税等の遡及課税の場合

「法定納期限」は納税告知書に記載した納期限であるが、「法定納期限等」は当該関税を課すことができることとなった日（遡及課税する政令の施行の日）である。

### （3） 延滞税額の計算

延滞税の額は、上記（2）の延滞税が課される日数に応じて、附帯税を除く未納の関税額に対して年7.3%の割合を乗じて計算した額である。また、具体的納期限（過大に払戻し又は還付を受けた関税についてはその納税告知に係る納期限）の翌日から2月を経過する日後の延滞税の額は、未納の関税額に対し年14.6%の割合を乗じて計算した額とされている。ただし、当分の間は、下記（5）の延滞税の利率の特例にあるように、7.3%の割合にあっては、延滞税特例基準割合に1%を加えた割合（令和7年中の期間においては、2.4%）を、また、14.6%の割合にあっては、特定基準割合に7.3%を加えた割合（同8.7%）が適用される。

なお、延滞税の年利率については、平年閏年を問わず常に365日当たりの利率とされている（利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条）ので、具体的には、

「未納に係る本税の額」×「計算期間」×「2.4%（8.7%）等」

365日

という算式によって計算することとなる。

また、それぞれの場合における延滞税額の計算については、次によることとされている。

- ① 納税義務者が未納関税の一部を納付したときは、その納付の翌日以後は、残額を基礎として延滞税の額を計算する（関税法第12条第2項）。
- ② 未納部分の本税が10,000円未満のときは、延滞税が課されない。また、本税に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて延滞税の額を計算する（関税法第12条第3項）。
- ③ 以上の算定方式により計算した延滞税の額が1,000円未満のときはこれを徴収せず、また、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる（関税法第12条第4項）。
- ④ 本税と延滞税とをあわせて徴収する場合において、納税義務者が未納税額の一部を納付したときは、その納付額が未納の本税額に達するまでは、その未納の本税額の納付にあてる（関税法第12条第5項）。
- ⑤ 修正申告又は更正があった場合（偽りその他不正の行為により免れた関税に係るものを除く）の延滞税に係る計算期間について、法定納期限から1年を経過する日の翌日から修正申告書が提出され、又は更正通知書が発せられた日までの期間を除く（関税法第12条第10項）。つまり法定納期限から1年以上経過して修正申告書が提出され納税が行われた場合、延滞税に係る計算期間は1年とする扱いである。

#### （4） 延滞税の免除

延滞税は、関税を法定納期限後に納付する場合には、原則として納付を要するが、納付が法定納期限後となった理由が納税者の責に帰することができないやむを得ないものである場合には、その遅延利息的性格から、責に帰すべからざる理由により税額が確定しなかった期間に相当する延滞税が免除される（関税法第12条第6項）。ただし、この場合には、やむを得ない理由があったことについて税関長の確認を受けなければならない。

なお、やむを得ない理由とは、例えば、納税申告が適正に行われたにもかかわらず、税關で税率、課税標準等を誤って変更させたため税額が過少となった場合又は税關長が過失により過少に納税告知した場合等輸入者の責めに帰すべき事由がなく、真にやむを得ない理由がある場合をいう。このため、法定納期限後に差額分の関税について賦課決定、修正申告又は更正をする場合には、延滞税が免除される。

また、平成28年の改正により、国税徴収法の規定による滞納処分の執行停止又は換価の猶予をした場合、行政不服審査法の規定による関税の徴収に関する処分の執行停止をした場合等における免除規定（関税法第12条第7項）、税關長が国税徴収の例により滞納関税の全額に相当する財産の差押えをした場合、又は納付すべき税額の全額に相当する担保の提供を受けた場合等の免除規定（関税法第12条第8項）が新たに新設された。

#### （5） 延滞税の利率の特例

延滞税の割合は、上記（2）のとおり、関税法第12条第1項の規定により年7.3%又は年14.6%の割合が適用されるが、当分の間は、関税法附則第3項の規定により、それらの割合が適用されず、年7.3%の割合にあっては「延滞税特例基準割合」に年1%を加算した割合（7.3%が上限）が適用され、また、年14.6%の割合にあっては「延滞税特例基準割合」に年7.3%を加算した割合となる。なお、令和7年においては、年7.3%の割合が「年2.4%」となり、年14.6%の割合が「年8.7%」となる。

(参考1) 「延滞税特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率(各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合)）に年1%を加算した割合をいう（租税特別措置法第94条第1項）。

〔令和7年に適用される延滞税特例基準割合〕

$$\text{財務大臣が告示した割合 (0.4\%)} + 1\% = 1.4\%$$

〔令和7年に適用される延滞税の割合〕

$$\text{年 7.3\%の割合 : 延滞税特例基準割合 (1.4\%)} + 1\% = 2.4\%$$

$$\text{年 14.6\%の割合 : 延滞税特例基準割合 (1.4\%)} + 7.3\% = 8.7\%$$

(参考2) 延滞税の割合の推移

期 間	割 合
平成28年1月1日～平成28年12月31日	→ 2.8% ( 9.1%)
平成29年1月1日～平成29年12月31日	→ 2.7% ( 9.0%)
平成30年1月1日～平成30年12月31日	→ 2.6% ( 8.9%)
平成31年1月1日～令和元年12月31日	→ 2.6% ( 8.9%)
令和2年1月1日～令和2年12月31日	→ 2.6% ( 8.9%)
令和3年1月1日～令和3年12月31日	→ 2.5% ( 8.8%)
令和4年1月1日～令和4年12月31日	→ 2.4% ( 8.7%)
令和5年1月1日～令和5年12月31日	→ 2.4% ( 8.7%)
令和6年1月1日～令和6年12月31日	→ 2.4% ( 8.7%)
令和7年1月1日～令和7年12月31日	→ 2.4% ( 8.7%)

(注) 「割合」のかっこ書は、納期限の翌日から2月を経過する日後の延滞税の割合

なお、平成28年の改正により、納付すべき税額に相当する担保の提供があった場合には、担保の提供がされている期間については、当分の間、猶予特例基準割合（租税特別措置法第94条第2項）によって計算された特例延滞税額を超える部分が免除されることとなる。（関税法第12条第8項第2号、関税法原始附則第4項）

### 3. 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税

#### (1) 導入の経緯

申告納税方式による関税は納税義務者のする申告により確定することを原則としており、この申告納税制度の下では、申告義務の適正な履行を図る必要があること及び、近年、事後調査により把握された申告漏れ税額の動向等に鑑み、関税の納税義務者間における課税の公平を維持し、より適正な納税申告を確保する必要性が強く要請されたことから、適正な納税申告を行わなかつた納税義務者に対する行政制裁の一環として、平成9年10月から、関税についても一般の国税と同様に過少申告加算税及び無申告加算税が新たに導入された。更に、平成17年10月から、納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実について隠ぺい又は仮装という不正手段があったときには、適正な申告をした納税者との権衡を図る必要性から、特別の行政制裁としての重加算税が導入された。

#### (2) 過少申告加算税

当初申告があった場合において修正申告又は更正が行われたときは、当該納税義務者に対し、その修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告

加算税が課される（関税法第12条の2第1項）。

修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額（増差税額）のうち、当初申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、その超える部分に相当する税額に5%の割合を乗じて計算した金額に相当する額が過少申告加算税に加算される（同条第2項）。

この場合、修正申告又は更正が2回以上ある場合は、個々の修正申告又は更正により納付すべき税額を合算（減額更正があったときはこれを控除するとともに、正当な理由による過少申告又は自発的な修正申告に係る分はこれを除いて計算する。）した額（累積増差税額）を基に当初申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超えるかどうかを判断する（同条第2項及び第7項）。

修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その部分の金額を控除して過少申告加算税が計算される（同条第4項第1項）。

また、修正申告が、その関税について調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでない、自発的な修正申告である場合には、過少申告加算税は課されない（同条第5項）。ただし、平成28年度の改正により、納税義務者に対する調査通知（調査の対象となる税目及び期間並びに調査を行う旨）があった後に行われた修正申告が、更正があるべきことを予知してされたものでないときは、「5%」の過少申告加算税を課すこととなった（同条第1項・第5項）。（平成29年1月1日施行）

過少申告加算税の税額の決定は、税関長が賦課決定通知書を送達することによって行われる（関税法第8条第2項及び第4項）。当該賦課決定通知書を受けた者は、当該賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日（輸入申告後輸入の許可を受けるまでの間に当該賦課決定通知書が発せられた場合には、この日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日）までに当該過少申告加算税を納付しなければならない（関税法第9条第3項）。

過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額が1万円未満である場合には過少申告加算税は課さず、当該税額に1万円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。また、過少申告加算税の額が5千円未満である場合にはこれを徴収せず、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てることとされている（関税法第12条の2第6項）。

令和3年度の改正により、関税関係帳簿の電子保存について保存要件を緩和する一方で、記帳水準の向上を図るインセンティブを設ける観点から、従来の保存要件を満たし、関税関係書類との関係が明らかになるようにして電子保存し、その旨を届け出た優良な帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税の税率を5%軽減されることとなった（同条第3項）。（令和4年1月1日施行）

### （3）無申告加算税

納税申告が必要な貨物について、期限後特例申告書の提出があった場合若しくは税関長による決定があった場合又は当該期限後申告書の提出若しくは当該決定がされた後に修正申告若しくは更正がされた場合には、その申告、決定又は更正に基づき納付すべき税額に15%の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課される（関税法第12条の3第1項）。

当初申告が必要とされている貨物について、その輸入の時までにその申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合や特例申告の期限までに特例申告書を提出することができなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課されない（同条第1項）。

無申告加算税に該当する場合において、納付すべき税額（決定後に修正申告又は更正がされたとき

は、累積納付税額を加算した金額) が 50 万円を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に 5 % の割合を乗じて計算した金額が無申告加算税に加算される (同条第 2 項及び第 9 項)。

期限後特例申告書が提出期限から 1 月を経過する日までに提出された場合で、期限内特例申告書を提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、無申告加算税を適用しない (同条第 7 項)。この場合の政令で定める場合とは、①過去 1 年間に無申告加算税 (関税法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号の場合のみ) が課されたり、これに代えて重加算税が課されたことがなく、かつ、この「不適用」の適用がないこと、及び②当該申告に係る税額全額が特例申告の期限までに納付済 (N A C C S による口座振替の場合には振替依頼済) であることとされている。(関税法施行令第 9 条の 3)

無申告加算税についての端数計算は、過少申告加算税と同様である (関税法第 12 条の 3 第 8 項)。

平成 28 年度の改正により、納税義務者に対する調査通知 (調査の対象となる税目及び期間並びに調査を行う旨) があった後に行われた期限後特例申告書の提出又は修正申告が、更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、「10 %」の無申告加算税を課すこととなった (同条第 1 項)。また、期限後特例申告書の提出があった場合又は税関長によりなされた決定についての修正申告が、その申告に係る関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、無申告加算税の割合は 5 % に減じられる (同条第 6 項)。また、悪質な行為を防止する観点から、過去 5 年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合は、通常の無申告加算税に 10 % を加重する措置が導入された (同条第 4 項第 1 号)。(平成 29 年 1 月 1 日施行)

令和 5 年度の改正により、納付すべき税額 (決定後に修正申告又は更正がされたときは、累積納付税額を加算した金額) が 300 万円を超えるときの無申告加算税の割合は、50 万円を超える 300 万円以下の部分に係る割合は 5 % を加算した 20 %、300 万円を超える部分は 30 % となる (同条第 3 項)。また、前年及び前々年に無申告加算税もしくは無申告重加算税を課される者に対して課される無申告加算税については、通常の無申告加算税に 10 % を加算することとされた (※) (同条第 4 項第 2 号)。(令和 6 年 1 月 1 日施行)

※本措置と、過去 5 年以内に無申告加算税又は重加算税を課された場合に課される無申告加算税の 10 % 加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

#### (4) 重加算税

過少申告加算税の規定に該当する場合において、納税義務者がその関税の課税標準等輸入申告書又は特例申告書に記載すべき事項や納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告又は更正の請求をしていたときは、当該納税義務者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に 35 % の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課される (関税法第 12 条の 4 第 1 項 : 更正の請求に係る箇所については令和 6 年度改正。令和 7 年 1 月 1 日施行)。

また、無申告加算税の規定に該当する場合において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限後特例申告書の提出又は決定の規定による決定がされた場合やそれらの後に修正申告又は更正がされた場合に該当することとなったとき又は更正の請求をしていた

ときは、当該納税義務者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に40%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課される（同条第2項：更正の請求に係る箇所については令和6年度改正。令和7年1月1日施行）。

重加算税についての端数計算は、過少申告加算税と同様である（同条第5項）。

平成28年度の改正により、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税等を課されたことがある場合は、通常の重加算税に10%を加重する措置が導入された（同条第4項第1号）。

（平成29年1月1日施行）

令和3年度の改正により、紙で保存した書類をスキャナ保存した関税関係書類や電子取引の取引情報に係るデータについて、保存要件を緩和する一方で、改ざん等の不正行為を抑止する観点から、当該電子データに関連して不正が把握された場合には、重加算税の税率を10%加重する措置が導入された（同条第3項）。なお、近年、請求書等の電子取引データが、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通しているところ、輸入取引の電子取引データについて、その保存及び処理を自動化するシステムが利用されれば、その保存及び処理の適正性が確保され、複製や改ざん行為が困難であると認められることから、令和7年度の改正において、このようなシステムを利用した上で、電子取引データが財務省令で定める一定の要件を満たして送受信・保存される場合には、当該電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の加重の適用対象から除外することとされている（令和9年1月1日施行）。

令和5年度の改正により、前年及び前々年に無申告加算税もしくは無申告重加算税を課される者に対して課される無申告重加算税について、税率を10%加算することとされた（※）（同条第4項第2号）。（令和6年1月1日施行）

※本措置と、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された場合に課される無申告加算税の10%加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

## 第8節 関税の還付及び還付加算金

### 1. 概説

関税の納税義務者は、一般的には国（債権者）に対して租税債務者の立場に立つのであるが、一定の場合には、国に対して一定の金銭の給付を請求し得ること、つまり国に対して債権者としての立場に立つ場合がある。すなわち、関税の過誤納に基づく還付請求権及び関税定率法又は関税暫定措置法等の規定に基づく払戻し又は還付金に係る請求権がこれである。本節では、これらの請求権のうち、過誤納に基づく関税の還付請求権について説明する。

### 2. 過誤納に基づく関税の還付請求権の意義

過誤納に基づく関税の還付請求権とは、納税者が不適法な関税を納付した場合、すなわち納税義務者がその納付義務を当初から有しないか、又は、のちにその納付義務の範囲に変動を生じたためその納付に対応する納税義務を有しなくなった場合（過誤納）に、利得者たる国家に対しその返還を請求する関税法上の権利であって、民法上の不当利得返還請求権に類似するものである。過誤納金があるときは、税関長は、遅滞なく金銭で還付すべきものとされている（関税法第13条第1項）。ここに関税が過誤納となる場合は、次のとおりである。

- ① 関税の納税義務が当初から法律上ないにもかかわらず税額を納付した場合（誤納）

例えば、納税義務者が二重に関税を納付した場合又は無税の貨物について関税を納付した場合等がこれである。民法上のいわゆる非債弁済（民法第705条）に相当するものであり、納付の当初から不当利得として返還されるべき性質を有する。

- ② 法律上負担すべき税額を超えて過大に納付した場合（過納）

税額の確定に誤りがあって過大に納付した場合をいい、その後、減額更正、不服申立てに対する決定又は裁決、訴訟に対する判決等によって、当初の確定額が変更された場合に還付されることになる。

### 3. 還付請求権の消滅時効

過誤納に基づく関税の還付請求権の消滅時効は5年とされ（関税法第14条の3第1項）、その起算点は、過誤納に係る関税の還付を請求することができる日である。

還付請求できる日とは以下に掲げる日とされ、返還請求権の消滅時効は、それぞれの日から進行する。ただし、同一貨物について関税の徴収権が競合する場合や、判決の確定等により先順位者から関税を徴収することとなったため、後順位者が先に納付した関税を過誤納として返還する場合のように、返還請求権者が過誤納の発生を知り得ない場合には、その者が過誤納の発生を知った日の翌日とされている。

- ① 誤納に係るものである場合は、その納付の日

- ② 過納に係るものである場合は、当初の税額確定処分の変更又は取消しのあった日

なお、請求権の時効の更新については、民法第147条第1号及び第3号の規定が準用されるので、時効の進行中行った支払請求は、更新事由となる。また、時効の完成は援用を要せず、その利益を放棄することはできないこと、関税に関する一般の原則と同様である（関税法第14条の3第2項及び第14条の2第3項、国税通則法第72条第2項）。

## 4. 還付加算金

### (1) 還付加算金の性質

還付加算金は、過誤納関税（滞納処分費を含む。）の額を還付するに際して、これに加算して納税義務者に支払う一種の利子であって、前述した関税の延滞税に対応するものである。

### (2) 還付加算金の計算

還付加算金は、過誤納額を還付する場合に、次の各号に定める日の翌日から国税収納金整理資金支払命令官（税関長）が還付のための支払決議を了した日又は当該過誤納額を他の関税に振替え充当することを決定する日までの日数に応じ、年 7.3%の率を乗じて計算される（関税法第 13 条第 2 項）。ただし、当分の間は、下記（3）の還付加算金特例基準割合が適用されることとされている。

- ① 更正、決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金（次の②に該当する過納金を除く。）

当該過納金に係る関税の納付があった日（その日が関税法第 12 条第 9 項で規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

- ② 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定、裁判又は判決を含む。）により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金  
その更正の請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過する日と当該更正があった日の翌日  
から起算して 1 月を経過する日のいずれか早い日

- ③ 上記①及び②に掲げる過納金以外の関税に係る過誤納金

その過誤納となった日として政令で定める日の翌日から起算して 1 月を経過する日。

なお、過誤納金の返還請求権について民事執行法の規定による差押命令が発せられたときは、その差押命令の送達を受けた日の翌日から 7 日を経過する日までの期間を、返還請求権について仮差押がされたときは、その仮差押がされている期間を、それぞれ控除して計算する（関税法第 13 条第 3 項）。これを除算期間という。

過誤納額が 10,000 円未満の場合は加算金を付さず、過誤納額に 10,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。計算の結果、還付加算金の額が 1,000 円未満である場合には加算金を加算せず、加算金の額に 100 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとしている。

### (3) 還付加算金の利率の特例

還付加算金の割合は、還付加算金特例基準割合が 7.3% に満たない場合には、還付加算金特例基準割合が適用され、令和 7 年の還付加算金特例基準割合は年 0.9% であることから、その割合が適用される。

（参考）「還付加算金特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における短期貸付けの平均利率（各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合））に年 0.5% を加算した割合をいう。

## 第3章 船舶及び航空機

### 第1節 船舶及び航空機の種別等

#### 1. 船舶及び航空機への取締りの必要性

関税法は、この教材の第1章第3節3において記述されているとおり、租税法的色彩と通関法的色彩の二面性を有する法律であり、本章において述べる船舶及び航空機の取締りについては、いわゆる通関法的必要性から法律が規制しているものである。

元来、税関が主たる取締りの対象となすべきものは、輸出入される貨物である。しかし、これらの貨物は、船舶、航空機又は車両などの媒介によって内外国間を移動し、所定の経済活動が行われるため、これらの運搬具は、その積載貨物と共に通関行政上重要な地位を占め、そこに法律が規制する理由がある。

そして、我が国はその地形上から陸接国境がないため、車両のみの媒介による外国貨物の内外国間の移動は生じないので、取締りの対象として、船舶と航空機について、その種別を分け、それに応じた規制を行っている。

#### 2. 船舶又は航空機の種別

関税法上取締りの対象とする船舶又は航空機（以下この章において「船舶等」という。）は、第1に「外国往来船」又は「外国往来機」（以下この章において「外国往来船等」という。）である。

外国往来船等とは、本邦と外国との間を往来する船舶等であるが、このうち、外国貿易のため本邦と外国との間を往来するものを、「外国貿易船」（関税法第2条第1項第5号）又は「外国貿易機」（関税法第2条第1項第6号）（以下この章において「外国貿易船等」という。）と定義し、これらに対しては特に強い規制を働かせている。

外国往来船等のうち外国貿易船等以外のものについては、「外国の軍艦及び軍用機」、「海上における保安取締りや海難救助に従事する船舶及び航空機」及び「自衛隊の船舶及び航空機」（以下この章において「外国の軍艦等」という。）を除いた船舶等を「特殊船舶等」と称して区別し、これらに対しては外国貿易船等より弱い規制を働かせている。

第2に、「沿海通航船」（関税法第2条第1項第7号）及び「国内航空機」（関税法第2条第1項第8号）（以下この章において「沿海通航船等」という。）であるが、これは外国往来船等以外の船舶等を総称するもので、原則として関税法上の規制の対象とはならない。

また、関税法とは別に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（以下この章において「地位協定特例法」という。）及び日本国における国際連合の軍隊の地域に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下この章において「国連軍協定特例法」という。）に基づき、アメリカ合衆国政府及び国際連合の軍隊が所有し、又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、合衆国及び国際連合の軍隊のために又は合衆国及び国際連合の軍隊の管理の下に公の目的をもって運航されているものを「公用船」又は「公用機」（以下この章において「特例法に基づく公用船等」という。）として特殊の地位を考慮し、入出港手続、提出書類の面で、特別な取扱いを定めている。（地位協定特例法第3条～第5条、国連軍協定特例法第

#### 4条)

このように関税法等では、船舶等の性質によってその規制を異にしているので、船舶等の資格の認定は、開港等への入港の時における性質、積載貨物の種類、その入港の目的等を考慮し、できるだけ客観的な事実に基づいて決定しなければならない。

その具体的な認定の基準は、次のとおりである（関税法基本通達15-1）。

- ① 外国貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積載して入港する船舶等は、外国貿易船等とする。ただし、入港の時まで沿海通航船等とされていたものであって、その積載している外国貨物が保税運送貨物のみである場合は、沿海通航船等とする。
- ② 入港の時まで外国貨物を積載していないが外国貿易船等とされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りに来た船舶等は、外国貿易船等とする。

なお、税関空港にあっては、人員輸送のみを目的とする航空機であっても、当該航空機が航空法第2条（定義）に規定する「国際航空運送事業」を営む会社に所属するものであり、かつ、同一の定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱う。

- ③ 入港時には、外国貿易船等でない船舶等が、入港後、輸出貨物又は積戻し貨物を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等とする。
- ④ 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等とする。
- ⑤ 沿海通航船等が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から特殊船舶等とする。ただし、外国に向けて出港するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。
- ⑥ 入港前において他国間の外国貿易（いわゆる三国間貿易）に従事していた船舶等が、修理又は船用品等の補給のためのみの目的で、外国貨物を積載しないで入港する場合は、特殊船舶等とする。
- ⑦ 外国貨物を積載していない外国貿易船が、関税法第25条第1項に規定する資格変更の手続をすることなく一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から、一週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船とする。
- ⑧ 継続して本邦と外国との間を往来する特殊船舶等が、本邦と外国との間の往来をしなくなったとき又はその他の特殊船舶等が本邦と外国との間の航行を終了して基地港に帰港したときは、それぞれその往来をしないこととなった時又は帰港した時から沿海通航船等とする。
- ⑨ ただし、上記③から⑤、⑦又は⑧の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、関税法第25条各項の規定による資格変更の届出があったときは、上記③から⑤、⑦又は⑧の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであることから、留意する。

（注）船舶の「入港」とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもってその場所に到着することをいう。なお、この場合における停泊又は係留には、船舶がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留することを含む（関税法基本通達15-2-1(1)）。具体的には、

岸壁、ドルフィン、あるいは部位に係留された時点、係留施設のない場所に停泊する場合は投錨の時点がそれぞれ入港の時となる。

航空機の「入港」とは、航空機が一定の期間本邦内の特定の場所に駐機する目的をもってその場所に到着することをいう。なお、この場合における駐機には、航空機が避難等の目的をもって仮に駐機することを含む（関税法基本通達 15-2-1(2)）。具体的には、駐機場に到着し、完全に停止し車輪止めをした時点が入港の時となる。

## 第2節 開港又は税関空港への入港手続

本章第1節で述べたとおり、税関においては、輸出入される貨物が主たる取締対象となると同時に、それらの貨物を運搬する外国貿易船等のほか、外国往来船等の乗組員や船用品（機用品）も取締りの対象となる。

このため、外国貿易船等が開港又は税関空港（以下この章において「開港等」という。）に入港する場合は、積載する外国貨物に関する事項（積荷に関する事項）はもとより、旅客又は乗組員に関する事項の入港前の報告義務及び外国往来船等に関する事項（入港届）や船用品に関する事項（船用品目録）の提出義務を課している。

外国往来船等の入港手続については、現行関税法に全面改正された当初（昭和29年）は、外国貿易船等が開港等に入港した場合に、その入港の時から24時間以内に（外国貿易機にあっては直ちに）入港届、積荷目録、船用品目録（外国貿易船のみ）を提出させ、必要に応じ旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めていたが、2001年（平成13年）9月の米国同時多発テロの発生等による国内外の社会情勢の変化に伴い、大幅な改正が行われた。

具体的には、平成16年に旅客氏名表又は乗組員氏名表の入港後の提出を義務化するとともに、積荷、旅客及び乗組員に関する事項を開港等に入港する前に報告を求めることができる制度を導入した。

その後、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立を推進するために国際的に実施すべき方策として2005年にWCO（世界税関機構）で取りまとめられた「国際貿易の安全確保および円滑化のためのWCO基準の枠組み」（「基準の枠組み」）等を踏まえ、平成19年に積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前報告を義務化（平成19年2月施行）するとともに、積荷の荷受人に対して輸入混載貨物等の詳細情報の報告を求めることができる制度（平成19年6月施行）を導入した。

また、平成23年に航空機により入国する旅客の予約記録（PNR：Passenger Name Record）の報告を求めるができる制度（平成23年10月施行）を導入した。

更に、平成26年に外国貿易船の運航者等及び利用運送事業者に対して、当該外国貿易船に積み込まれる海上コンテナー貨物に関する積荷情報について、原則、当該貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子情報処理組織（以下「NACCS」という。）を使用して税関へ報告することを義務付ける制度を導入した。

平成29年には、当時のテロ情勢の厳しさを背景に、税関における十分なリスク分析及び取締体制確保により、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていくため、航空機旅客に係る事前旅客情報（API：Advance Passenger Information）の報告時期の前倒しを行うとともに、航空機により出国する旅客の予約記録（PNR）の報告を求めることが可能とした（平成29年6月施行）。

そして、平成31年においては、航空貨物の運航者等が入港前に報告する積荷に関する事項について、より効果的かつ効率的なリスク分析を行うため、荷送人及び荷受人に関する情報を報告項目に追加するとともに、ハウスAWB情報も報告対象とし、入出国旅客の予約記録（PNR）、事前旅客情報及び航空貨物に係る積荷情報の報告は、原則としてNACCSを使用して報告することを義務付ける制度を導入している。同時に、入港する際の報告事項についても原則としてNACCSを使用しての報告が義務付けられている。

これらの制度改正により、我が国へ輸入される貨物や入国する旅客、乗組員に関する情報を貨物や旅客、乗組員が本邦に到着する前に入手し、税関が保有する各種情報と照合することによって事前にハイリスク貨物等の選定を行い検査を集中し効果的な水際取締りを行う一方、リスクが低い貨物や旅客については、

円滑な通関を確保している。

## 1. 外国貿易船の開港への入港手続

開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び利用運送事業者に対して、当該外国貿易船に積み込まれる海上コンテナー貨物に関する詳細な積荷情報を当該貨物の船積港を当該外国貿易船が出港する 24 時間前にN A C C S を使用して報告する義務を課しているほか、外国貿易船の船長に対して、入港前の積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告義務、並びに入港後における入港届及び船用品目録の提出並びに船舶国籍証書等の提示を義務付けている（関税法第 15 条第 8 項及び第 14 項）。

### （1） 船積港を出港する前の手続（出港前報告）

開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び利用運送事業者は、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船に積み込まれる海上コンテナー貨物に関する詳細な積荷情報を、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、N A C C S を使用して税関に報告しなければならない（関税法第 15 条第 7 項、第 8 項及び第 14 項）。

#### ① 報告対象

開港に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナー貨物。ただし、空コンテナー及びプラットホームコンテナーに積載された貨物は報告の対象外（関税法基本通達 15-6-2）。また、本邦で船卸しをしない海上コンテナー貨物（通過貨物）についても報告の対象外としている（関税法施行規則第 2 条の 2 第 7 項）。

#### ② 報告の期限

イ. 原則（関税法施行令第 12 条第 7 項）

積荷の船積港を出港する 24 時間前まで

ロ. 積荷の船積港が関税法施行規則別表第 3 の本邦以外の地域欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、本邦に入港する最初の開港が同表の本邦の地域欄に該当する場合（関税法施行令第 12 条第 7 項ただし書、関税法施行規則第 2 条の 2 第 4 項）

船積港を出港する時まで

#### ③ 報告義務者

イ. 外国貿易船の運航者等（船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であって積荷の運送契約の当事者）（関税法第 15 条第 7 項）

ロ. 運航者等の行う運送を利用して貨物の運送を業として行う者（利用運送事業者（N V O C C : Non Vessel Operating Common Carrier））であって、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結する者（関税法第 15 条第 8 項、施行令第 12 条第 9 項）

#### ④ 報告の内容

イ. 運航者等（関税法施行令第 12 条第 8 項）

運航者等が把握している積荷情報（オーシャン（マスター）B／Lに基づく積荷情報）

ロ. 利用運送事業者（関税法施行令第 12 条第 10 項）

利用運送事業者が把握している積荷情報（ハウス B／Lに基づく積荷情報）

#### ⑤ 報告の方法

N A C C S を使用しての報告（サービスプロバイダーを通じてN A C C S を使用して報告する場合を含む。）

ただし、電気通信回線の故障等により電子的に報告することができないことについて税関長が認

めた場合はこの限りではない（関税法第15条第14項）。

#### ⑥ 報告義務の免除

運航者等及び利用運送事業者は、海上コンテナー貨物に係る詳細な積荷情報のNACC Sを使用した事前報告について、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められるときは、報告義務が免除される（関税法第15条第7項及び第8項、関税法施行令第12条第6項）。

### （2）入港前の手続（入港前報告）

外国貿易船が開港に入港しようとするときは、船長は、通信設備の故障等の場合を除き、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項を報告することとなっており（関税法第15条第1項）、当該報告をしないで開港に入港したときは、入港後直ちにこれらの事項を記載した書面を税関に提出しなければならない（同条第2項）。

なお、旅客及び乗組員に関する事項の報告又はこれらを記載した書面の提出は、NACC Sを使用して行わなければならない（同条第14項）。

#### ① 報告の期限

##### イ. 積荷に関する事項

###### A. 原則（関税法施行令第12条第2項第1号）

入港する24時間前まで

###### B. 関税法施行規則別表第1第1項の本邦以外の地域欄に掲げる地域を出発港とし、同項の本邦の地域欄に掲げる開港に入港する場合（関税法施行規則第2条の2第2項第1号イ）

入港する12時間前まで

###### C. 関税法施行規則別表第1第2項の本邦以外の地域欄に掲げる地域を出発港とし、同項の本邦の地域欄に掲げる開港に入港する場合（関税法施行規則第2条の2第2項第1号イ）

入港する時まで

###### D. 本邦の他の開港又は不開港を経由して入港する船舶（寄入港船）で、当該他の開港又は不開港への入港に際して適用されるべき報告期限が、当該他の開港又は不開港を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の報告期限より早く到来する場合（関税法施行規則第2条の2第2項第1号ロ）

当該他の開港又は不開港に適用される報告期限（複数の場合は最も早く到来するもの）

##### ロ. 旅客及び乗組員に関する事項

###### A. 原則（関税法施行令第12条第2項第2号）

入港する2時間前まで

###### B. 関税法施行規則別表第2の本邦以外の地域欄に掲げる地域を出発港とし、同項の本邦の地域欄に掲げる開港に入港する場合（関税法施行規則第2条の2第2項第2号）

入港する時まで

###### C. 寄入港船（関税法施行規則第2条の2第2項第2号）

入港する時まで

## ② 報告の項目

イ. 積荷に関する事項（関税法施行令第12条第3項第1号）

積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券（B/L : Bill of Lading）の番号並びにコンテナー貨物である場合には当該コンテナーフレーム番号及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船籍港を出港した日時

ロ. 旅客に関する事項（関税法施行令第12条第3項第2号）

乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

ハ. 乗組員に関する事項（関税法施行令第12条第3項第3号）

乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

## ③ 報告を要しない場合

外国貿易船の船長は、次に掲げる事項により、積荷に関する事項等の事前報告ができない場合は、その義務が免除される（関税法施行令第12条第1項、関税法施行規則第2条の2第1項）。なお、この場合は、入港後直ちに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面を税関に提出しなければならない（関税法第15条第2項）が、旅客及び乗組員に関する事項はNACC Sを使用して提出しなければならない（同条第14項）。

イ. 通信設備が故障した場合

ロ. 異常な気象、海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危難が発生した場合

ハ. 貨物の荷崩れ、旅客又は乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じた場合

ニ. 脅迫又は国、地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられる場合

## （3） 入港後の手続

外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、その入港の時から24時間以内に入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない（関税法第15条第3項）。

## 2. 外国貿易機の税関空港への入港手続

外国貿易機が税関空港に入港しようとするときは、当該外国貿易機の機長に対し、入港前における積荷、旅客及び乗組員に関する事項のNACC Sを使用した報告と入港後における入港届の提出を義務付けている（関税法第15条第9項から第14項）。

また、税関長は、関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）その他関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、航空運送事業者に対し、入港前に、旅客の予約記録（PNR）をNACC Sを使用して報告することを求めることができる（関税法第15条第12項及び第14項）。

## （1） 入港前の手続

外国貿易機が税関空港に入港しようとするときは、機長は、通信設備の故障等の場合を除き、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項をNACC Sを使用して報告しなければならない（関税法第15条第9項及び第14項）。

なお、これらの事項の報告をしないで税関空港に入港したときは、入港後直ちにこれらの事項を記載した書面をN A C C S を使用して提出しなければならない（関税法第15条第10項及び第14項）。

## ① 報告の期限

### イ. 積荷に関する事項

#### A. 原則（関税法施行令第13条第2項第1号）

入港する3時間前まで

#### B. 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が3時間以上5時間未満の場合（関税法施行規則第2条の3第2項第1号イ）

入港する1時間前まで

#### C. 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が3時間未満の場合（関税法施行規則第2条の3第2項第1号ロ）

入港する時まで

#### ロ. 旅客及び乗組員に関する事項（関税法施行令第13条第2項第2号）

直前の出発空港を出発した時から30分を経過する時まで

### ハ. 入国旅客の予約に関する事項

#### A. 予約者に関する事項及び予約者に係る予約の内容に関する事項（関税法施行令第13条第6項第1号）

税関長の求めがあった時から60分を経過する時まで

#### B. 予約者の携帯品に関する事項及び予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項（関税法施行令第13条第6項第2号）

税関長の求めがあった時から30分を経過する時まで

上記A及びBに係る報告期限については、運用上、「直前の出発空港の出発予定時間の72時間前」及び「出発後直ちに」の2回とし、N A C C Sによる報告を求めている（一部航空会社を除く）。

## ② 報告の項目

### イ. 積荷に関する事項（関税法施行令第13条第3項第1号）

#### ・ マスターAWB情報

積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証（マスターAWB：Master Air WayBill）の番号

#### ・ ハウスAWB情報

積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証（マスター及びハウスAWB）の番号

#### ロ. 旅客に関する事項（関税法施行令第13条第3項第2号）

搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

#### ハ. 乗組員に関する事項（関税法施行令第13条第3項第3号）

搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

### ニ. 入国旅客の予約に関する事項

#### A. 予約者に関する事項（関税法施行令第13条第5項第1号、関税法施行令規則第2条の3第5項第1号）

氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地、予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級、その他参考となるべき事項、これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容

B. 予約者に係る予約の内容に関する事項（関税法施行令第13条第5項第2号、関税法施行令規則第2条の3第5項第2号）

予約が行われた年月日、航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、予約者の旅行の日程、予約に係る他の予約者の氏名、予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに予約者の国内における居所及び連絡先、予約番号、当該予約に係る航空券の支払いがクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送に係るものであるときは共同運送者の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地、その他参考となるべき事項、これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容

C. 予約者の携帯品に関する事項（関税法施行令第13条第5項第3号、関税法施行令規則第2条の3第5項第3号）

予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量、携帯品番号、その他参考となるべき事項、これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容

D. 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項（関税法施行令第13条第5項第4号、関税法施行令規則第2条の3第5項第4号）

搭乗するための手続をした時刻、搭乗手続番号、その他参考となるべき事項、これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容

### ③ 報告を要しない場合

外国貿易機の機長は、外国貿易船が開港に入港する場合と同様に通信設備が故障した場合等、積荷に関する事項等の事前報告ができないときは、その義務が免除される（関税法施行令第13条第1項、関税法施行規則第2条の3第1項）。なお、この場合は、入港後直ちに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面をNACC Sを使用して提出しなければならない。

## （2）入港後の手続

外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに入港届を提出しなければならない（関税法第15条第11項）。なお、外国貿易船の入港手続との相違点は、船用品目録の提出義務及び船舶国籍証書の提示義務がないことである。

## 3. 混載貨物等に関する荷受人等からの入港前の報告

外国貿易船等の運航者等、利用運送事業者、船長又は機長から事前報告される積荷に関する事項については、混載貨物の場合などは個々の貨物に関する詳細な情報が含まれていない場合がある。

このため、税関長は、外国貿易船等の開港等への入港に際して、当該外国貿易船等の運航者等、利用運送事業者、船長又は機長から積荷に関する事項の報告があった場合に、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、荷受人等に対して、当該外国貿易船等の入港前に積荷に関する事項の報告

を求めることができることとしている（関税法第15条の2）。

具体的には、積荷の荷受人等が保有する次の事項について、税関長は入港前に報告を求めることができ、そして、報告を求められた者は、遅滞なく報告をしなければならない。

- ① 運航者等、利用運送事業者、船長又は機長から事前報告された積荷の仕出地及び仕向地
- ② 積荷の記号、番号、品名及び数量
- ③ 積荷の荷送人及び荷受人の住所（居所）、氏名（名称）及び電話番号

なお、積荷の荷受人等とは、船長又は機長から事前報告される積荷の名義上の混載業者（いわゆるN V O C C やフォワーダー等）のほか、当該荷受人からの報告により判明した更なる荷受人（Co-Load（共同混載）における混載業者等）も含まれる。

#### 4. 外国貿易船等以外の外国往来船等の開港等への入港手続

外国往来船等のうち、外国貿易船等以外の船舶等が開港等に入港しようとする場合の手続については、次のとおりである。

##### （1） 特殊船舶等

###### ① 入港前の手続

外国往来船等のうち、特殊船舶等が開港等に入港しようとするときは、外国貿易船等と同様に、当該特殊船舶等の船長又は機長は、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船又搭乗している場合に限る。）及び乗組員に関する事項をN A C C S を使用して報告しなければならない（関税法第15条の3第1項及び第6項）。なお、これらの事項の報告をしないで開港等に入港したときは、入港後直ちにこれらの事項を記載した書面をN A C C S を使用して提出しなければならない（関税法第15条の3第2項及び第6項）。

また、特殊航空機については、税関長は、関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）その他関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、航空運送事業者に対し、入港前に、旅客の予約記録、搭乗に関する情報（P N R）の報告を求めることができ、報告を求められた者は、当該報告をN A C C S を使用して行わなければならない（関税法第15条の3第4項から第6項）。

旅客及び乗組員に関する事項並びに特殊航空機の旅客の予約記録（P N R）の具体的な報告の項目及び事前報告が免除される場合については、外国貿易船等が開港等に入港しようとする場合と同様（関税法施行令第14条、関税法施行規則第2条の6）であるが、旅客及び乗組員に関する事項の報告の期限については、原則は外国貿易機が税関空港に入港しようとする場合と同様であるものの、不定期航空機（ビジネスジェット及びプライベートジェット等）に対しては次の例外措置を設けている。

- A. 航行時間が2時間以上の場合 入港する90分前まで
- B. 航行時間が1時間以上2時間未満の場合 入港する30分前まで
- C. 航行時間が1時間未満の場合 入港する時まで

###### ② 入港後の手続

特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、直ちに入港届を提出しなければならない（関税法第15条の3第3項）。

## (2) 外国の軍艦等

外国往来船等のうち、外国の軍艦等が開港等に入港する場合は、国際慣行等を考慮して、入港手続きは要しないこととしている（関税法第15条の3、関税法施行令第13条の3）。

## (3) 特例法に基づく公用船等

特例法に基づく公用船等は、地位協定特例法第5条又は国連軍協定特例法第4条の規定により関税法上の入港手続きの多くを適用しないこととしているが、関税法第15条に規定する入港手続のうち、同条第3項及び第11項に規定する入港届の提出並びに同条第1項及び第9項に規定する積荷に関する事項を記載した書面（積荷目録）は提出しなければならないこととしている。

### 第3節 貨物の積卸し

#### 1. 積荷に関する事項の報告前の積卸し

外国貿易船等に対する貨物の積卸しは、積荷に関する事項の報告がなされていない場合にはしてはならない(関税法第16条第1項)。これは、税関が当該外国貿易船等に積まれている貨物の全容を把握し、密輸出入の防止等輸出入貨物取締りに万全を期すためである。

なお、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、その性質上迅速な処理を必要とされ、一般貨物と同一視することは適当でないので、これに關係なく積卸しが認められる。

#### 2. 貨物の積卸しについての書類の提示

船舶等に外国貨物の積卸しをする際には、貨物の受渡しについての書類の授受が行われるのが通常である。したがって、税関職員はこれらの書類の提示を受けて、貨物の積卸しの事実及びその数量を確認し、外国貿易船等に積卸しされる貨物の取締りをする必要がある(関税法第16条第2項)。

提示すべき書類は次のとおりである(関税法施行令第15条第1項)。

① 外国貿易船に外国貨物を積み込んだ場合

船長又はこれに代わる者の受領証(通常「メートレシート」という。)

② 外国貿易船から外国貨物の船卸しをした場合

船卸票(ポートノート)又はこれに代わる書類

③ 外国貿易機に外国貨物を積み込む場合又は外国貨物の取卸しをした場合

航空貨物輸送証(通常「航空貨物運送状(Air Waybill)」といふ。)

④ その他税関長が貨物の積卸しについて必要と認めて指定し公告した書類

例えば

イ. 外国貿易船に貨物を積み込む場合における輸出許可書、積戻し許可書又は外国貨物運送承認書

ロ. 外国貿易船から貨物を仮陸揚げする場合又は不用船用品を陸揚げする場合における船長又はこれに代わるべき者の船卸しの証明書など

なお、税関長は積卸しに係る外国貨物の確認に支障がないと認めるときは、積卸しについて書類の提示を省略させることができる(関税法施行令第15条第3項)。

#### 3. 出港前における積荷に関する事項の報告がされなかつた場合の船卸し許可

入港前における積荷に関する事項の報告がない場合のほか、出港前における積荷に関する事項の報告がない場合については、当該積荷の船卸しをしてはならないこととしている(関税法第16条第3項)。

ただし、これらの報告に代わる報告をした上で、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長の許可を受けることで船卸しを認めることとしている。

## 第4節 出港手続

### 1. 外国貿易船等の出港手続

外国貿易船等が本邦の開港等を出港しようとするときは、船長又は機長は税関に出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。また、税関長は、必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した提出を求めることが求めることとしている（関税法第17条第1項）。

また、平成29年度の関税改正において、外国貿易機については、税関長は、関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）その他関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、航空運送事業者に対し、出港前に、旅客の予約記録（P N R）の報告を求めることができ、報告を求められた者は、当該報告をしなければならないとされ、平成31年3月17日から旅客及び乗組員に関する事項等出港する際の報告事項については、原則としてN A C C Sを使用して報告することが義務付けられている（関税法第17条第3項から第5項）。

外国貿易船等が開港等に入港した場合の入港届の提出については、届出制としているが、開港等から出港する場合の出港届の提出は許可制をとっている。これは、外国貿易船等の出港が開港等における税関の取締りから離脱する行為であるので、出港に対して許可制をとることにより外国貿易船等が関税法、とん税法及び特別とん税法に規定する諸義務を履行しているかどうかを最終的に確認する必要があるためである。

なお、外国貿易船については、当該外国貿易船が開港に入港した場合は、原則とん税及び特別とん税を納付しなければならないが、その納付すべきとん税及び特別とん税が納付されていない場合は、当該出港の許可をしない。ただし、とん税及び特別とん税の額に相当する担保を提供すれば、とん税及び特別とん税の納付前に出港することができる（関税法第17条第2項）。

（注）船舶の「出港」とは、船舶が航行の目的をもって停泊していた場所を離れることをいう。ただし、船舶が同一の開港港域内において移動する場合は、出港には含まない（関税法基本通達17-1）。

なお、次に掲げる開港内の地区間を移動する場合は、「入出港届（C-2000）」の標題を「転錨届」と訂正したものを2通提出させ、うち1通を届出者に交付する（関税法基本通達17-6）。

開港名	地区
京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区
新 潟 港	東地区、西地区
伏 木 富 山 港	伏木地区、富山地区
阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区
和 歌 山 下 津 港	和歌山地区、下津地区
徳 山 下 松 港	徳山地区、光地区
関 門 港	門司地区、下関地区、戸畠地区
伊 万 里 港	伊万里地区、福島地区

また、当該船舶の停泊場所が不開港である場合には監視取締上支障がない範囲の移動は出港には含めない（関税法基本通達17-1（1））

航空機の「出港」とは、航空機が航行の目的をもって離陸することをいう（関税法基本通達 17-1 (2)）

## 2. 外国貿易船等以外の外国往来船等の出港手続

### (1) 特殊船舶等

従来、特殊船舶等は外国貿易に従事するものではなく、関税法上で規制する必要性は少ないと考えられていたため、出港手続や資格変更の手続が関税法上に設けられていなかったが、特殊船舶等を利用した密輸事案が発生したこと、また我が国への寄港が今後も増加することが見込まれるため、税関において水際取締を確実に実施するため、平成 29 年関税改正において、特殊船舶等の出港手続が新設され、特殊船舶等が開港等を出港しようとするときは、船長又は機長は税関に出港届を提出しなければならないとされた。また、税関長は、必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出を求めることができるとされた（関税法第 17 条の 2 第 1 項）。

更に、特殊航空機については、税関長は、関税法第 69 条の 2（輸出してはならない貨物）その他関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、航空運送事業者に対し、出港前に、旅客の予約記録（P N R）の報告を求めることができ、報告を求められた者は、当該報告をしなければならないとされ、平成 31 年 3 月 17 日から旅客及び乗組員に関する事項等出港する際の報告事項については、原則として N A C C S を使用して報告することが義務付けられている（関税法第 17 条の 2 第 2 項から第 4 項）。

### (2) 外国の軍艦等

外国の軍艦等が開港等を出港する場合は、法律上規定がなく、手続を要しないことになっている。ただし、船舶等側から出港許可書の交付の要請があった場合は、便宜、出港届を提出させ、これに税関の受理印を押なつして交付するものとしている。

### (3) 特例法に基づく公用船等

特例法に基づく公用船等が開港等を出港する場合は、出港届を提出しなければならない（地位協定特例法第 5 条第 1 項ただし書、国連軍協定特例法第 4 条）。

## 第5節 入出港の簡易手続

### 1. 外国貿易船の簡易手続

外国貿易船が開港に入港するときは、通常は、関税法第15条の規定に基づく入港手続を要するが、次に掲げる場合には、関税法第15条第3項から第5項までの規定を適用せず、簡易な手続が認められている。

具体的には、入港届を出港の時までに税関に提出すれば良いこととされている。(関税法第18条第1項及び第2項、関税法施行令第16条の2第1項)。

なお、出港については、関税法第17条の規定に基づく通常の出港手続を要する。

- ① 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から24時間以内に出港する場合
  - ② 船内で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合
  - ③ 救じゅつのために寄贈される給与品(注)のみの積卸しをした後直ちに出港する場合
- (注)「救じゅつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゅつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等に使用される資材等をいう(関税法基本通達18-1)。

### 2. 外国貿易機の簡易手続

外国貿易機が税関空港に入港するときは、通常は、関税法第15条及び第17条の規定に基づく入出港手続を要するが、次に掲げる短期出港等の場合には、関税法第15条第9項から第11項まで及び第17条第1項の規定を適用せず、簡易な手続が認められている。

具体的には、入港前の事前報告の必要はなく、短期出港等である旨を出港の時までに税関に提出すれば良いこととされている。ただし、①の場合については、機長は、乗組員に関する事項の事前報告を行なわなければならない(積荷及び旅客に関する事項の事前報告は不要)(関税法第18条第3項及び第4項、関税法施行令第16条の2第4項)。

- ① 乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港する場合
- ② 機内で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- ③ 救じゅつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する場合

### 3. 特殊船舶の簡易手続

特殊船舶が開港に入港するときは、通常は、関税法第15条の3の規定に基づく入港手続及び同法第17条の2の規定に基づく出港手続を要するが、次に掲げる場合には、同条の規定は適用せず、簡易な手続が認められている。

具体的には、入港前の事前報告の必要はなく、入港届を出港の時までに税関に提出すれば良いこととされている。ただし、①の場合については、船長は、乗組員に関する事項の事前報告を行なわなければならない(旅客に関する事項の事前報告は不要)(関税法第18条の2第1項及び第2項、関税法施行令第16条の3第1項)。

- ① 旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から24時間以内に出港する場合

- ② 船内で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合
- ③ 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみの目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合

#### 4. 特殊航空機の簡易手続

特殊航空機が税関空港に入港するときは、通常は、関税法第15条の3の規定に基づく入港手続及び同法第17条の2の規定に基づく出港手続を要するが、次に掲げる短期出港等の場合には、同条の規定は適用せず、簡易な手続が認められている。

具体的には、入港前の事前報告の必要はなく、短期出港等である旨を出港の時までに税関に提出すれば良いこととされている。ただし、①の場合については、機長は、乗組員に関する事項の事前報告を行なわなければならない（旅客に関する事項の事前報告は不要）（関税法第18条の2第3項及び第4項、関税法施行令第16条の3第4項）。

- ① 旅客の携帯品の積卸しをしないで出港する場合
- ② 機内で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- ③ 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみの目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合

## 第6節 開庁時間外の貨物の積卸し

### 1. 趣 旨

税関官署の開庁時間外において、外国貿易船等又は外国貨物を積んでいる船舶等に貨物の積卸しをし、又は船舶等に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならぬ。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、いずれもその性質上迅速な処理が要求され、一般貨物と同様に届出を要することは実情に即さないことから、規制の対象から除外している。すなわち、開庁時間外において貨物の積卸しが行われる場合には、取締りの必要に応じ特に税関職員を勤務させる必要があり、また、無秩序に開庁時間外に貨物の積卸しが行われることは取締りの徹底を欠き、関税確保上も適当でないため、これらの時間に積卸しをする場合には、あらかじめその旨を税関長に届け出ればできることとしている（関税法第19条）。

なお、「開庁時間外」とは、税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間以外の時間をいう。

### 2. 開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要する場合

開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要する場合は、次のとおりである。

- ① 外国貿易船等の場合は、積卸しされる貨物が外国貨物又は内国貨物のいかんを問わず、貨物の積卸しが開庁時間外に行われる場合
- ② 外国貨物を積んでいる船舶等にあっては、貨物の積卸しが開庁時間外に行われる場合
- ③ 外国往来船等又は沿海通航船等に外国貨物を積み込もうとするときであっても、その積込みが開庁時間外に行われる場合

### 3. 開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合

次に掲げる場合においては、便宜、開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない取扱いとしている（関税法基本通達19-2）。

- ① 貨物の積卸しについて関税法第19条の届出が提出されている外国貿易船等と沿海通航船等（はしけその他これに準ずる用途に使用されている小型船舶を含む。以下、この項において同じ。）との間で貨物の積卸しをする場合
- ② 保税工場、総合保税地域と沿海通航船等との間で貨物の積卸しをする場合
- ③ 輸出の許可を受けた貨物を外国貿易船等に積み込むため、沿海通航船等に積み込む場合（沿海通航船等相互間で積み替える場合を含む。）
- ④ 外国貨物を積んでいる沿海通航船等に内国貨物のみを積卸しする場合（沿海通航船等相互間で内国貨物のみを積み替える場合を含む。）
- ⑤ 外国貨物を2以上の運送手段を使用して運送する場合において、これを沿海通航船等に又は沿海通航船等から積み替えるとき。
- ⑥ 海難、災害その他やむを得ない事故により、船舶の安全又は積載貨物の保全のため緊急に貨物を船卸し又は積替えをする場合
- ⑦ 別送品、託送品、不用船（機）用品及び荷粉を積卸しする場合
- ⑧ 法第16条第3項の規定により、船卸許可を受けた貨物を船卸しする場合

#### 4. 不開港における開港時間外の積卸し

取締りの目的上、開港等と不開港とを区別すべき理由はないので、不開港において開港時間外に積卸しが行われる場合にも、開港時間外の積卸しの届出を要する。

## 第7節 不開港への出入

### 1. 外国貿易船等の不開港出入

#### (1) 不開港出入の許可

不開港は、外国貿易のためには閉ざされた港又は空港であることから、特別の場合を除き、税関長の許可を受けなければ、外国貿易船等の出入は認められない（関税法第20条第1項）。

これは、不開港は開港と比べると受入態勢等が十分でなく、取締上、あらかじめその出入を税関においてチェックする必要があるためである。

したがって、不開港出入の許可は、原則として開港等を経由して不開港に入港する場合に限り行うこととしている。ただし、船舶等の修繕のため不開港に入出する場合及び税関において取締上支障がないと認める場合には、直接不開港に入港することを認めている。

なお、不開港に入出しようとする外国貿易機（旅客が搭乗している場合に限る。）については、当該外国貿易機の不開港への入港又は出港の前に、旅客の予約記録（P N R）の電子的報告を求めることができる。具体的な報告の項目及び期限については、外国貿易機が税関空港に入港しようとする場合又は出港しようとする場合と同様である（関税法第20条第3項から第5項、関税法施行令第18条第4項及び第5項）。

#### (2) 不開港出入の許可に伴う手数料

外国貿易船等が税関職員の配置されていない不開港に入出することとなれば、税関は特別の受入態勢等をとり、必要な行政サービスを提供しなければならない。このほか、外国貿易船が開港に入港した場合に、とん税及び特別とん税を徴収することとしており、整合的とするため、不開港への出入の許可を受ける者は、手数料を納付しなければならない（関税法第100条第1号、税関関係手数料令第1条）。

なお、同一の外国貿易船が、同一の不開港に、同一の年の1月1日から12月31日までに4回以上入港する場合には、その4回目以後の入港については、当該手数料は免除される（関税法第101条第3項及び第4項、税関関係手数料令第11条）。

### 2. 検疫のみの目的等による不開港への出入

外国貿易船等が不開港に入出する場合、その入港理由が「検疫のみを目的として検疫区域に入出する場合」又は「遭難その他やむを得ない事故により不開港に入出する場合」には、税関長の事前の許可は要しない（関税法第20条第1項但し書）。ただし、「遭難その他やむを得ない事故により不開港に入出する場合」には、不開港に入港後直ちに、船長又は機長は、不開港入港の旨を、その事由を付して税関職員に届け出なければならないこととなっている。なお、税関職員がいないときは、警察官に届け出なければならない（関税法第20条第2項）。

#### (1) 検疫のみのための不開港出入

「検疫のみを目的として検疫区域に入出する場合」とは、不開港である検疫区域において検疫法に規定する検疫を受けるためのみの目的で当該区域に入出する場合をいう。したがって、検疫を受けるほかに船用品若しくは機用品又はその他の貨物の積卸しをするとときは、不開港出入の許可を要する。

ただし、検疫のための停留期間が長期にわたったため、やむを得ず船用品又は機用品の補給を行う場合は、この限りでない。

## (2) 遭難その他やむを得ない事故による不開港出入

「遭難」とは、暴風雨、濃霧等の天災、衝突、暗しょうへの乗上げ等の事故その他の災難に遭遇し、これにより船舶等が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。

なお、外国貿易船が「遭難」により不開港に入港した場合において、その出港の時までに次に掲げる貨物の積卸し以外の貨物の積卸しをすることとなったときは、不開港への出入の許可を要することとなる（関税法基本通達 20-4）。

- ① 船舶等の修理のために必要とされる積載貨物、船用品若しくは機用品の仮陸揚又はその修理を終わった場合におけるそれらの貨物の積込み
- ② 船用品又は機用品の積込み
- ③ 旅客又は乗組員の携帯品又はこれらに類する貨物の陸揚げ又は取卸し

また、「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次のような場合をいう（関税法基本通達 20-5）。

- ① 天候の悪化により避難することが必要となった場合又は船舶の火災、機関の故障、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延等により航行を続けることが困難になった場合
- ② 外国貿易船が天候の悪化による予定航路の変更又はその他予期しなかった事情により船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合
- ③ 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合

なお、外国貿易船等が、上記「その他やむを得ない事故がある場合」に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船用品若しくは機用品又は旅客若しくは乗組員の携帯品以外の積卸しをすることとなったときは、不開港への出入の許可を要することとなる。

## 3. 特殊船舶等の不開港への出入

特殊船舶等が不開港に入出しようとする場合、事前の許可は必要としないが、その入港前に旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船又は搭乗している場合に限る。）及び乗組員に関する事項をN A C C Sを使用して報告するとともに、入港後直ちに入港届を提出しなければならない（関税法第 20 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 7 項）。

従来、特殊船舶等は外国貿易に従事するものではなく、関税法上で規制する必要性は少ないと考えられていたため、不開港からの出港手続は関税法上設けられていなかったが、特殊船舶等を利用した密輸事案が発生したこと、また我が国への寄港が今後も増加することが見込まれるため、税関において水際取締を確実に実施するため、平成 29 年関税改正において、特殊船舶等の不開港への出入における出港手続が新設され、特殊船舶等が不開港から出港しようとするときは、船長又は機長は税関に出港届を提出しなければならないとされた。また、税関長は、必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面をN A C C Sを使用して提出するよう求めることができるとされた（関税法第 20 条の 2 第 4 項及び第 7 項）。

特殊航空機については、税関長は、関税法第 69 条の 2（輸出してはならない貨物）、関税法第 69 条の 11（輸入してはならない貨物）その他関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、航空運送事業者に対し、入港又は出港の前に、旅客の予約記録（P N R）のN A C C Sを使用した報告を求めることができる（関税法第 20 条の 2 第 5 項から第 7 項、関税法施行令第条 18 条の 2 第 10

項及び第 11 項)。

旅客及び乗組員に関する事項並びに特殊航空機の旅客の予約記録（P N R）の具体的な報告の項目、事前報告が免除される場合及び報告に期限については、特殊航空機が税関空港に入港しようとする場合と同様である（関税法第 20 条の 2、関税法施行令第 18 条の 2、関税法施行規則第 2 条の 24 から第 2 条の 26）。

## 第8節 外国貨物の仮陸揚げ

### 1. 仮陸揚について

外国貨物を船積み若しくは荷繰りの都合又は遭難その他やむを得ない事故のような偶発的な事情によって、本来目的とした陸揚地以外の場所に一時陸揚げ又は取卸しする場合は、あらかじめ税関に届け出なければならない。税関が設置されていない場所においては税関職員に、税関職員がいないときは、その仮陸揚げの場所にいる警察官に届け出なければならない（関税法第21条）。

なお、遭難その他やむを得ない事故により事前に届出ができない場合には、仮陸揚げした後、直ちに届け出なければならない。

なお、関税法第21条にいう「仮に陸揚（取卸しを含む。）」とは、次に該当する陸揚げをいう（関税法基本通達21-1）。

（1）陸揚げされる貨物が、本来その港又は空港に陸揚げ（取卸し）を予定した貨物でないこと。したがって、船荷証券、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港（空港）以外の港（空港）になっていること。

（2）その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。

① 船舶等に積まれている貨物を、当該船舶等の荷繰り又は他の外国貿易船等への積み替えの都合のため陸揚げする場合

② 船舶等に積まれている貨物をその船舶等の修繕等の都合のため陸揚げする場合

③ 船用品若しくは機用品又はこれらに準ずる貨物を洗濯、修理等（同一性の認定ができる範囲の加工をいう。以下この項において同じ。）のため陸揚げする場合

④ 船舶等のぎ装品又は属具（注）のうち取締上支障がないと認められるものを修理等のため陸揚げする場合

⑤ 旅客又は乗組員の携帯品を修理等のため陸揚げする場合

⑥ 乗組員の携帯品を転船等のため陸揚げする場合

⑦ 旅客又は乗組員の厚生用物品として船舶等に備えられているじう器その他物品を他の船舶等に積み替えるため陸揚げする場合

（注）「ぎ装品又は属具」とは、船体と分離区分することができるすべての機械、設備等をいい、機関、推進設備及び操舵設備を含むものとする（関税法基本通達67-4-15(1)ロ(ロ)i）。

### 2. 仮陸揚場所の制限

仮陸揚げされた貨物であっても、外国貨物である以上その置く場所は、原則として保税地域でなければならないが、保税地域に置くことが困難又は著しく不適当である場合には、他所蔵置の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる。

### 3. 修理用の船用品又は機用品及び洗濯物の簡易扱い

関税法第21条の規定により仮陸揚げされる貨物のうち、修理用の船用品又は機用品、洗濯物等については、それらの貨物を保税地域以外の場所に置き、又は保税運送する必要があるときは、他所蔵置の許可申請及び保税運送の承認申請手続の簡易な扱いが認められている。

#### 4. 仮陸揚貨物の積込み

仮陸揚げされた貨物を積込む場合、通常、「外国貨物の仮陸揚届」により行うが、当該仮陸揚貨物が外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないもの（輸出貿易管理令別表第1に掲げる武器等）である場合は、関税法第75条の規定により積戻し申告及びその許可を要することとなるので留意しなければならない。

## 第9節 沿海通航船等の外国寄港の届出

国内の運送又は我が国の領海若しくは公海における漁労等にのみ従事する沿海通航船又は国内輸送のみに従事する国内航空機が、遭難その他やむを得ない事故（例えば抑留、だ捕等）によって外国に寄港した場合は、本邦に帰港後、船長又は機長は直ちに税関にその旨を届け出なければならない（関税法第22条）。

なお、上記の事故によって外国に寄港した沿海通航船等が、外国において船用品又は機用品を積み込んで本邦に帰港した場合は、その目録を提出しなければならないが、これら以外の外国貨物を積んで帰港した場合には、外国に寄港した事由のいかんにかかわらず外国貿易に従事したこととなるので、外国貿易船等となる。

## 第 10 節 船用品又は機用品の積込み

船用品又は機用品（以下この節において「船用品等」という。）は、関税法第 2 条第 1 項第 9 号及び同号に準ずる第 10 号により「燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じう器その他これに類する貨物で、船舶又は航空機において使用されるもの」と定義されており、関税法で規定する貨物である。

船用品等を外国往来船等に積込む場合、関税法の一般原則によれば輸出の許可が必要となるが、船用品等は船舶等の運航及び旅客、乗組員のために船舶等の中で使用されるものであり、一般貨物とはその性格を異にすることから、特に簡単な手続を認め、一般貨物の積込みとの区別を明らかにしている。

### 1. 外国貨物である船用品等の積込手続

外国往来船（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は外国往来機に外国貨物である船用品等を積み込む場合、その行為が保税地域からの引取りを伴うこととなるので、現行関税法に全面改正された当初（昭和 29 年）は、輸入手続を行わせ内国貨物とした上で積み込ませていた。しかしながら、船用品等の中には燃料、酒類等の外国貨物が少なくなく、これら外国貨物である船用品等の積み込み手続を簡易迅速に処理するため、昭和 40 年の関税法改正において、船用品等に限り輸入手続を必要とせず、外国貨物のまま積み込むことができることとされた（関税法第 23 条第 1 項）。

#### （1）積込申告

外国貨物である船用品等を外国往来船等に積み込もうとする者は、その船用品等を保税地域から引き取る前に、税関長に申告し、その承認を受けなければならない（関税法第 23 条第 1 項前段）。

この申告は、船用品等の積込みをしようとする船舶等又は積込年月日の異なるごとに別申告として、「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」を提出して行わせることとしている。

#### （2）積込みの一括承認

外国貨物である船用品等のうち、取締上支障がないものとして次に掲げるものは、積込手続について特例を設け、便宜、船会社又は航空会社ごとに、税関長が指定する期間（最長 6 月）内に積み込まれる船用品等について一括して承認を行うことができる（関税法第 23 条第 1 項後段、関税法施行令第 21 条の 3）。

- ① 船用品：積み込もうとする船舶において使用する燃料
- ② 機用品：積み込もうとする航空機において使用する機用品

#### （3）積込みを承認する範囲

船用品等の積込みにあっては、船舶等の種類、トン数又は自重、航海又は航行日数並びに旅客及び乗組員の数等を考慮し、適當と認める範囲のものに限り積込みを承認する（関税法第 23 条第 3 項）。なお、承認にあっては、航海又は航行上通常必要と認められる予備数量を含むものとする。

#### （4）積込承認税関

積込みの承認は、積込みを承認する税関が管轄する港又は空港に停泊している船舶等に対して行うが、税關において積込みの確認上支障がない場合には、本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みの承認をすることとしている。この場合、保税運送が必要となるときは、この保税運送の手続は、積込承認書に必要事項を記入し、運送承認書と兼用

する簡易な方法によって行われる。

#### (5) 積込期間の指定

外国貨物である船用品等の積込みの承認に当たっては、その積込期間を指定する。この積込期間の指定は、保税運送承認の場合と同様に、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定する（関税法第23条第4項）。

なお、この指定期間内に積み込まれない場合には、保税地域に再搬入された場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除いて、積込承認を受けた者から直ちにその関税を徴収することとなる（関税法第23条第6項）。

#### (6) 積込確認

税関に提出される積込みの事実を証する書類は、積込承認書積込確認用「受領欄」に船用品等を積み込んだ船舶等の船長、機長又はこれらの者に代わってその職務を行う者が記載したものによることになっている（関税法第23条第5項）。

ただし、積込申告者が船長又は機長である場合には、税関職員の確認を受けさせることになる。

#### (7) 船用品等の蔵置場所

外国貨物のまま船用品等として船舶等に積み込むことができるのは、当該船用品等が保税地域（原則として、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域）に蔵置されており、保税地域からこれを引き取って積み込む場合に限られている。したがって、保税地域以外の場所（例えば、他所蔵置場所）に蔵置されている貨物は、原則として、一旦、保税地域に搬入しなければならない。

### 2. 内国貨物である船用品等の積込み

内国貨物である船用品等を外国往来船等に積み込む場合は、その積込みを行う前に税関長に申告し、承認を受けなければならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港して、内国貨物である船用品等を緊急に積み込む必要のある場合で、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめ届け出なければならない（関税法第23条第2項）。

船用品等の積み込みを承認する範囲については外国貨物である船用品等を積み込む場合と同様である（関税法第23条第3項）。

## 第 11 節 船舶又は航空機と陸地との交通等

関税法においては、外国往来船等との交通又はこれに対する貨物の積卸しに対して各種の制限を規定している。

すなわち、外国往来船等への交通又は貨物の積卸しは、それぞれ税関長の指定した交通場所、積卸場所を経由しなければならないこととしている。そして、指定交通場所、指定積卸場所を経由しない交通、積卸しについては、あらかじめ税関長の許可を必要としている（関税法第 24 条第 1 項）。

また、外国往来船等への交通の目的が貨物の授受を目的とする場合には、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経由しなければならない（関税法第 24 条第 2 項）。

さらに、外国往来船等と沿海通航船等との間の交通も税関長の許可が必要である（関税法第 24 条第 4 項）。

これら、人の交通、貨物の積卸しに関する規制の目的は、人の交通に伴う貨物の移動の有無、貨物の積卸しの状況等を税関があらかじめ容易に把握できる体制をとることによって、取締りの徹底を図ろうとするところにある。

### 1. 交通場所、貨物の積卸場所の指定

交通場所等の指定は、税関の取締上の必要性と交通者の利便等を総合的に考慮して、原則的には、水際線等に接する適当な場所を指定することとなっている。なお、交通の指定場所と貨物の積卸指定場所とは、同一であるか否かを問わない。

税関長は、これらの場所を指定しようとするときは、その旨を公告しなければならない（関税法施行令第 22 条）。

指定場所以外の場所を経由して外国往来船等への交通（指定地外交通）又は貨物の積卸し（指定地外貨物の積卸し）をしようとする場合には、あらかじめ、指定地外交通の許可又は指定地外貨物の積卸しの許可を得なければならない。

指定地外交通の許可は原則としてその都度行うが、業務の関係等により継続的に若しくは日常的に行われる場合は、最長 3 年間を限度として、適宜一定期間を定めて包括的に許可を与えることもできる。

また、関係官公庁の職員が、法律の規定に基づく職務の執行のため交通する場合、その他緊急の必要があつて交通する場合は、口頭による許可の申請が認められる（関税法基本通達 24-7）。

### 2. 貨物の授受を目的とする交通

外国往来船等への交通が貨物の授受を目的としない場合には、前記のとおり、指定交通場所を経由する限り何ら許可は要しないが、その交通が外国往来船等との間で物品又は金銭の受渡しを伴うものである場合には、交通について税関長の許可（船陸交通の許可）が必要であり、かつ、その許可書で指定された場所を経由しなければならない。

貨物の授受を目的とする交通に対し許可制をとり、かつ、指定場所を経由することとしているのは、その貨物の授受について税関があらかじめこれを把握し、取締りの万全を期すためのものである。また、当該船陸交通の許可に当たっては、要件を定め、その要件に該当する場合は、許可をしないことができることとしている（関税法第 24 条第 3 項）。

物品又は金銭の受渡しは、外国往来船等への直接的なものばかりでなく、乗組員等への個人的な受渡しも含み、保険会社等の集金人への支払、出張理髪の代金の授受等も含まれるが、港湾労務者が荷役の

ため交通する場合のように役務の提供のみを目的とするもの又は送迎人等が花束の贈呈等のためにする交通のように単に儀礼的なものについては、便宜、交通の許可を要しない取扱いである（関税法基本通達 24-2）。

また、関税法の規定により、既に許可、承認を受けた貨物、すなわち、船用品又は機用品の積込承認を受けた貨物、保税運送の承認を受けた貨物、輸出又は輸入の許可を受けた貨物等の受渡しを行うため交通する場合は、船陸交通の許可を要しない。

郵便物については、その特殊性から定められた郵便ルートから逸脱するおそれはないので、交通の許可は要しないこととなっている。

ここでいう「指定した場所」とは、関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき税関長が指定し、公告した前記 1 の「指定交通場所」と必ずしも一致している必要はなく、船陸交通許可の際、税関長が適當と認めて指定した場所をいう。

船陸交通許可についても、指定地外交通許可と同様に、原則的にはその都度の許可であるが、3 年を超えない一定の期間を定めた包括的許可の取扱いがある。

また、関係官公庁の職員が、法律の規定に基づく職務の執行のため交通する場合、その他緊急の必要があつて交通する場合は、口頭による許可の申請が認められる（関税法基本通達 24-7）。

### 3. 船舶間交通

外国往来船等と沿海通航船等との間の交通も、税関長の許可（船舶間交通の許可）を必要としている（関税法第 24 条第 4 項）。

ただし、通船のごとく外国往来船と陸地との間の交通手段としてのみ使用される沿海通航船で、その発着場所が「指定交通場所」である場合、又は指定地外交通の許可を受けた者が、その許可されたところに従つて交通手段として使用する沿海通航船と外国往来船との交通、あるいは、はしけと外国往来船との交通等については許可を要しない。

また、関係官公庁の職員が、法律の規定に基づく職務の執行のため交通する場合、その他緊急の必要があつて交通する場合は、口頭による許可の申請が認められる（関税法基本通達 24-7）。

## 第12節 資格変更の届出

### 1. 資格変更の届出

外国貿易船等以外の船舶等を外国貿易船等として使用する場合、又はこれと逆の場合、若しくは沿海通航船等を特殊船舶等として使用する場合、又はこれと逆の場合を、船舶等の資格変更といい、沿海通航船等から外国貿易船等又は特殊船舶等に資格変更する場合を「資格外変」といい、外国貿易船等又は特殊船舶等を沿海通航船等に資格変更する場合を「資格内変」という。この場合、船長又は機長は、あらかじめ税関に届け出なければならない（関税法第25条）。

税関はこの届出があった場合には、当該船舶等の積載貨物について必要な検査を行ったうえ、その資格の変更を証する書類として、「船舶・航空機資格証書」を交付することとなっている（関税法施行令第23条、関税法基本通達25-1）。

しかし、資格変更の届出があっても、税関の取締上支障があると認められる場合、例えば、内国貨物（旅客等の携帯品及び船（機）用品等を除く。）を積載したままの沿海通航船等を外国貿易船等に、外國貨物（旅客等の携帯品及び船（機）用品等を除く。）を積載したままの外国貿易船等を沿海通航船等に資格変更する場合は、原則として認めない取扱いである。また、資格変更が一時的なものである場合、例えば外国貿易船等が、

- ① 一時国内貿易に従事し、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定の船舶である場合
- ② 資格内変の届出の日から1週間以内に再び資格外変の予定のものである場合
- ③ 修理の目的で入港する場合にその修理期間が30日に満たない船舶である場合
- ④ とん税及び特別とん税を免れるために資格変更の届出をしたと明らかに認められる場合

についても資格変更は認めない取扱いである。さらには、外国貿易船等及び特殊船舶等について、旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合及び航行スケジュールが不明確な場合など資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合についても資格変更は認めない取扱いである（関税法基本通達25-2）。

### 2. 資格内変時の残存船（機）用品の取扱い

外国貿易船等又は特殊船舶等が資格内変をした後は、原則として関税法の適用を受けることはなくなるので、資格内変の際は、積載している乗組員の携帯品、船用品又は機用品のうち外國貨物については、輸入手続を行わせる必要がある。ただし、資格内変の後、短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、かつ、税関の取締上支障がないと認められる場合は、乗組員の携帯品、船用品又は機用品を施封の上、船内若しくは機内での保管を認めるか、又は仮陸揚げを認めることができる。

資格内変の際の残存する船用品又は機用品のうち、船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認できないものは、輸入手続を行わせることとなるが、船用品又は機用品のうち備品については、明らかに外国で積み込んだものであり、かつ、輸入手続が未済のものであることが確認できるものに限り輸入手続を行わせる。

なお、外国貿易船及び特殊船舶が、廃船又は長期係留される場合を除いては、資格内変と同時に引き続き運航されることが予測されるので、その航行に欠かすことのできない食糧品、船用油等の消耗品につ

いては、最大1週間分に限り輸入手続を要しないこととしている。1週間分の数量の認定については、船舶の構造、大きさ、乗組員の人数によって異なるが、燃料油、機械油、酒類、たばこ等については、1日当たりの基準数量を次のとおり定めている（関税法基本通達25-3及び25-4）。

① 燃料油

イ. ディーゼル機関の場合

軸馬力（主機）×4 = 1日当たりの燃料油所要量（リットル）

ロ. タービン又はレシプロ機関の場合

軸馬力（主機）×（9～10）= 1日当たりの燃料油所要量（リットル）

② 機械油

イ. 燃油船の場合

A. ディーゼル機関のとき

上記①のイによる1日当たりの燃料油の所要量×0.04（リットル）

B. タービン又はレシプロ機関のとき

上記①のロによる1日当たりの燃料油の所要量×0.04（リットル）

ロ. 燃炭船の場合

石炭の消費量1トンを1リットルに読み替え、合計数量の2倍を機械油の所要量とする。

なお、燃料油についてA重油及びC重油の2種類の残存油がある場合の所要量の決定は、当該残存油の残存割合による。

③ 酒類

乗組員1人1日につき360ミリットル（ビールの場合は1.3リットル、ウイスキー類又はスピリッツの場合144ミリットル）

④ たばこ

関税定率法施行規則第2条の4第2項の表第5号に掲げる居住者の欄の数量

⑤ 船用塩

乗組員1人1日20グラム以内

また、外国貿易機及び特殊航空機の資格内変時の取扱いは、原則として船舶の取扱いに準ずるものとするが、燃料油、食糧品等の消耗機用品については、外変期間内（外変後から内変するまでの期間）に外国貨物が優先して使用されたものとして取り扱うこととしている（関税法基本通達25-5）。

## 第13節 船長又は機長の行為の代行

関税法上、船長又は機長に義務を課している手続は、次のものである。

1. 外国貿易船等及び特殊船舶等の入港手続
2. 外国貿易船等及び特殊船舶等の出港手続
3. 外国貿易船等及び特殊船舶等の入出港の簡易手続
4. 外国貿易船等及び特殊船舶等の不開港への出入手続
5. 外国貨物の仮陸揚手続
6. 沿海通航船等の外国寄港の届出
7. 船舶等の資格変更手続

これらの手続義務（6. を除く）については、手続の簡易化を図り、船舶等の効率的な運航に資するため、その手続の代行を認めている。

代行することができる者は、船舶等の所有者、管理者若しくはこれらの者の代理人又は船長若しくは機長の代理人である（関税法第26条）。

## 第 14 節 船長又は機長の職務代行者

船舶等に関する規定で船長又は機長に適用されるものは、船長又は機長がその職務を行うことができない場合においては、船長又は機長に代わってその職務を行う者に対して適用することとされ、その責任の帰属を明らかにするとともに、関税行政遂行の円滑化を図っている（関税法第 27 条）。

### 1. 船長に代わって職務を行う者

船長に代わって職務を行う者とは以下の者をいう。

- (1) 船長が死亡した場合、船舶を去った場合又は病気その他の事故によりその職務を行うことができなくなった場合において他人を選任しないときの各場合において運航に従事する海員のうち、その職掌の順位に従って船長の職務を行う者（船員法第 20 条）
- (2) 船長が病気その他やむを得ない事由によって自ら船舶を指揮することができないときに、船長に選任されて船長の職務を行う者（商法第 709 条）
- (3) (1)、(2) を除き、原因のいかんを問わず船長に代わって事実上その職務を行う者

### 2. 機長に代わって職務を行う者

航空機の乗組員で税関に対する入出港手続について機長の権限を委任された者（事務長又はこれに準ずる者）をいう。

## 第 15 節 税関職員に対する便宜供与

税関職員が職務執行のため船舶等に乗り込む場合において、その職務執行に支障を来たすことがないようにするため、船長又は機長は、税関職員に対して職務の執行に必要な便宜を供与しなければならないこととして、船長又は機長に、関税行政に対する積極的義務を課している（関税法第 28 条）。

## 第4章 保税地域

### 第1節 保税地域の性質

#### 1. 保税地域の意義及び機能

貨物の輸出入等に際しては、輸入品に課せられる関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）の徵収を確保し、かつ、輸出入を規制する法令の執行を確保するために、必ず税関に対して手続を行わなければならぬことが関税法で規定されている。このため、外国から到着した貨物を国内に引き取る場合や貨物を船舶や航空機に積み込む際には、税関に対する手続が完了するまでの間、貨物を税関の監督下におく必要があり、そのための場所が必要となる。

また、外国から本邦に到着した貨物を輸入手続することなく、すなわち外国貨物のままで長期間保管することや加工、製造、展示等を行うことは商取引上の利便が向上し、貿易の振興や文化の交流を図る上にも有益である。

これらの必要から関税法に規定されたのが「保税地域」であり、外国貨物を輸入手続未済の状態で蔵置、加工、製造、展示等をすることができる場所として、財務大臣の指定又は税関長の許可により設けられる。

保税地域は、貨物を管理するためのものであるから、一定の範囲を有する場所であることが必要であり、一般的には一定区域の土地又は建設物がその対象となる。一方、水面や船舶、車両のように定着性のないものは保税地域の対象とはできない。ただし、柵等によって囲まれた貯木場等の水面、又は土地に定着している桟橋等の工作物若しくは定係されている船舶のように定着性のあるものは保税地域とすることができます。

保税地域、特に指定保税地域や保税蔵置場は、その多くが開港や税関空港の近隣にあるが、必要な場合にはそれ以外の場所にも設けることができる。

保税地域は、前述のように、輸入品に課せられる関税等の徵収を確保し、かつ、輸出入を規制する法令の執行を確保するために設置されるため、保税地域にある外国貨物は、有税品のみならず無税品も税関の監督下に置かれる。

#### 2. 保税地域の種類

保税地域には、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある（関税法第29条）。

保税地域をその機能と設置の形式により区分すれば次のとおりである。

##### （1）保税地域の機能による区分

保税地域を機能別に区分すると次のようになる。

- ① 通関（及びそれに至るまでの蔵置）を行う指定保税地域及び保税蔵置場
- ② 加工・製造を行う保税工場
- ③ 展示を行う保税展示場
- ④ ①から③の機能を併せもつ総合保税地域

## (2) 設置の形式による区分

保税地域は、国内において自由に置くことが禁止されている外国貨物について、これを置くことができる場所として特定される地域であることから、財務大臣の指定又は税関長の許可といった一定の行政処分を受けて設置されることになっている。

- ① 財務大臣の指定に基づき設置されるのは、指定保税地域である。
- ② 税関長の許可に基づき設置されるのは、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域である。

### 【参考】保税地域の件数

(単位：件)

指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	総合保税地域	合 計
89	4,606 (661)	183 (4)	4	4,882

令和7年4月1日現在。保税蔵置場には、併設蔵置場も含む。保税蔵置場及び保税工場の件数の括弧内書きは、特定保税承認者にかかる届出蔵置場及び届出工場を示す。また、保税展示場は必要な期間に限り許可を受けており、年間数件から十数件の実績がある。

## 3. 保税地域における規制の対象

### (1) 規制の対象

保税地域にある外国貨物が、関税等の徴収及び輸出入を規制する法令の執行の確保を図るため税関の監督下に置かれていることは前述のとおりであるが、保税地域にある「輸出しようとする貨物」は、税関長の輸出許可を受けるまでは内国貨物ではあるが、外国貨物と同様に税関の監督下に置かれている。

これは、税関長に対して輸出申告を行うこととなる貨物を監督下に置く必要があるためであり、したがって、関税法第4章「保税地域」において規制の対象となる「輸出しようとする貨物」とは、輸出申告された貨物に加え、その貨物が置かれている保税地域において輸出申告することが確実と認められる貨物をいい、当該保税地域において輸出申告をしないで他の保税地域において輸出申告する貨物は、当該保税地域においてはこれに含まれないと解されている。

なお、保税地域に内国貨物を蔵置し、又は保税地域において内国貨物を加工、製造、展示等することは、特別の場合（関税法第39条）を除き、特に制限はされていない。

### (2) 蔵置期間

外国貨物を無期限に蔵置することを認めることは、不当に関税の徴収を猶予することになり、関税徴収の確保に支障をきたすとともに、保税地域の有効利用の妨げともなることから、外国貨物を蔵置できる期間が設けられている。

保税地域の種類及び機能等比較表

種類	主な機能	設置目的	形式要件	指定・許可の対象	蔵置期間	蔵置等の承認	被許可者等の義務
指定保税地域 (法 37 条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 (法 37 条)	税関手続の簡易かつ迅速な処理(適正な通関手続の確保)	財務大臣の指定 (法 37 条)	国、地方公共団体等が所有・管理する土地又は施設 (法 37 条)	搬入の日から 1 か月を超過すると収容可 (法 80 条 1 項 1 号)	不要	① 倉主責任=関税納付義務(貨物管理者)(法 41 条の 3) ② 記帳義務(法 34 条の 2) ③ 処分等の際の協議義務等(法 38 条)
保税蔵置場 (法 42 条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 (法 42 条)	税関手続の簡易かつ迅速な処理(適正な通関手続の確保)及び商取引の利便(金利負担の軽減、商機の把握)	税関長の許可 (法 42 条)	民間企業の土地や施設等	最初に蔵入承認された日から 2 年(延長可) (法 43 条の 2)	蔵入承認(3 か月を超えて置く場合) (法 43 条の 3)	① 倉主責任=関税納付義務(法 45 条) ② 記帳義務(法 34 条の 2) ③ 収容能力の増減等届出義務(法 44 条) ④ 休業・廃業届出義務(法 46 条)
保税工場 (法 56 条)	外国貨物の加工、製造(混合) (法 56 条)	加工貿易の振興	税関長の許可 (法 56 条)	民間企業の工場等	移入承認された日から 2 年(延長可) (法 57 条)	移入承認(3 か月を超えて置く場合、3 か月以内に保税作業に使用する場合) (法 61 条の 4)	① 倉主責任=関税納付義務(法 61 条の 4) ② 記帳義務(法 61 条の 3) ③ 収容能力の増減等届出義務(法 61 条の 4) ④ 休業・廃業届出義務(法 61 条の 4) ⑤ 保税作業の届出義務(法 58 条)
保税展示場 (法 62 条の 2)	外国貨物の展示、使用 (法 62 条の 2)	博覧会等の円滑な運営(文化交流、通商拡大)	税関長の許可 (法 62 条の 2)	博覧会、見本市等の会場 (法 62 条の 2)	税関長が必要と認める期間 (法 62 条の 2)	展示等承認(外国貨物を入れる場合) (法 62 条の 3)	① 倉主責任=関税納付義務(法 62 条の 7) ② 記帳義務(法 62 条の 7) ③ 収容能力の増減等届出義務(法 62 条の 7) ④ 休業・廃業届出義務(法 62 条の 7)
総合保税地域 (法 62 条の 8)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、加工、製造(混合)、展示、使用 (法 62 条の 8)	輸入の円滑化等の貿易の振興	税関長の許可 (法 62 条の 8)	一定の要件を満たす法人が所有・管理する一団の土地又は施設 (法 62 条の 8)	総保入承認された日から 2 年(延長可) (法 62 条の 9)	総保入承認(3 か月を超えて置く場合、3 か月以内に加工、製造(混合)、展示、使用する場合) (法 62 条の 10)	① 倉主責任=関税納付義務(被許可者及び貨物管理者)(法 62 条の 13、62 条の 15) ② 記帳義務(法 34 条の 2) ③ 収容能力の増減等届出義務(法 62 条の 15) ④ 休業・廃業届出義務(法 62 条の 15) ⑤ 販売貨物等の搬入届出義務(法 62 条の 11)

## 第2節 外国貨物の蔵置場所の制限

外国貨物を輸入する場合には関税が課せられる。また、その輸出入について制限又は規制が行われているものは、その制限、規制等が確実に履行されているか否か確認する必要があることから、外国貨物は原則として保税地域以外の場所に置くことはできないこととして、関税等の徴収の確保及び貨物取締りに万全を期している。しかし、外国貨物によっては特殊な事情があつてこれを保税地域に置くことが著しく不便な場合、又は不可能な場合もあるので、これらの外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができるこことされている（関税法第30条第1項）。

### 1. 保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物

保税地域に置くことが、むしろ本来的に困難若しくは不可能な状態にある貨物、又は他法令の規制との関係から適当でない場合などについては、これを保税地域以外の場所に置くことが認められている（関税法第30条第1項、関税法施行令第25条）。

保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物は、次のとおりである。

- (1) 難破貨物（第1号）
- (2) 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が許可した貨物（第2号。後記2.「他所蔵置の許可」参照）
- (3) 特定郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件、その他政令で定める貨物（第3号）

《関税法施行令第25条で定める貨物》

- ① 関税法第119条等の規定により領置され、又は差し押さえられた物件（第1号）
  - ② 遺失物法（第4条）又は銃砲刀剣類所持等取締法（第24条の2等）の規定により警察署長が保管する物件（第2号）
  - ③ 水難救護法の規定（第9条等）により市町村長が保管する物件（第3号）
  - ④ 植物防疫法第8条の規定により、植物防疫官の検査を受けるために、植物防疫官が指定する場所に置かれる植物又は輸入禁止品及び容器包装（第4号）
  - ⑤ 狂犬病予防法第7条の規定により、検疫を受けるためにその検疫の場所に置かれる犬等の動物（第5号）
  - ⑥ 家畜伝染病予防法第40条の規定により、家畜防疫官の検査を受けるために、動物検疫所又は家畜防疫官が指定する場所に置かれる牛等の指定検疫物（第6号）
  - ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第55条の規定により、家畜防疫官の検査を受けるために、動物検疫所又は家畜防疫官が指定する場所に置かれるサル等の指定動物（第7号）
  - ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件（第8号）
- (4) 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの（第4号）
  - (5) 関税法第67条の3第1項の規定による輸出申告が行われ、税関長の輸出許可を受けた「特例輸出貨物」（第5号）

## 2. 他所蔵置の許可

外国貨物が、巨大重量貨物、危険物、腐敗又は変質のある貨物等、保税地域に置くことが困難又は著しく不適当なものは、税関長に申請し許可を受けて、保税地域以外の場所に置くことができる（関税法第30条第1項第2号）。これを「他所蔵置」という。

### （1）他所蔵置の許可申請

他所蔵置の許可を受けようとする者は、貨物の品名、数量、貨物を置こうとする期間、場所等を記載した「他所蔵置許可申請書」（C-3000）2通を税関長に提出して、その許可を受けなければならぬ（関税法施行令第24条）。

### （2）他所蔵置が許可される貨物

保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物とは、次の貨物をいう（関税法基本通達30-2）。

- ① 巨大重量物であって、保税地域にこれを置く設備がないもの
- ② 大量貨物であって、保税地域に置くことが困難なもの
- ③ 保税地域との交通が著しく不便な地域において陸揚げ（取卸し）し、又は積み込まれる貨物
- ④ 腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物
- ⑤ 貴重品、危険物又は生鮮食料品のような蔵置保管に特殊な施設又は管理を要する貨物であって、それらの蔵置保管に適した保税地域がないもの
- ⑥ その他貨物の性格、保税地域の設置状況等から、税関長が保税地域以外の場所に置くことが真にやむを得ないと認めた貨物

### （3）保税地域の規定の準用

他所蔵置は、保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物を臨時に保税地域以外の場所に保税状態のまま蔵置するものである。そのため、他所蔵置貨物は、その性格上、保税地域に蔵置される場合と同様な規制を受けることになる。

関税法第36条第1項で準用される規定は次のとおりである。

- ① 見本の一時持出（関税法第32条）
- ② 外国貨物の廃棄（関税法第34条）
- ③ 許可を受けた者の関税納付義務（関税法第45条）

また、他所蔵置貨物について、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れをしようとする場合は、あらかじめ税関に届け出なければならない（関税法第36条第2項）。

（注）他所蔵置貨物については、関税法第40条第2項を準用する規定がないため、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為はできない。

### （4）輸出貨物の他所蔵置

輸出しようとする貨物で輸出許可前のものは外国貨物ではないから、本来は他所蔵置の対象とはならないといえる。しかしながら、輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告にかかる貨物を入れる保税地域又は他所蔵置場所の所在地を所轄する税関長に対し行うこと（関税法第67条の2第1

項) とされているので、輸出しようとする貨物が前記(2)に該当する場合は他所蔵置の許可を受けることができる。

### **3. 保税地域に置くことができない外国貨物**

関税法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2、第 6 号及び第 8 号から第 10 号までに掲げる輸入してはならない貨物(第 9 号に掲げる貨物にあっては回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)で、輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものは、保税地域に置くことができない(関税法第 30 条第 2 項)。

これは、我が国の保税地域制度を悪用して、輸入してはならない貨物が我が国のみならず第三国に流入することを防止し、もって国際的な取締り強化に貢献するため設けられた規定であり、これに違反した場合には関税法第 109 条の 2 の規定により罰せられる。

### 第3節 保税地域における一般的規制

保税地域に外国貨物が置かれている間は、関税等未納、輸入許可未済の状態にあることから、その貨物について何らかの行為を行おうとする場合には各種の手続を行う必要がある。

これらの手続は、保税地域の種類によって若干異なっているが、一般的に適用されるものは、以下のような手続である。

#### 1. 見本の一時持出

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならぬ（関税法第32条）。

国際商取引においては、輸入貨物の商談や成分の分析等のため、貨物の見本を保税地域から一時持ち出す必要がしばしば生じる。このため、商取引の利便を図る観点から、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限り見本の一時持出を認めている。

見本の一時持出は、あくまで一時的な持出であり、持出の事由が終わった段階で保税地域に再搬入されることが本来であるが、実務上の取扱いとしては、見本の持出の許可の期間中に残余の貨物と一緒に輸入の許可を受けた場合には、その再搬入は必要ないとする取扱いとしている（関税法基本通達32-1）。

なお、このような見本の持出が、正当な権限を持つ公務員によって行われる場合には、それにより消費されたとしても輸入とはみなされない（関税法第2条第3項、関税法施行令第1条の2第3号）ことから、当該見本について輸入の許可を受ける必要はなく、当然、関税等を納付する必要もない。

見本の一時持出の許可申請は、持ち出そうとする貨物の品名、数量、持出期間、持出先等を記載した「見本持出許可申請書」（C-3060）を2通提出することにより行われる（関税法施行令第27条）。

#### 2. 外国貨物の廃棄

保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ税關に届け出なければならない。ただし、滅却の承認を受けた場合は届出を要しない（関税法第34条）。

保税地域にある外国貨物が腐敗、変質等により輸入できなくなった場合、あるいは他法令の規定による輸入の許可・承認が取得できず輸入できなくなった場合等、外国貨物を廃棄することがやむを得ない場合がある。このような場合には、あらかじめ税關に届け出て外国貨物を廃棄することができる。

「滅却」とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいい、貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態（例えば、機器の破壊、塗料への砂の混入、衣類の細断）にし、かつ取締上支障がないと認められる場合をいう（貨物の経済的価値が残らない）。

「廃棄」とは、滅却のほか、腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分する場合を含む（貨物の経済的価値が残る場合がある）。

このため、廃棄が滅却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を必要とし、関税が徴収されることになる。

廃棄の届出は、廃棄しようとする貨物の品名、数量、廃棄日時、廃棄方法等を記載した「外国貨物廃棄届」（C-3080）2通を税關に提出することにより行われる（関税法施行令第29条）。

### 3. 記帳義務

指定保税地域、保税蔵置場及び総合保税地域の貨物を管理する者（以下「貨物管理者」という。）は、その管理する外国貨物及び輸出しようとする貨物についての帳簿（「保税台帳」と呼んでいる。）を設け、政令で定める事項を記載しなければならない（関税法第34条の2）。

また、保税工場及び保税展示場の被許可者は、当該保税地域にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない（関税法第61条の3及び第62条の7で準用する同法第61条の3）。

これらを「記帳義務」という。

#### （1）自主管理制度の経緯

保税地域における貨物管理は自主管理制度（保税地域の倉主等が自主的に外国貨物の管理を行う制度）がとられているが、その経緯は以下のとおり。

##### ① 昭和46年（1971年）以前

外国貨物を保税地域に搬出入する場合は、あらかじめ税関に届け出て、原則として税関職員の立会を受けなければならなかった（保税地域には原則として税関職員が常駐しており、税関が搬出入を直接管理。）。

##### ② 昭和47年（1972年）～平成8年（1996年）まで

貿易量の増加に伴い、貨物の搬出入の都度の届出及び立会は官民双方にとって大きな負担になってきたことから、取締上支障がない保税地域については、搬出入の事前届出を不要とし、代わりに搬出入の状況を帳簿に記帳させることとし、貨物管理は保税地域の倉主等の自主管理に委ねることとされた（一部自主管理制度を導入）。

##### ③ 平成9年（1997年）以降

更なる貿易量の増加、一部自主管理制度の定着（9割以上の事業者が自主管理を実施）に伴い、搬出入の届出制を廃止するとともに、すべての保税地域に記帳義務を導入し、貨物管理は保税地域の倉主等の自主管理に全面的に委ねることとされた（完全自主管理制度。税関は貨物管理者の指導・監督を通じて間接的な貨物管理を実施。）。

#### （2）政令で定める事項（記帳事項）

記帳事項は、保税地域の種類ごとに、指定保税地域及び保税蔵置場は関税法施行令第29条の2第1項に、総合保税地域は同条第2項に、保税工場は同令第50条に、保税展示場は同令第51条の7にそれぞれ規定されている。

《例：指定保税地域及び保税蔵置場における記帳事項》

##### ① 外国貨物（輸出しようとする貨物）を搬入した場合

当該貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日 等

##### ② 貨物の取扱いをした場合

当該貨物の記号、番号、品名、数量、取扱いの内容 等

##### ③ 蔵入承認を受けた場合

当該承認年月日、承認書番号 等

##### ④ 輸出入許可を受けた場合

- 当該貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号
- ⑤ 輸入許可前引取承認を受けた場合  
当該貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認書番号
- ⑥ 見本として一時持ち出した場合  
当該貨物の記号、番号、品名、数量、一時持出期間、持出先、持出年月日
- ⑦ 外国貨物を搬出した場合  
当該貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、許可承認年月日 等

### (3) 保税台帳の保存等

保税台帳は、政令に規定される事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、営業用の帳簿等に必要事項を追記したものでもよい。また、保税台帳は、原則として2年間保存しなければならず、税関は、定期的に保税地域に立ち入り、保税台帳や関係書類等の検査を行う（関税法基本通達34の2-3）。

なお、保税地域が輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）を使用している場合で、同システムにより税関手続が行われた貨物については、同システムから配信される許可・承認等の情報を保存することで記帳に代えることも認められている。

### (4) 貨物管理に関する社内管理規定の整備

保税地域における貨物管理については、倉主等（保税地域の被許可者及び貨物管理者）は次に掲げる基本項目を参考とした「貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）」を整備し提出するものとしており、社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく提出するものとされている（関税法基本通達34の2-9）。

保税地域の倉主等には、適切な貨物管理を行いその事績を記帳する記帳義務が課され、また、その管理する外国貨物が亡失した場合には関税納付義務が課されている。保税地域の倉主等に、企業内の適正な貨物管理体制を確保させ、税関手続の適正な履行を確保するために、以下の基本項目を盛り込んだ貨物管理に関する社内管理規定を整備し、税関への提出を求めているものである。

- ① 社内管理規定の目的
- ② 社内管理責任体制の整備（総合責任者、貨物管理責任者等）
- ③ 貨物管理手続体制の整備（搬入・搬出管理、蔵置管理等）
- ④ 貨物保全のための体制の整備
- ⑤ 税関への通報体制の整備
- ⑥ 教育訓練についての体制の整備
- ⑦ 評価・監査制度の整備
- ⑧ その他（懲戒規定等）

## 4. 税関職員の派出

税関長は、保税地域に税関職員を派出して、税関の事務の一部を処理させることができる（関税法第35条）。

本規定に基づく税関職員の派出には、「政令派出」と呼ばれるものと「方面事務所」と呼ばれるもの

の2形態がある。

政令派出とは、関税法施行令第29条の3の規定に基づき、保税地域の被許可者が、当該保税地域における通関事務等を処理してもらうため、税関職員の派出を税関長に要請し、その要請に基づき税関長が職員を派出するものであり、現在、全国で5か所の政令派出所が置かれている。政令派出が行われる保税地域については、その派出に要する実費相当分を受益者である当該保税地域の被許可者から徴収するとの観点から、保税地域許可手数料を増額して徴収する。

方面事務所とは、税関が保税地域の取締り等の事務を効率的に処理するため、税関長の自主的な判断により職員を派出するものであり、現在、全国で6か所の方面事務所が置かれている。

なお、これらの派出職員が処理する事務の範囲は、通関事務、監視事務及び保税事務の各分野にわたっている（関税法基本通達35-1～35-3）。

## 5. 貨物の取扱い

指定保税地域及び保税蔵置場においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、積卸し、運搬、（一時）蔵置のほか、これらの貨物の内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをすることができる。また、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる（関税法第40条、関税法第49条で準用する同法第40条）。

指定保税地域及び保税蔵置場は、外国貨物の積卸し、運搬、（一時）蔵置を本来の機能としているが、輸出入貿易の便宜を図るために、蔵置貨物の内容の点検等の行為（これを「貨物の取扱い」という。）を認め、保税地域の機能をより一層發揮させることとしているものである。

なお、内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れは、保税工場、保税展示場、総合保税地域及び他所蔵置場所においても行うことができるが、他所蔵置場所で当該行為を行う場合は、あらかじめ税関に届け出なければならない。

貨物の取扱いの具体的な内容は以下のとおり（関税法基本通達40-1）。

### （1） 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ（第1項）

#### ① 内容の点検

貨物の包装を開披して、その内容品の品質、数量等を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うことをいう。

#### ② 改裝

包装を改める行為をいい、分割包装等を含む。

#### ③ 仕分け

貨物を記号別、番号別、荷主別、仕向地別、等級別等に分類、選別することをいう。

#### ④ その他の手入れ

貨物の記号、番号の刷換え、貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄等をいい、原産地を偽った表示又は誤認させる表示の抹消等の行為を含む。

### （2） 税関長の許可を要する行為（第2項）

#### ① 見本の展示

注文の取集め等のために蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供することをいい、通常は貨物の置かれ

ている指定保税地域において閲覧に供するものとするが、その指定保税地域に近接する他の指定保税地域又は保税蔵置場等に蔵置されている貨物の一部を持ち込んで閲覧に供することもできる取扱いとされている。

② 簡単な加工

単純な工程による加工で、加工後においても加工前の状態が十分判明できる程度の加工をいう。

③ これらに類する行為

イ. 輸出しようとする貨物の内容の破損した部分又は不良品を、これと同種の完全品と交換すること等をいい、商標をまっ消するための行為を含む。

ロ. 注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること。

## 6. 被許可者の関税納付義務

保税蔵置場にある外国貨物（輸出許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の被許可者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は除く（関税法第45条第1項）。なお、この規定は、他の保税地域及び他所蔵置場所についても適用される（関税法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15で第45条を準用）。

保税地域から外国貨物が亡失し、又は税関長の承認を受けずに滅却された場合には、その保税地域の被許可者（「倉主」と呼んでいる。）に、関税の納付義務を課し、関税の徴収の確保に万全を期しているものである。倉主に義務を課しているため、「倉主責任」とも呼ばれている。

## 7. 保税地域許可手数料

保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の被許可者は、保税地域の種別、延べ面積等を基準として政令で定める額の手数料を、税関に納付しなければならない（関税法第100条第2号）。これは「保税地域許可手数料」と呼ばれ、保税地域の許可に伴い発生する税関の行政コスト（審査、検査、取締り等に要する費用）を、受益者である被許可者に対し一定の手数料負担として求めているものである。なお、保税地域許可手数料の具体的な額は、税関関係手数料令第2条から第4条に規定されている。

## 第4節 指定保税地域

### 1. 指定保税地域の意義

指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であって政令で定める者が所有し又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定した保税地域である（関税法第37条）。

指定保税地域は、「1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約」（昭和27年10月条約第17号）への批准に伴い、同条約第14条の趣旨に従い、税関手続の簡易、迅速化を図る諸施策の一環として、昭和27年（1952年）8月に設けられたものである。

### 2. 指定保税地域の要件

他の保税地域とは異なり、設置に際しては財務大臣の指定が必要である。指定保税地域の指定については、次のことを要件としている（関税法基本通達37-1）。

- (1) 指定保税地域は、国、地方公共団体（港湾管理者）又は指定法人等が所有し又は管理するものであること。  
ここにいう「指定法人等」とは次の者である（関税法施行令第30条の2）。
  - ① 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）第3条第1項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）の規定により国土交通大臣が指定する法人
  - ② 港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第1項又は第6項（港湾運営会社の指定）の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が指定する株式会社
  - ③ 港湾法第55条の7第1項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第2項の特定用途港湾施設のうち港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第4条第1項第1号（特定用途港湾施設）の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。）
- (2) 開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図ることを目的として公共的に運営されるものであること。
- (3) 国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者が自ら運営し、若しくはその管理の下に利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理の下に借受者が運営するものであること。
- (4) 開港の港域に接続する地域又は税関空港の港域内若しくはこれに接続する地域にあるものであること。ただし、開港又は税関空港から相当遠距離であっても、通関貨物の量等から判断して、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理に重要な役割を果たすと認められる場所であれば、指定保税地域制度の趣旨を考慮しこれを指定することとされている。
- (5) 税関における監視取締上支障がないと認められるものであること。
- (6) 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための措置が講じてあること（関税法基本通達43-1の（3）に掲げる要件を充足する施設であること。）。

### 3. 指定保税地域の指定の範囲（関税法基本通達37-2）

指定保税地域の指定の対象になるものは、土地又は建物その他の施設であるが、ここにいう「建設物その他の施設」とは、上屋、倉庫、岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚げ場、野積場、コンテナーの修理場、貯木場水域等である。また、税関が直接管理する旅具検査場、貨物検査場、収容倉庫及び留置倉庫は、支障のない限り指定の対象に含ませる。

指定保税地域として指定しようとする地域内に、保税蔵置場、保税工場である施設があるとき又は一般の事務所のようにこれを指定保税地域として指定することが不適当な施設が存在するときは、これらを除外して指定する。ただし、これらの施設の敷地である土地は、指定の対象に含ませる。

#### 4. 指定保税地域の機能

指定保税地域は、通関手続のため外国貨物の積卸し、運搬、又は一時置くことができる場所であり、長期蔵置を目的とするものではなく、輸出入貨物の迅速な荷捌きを行うことを目的としている。したがって、貨物の蔵置期間の制限は明記されていないが、搬入後1か月を経過すると、税関長はその貨物を収容できることとされている（関税法第80条第1項第1号）。

#### 5. 指定保税地域の運営（関税法基本通達37-3）

指定保税地域の運営は、以下のとおりである。

- (1) 指定保税地域の利用を促進し、その適正な運営を図るため、できる限り、税関、港湾管理者、指定法人等その他の関係者で組織する指定保税地域運営協議会を設置し、当該協議会における協議等を通じて、指定保税地域の運営に税関行政上の要請を反映させるよう努める。
- (2) 内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置しても差し支えないことに留意する。

#### 6. 指定保税地域の指定及び取消し

##### (1) 指定の取消し

財務大臣は、指定保税地域を利用して行われる外国貿易の減少その他の事由により、その全部又は一部を指定保税地域としておく必要がないと認めるときは、その指定を取り消すことができる（関税法第37条第2項）。

なお、指定が取り消された場合、その効果は当該取消しのあったときから将来に向ってのみ生じ、既往にさかのぼることはない。

##### (2) 所有者及び管理者に対する協議等

財務大臣は、指定保税地域の指定又は取消しをしようとするときは、あらかじめ指定又は取消しをしようとする土地又は建設物その他の施設の所有者及び管理者と協議し、かつ、公聴会を開催し、輸出入業者等の利害関係がある者に対し意見を述べる機会を与えるなければならない（関税法第37条第3項）。ここにいう「利害関係がある者」とは、輸出入業者のほか倉庫業者、運送業者、通関業者等のように指定保税地域の指定又は取消しについて利害関係を有する者をいう（関税法基本通達37-8）。

##### (3) 指定又は取消しの公告

財務大臣は、指定保税地域の指定又は取消しをしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない（関税法第37条第4項）。公告はその指定又は取消しを行う指定保税地域を管轄する税関官署の見やすい場所に掲示することとし、必要に応じ所要の図面等を付して行うこととされている。

#### （4）指定又は取消しに係る権限の委任

指定保税地域の指定又は取消しは財務大臣の権限であるが、指定又は取消し事務の迅速な処理を図る観点から、既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定又は取消しに係る権限は、その指定保税地域の所在地を管轄する税関長に委任されている（関税法第37条第5項、関税法施行令第31条の2）。

具体的な委任範囲は、既存の指定保税地域の区域又はこれに接続若しくは近接する地域に新たに指定保税地域を追加指定する場合、又は既存の区域の一部につきその指定を取り消す場合である（関税法基本通達37-5）。

### 7. 指定保税地域の処分等

指定保税地域である土地又は建設物その他の施設について処分等を行う場合には、指定保税地域の所有者又は管理者が国及び地方公共団体であるときは、あらかじめ税関長と協議し、その他の者であるときは、税関長の承認を受けなければならない（関税法第38条第1項）。

これは指定保税地域の処分等により輸出入貨物を蔵置することができなくなる等、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るという指定保税地域の目的が阻害され、また、税關の取締りに支障を生ずるような結果にならないよう規制し、関税法の実施を確保するためである。

#### （1）協議又は承認を要する処分等

協議又は承認を要するのは、次に掲げる処分等を行う場合である。

- ① 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の譲渡、交換、貸付けその他の処分又はその用途の変更（第1号）
- ② 指定保税地域の指定を受けた土地の工事又はその土地内における建設物その他の施設の新築（第2号）
- ③ 指定保税地域の指定を受けた建設物その他の施設の改築、移転、撤去その他の工事（第3号）

なお、工事その他の行為が、指定保税地域の地先水面における新たな埠頭の建設又は指定保税地域に囲まれた池の埋立てである場合のように指定保税地域の機能に密接に関連するものであるときは協議又は承認を要するが、土地又は建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留、外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留は協議又は承認を要しないものとしている。

また、協議又は承認を要する工事のうち、災害復旧等のため緊急を要するものについては、あらかじめ税關に連絡の上、当該工事着手後に協議又は承認の申請を行って差し支えない

#### （2）同意又は承認の基準

税關長は前記（1）の指定保税地域の処分等が、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、その協議に同意し、又は承認しなければならない（関税

法第38条第2項)。

### (3) 障壁等の設置

指定保税地域とそれ以外の地域を区分することが税関の取締上の見地から必要な場合があるので、その指定保税地域の所有者及び管理者の同意を得て障壁その他これに類する施設を設置する権限を税関長に与えている(関税法第38条第3項)。

### (4) 公共的利用の保障

指定保税地域は、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため財務大臣が指定した地域であるから、原則として誰でも、また何時でも外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸し、運搬又は蔵置が可能でなければならない。したがって、その施設の所有者、管理者(指定法人等から港湾施設の貸付けを受けた者を含む。)は、正当な事由がなければ外国貨物等の積卸し、運搬又は蔵置を拒むことができない(関税法第38条第4項)。

この場合における「正当な事由」とは、次のような場合その他これに類する事情があることをいう(関税法基本通達38-3)。

- ① 積卸し、運搬又は蔵置しようとする貨物が、危険貨物、腐敗しやすい貨物又は他の貨物を汚損するおそれのある貨物である場合
- ② 指定保税地域の蔵置能力に余裕がない場合

なお、指定法人等の管理の下に借受者が運営する指定保税地域においては、当該岸壁等を利用する船舶に積卸しされる貨物のみに利用されるのが実情であるが、そのことをもって直ちにその利用を拒んだこととはならない。指定法人等から借受者に対し貸付けた岸壁等を一般使用に供するよう指示があった場合において、これを当該借受者が正当な事由がなく拒んだときは、本項の規定に抵触することとなる。

## 8. 指定保税地域に搬入する貨物の制限

指定保税地域は、前記7.(4)のとおり公共的利用が保障されているが、税関長が指定保税地域の目的を達成するため必要があると認めるときは、搬入できる貨物の種類を定めることができる(関税法第39条)。

ただし、指定保税地域に搬入する貨物を制限できるのは、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るために必要があると認められる場合に限られており、特にその必要がない場合には指定は行わない。

なお、税関長は、搬入できる貨物の種類を定めたときは、その旨を公告しなければならない(関税法施行令第33条)。

## 9. 指定が取り消された場合のみなし指定保税地域

指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす(関税法第41条)。

外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができないため、その置かれていた指定保税地域の指定が取り消された場合には、その貨物を輸入、積戻し、又は他の保税地域に移す等の措置が必要となるが、

税関長が指定する一定期間はその取り消された場所を指定保税地域とみなし、その期間中に必要な手續がとれるようにしている。したがって、指定保税地域とみなされた場所に蔵置されている外国貨物については、その貨物が従前の指定保税地域に置かれていた場合と全く同じ規制が及ぶことになる。なお、指定期間を経過しても必要な処理が行われない場合は、その貨物を収容できることとされている（関税法第80条第1項第4号）。

## 10. 外国貨物の搬入停止等

税関長は、指定保税地域の貨物管理者（法人である場合は役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務について関税法の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させること（以下「搬入停止処分」という。）ができる（関税法第41条の2第1項）。

また、税関長は、搬入停止処分を行おうとするときは、当該貨物管理者及び当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にあらかじめその旨を通知し、これらの者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、証明のための証拠を提出する機会を与えなければならない（関税法第41条の2第2項）。

ここにいう「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、関税法第34条の2に規定する記帳義務及び第41条の3の規定により関税を納付する義務を負う者をいう（関税法基本通達41の2-1）。

また、指定保税地域の貨物管理者に対して搬入停止処分を行う場合には、保税蔵置場に対する処分の基準（関税法基本通達48-1、後記第5節12.「保税蔵置場の許可の取消し等」参照）に準じて処分の内容を決定するものとされている（関税法基本通達41の2-2）。

## 11. 指定保税地域の貨物管理者の関税納付義務等

保税蔵置場においてはその被許可者に、外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却された場合における関税の納付義務（関税法第45条第1項）、及び外国貨物が亡失した場合における税関長への届出義務（同条第3項）を課しているが、指定保税地域においてもこれらの規定を準用し、貨物管理者に対して関税の納付義務及び亡失時の届出義務を課すことにより関税徴収の確保を期している（関税法第41条の3で準用する同法第45条）。

この場合において、指定保税地域を2以上の者が共同で貨物の管理を行っている場合は、これらの者が連帶してこれらの義務を負うこととなる。ただし、税關に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者がこれらの義務を負うこととなる（関税法基本通達41の3-1）。

## 第5節 保税蔵置場

### 1. 保税蔵置場の意義

保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、申請に基づき税関長が許可した保税地域である（関税法第42条）。

保税蔵置場は、指定保税地域と同様の機能である、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置を行うことができる場所であり、指定保税地域の補完的役割を果たすのに加え、関税を留保したままで外国貨物を長期蔵置できる場所でもあり、これによって関税等に係る金利の負担の軽減を図るとともに、商取引の円滑化と貿易の振興に資そうとするものである。

平成6年（1994年）までは、輸出入手続を行う通関施設としての「保税上屋」と商取引の利便を図るための長期蔵置施設としての「保税倉庫」という別々の保税地域とされていたが、物流構造の変化等の影響から、保税上屋と保税倉庫は当初予定された通関施設と長期蔵置施設としてのそれぞれの特色を失いつつあった。また、保税上屋における貨物の蔵置期間は1か月と短期間であったことから、貨物の需給状況をみて国内に引き取ることが困難な場合があったため、商取引の円滑化と貿易の振興に資するため、両制度を統合した保税蔵置場制度が設けられたものである。

なお、保税蔵置場の許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、関税を納付することなく外国貨物の蔵置等を行う法律上の権利を付与されることから、保税蔵置場の許可に伴い発生する税関検査等の行政コストについては、その受益者に一定の負担を求めるとの趣旨で、その許可を受けた場所の延面積等の区分に応じ、許可手数料を毎月納付しなければならないことになっている（関税法第100条第2号、税関関係手数料令第2条）。

### 2. 保税蔵置場の対象範囲

保税蔵置場は、外国貨物の積卸し、運搬又は蔵置をする場所であるが、この場所は必ずしも一般の倉庫等の建設物に限らず、例えば野積場や貯木場水域等の建設物以外の施設であっても、定着性を有した一定の範囲を持つものであれば、保税蔵置場となり得る。

保税蔵置場の設置には、指定保税地域の指定と異なり、許可を受けようとする者の申請に基づく税関長の許可を必要とし、この許可の性格は関税行政上の目的からする許可であって営業の免許ではない。したがって、倉庫業法の適用は営業用（他人の所有する貨物を蔵置する）倉庫等に限られるが、同法の適用を受けない自家用（自己の所有する貨物を蔵置する）倉庫等であっても保税蔵置場の許可を受けることは可能である。

### 3. 保税蔵置場の許可期間

保税蔵置場の許可期間は、許可の日から起算して10年を超えることはできず、10年以内の期間でその許可を更新することができることとされているが（関税法第42条第2項）、関税法基本通達の規定に基づき、許可期間及び更新期間とも6年を超えないものとしているほか、現に保税地域の許可等を受けていない者、現に受けている保税地域の許可等の日から3年を経過していない者、申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。）が行われた日から3年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）等は原則として3年を超えないものとしている。（関税法基本通達 42-10、42-12（4）、

(5))。

なお、税関長が保税蔵置場の許可又は許可の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならないことになっている（関税法第42条第3項）。

#### 4. 保税蔵置場に蔵置できる貨物

保税蔵置場に蔵置できる貨物の種類は、関税法上特段の制限はない。しかし、許可申請書に蔵置しようとする貨物の種類を記載することになっている（関税法施行令第35条第1項）ので、当該保税蔵置場の許可の対象は申請書に記載した貨物ということになり、蔵置できる貨物の種類はその範囲に限定される。

したがって、税関において蔵置貨物の変更を事前に把握するため、保税蔵置場の許可及び許可の更新の際に、蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合はあらかじめ税関長に届け出る旨の条件を付する取扱いとなっている（関税法施行令第35条第3項、関税法基本通達42-11）。

なお、保税蔵置場に内国貨物を蔵置することについては特段の制限はないが、内国貨物と外国貨物及び輸出しようとする貨物とが混同することのないよう区分して蔵置しなければならない。

#### 5. 保税蔵置場の許可の要件

保税蔵置場の許可については、外国貨物の取扱いその他の見地から、次のような要件が定められており、これらのいずれかに該当する場合は許可をしないことができる（関税法第43条）。これらは「欠格条項」と呼ばれている。

##### （1） 人的要件

- ① 申請者が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合（第1号）
- ② 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合（第2号）
- ③ 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合（第3号）
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法の傷害、暴行、脅迫、背任等の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合（第4号）
- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合（第5号）
- ⑥ 申請者が①から⑤までのいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者をその代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合（第6号）
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合（第7号）
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるため、関税法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合（第8号）
  - イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な業務処理能力を有すると認められた者

- ロ 貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者
- ハ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者（関税法基本通達 43－1（1））

## （2）場所的要件

許可を受けようとする場所の位置が保税蔵置場として不適当であると認められる場合（第9号）  
本要件を満たす施設とは、次に掲げる施設のいずれかである（関税法基本通達 43－1（2））。

- ① 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が 25 km 以内の場所にある施設
- ② 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が 25 km を超えおおむね 100 km 以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの
- ③ 上記①及び②の場所以外の場所にある施設で、蔵置施設、蔵置貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記①及び②の場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの

## （3）施設的要件

許可を受けようとする場所の設備が保税蔵置場として不適当であると認められる場合（第9号）  
本要件を満たす施設とは、次に掲げる施設である（関税法基本通達 43－1（3））。

- ① 許可申請書に添付された貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。
- ② 当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。
  - イ. コンテナ・ターミナル、野積場等の土地に貨物を蔵置する保税地域においては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること。また、出入口には施錠が可能なゲート等の設備が設置されていること。
  - ロ. コンテナ・フレイト・ステーション、倉庫等の貨物を蔵置する施設を有する保税地域においては、当該施設の出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること。

## （4）量的要件

許可を受けようとする場所が、保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合（第10号）

申請に係る施設において、保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない（関税法基本通達 43－1（4））。

- ① 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部

品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。)

- ② 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

#### (5) 欠格条項に該当するかどうかの確認

保税蔵置場の許可申請又は許可期間の更新申請があった場合には、上記(1)から(4)までの欠格条項に該当するか否かの確認を行うが、申請者又はその役員及び主要な従業者について関税法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条項に該当するかどうかの確認は次によることとされている(関税法基本通達43-2)。

- ① 第43条第1号から第4号まで

原則として、申請者から誓約書を提出させることにより行うが、税關において特に必要があると認めるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認する。

- ② 第43条第5号及び第7号

原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により関税法第105条の3の規定に基づき都道府県警察に照会し確認する。なお、都道府県警察から、補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報(当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等)の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、都道府県警察に手交する。

- ③ 第43条第6号

上記①及び②に準ずる。

### 6. 保税蔵置場における外国貨物の蔵置期間

保税蔵置場は、通関手続のため外国貨物の積卸し、運搬又は蔵置することができる場所であるが、あまり長期にわたって外国貨物のまま蔵置することを認めるのは、関税徴収の確保及び取締上支障をきたすおそれがあるので、その蔵置期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とする制限が設けられている(関税法第43条の2第1項)。

蔵置期間の取扱いは以下のとおり(関税法基本通達43の2-1)。

- (1) 同一の外国貨物が2以上の保税蔵置場に置かれたこととなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初の保税蔵置場に置くことを承認した日から通算する。
- (2) 保税蔵置場に置くことの承認を受けた日が異なる2種以上の外国貨物を使用して、改裝、仕分けその他の手入れが行われた場合の外国貨物の蔵置期間は、使用された外国貨物のうち、後に蔵入れされた貨物に係る上記(1)の日から通算する。
- (3) 保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、2以上の保税蔵置場又は保税蔵置場以外の保税地域に置かれたこととなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、当該2以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算するものとする。

ただし、例えば原油を備蓄用に蔵置する場合、国際的な商品取引所において取引するために蔵置する場合、又は市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合等のように税關長が特別の事由があると認めるときは、申請により蔵置期間の延長を認めることとされている(関税法第43条の2第2項)。

なお、蔵置期間を経過しても外国貨物が引き取られない場合は、当該貨物を収容できることとされて

いる（関税法第80条第1項第2号）。

## 7. 保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認（蔵入承認）

### （1）蔵入承認

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物を3か月を超えて蔵置しようとする場合には、その超えることとなる日前までに、税関長に申請し、その承認を受けなければならない（関税法第43条の3第1項）。これを「蔵入承認」という。

蔵入承認は、外国貨物をその保税蔵置場に搬入する前であっても受けることができる。すなわち、陸揚後いったん指定保税地域等に搬入された場合においても、これらの保税地域にある間に蔵入承認を受けることができる。

### （2）蔵入承認をしない場合

保税蔵置場に外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる場合を除き、税関長は蔵入承認をしなければならない（関税法第43条の3第2項）。

承認されないのは次のような場合である。

#### ① 他法令の規定によりできない場合

イ. 輸入貿易管理令の規定による輸入承認がない場合

ロ. 火薬類取締法の規定による許可を得た火薬庫でない保税蔵置場に火薬類を入れようとする場合

ハ. 植物防疫法、家畜伝染病予防法等による輸入についての許可・承認を受けていない場合

#### ② 保税蔵置場の利用を妨げる場合

保税蔵置場に入れられる外国貨物が腐敗又は損傷した貨物、腐敗又は損傷のおそれのある貨物又は他の貨物を損傷するおそれのある貨物であって、その貨物を入れることにより保税蔵置場に置かれている他の貨物を腐敗若しくは損傷させ、又は他の貨物を入れることを困難にするような場合である。

### （3）蔵入承認の申請手続

蔵入承認の申請手続については、関税法第67条の2（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定が準用される（関税法第43条の3第3項）。

### （4）蔵入承認の際の検査

蔵入承認を行うに当たっては、税関長は、税関職員に必要な検査をさせるものとされている（関税法第43条の4）。

保税蔵置場に長期蔵置された外国貨物については、蔵入承認された時点における性質、数量により課税物件が確定することとなっている（関税法第4条第1項第1号）ので、長期間蔵置後に関税を納付する必要が生じた際に、この検査が重要な意味を持つ。

## 8. 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等

保税蔵置場の被許可者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増減し、又は改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならないことになっている（関税法第44

条第1項)。これらの行為は、既に許可を受けている保税蔵置場の許可内容を変更するものであるから、無秩序に放任することは税関の取締上支障を生ずるので、これらの行為をする場合はあらかじめ税関に届け出なければならないものとして、保税蔵置場の適正な運営及び外国貨物の取締りの万全を期している。

#### (1) 貨物の収容能力の増減

「貨物の収容能力」とは、許可の対象となっている保税蔵置場の面積のことである。したがって、貨物の収容能力の増減とは、保税蔵置場の面積が増減することをいう。この場合において、新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が、既許可の保税蔵置場と同一構内にあり被許可者が一括して管理するものである場合には、既に許可をした保税蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、届出により処理して差し支えないとされている(関税法基本通達44-1)。

なお、面積の増減によっては、保税蔵置場の許可手数料にも変更を生ずることになる。

#### (2) 保税蔵置場の改築、移転その他の工事

保税蔵置場の改築、移転その他の工事とは、保税蔵置場の建設物、施設についての改築、移転、補修等の工事をいう。保税蔵置場内の外国貨物又は輸出しようとする貨物の管理、保管に関する設備を現状から変更する工事、施設的要件の内容を現状から変更する工事は、原則としてその旨を税関に届け出なければならないが、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なもの(例えば、塗装、ライン引き、屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための保守点検、機器の交換、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等)であり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がない場合には、特に届出を要しないこととされているほか、災害復旧等のため緊急を要する工事については、あらかじめ税関に連絡の上、当該工事着手後に届出を行って差し支えないとされている。(関税法基本通達44-3)。

なお、現に保税蔵置場の許可を受けている場所以外の場所に全部の建設物等を移転する場合は、移転の届出ではなく、保税蔵置場の廃業及び新規許可の手続によらなければならない。

#### (3) 税関長による必要措置の要求

上記(1)又は(2)の届出があった場合において、その収容能力の増減又は工事により、次のいずれかに該当することとなり税関の取締上支障があると認められるときは、税関長はその届出者に対し、必要な措置を講ずることを求めることが求められることとされている(関税法第44条第2項)。ただし、必要な措置の要求は口頭で行い、その要求が相手方に不当な義務を課すことのないよう留意することになっている(関税法基本通達44-4(2))。

- ① 同一の建物内又は敷地内的一部分が保税蔵置場になる場合で保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなくなる場合
- ② 保税蔵置場の保管設備が外国貨物の蔵置のためには不十分と認められる状態になる場合

### 9. 保税蔵置場の被許可者の関税納付義務(倉主責任)

#### (1) 倉主責任

保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)が亡失し、又は(税関長の承認を受けずに)滅却されたときは、その保税蔵置場の被許可者に関税納付義務を課し、関税の確保に万全を期している(関税法第45条第1項)。これを「倉主責任」と呼んでいる。

このように、亡失貨物等につき保税蔵置場の被許可者に關稅納付義務を課したのは、亡失又は滅却は輸入と同一の効果があり、これにより關稅債権が発生するからである。

「亡失」とは、原則として貨物が物理的に存在しなくなることをいい、その原形をある程度とどめている場合であっても、その課稅物品の本来の性質、形状、構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含む（關稅法基本通達 45-1 ⇒ 23-9）。

「滅却」の意義については、第3節2.「外国貨物の廃棄」参照。

#### （2）災害その他やむを得ない事情による亡失等

保税蔵置場の被許可者の關稅納付義務は、外国貨物が災害その他やむを得ない事情によって亡失した場合又はあらかじめ税關長の承認を受けて滅却された場合には免除される（關稅法第45条第1項ただし書）。

ここでいう「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基因する災害をいい、「その他やむを得ない事情」とは、これに準ずるような理由をいい、誤送、窃盗による盜難等の理由は含まない（關稅法基本通達 45-1 ⇒ 23-9）。

#### （3）滅却の承認申請

滅却の承認を受けようとする者は、貨物の品名、数量、蔵置場所、滅却日時及び方法等を記載した「滅却（廃棄）承認申請書」（C-3170）2通を税關長に提出しなければならない（關稅法施行令第38条）。

滅却の承認申請があった場合、税關長は、その外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、これを承認しなければならない（關稅法第45条第2項）。

#### （4）貨物が亡失した場合の届出

保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合は、当該保税蔵置場の被許可者は直ちにその旨を税關長に届け出なければならない（關稅法第45条第3項）。この場合において、その亡失が災害等によるものである場合は、警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付して届出を行い、税關はこれにより「災害その他やむを得ない事情による亡失」であることを認定する（關稅法基本通達 45-3）。

### 10. 保税蔵置場の休業又は廃業

保税蔵置場の業務を休止した場合は許可手数料が免除され、また、廃業した際、そこに外国貨物が残存していれば、税關長が指定する期間内に当該外国貨物を搬出等させなければならないこととなる。このため、保税蔵置場を休業又は廃業する場合にはあらかじめ税關長に届け出させる（關稅法第46条）こととして、休廃業時の事務処理の円滑化を図っている。

この場合において、「業務の休止」とは、保税蔵置場の被許可者が、営業上その他の理由によりその許可を受けた保税蔵置場において一定期間、外国貨物の積卸し、運搬及び蔵置を行わないことをいう。したがって、休業期間中は、外国貨物が保税蔵置場に蔵置されていないことを原則とする。ただし、輸

入許可前引取承認を受けた貨物が引き続き置かれていることを妨げない（関税法基本通達 46－1）。

なお、業務を休止していた保税蔵置場において、その業務を再開しようとするときには、あらかじめ税関長へその旨を届け出なければならない（関税法施行令第 39 条第 2 項）。

## 11. 保税蔵置場の許可の失効

### （1） 許可の失効

保税蔵置場の許可は、次のいずれかに該当することとなったときに失効する（関税法第 47 条第 1 項）。

- ① 被許可者が業務を廃止したとき。
- ② 被許可者が死亡した場合で、許可の承継の申請が期間内にされなかつたとき又は税関長がこれを承認しなかつたとき。
- ③ 被許可者が解散したとき。
- ④ 被許可者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- ⑤ 許可の期間が満了したとき。
- ⑥ 税関長が許可を取り消したとき。

### （2） 許可の失効の公告

税関長は、保税蔵置場の許可が失効したときは、直ちに以下の事項を公告しなければならない（関税法第 47 条第 2 項、関税法基本通達 47－1）。

- ① 被許可者の住所及び氏名名称
- ② 保税蔵置場の名称及び所在地
- ③ 許可の失効の原因
- ④ 蔵置中の外国貨物の搬出期限
- ⑤ 許可失効年月日

### （3） 保税蔵置場とみなされる期間

許可の失効の際、その保税蔵置場に外国貨物（特例輸出貨物を除く。）が残存するときは、当該貨物については、税関長が指定する期間内は失効した場所を保税蔵置場とみなすこととされている（関税法第 47 条第 3 項）。

したがって、許可を受けていた者又はその相続人（許可を受けていた法人が合併により消滅した場合は合併後存続する法人又は合併により設立された法人、許可を受けていた法人が分割された場合は業務を継承した法人、許可を受けていた者がその業務を譲り渡した場合は業務を譲り受けた者）は、残存する外国貨物を出し終わるまでは、次に掲げる保税蔵置場についての義務（保税蔵置場の許可手数料の納付は含まれない。）を免れない。

- ① 外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却された場合の関税納付義務
- ② 外国貨物が亡失した場合の税関長への届出義務
- ③ 改築、移転その他の工事を行う場合の税関長への届出義務

なお、税関長が保税蔵置場とみなす期間を指定するに当たっては、輸入、積戻し、運送その他の方法による搬出に要する期間等を考慮し、十分な余裕を見込んで行うこととされている。

## 12. 保税蔵置場の許可の取消し等

### (1) 許可の取消し等

保税蔵置場において関税法の規定に違反して業務を行ったり、保税蔵置場の許可要件を満たさなくなった場合は、当該保税蔵置場に引き続き外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入させたり、あるいは保税蔵置場の許可を存続させることは、関税行政上不都合である。したがって、このような保税蔵置場については、行政上の処分として、税関長が期間を指定して外国貨物等を保税蔵置場へ搬入することを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる（関税法第48条第1項）こととし、保税蔵置場の被許可者の関税法の適正な履行を期している。

具体的には、次のいずれかに該当する場合に、外国貨物等の搬入を停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

なお、具体的な処分基準については、関税法基本通達48-1に規定されており、非違（法の規定に違反する行為）の内容に応じて点数を算出する等して処分内容を決定することとされている。

- ① 被許可者（その者が法人である場合には、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務について関税法の規定に違反した場合（したがって、保税蔵置場の業務と直接関係ない関税法の規定に違反をした場合についてはこれに含まれない。）
- ② 被許可者が保税蔵置場の欠格条項（関税法第43条第2号から第10号まで）に該当することとなった場合

### (2) 処分の通知

この税関長の処分は保税蔵置場の被許可者に不利益を与えるものであることから、税関長が処分をしようとするときは、その処分を受ける保税蔵置場の被許可者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない（関税法第48条第2項）こととし、手続の透明性、公正性を期している。

## 13. 保税蔵置場の許可の承継

保税蔵置場の被許可者について、相続、合併若しくは分割があった場合又は保税蔵置場の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合には、その相続人等の事務負担を考慮し、新たに保税蔵置場の許可を受けることなく、その相続人又は合併若しくは分割又は譲り受け後の法人がその許可に基づく地位を承継することができる（関税法第48条の2第1項、第4項）。

保税蔵置場の許可に基づく地位を承継するに当たっては、相続の場合は被相続人の死亡後60日以内に、合併又は分割の場合はあらかじめ税関長の承認を受けなければならないが、承継する者が関税法第43条各号（保税蔵置場の許可の欠格条項）のいずれかに該当する場合には、税関長は当該承継の承認をしないことができる（第48条の2第3項、第5項）。

なお、税関長が許可の承継を承認したときは、直ちにその旨を公告しなければならない（関税法第48条の2第6項）。

## 14. 指定保税地域の規定の準用

保税蔵置場における貨物の取扱いについては、関税法第40条の規定が準用される（関税法第49条）。すなわち、保税蔵置場においては、内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをすることができるほか、税関長の許可を受ければ、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為をすることができる。

保税蔵置場においても指定保税地域と同様に貨物の取扱いを認めているのは、輸出入業者の利便性を考慮したものである。

## 15. 保税蔵置場の許可の特例（特定保税承認制度）

貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス（法令遵守）の確保を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた保税蔵置場の被許可者（以下「特定保税承認者」という。）が、財務省令で定める基準に適合する場所を保税蔵置場として利用しようとする場合は、その場所を所轄する税関長にその旨を届け出ることができ、当該届出が受理された時は、当該届出場所について保税蔵置場の許可を受けたものとみなして関税法が適用される（関税法第50条第1項、第2項）。

この特例措置は「特定保税承認制度」と呼ばれ、倉庫業者に係るAEO制度として平成19年（2007年）10月に導入された。

この制度の利用者には、上記の特例措置のほか、保税地域許可手数料の免除（税関職員の派出費用相当額を除く。）、許可（更新）期間の延長、コンプライアンスを反映した税関検査の実施等のベネフィット（恩恵）を与え、もって、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立を図り、我が国の国際競争力強化に資することとしている。

### （1）届出場所の基準

届出をすることができる場所の基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することである（関税法施行規則第4条の2）。

- ① 届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務をNACCISを使用して行うことができること（第1号）。
- ② 届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を法令遵守規則に基づき適正かつ確実に遂行できること（第2号）。
- ③ 届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設が整備されており、かつ、届出場所について外国貨物等の保全のため、次のいずれかの措置を講じていること（第3号）。
  - イ. 届出場所の周辺を柵、壁その他の障壁によって区画し、かつ、当該障壁の周辺に照明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。
  - ロ. 届出場所の出入口に施錠をするとともに、人の侵入を検知してその監視を行う場所において表示することができる装置を設置すること。
  - ハ. 上記のほか、届出場所における貨物の取扱量及び取扱形態に応じ適切な措置を講じていること。

### （2）特定保税承認の承認要件

特定保税承認の承認要件は、次のとおりである（関税法第51条）。

- ① 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと（第1号）。
  - イ. 特定保税承認を取り消されてから3年を経過していない者
  - ロ. 保税蔵置場の許可を受けてから3年を経過していない者

- ハ. 保税蔵置場の許可要件の欠格条項（関税法第43条第2号～第7号）に該当している者
- ② 外国貨物の蔵置等に関する業務についてNACC Sを使用して行うことその他該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること（第2号）。
- ③ 外国貨物の蔵置等に関する業務について、法令遵守規則を定めていること（第3号）。

#### （3）特定保税承認の更新

特定保税承認は、8年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によりその効力を失う（関税法第50条第4項）。

#### （4）税関長による改善措置の要求

税関長は、例えば次に掲げる場合のように、関税法の実施を確保するため必要があると認められるときは、特定保税承認者が定めた法令遵守規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は法令遵守規則を新たに定めることを求めることができる（関税法第52条、関税法基本通達52-1）。

- ① 特定保税承認者の保税蔵置場における貨物管理業務について、関税法の規定に違反する行為が発見された場合
- ② 貨物管理業務において、NACC Sを適時、適正に使用していない場合
- ③ 法令遵守規則に則して貨物管理業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合
- ④ その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

#### （5）特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出

特定保税承認者は、保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなったときは、その旨を税関長に届け出ることができる（関税法第52条の2）。

#### （6）承認の失効

特定保税承認は、次のいずれかに該当することとなったときに失効する（関税法第53条）。

- ① 上記（5）の届出があったとき。
- ② 特定保税承認者に係る全ての保税蔵置場の許可が失効したとき。
- ③ 特定保税承認者が死亡した場合で、承認の承継の申請が期間内にされなかつたとき又は税関長がこれを承認しなかつたとき。
- ④ 承認の期間が満了したとき。
- ⑤ 税関長が承認を取り消したとき。

#### （7）承認の取消し

税関長は、特定保税承認者が次のいずれかに該当することとなった場合に、その承認を取り消すことができる（関税法第54条第1項）こととし、特定保税承認者のコンプライアンスの確保に万全を期している。

- ① 保税蔵置場の許可の欠格条項（関税法第43条第2号から第7号まで）に該当することとなつたとき又は外国貨物の蔵置等に関する業務についてNACC Sを使用して行うことその他該業務

を適正かつ確実に遂行することができなくなったとき。

② 關稅法第 52 条の規定による税關長の改善措置の要求（上記(4)参照）に応じなかったとき。

なお、承認の取消しは特定保税承認者に対する不利益処分であることから、税關長が承認の取消しをしようとするときは、その取消しを受ける特定保税承認者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない（關稅法第 54 条第 2 項）こととし、手続の透明性、公正性を期している。

#### （8） 許可の承継規定の準用

特定保税承認者の承認の承継の取扱いについては、關稅法第 48 条の 2（保税蔵置場の許可の承継の規定）が準用される（關稅法第 55 条）。

したがって、特定保税承認者について、相続、合併又は分割があった場合は、税關長の承認を受けることにより、新たに特定保税承認を受けることなく、その相続人又は合併若しくは分割後の法人がその承認に基づく地位を承継することができる。

## 第6節 保税工場

### 1. 保税工場の意義

保税工場とは、外国貨物についての加工、これを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物についての改裝、仕分けその他の手入れをすることができる場所として、申請に基づき税関長が許可した保税地域である（関税法第56条）。

保税工場は、外国から到着した原料品を用いて製品を製造し、又はこれらの原料品を加工して経済価値を付加し、これによりできた製品を外国へ積戻しすること等により加工貿易の振興を図ることを目的に導入された制度である。また、保税工場は、国内工業、貿易業、金融業、倉庫業、運送業の発達及び雇用の機会を創出すること等により、国内経済の発展にも貢献している。

保税工場制度の導入当初は、我が国が国内資源に乏しいことから、原料品の多くを海外に求めてその製品を積戻しすることを主要な目的としていたが、今日では保税工場でできた製品を国内に引き取るような保税工場も多く認められていることから、輸入の促進を含む国際貿易の振興に資することが保税工場の目的とされている。

なお、保税工場の被許可者は、保税蔵置場の場合と同様に、許可を受けた場所の延面積等の区分に応じ、許可手数料を毎月納付しなければならないことになっている（関税法第100条第2号、税関関係手数料令第3条）。

### 2. 保税工場の対象範囲

保税工場は、外国貨物を輸入手続未済のままで蔵置し、その間に加工、製造その他の作業をする場所であるから、これらの行為を行うに足る施設でなければならない。したがって、外国貨物である原料品の蔵置施設、加工、製造施設及び製品の蔵置施設等が保税工場の許可の対象となるほか、造船を行う保税作業で進水後艤装を行う場合における占用水域も対象に含まれる（関税法基本通達56-5）。

### 3. 保税工場の許可の要件

保税工場の許可の要件については、関税法第43条（保税蔵置場の許可の要件）の規定を準用している（関税法第61条の4）が、特に保税工場の場合は、外国貨物である原料品を使用して、その製品を積戻しが確定しており又はその見込みがある工場であるときは、工場側における外国貨物の蔵置及び加工製造の管理形態等からみて、税關の取締上支障がないと認められるものに限り、その工場における加工製造の期間、積戻しされる製品の数量及び税關官署と工場所在地との距離的関係のいかんにかかわらず、原則として許可を行う（関税法基本通達56-1（1））こととされており、場所的要件については緩和されている。

### 4. 保税工場の一括許可

許可を受けようとする工場が、同一企業体に属し、かつ、同一税關管轄内にある2以上の工場である場合、又は同一の工場若しくは近接する2以上の工場が異なる税關の管轄区域にまたがるものである場合で、これらの工場が次の各条件に適合するものであるときは、同一の保税工場として一括して許可を行うことが認められている（関税法基本通達56-10）。

（1） 加工又は製造の工程上、各工場を通じての一貫した保税作業が必要であること。

(2) 各保税作業についての数量的把握が製造歩留り等によって確実に行えるものであること。

## 5. 保税工場の許可期間

保税工場の許可期間については、関税法第42条第2項（保税蔵置場の許可期間）を準用している（関税法第61条の4）。したがって、許可の日から起算して10年を超えることはできず、10年以内の期間でその許可を更新することができるようとなるが、関税法基本通達の規定に基づき、許可期間及び更新期間とも6年を超えないものとしているほか、現に保税地域の許可等を受けていない者、現に受けている保税地域の許可等の日から3年を経過していない者、申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。）が行われた日から3年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）等は原則として3年を超えないものとしている。（関税法基本通達61の4-1、56-15（4））。

なお、税関長が保税工場の許可又は許可の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならないことになっている（関税法第61条の4で準用する同法第42条第3項）。

## 6. 保税工場の蔵置場的利用

保税工場の被許可者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を保税工場に入れた日から3か月までの期間に限り、当該保税工場について保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされる（関税法第56条第2項）。これを「みなし蔵置場」と呼んでいる。

「当該保税工場において使用する輸入貨物」とは、当該保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原単品のほか、これらの輸入原単品と同種の輸入原単品で、輸入の許可を受けてその保税工場における内貨作業に使用されるものも対象に含まれる（関税法基本通達56-16）。

なお、保税工場の被許可者の所有又は管理する工場内であっても、保税工場として許可された場所以外の場所で使用する輸入貨物については適用がない。

## 7. 併設蔵置場の許可

保税工場の被許可者は、当該保税工場の一部の場所について、保税蔵置場の許可を併せて受けることができる（関税法第56条第3項）。

前記6.の「みなし蔵置場」の対象となる貨物には限定があるので、保税工場の許可を受けた施設等について、更なる有効利用を図ることができるようするため、当該保税工場の一部の場所について、保税蔵置場の許可を併せて受けることができることとされている。このように、保税蔵置場の許可を併せて受けた場所は、「併設蔵置場」と呼ばれている。

なお、併設蔵置場の許可を受けた場合は、保税工場の許可手数料に加え、保税蔵置場の許可手数料（保税蔵置場の手数料の2分の1に相当する額）も納付しなければならない（税関関係手数料令第2条）。

## 8. 保税工場における外国貨物の蔵置期間

保税工場は主として加工貿易の便に資するものであるからといって、無期限に保税作業に使用する外国貨物の蔵置を認めるのは、関税徴収の確保及び取締上支障をきたすおそれがあるので、その蔵置期間は、当該保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された日から2年間に制限されている

(関税法第 57 条)。ただし、税関長が特別の事由があると認めたとき (例えば、船舶建造のような特殊な保税作業で 2 年間ではその製造が完了しない場合、製品を積戻しすることは明らかであるが、海外との取引の関係から 2 年間では積戻しが完了しない場合等) は、必要に応じて蔵置期間の延長が認められる (関税法第 61 条の 4 で準用する同法第 43 条の 2 第 2 項)。

また、蔵置期間の制限を受けるのは、原料として使用される外国貨物に限らず、その製品についても同様の制限を受けることになるが、移入承認を受けた日が異なる 2 種類以上の外国貨物を使用して、加工、製造された製品の蔵置期間は、使用した外国貨物のうち、最後に移入承認を受けた貨物の承認の日から計算することとされている (関税法基本通達 57-1)。

なお、蔵置期間を経過しても外国貨物が積戻し又は輸入等がされず、保税工場から引き取られない場合は、当該貨物を収容することができることとされている (関税法第 80 条第 1 項第 3 号)。

## 9. 保税工場に外国貨物を置くこと等の承認 (移入承認)

保税工場に外国貨物を入れる者は、当該貨物を 3 か月を超えて保税作業のため置こうとする場合又は 3 か月以内に保税作業に使用しようとする場合には、その超えることとなる日前又は使用する日前までに、税関長に申請し、その承認を受けなければならぬ (関税法第 61 条の 4 で読み替えて準用する同法第 43 条の 3 第 1 項)。これを「移入承認」という。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きよする船舶については移入承認を要しない。

移入承認の申請は、原則として港頭の保税地域において行うが、その貨物の梱包その他の事情を考慮し工場搬入後に検査を行うことが適当であると認められる場合には、保税工場に搬入した後、承認を受けることもできる。また、保税工場の管轄税関と異なる税関が管轄する保税地域において、当該保税地域を管轄する税関長から移入承認を受けることも可能とし、申請者の手続の利便性に配慮している。

なお、保税工場に搬入後 3 か月を超える貨物の蔵置についての移入承認は、その貨物を保税作業における原料品として外国貨物のままで使用する目的がある場合に限り行い、単に長期蔵置を目的とするもの (原油 (石油精製用の粗油を含む。) を除く。) については承認しないこととしている (関税法基本通達 61 の 4-3)。

## 10. 保税工場の貨物の収容能力の増減等

保税工場の被許可者は、当該保税工場の貨物の収容能力を増減し、又は改築、移転その他の工事をしようとするときは、保税蔵置場と同様、あらかじめその旨を税関に届け出なければならないことになっている (関税法第 61 条の 4 で準用する同法第 44 条第 1 項)。

なお、保税工場における貨物の収容能力の増加の場合は、単なる許可面積の増加にとどまらず、その保税工場における保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の変更を伴うことも考えられることから、特に注意が必要であり、このことは改築、移転その他の工事を行う場合も同様である。

## 11. 保税作業

移入承認を受けた外国貨物を原料品として、加工、製造 (混合)、改裝、仕分けその他の手入れを行うことを保税作業といふ。保税作業には、保税原料品のほか、内国貨物 (課税済の輸入原料品又は国産品) を原料として使用することができる。また、保税工場は外国貨物の加工、製造等を行うことができる場所であるが、内国貨物のみの加工、製造等であっても、これを行うことができるのは当然であり、この

場合には関税法上の規制は及ばないので、自由な操業が可能である。

#### (1) 保税作業の届出

保税工場で保税作業をしようとする者は、その開始の際と終了の際に、その旨を税関に届け出なければならないが、このうち保税作業の開始の際の届出については、税関長が取締上支障がないと認めて通知した場合には省略できることとされており（関税法第58条）、保税作業の種類又はこれに使用される原料品の性質が特殊なものであるため、税関における取締上、その原料品の使用状況を常に把握しておく必要がある等、特別な必要がある場合を除き、届出は要しない取扱いとしている（関税法基本通達58-1）。

#### (2) 保税作業の種類

保税作業の種類は、許可申請書に保税作業の種類及び保税作業に使用する貨物の種類を記載する（関税法施行令第50条の2で読み替えて準用する同令第35条第1項）ことになっているので、当該保税工場の許可の対象は申請書に記載した保税作業及び貨物ということになり、保税作業の種類はその範囲に限定される。

したがって、税関において保税作業の種類や貨物の種類の変更を事前に把握するため、保税工場の許可及び許可の更新の際に、保税作業の種類や貨物の種類を変更する必要が生じた場合はあらかじめ税関長に届け出る旨の条件を付する取扱いとなっている（関税法施行令第50条の2で読み替えて準用する同令第35条第3項、関税法基本通達56-14）。

#### (3) 保税作業に使用できる外国貨物

保税作業に使用することができる外国貨物は、直接の原料品（製品に化体されるすべての貨物）は当然であるが、作業工程中において主原料に直接混じ又は添加して使用する消耗的補助原料（助剤、還元剤、浴剤等）で、その消費数量が確実に把握できるものについても保税作業への使用はできることがとされている。一方、これらの貨物以外のもの（作業工程中において使用される補助原料で使用数量が不明確のもの又は消耗されないもの、作業工程中において使用する燃料、圧さくガス、潤滑油等の消耗品、保税工場用の機械、工具、事務用品等の設備用品等）は、輸入手続を経た後でなければ使用することができない（関税法基本通達56-2）。

#### (4) 製造歩留り

保税作業によってできる製品の数量は、保税作業による実際の出来高によるのが原則である。しかし、製造工場の製造規模の大型化、作業内容の複雑化等により、税関においても製品の数量把握のため、保税作業に先立って保税工場の各保税作業別に製造歩留りを設定する場合が多い。

製造歩留りとは、一般的には使用原料品に対する製品出来高の数値的関係である。製造歩留りには、「確定歩留り」及び「標準歩留り」の2種類があり、「確定歩留り」は製造される製品等の数量を確定する際の計算の基礎に使われるもので、「標準歩留り」は確定歩留りの適用対象外の外貨作業において、税関に対する届出又は報告の数量が適正かどうかを判断するための目安にするものである。

## 12. 保税製品の納税申告の特例

石油精製の保税作業を行う保税工場の場合、保税作業により製造された外国貨物のうち、次に掲げるもの以外のものについては、その保税作業の終了後遅滞なく輸入申告を行い、その許可を受けなければならない（関税法第58条の2、関税法施行令第46条）。

- (1) 外国に向けて積戻しされるもの
- (2) 関税定率法等の規定により関税の免除を受けることが見込まれるもの
- (3) 船（機）用品として外国往来船（機）等に積み込むことが見込まれるもの

これは、常圧蒸留装置による流出分等、石油精製の中間段階において収得される製品については、外国に積戻しされる場合等を除き、保税状態を継続させる必要は乏しいこと。一方、石油製品に係る揮発油税等の内国消費税については、輸入手続が完了するまでは納付の対象とならないことから、最終段階の保税作業が終了してから輸入手続を行うこととすると、その終了時期によって内国消費税の納期限に大きな差異が生じてしまうこととなる。このため、中間段階の製品であっても、その製造工程が終了した段階で遅滞なく輸入（納税）申告をさせて内国貨物とすることにより、当該貨物を早期に税関の所管から税務署の所管へ委ね、内国消費税の納期限の差異を是正して課税の公平を期することとしているものである。

なお、保税工場の被許可者が特例輸入者又は特例委託輸入者であるときは、外国に積戻し等される製品以外の製造済の製品について特例申告を行うことが認められている。

## 13. 内外貨混合使用

### (1) 内外貨混合使用

保税作業により外国貨物と内国貨物とを使用してできた製品は、これらの原料品が物理的又は化学的に結合することにより、新たな製品が製造され又は新たな価値が付加されたものであり、これを外国貨物の部分と内国貨物の部分とに区別することは困難である。このため、貨物の取締り及び関税徵収の確保に資する観点から、保税作業によりできた製品は、使用した外国貨物が本質的に変化しない改裝、仕分けその他の手入れを行う場合を除き、原則として、製品全体を外国貨物とみなすこととされている（関税法第59条第1項）。

しかしながら、製品を国内に引き取る際における内国消費税の徵収も考慮し、税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物とを混合使用してできた製品については、例外的に、その原料として使用された外国貨物の数量に対応する製品のみを外国貨物とみなす（関税法第59条第2項）こととし、これを「内外貨混合使用」と呼んでいる。

### (2) 内外貨混合使用の承認要件

内外貨混合使用の承認を受けることができる場合は、外国貨物にこれと同種の内国貨物（原料の同種性）を混じて使用し、その外国貨物のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品（製品の等質性）を製造する場合で、作業の性質、工程等（作業の技術性、経済性）を勘案して、その内国貨物を混じて使用することについて、やむを得ない理由があり、かつ、原料の数量に対応する製品の数量の割合が明らかであると認められるとき（歩留りの明確性）に限られている（関税法施行令第47条第1項）。

なお、この場合の同種の内国貨物とは、原料として使用される外国貨物と全く同種の内国貨物のほ

か、原料として使用される外国貨物と商慣習上同種の原料と認められる内国貨物、原料として使用される外国貨物と商慣習上も必ずしも同種とはいえないが、それらの原料が同時に使用され、かつ、それにより製造される製品が外国貨物である原料のみから製造されるものと等質である内国貨物を含む（関税法基本通達59-1（2））。

#### 14. 保税製品を輸入する場合の課税物件の確定（原料課税の原則）

##### （1）意義

関税法第4条第1項においては、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況によることを原則としている。

しかし、保税作業による製品（以下「保税製品」という。）を輸入する場合には、その原料である外国貨物の移入承認がされた時の性質及び数量によって課税されることになっている（関税法第4条第1項第2号）。すなわち、保税工場の被許可者が、外国貨物を原料として加工又は製造を行い、その製品である外国貨物を輸入する場合は、その製品ではなく製品に含まれている原料に対して関税が課されることになる。これを「原料課税」という。

保税作業によってできた製品は、外国に積戻しすることを原則としているが、保税作業後の市況の変化により、これを積戻しするよりも輸入した方が有利な場合や、契約の破棄、変更等により積戻しが不可能になり、やむなく輸入する場合がある。この場合、保税製品は原則としてすべて外国貨物とみなされ輸入手続を要するが、原料に対する関税率が、製品に対する関税率より高い場合には、国内産業保護機能を反故にしてしまうおそれがあり、これを回避しているものである。

##### （2）課税標準の計算方法

保税製品が輸入され、かつ、その製造に使用された原料である外国貨物が特定していない場合、その保税製品について関税の課税標準となる数量又は価格は、次によって計算される（関税法施行令第2条の2）。

- ① 輸入される保税製品の製造に使用された保税原料の数量が明らかな場合は、輸入される保税製品と、その保税作業において製造された他の保税製品との数量により按分して計算したその輸入される保税製品に対応する保税原料の数量又はその数量の保税原料の価格による（この計算方式を「数量按分方式」という。）。
- ② 同一の製造工程である保税作業により、同一の保税原料から2種類以上の保税製品が製造される場合は、上記①にかかわらず、その保税作業において使用された保税原料の数量又は価格を、その保税作業により製造された各保税製品の価格により按分して計算した輸入される保税製品に対応する保税原料の数量又は価格による（この計算方式を「価格按分方式」という。）。
- ③ ①及び②の適用に当たっては、保税工場における製造歩留りが明らかである保税作業については、その製造歩留りを基礎として、輸入される保税製品に対応する保税原料の数量又は価格を計算する。
- ④ 保税工場における2以上の製造工程について保税作業が行われる場合は、各製造工程について、上記①から③の方法により計算を行って輸入される保税製品に対応する最初の製造工程において使用された保税原料の数量又は価格を求める、その数量又は価格をもって、保税製品についての課税標準とする。

なお、製造工程が2以上の保税工場の工程にまたがって行われる場合は、保税原料品を最初の保

税工場に置くことが承認された時の性質及び数量を基礎として、以上の計算をする。

## 15. 保税工場外における保税作業

### (1) 保税工場外における保税作業の許可

税関長は、貿易の振興に資し、かつ、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを保税工場以外の場所に出すことを許可することができる。これを「保税工場外保税作業」又は単に「保工外作業」と呼んでいる（関税法第61条第1項）。

保工外作業は、我が国の輸出産業の中には、親企業の下請けによって加工又は製造を行う企業が多く、また、全ての保税工場が輸入原料品から輸出製品の製造までの工程を一貫作業ができる大規模な工場施設を有するとは限らないので、このような我が国の輸出産業の現状を考慮して設けられた制度であり、我が国における貿易の振興にも寄与するものである。

保工外作業が許可される品目については特に制限はなく、許可にかかる貨物の製造歩留りが税関で把握できる等、取締上支障がないものであれば許可の対象となるが、具体的な許可の要件は関税法基本通達61-1に規定されている。

### (2) 担保の提供

税関長は、関税徴収の確保に資するため、保工外作業を許可する際に必要があると認めるときは、その許可に係る外国貨物の関税額に相当する担保を提供させることになっている（関税法第61条第2項）。

### (3) 保工外作業の際の貨物の検査

税関長は、保工外作業の許可を受けて保税工場から外国貨物を搬出する際は、税関職員に必要な検査をさせるものとされている（関税法第61条第3項）。

### (4) 指定場所に出されている貨物

保工外作業に使用される外国貨物が亡失した際の責任を明確化することにより、保税工場の被許可者が厳格な貨物管理を徹底することを期すため、保工外作業の許可を受けた場所に出されている外国貨物は、税関長が指定する期間が満了するまでは、その出された保税工場にあるものとみなされる（関税法第61条第4項）。

したがって、保工外作業の許可を受けた貨物が亡失し、又は滅却されたときは、その出された保税工場の被許可者がその関税の納付義務を負うことになる（関税法第61条の4で準用する同法第45条）。

### (5) 関税の徴収

保工外作業は、申請により作業期間又は作業場所の変更が認められた場合を除き、許可の際に指定した期間及び場所で行わなければならない。したがって、その指定期間を経過してもその指定場所に保税原料又は保税製品があるときは、その指定場所に出された保税工場の被許可者から直ちにその関税を徴収する（関税法第61条第5項）。

なお、この規定により関税を徴収された保税原料又は保税製品は、輸入を許可された貨物とみなされる（関税法第74条、関税法施行令第64条の2）。

## 16. 指定保税工場の簡易手続

### （1） 指定保税工場の指定

指定保税工場とは、税関長が使用原料品の製造歩留りが安定しており、取締上支障がないと認めて、保税作業により製造される製品及びその保税原料を特定して指定した保税工場をいい、指定保税工場においては、保税作業の開始届及び終了届をその都度提出することは不要とし、これに代えて、使用又は製造した保税原料及びその製品の数量等を記載した報告書をその毎翌月10日（季節的な保税作業の場合等で税関長が特別な期間を指定したときは、当該期間終了の日から10日を経過する日）までに税関に提出すればよいこととされている（関税法第61条の2）。

保税工場は他の保税地域と異なり、税関官署から比較的遠距離にある場合が多いことから、その都度届出等の手続を要したのでは、手続に要する費用等がかさみ、実情にそぐわない場合もあることから、税関の取締上支障がない範囲において、保税工場における税関手続の簡易化を図ったものである。

### （2） 指定保税工場の指定の方針

保税工場は、次に掲げる場合を除き、原則として指定保税工場として指定することとされ、次に掲げる場合であっても取締上支障がないと認められる場合には、指定保税工場として指定できることとされている（関税法基本通達61の2-1）。

- ① 保税作業によってできる製品の数量が、製造歩留りにより数値的に把握することが困難であり、かつ、原則として保税作業の過程又は保税作業終了の都度、製品の数量について確認する必要がある場合
- ② 保税原料品を組み立て又は取り付ける保税作業で、製品完成後にその取付けの事実を確認することが困難で、かつ、保税作業の過程又は保税作業終了の段階において確認する必要がある場合
- ③ 保税作業の届出の件数が、2月を通じて1回程度であるため、その都度の届出とした方が手続上の負担も少ないと認められる場合
- ④ 石油精製を行う保税工場である場合

### （3） 指定の手続

指定保税工場の指定は、申請に基づき行うものではなく、税関長が保税作業の内容、製造歩留りによる原料使用量の把握の可否等を考慮して一方的に指定する。なお、税関が指定保税工場の指定をした場合は、その保税工場の被許可者に「指定書」（C-3300）が交付される。

### （4） 貨物の総量管理

貨物の総量管理とは、税関長が関税徴収の確保上問題がないと認めた指定保税工場において、複数の工程に分かれる保税作業を行うような場合に、工程毎に保税原料及びその製品の数量を管理することを不要とし、工場に搬入された保税原料がその搬入された順序に使用され、製品として搬出されるものとして、保税原料及びその製品の数量を総合的に管理することである。

本来、保税工場における保税作業が複数工程にまたがって行われるような場合には、その工程毎に

投入した外貨原料と製造された外貨製品（半製品）を管理し、その状況を帳簿に記載しなければならないこととなるが、このような工程毎の管理は、保税工場の被許可者に著しい事務負担及び経済的負担を課す場合が多いため、取締上支障のない範囲でこのような事務負担等を極力軽減するとの観点から導入したものである。

ただし、貨物の総量管理が認められるのは、次の要件を充足する保税作業に限られている。

- ① 確定歩留りが設定されている作業又は原料として使用される外国貨物の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業であること。
- ② 内外貨混合使用の承認を受けている保税作業にあっては、保税作業に使用する内国貨物が原料として使用される外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる貨物であること。

## 17. 保税工場の記帳義務

保税工場の被許可者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない（関税法第61条の3）。

詳細は、前記第3節3.「記帳義務」を参照。

## 18. 保税蔵置場の規定の準用

保税蔵置場における以下の規定については、一部規定を読み替えたうえ、保税工場について準用される（関税法第61条の4）。

- (1) 保税蔵置場の許可（第42条第2項及び第3項）
- (2) 保税蔵置場の許可の要件（第43条）
- (3) 外国貨物の蔵置期間（第43条の2第2項）
- (4) 外国貨物を置くことの承認（第43条の3）
- (5) 外国貨物を置くことの承認の際の検査（第43条の4）
- (6) 貨物の収容能力の増減等（第44条）
- (7) 被許可者の関税納付義務等（倉主責任）（第45条）
- (8) 休業又は廃業の届出（第46条）
- (9) 保税蔵置場の許可の失効（第47条）
- (10) 保税蔵置場の許可の取消し等（第48条）
- (11) 保税蔵置場の許可の承継（第48条の2）

## 19. 保税工場の許可の特例（特定保税承認制度）

特定保税承認制度では、保税工場の被許可者を対象に、保税蔵置場の許可の特例（前記第5節15.「保税蔵置場の許可の特例（特定保税承認制度）」）と同様の特例が設けられている（関税法第61条の5）。

保税蔵置場の許可の特例における以下の規定については、一部規定を読み替えたうえ、保税工場の許可の特例について準用される（関税法第62条）。

- (1) 承認の要件（第51条）
- (2) 規則等に関する改善措置（第52条）

- (3) 特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出（第52条の2）
- (4) 承認の失効（第53条）
- (5) 承認の取消し等（第54条）
- (6) 許可の承継についての規定の準用（第55条）

## 第7節 保税展示場

### 1. 保税展示場の意義

保税展示場とは、特定の博覧会、見本市その他これらに類するもので、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、申請に基づき税関長が許可した保税地域である（関税法第62条の2）。

保税展示場の制度は、国際的な文化交流の活発化、国際取引の進展に伴い、各種の国際的規模の博覧会、見本市その他の行事の開催に当たり、保税蔵置場制度又は関税定率法に規定する免税制度によってもある程度の便宜を与えることができるが、これらの諸制度を活用することには限界があることから、こうした行事の円滑な運営を図ることを目的として、昭和45年（1970年）3月に大阪で開かれた万国博覧会にあわせて、昭和42年（1967年）5月に制定された。

なお、保税展示場の被許可者は、保税蔵置場の場合と同様に、許可を受けた場所の延面積等の区分に応じ、許可手数料を毎月納付しなければならない（関税法第100条第2号、税関関係手数料令第2条）、国際博覧会条約の適用を受けて開催される国際博覧会については免除される（関税法第101条第1項、税関関係手数料令第13条）。

### 2. 保税展示場の許可の対象

保税展示場の許可の対象となるのは、具体的には次に掲げる博覧会等である（関税法施行令第51条の2、関税法施行規則第5条）。

- (1) 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会
- (2) 国際機関、本邦又は外国の政府、地方公共団体が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）
- (4) 独立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者が開催する博覧会等
- (5) 上記(2)から(4)に掲げる者が後援する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）

### 3. 保税展示場の許可の要件

保税展示場の許可の要件については、関税法第43条（保税蔵置場の許可の要件）の規定を準用している（関税法第62条の7）が、保税展示場の許可を受けようとする施設の場所的要件については、博覧会等の会場の規模その他の事情を勘案して税関長が特に必要と認めた場合は緩和できることとされている（関税法基本通達62の2-2（2））。

### 4. 保税展示場の許可期間

保税展示場の許可期間については、博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間（関税法第62条の2第2項）とされ、当該博覧会等の会期のほか、準備及び整理のための期間等を勘案して適当と認める期間が設定される。

## 5. 保税展示場の機能

保税展示場においては、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため、外国貨物で政令で定めるものにつき、積卸、運搬又は蔵置、内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ、展示又は使用、これらに類する行為で政令で定めるものを作ることとされている（関税法第62条の2第3項）。

保税展示場は、その開催される博覧会、見本市等の目的によりその機能が異なる。例えば、博覧会は、一般に無差別に開放されることを前提とし、かつ、出品される外国貨物は会場で展示されることを目的とし、原則として再輸出されることを予定している。これに対して、見本市は、商取引を前提として生産又は製作した商品の展示を目的とし、一般に無差別に開放して観覧の用に供することは例外的、かつ、付隨的にすぎず、商談の結果により展示品の輸入もあり、必ずしも再輸出を予定していない。また、その開催主体の性格も異にしている場合が多い。

このような多様の目的に順応しつつ関税法の実施を確保する見地から、保税展示場においては、その施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができないこととされているもの以外のものについては、蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改裝、仕分けその他の手入れ、展示並びに使用をすることができる（関税法施行令第51条の3第2項）。

ただし、その外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、展示及び使用はできないこととされている（関税法施行令第51条の3第2項ただし書）。

- (1) 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物（関税定率法第14条第3号の3又は第15条第1項第5号の2のイ及びロに掲げる貨物を含み、実費を超えない対価を徴収して観覧又は使用に供される貨物（関税法施行規則第7条）を除く。）
- (2) 國際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される國際博覧会以外の博覧会等の会場である保税展示場の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置（運搬用機器を含む。）

## 6. 保税展示場に外国貨物を展示すること等の承認（展示等承認）

保税展示場に外国貨物を入れる者は、展示、使用その他前記5.に掲げる行為をすることについて、税関長に申告し、その承認を受けなければならない（関税法第62条の3第1項）。これを「展示等承認」という。この展示等承認の申告は、保税展示場又は保税展示場以外の保税地域のいずれにおいて行わせることとしている（関税法基本通達62の3-1（2））。

また、税関長が展示等承認を行う際には、保税展示場に入る外国貨物について、税関による必要な検査が行われる（関税法第62条の3第2項）。

なお、展示等承認の申告貨物が、保税展示場における蔵置、展示又は使用等が認められないものであるときは、承認されないこととなり、この場合は、税関長が申告者に対して、承認ができない旨を通知するとともに、期間を定めて当該貨物の保税展示場からの搬出その他の処置を求めることがとされている（関税法第62条の3第3項）。また、展示等承認を受けるまでの間は、保税展示場においては、その外国貨物の積卸、運搬、蔵置、内容の点検、改裝仕分けその他の手入れを行うことはできることとされている（関税法第62条の3第4項）。

## 7. 販売用貨物等の蔵置場所の制限等

### (1) 蔵置場所の制限等

税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物のうち、販売され、使用され、若しくは消費される貨物又はこれらの見込がある貨物について、必要があると認めるときは、保税展示場内でその貨物を蔵置する場所を制限したり、又は搬入後に性質、形状に変更が加えられるような貨物については、その使用状況の報告を求めることができる（関税法第62条の4第1項）。このように、販売用貨物等の蔵置場所の制限等を行うのは、保税展示場における取締りの実効を確保するためである。

### (2) 輸入の時期

保税展示場で外国貨物を販売する場合には、輸入許可を受けた上で行わなければならないが、輸入手続をとらずに販売された場合、関税は脱等で問疑されるのは、事情を知らずに貨物を買い受け保税展示場から引き取った者となってしまい、法的に照らしても妥当とはいえないことから、その販売を輸入とみなして、すなわち販売者を輸入者とみなして関税法の規定が適用されることとされている（関税法第62条の4第2項）。

なお、この場合において、あらかじめ販売される見込みのあるものについては、関税の徴収を確保する観点から、その貨物の関税相当額の担保の提供を求める 것도できる。

## 8. 保税展示場外における使用許可

展示品を移動展示する場合や修理のために一時搬出する場合等、保税展示場に入れられた外国貨物を保税展示場以外の場所において使用する必要がある場合に、税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、使用する期間及び場所を指定して、これを許可することができる（関税法第62条の5）。

この保税展示場外における外国貨物の使用は、保工外作業に類似していることから、次に掲げる保工外作業に関する規定が準用されている（関税法第62条の7）。

- (1) 税関長は、その貨物が保税展示場から出される際、税関職員に必要な検査をさせる（関税法第61条第3項準用）。
- (2) 指定された場所に出されている外国貨物は、指定された期間が満了するまでは保税展示場にあるものとみなす（関税法第61条第4項準用）。
- (3) 指定期間が経過した場合、指定場所に許可を受けた外国貨物があるときは、保税展示場の被許可者から直ちにその関税を徴収する（関税法第61条第5項準用）。

## 9. 許可期間満了後における展示品等の搬出要求及び関税の徴収

展示等承認を受けて保税展示場に入れられた外国貨物（特定輸出貨物を除く。）で、許可期間の満了等により保税展示場の許可が失効した際にその場所にあるものについては、保税展示場の被許可者に対し、期間を定めて搬出その他の処置を求めることができる。

この場合において、その期間中に搬出等の処置がなされないときは、保税展示場の被許可者から、直ちにその関税が徴収される。ただし、その外国貨物が他の法令の規定により輸入できないとき、その他税関長がやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間は、関税の徴収は行わない（関税法第62条の6）。

なお、この規定により関税を徴収された貨物は、輸入を許可された貨物とみなされる（関税法第 74 条）。

## 10. 保税蔵置場及び保税工場の規定の準用

保税蔵置場及び保税工場における以下の規定については、保税展示場について準用される（関税法第 62 条の 7）。

- (1) 保税蔵置場の公告（第 42 条第 3 項）
- (2) 保税蔵置場の許可の要件（第 43 条）
- (3) 貨物の収容能力の増減等（第 44 条）
- (4) 被許可者の関税納付義務（倉主責任）（第 45 条）
- (5) 休業又は廃業の届出（第 46 条）
- (6) 保税蔵置場の許可の失効（第 47 条）
- (7) 保税蔵置場の許可の取消し等（第 48 条）
- (8) 保税蔵置場の許可の承継（第 48 条の 2）
- (9) 保税工場における内国貨物の使用等（第 59 条第 1 項）
- (10) 保税工場外における保税作業（第 61 条第 3 項～第 5 項）
- (11) 保税工場における記帳義務（第 61 条の 3）

## 第8節 総合保税地域

### 1. 総合保税地域の意義

総合保税地域とは、一定の要件に合致する法人が所有又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下「一団の土地等」という。）で、貿易関連施設が集積しており、各種の保税地域の機能を総合的に利用することにより輸入の円滑化等貿易の振興に役立つと認められるものに対して、申請に基づき税関長が許可した保税地域である（関税法第62条の8）。

総合保税地域の効果は、その他の保税地域の組合せによってもある程度実現できると思われるが、①保税地域内で行われる業務・機能の弹力的な配置が可能になること、②同一の主体が地域内のすべての業務を行う場合には、個々の施設毎の記帳を要しないこと、③総合保税地域内で複数の企業が業務を行う場合でも、地域内の各施設間における外国貨物の移動については、保税運送の手続を要しないこと、等の点で、保税地域制度の一層広範な活用が可能となっている。

なお、総合保税地域の被許可者は、保税蔵置場の場合と同様に、許可を受けた場所の延面積等の区分に応じ、許可手数料を毎月納付しなければならないことになっている（関税法第100条第2号、税関関係手数料令第4条）。

### 2. 総合保税地域の機能

総合保税地域においては、次の行為を行うことができる（関税法第62条の8第1項）。

- (1) 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、内容の点検、改裝、仕分けその他の手入れ
- (2) 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造（混合を含む。）
- (3) 外国貨物の展示又はこれに関連する使用

なお、展示又はこれに関連する使用ができる外国貨物は、次に掲げる貨物以外のものに限られる（関税法施行令第51条の10）。

- ① 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物（関税定率法第14条第3号の3又は関税定率法第15条第1項第5号の2イ及びロの適用を受ける貨物を含み、実費を超えない対価を徴収して観覧又は使用に供される貨物を除く。）
- ② 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会以外の博覧会等の会場である総合保税地域の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置（運搬用機器を含む。）

### 3. 総合保税地域の許可基準

税関長は、総合保税地域の許可をしようとするときは、許可を受けようとする一団の土地等が、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない（関税法第62条の8第2項）。

- (1) 一団の土地等を所有し又は管理する法人が、外国貨物の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の当該貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業に供される施設の設置及び運営を行う事業その他輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められる事業を行うものであること（関税法施行令第51条の11）。
- (2) 一団の土地等における貿易に関連する施設の集積度が高いこと。

なお、ここでいう「貿易に関連する施設」には、蔵置、加工、展示等の施設のほか、これらの行

行為を行う者の事務所、通関業者、運送業者、金融機関等貿易に関連する業者の事務所及び貿易関連情報の提供施設等で、施設の目的、業務内容等からみて貿易に関連するものと認められるものも含まれる（関税法基本通達62の8-1（1））。

- （3）一団の土地等において、外国貨物の蔵置、加工、展示等が総合的に行われることが見込まれ、これにより相当程度の輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められること。
- （4）一団の土地等の位置、設備その他の状況に照らし、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められること。
- （5）一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、保税蔵置場の許可要件の欠格条項（関税法第43条第1号～第7号）に該当しないこと。  
なお、総合保税地域において実際に貨物を管理するのは、一団の土地等を所有又は管理する法人である場合よりも、その施設を利用して事業を行う入居企業である場合の方が多いと考えられることから、別に貨物管理者がある場合には、その者についてもこの基準を満たす必要がある（下記（6）においても同様）。
- （6）一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、その法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。

#### 4. 総合保税地域の許可期間

総合保税地域の許可期間については、関税法第42条第2項（保税蔵置場の許可期間）を準用している（関税法第62条の15）。したがって、許可の日から起算して10年を超えることはできず、10年以内の期間でその許可を更新することができることとなるが、関税法基本通達の規定に基づき、許可期間及び更新期間とも6年を超えないものとしている（関税法基本通達62の15-1、62の8-10（3））。

なお、税関長が総合保税地域の許可又は許可の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならないことになっている（関税法第62条の15で準用する同法第42条第3項）。

#### 5. 総合保税地域における外国貨物の蔵置期間

総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、当該総合保税地域に置くこと又は保税作業、展示若しくはこれに関連する使用をすることが承認された日から2年である。ただし、特別な事由がある場合は、申請により、税関長が必要な期間を指定して延長することができる（関税法第62条の9、関税法第62条の15で準用する同法第43条の2第2項）。

なお、蔵置期間を経過しても、外国貨物が総合保税地域から引き取られない場合は、当該貨物を収容することができることとされている（関税法第80条第1項第3号の2）。

#### 6. 総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認（総保入承認）

総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物を3か月を超えて置こうとする場合又は3か月以内に保税作業、展示若しくはこれに関連する使用をしようとする場合には、その超えることとなる日前又はこれらの行為をする日前までに、税関長に申請し、その承認を受けなければならない（関税法第62条の10）。これを「総保入承認」という。

## 7. 総合保税地域における貨物管理

総合保税地域における外国貨物の管理については、総合保税地域の許可を受けた法人と実際に貨物を管理する者（入居企業等）が異なる場合が多いという特殊性を考慮して、次のような規定が設けられている。

### （1）販売用貨物等を入れることの届出

次に掲げる外国貨物を総合保税地域に搬入しようとする場合は、あらかじめ税関に届け出なければならない（関税法第62条の11）。

- ① 総合保税地域において販売され又は消費される貨物
- ② 総合保税地域において有償で観覧又は使用に供される貨物
- ③ 総合保税地域の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置（運搬用機器を含む。）

### （2）貨物管理者の連帯納税義務

総合保税地域の許可を受けた法人が、次に掲げる規定に基づき、外国貨物の関税納付義務を負うこととなった場合において、その外国貨物の実際の貨物管理者が、総合保税地域の許可を受けた法人以外の者であるときは、その貨物管理者と総合保税地域の許可を受けた法人が連帯して、その外国貨物の関税納付義務を負うこととなる（関税法第62条の13）。

- ① 関税法第62条の15で準用する同法第45条第1項（外国貨物が亡失又は滅却した場合における関税の納付義務）
- ② 関税法第62条の15で準用する同法第61条第5項（総合保税地域外保税作業の許可期間が経過した場合における関税の納付義務）

## 8. 総合保税地域の許可の取消し等

保税蔵置場と同様に、税関長は、次のいずれかに該当する場合には、貨物管理者及び期間を指定して、総合保税地域への外国貨物等の搬入、保税作業、展示若しくはこれに関連する使用を停止させ、又は総合保税地域の許可を取り消すことができる（関税法第62条の14第1項）こととし、総合保税地域の被許可者及び貨物管理者の関税法の適正な履行を期している。

- （1）総合保税地域の許可を受けた法人（他に貨物管理者がある場合には、その者を含む。）又はその役員若しくは代理人、支配人その他の従業者が総合保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- （2）総合保税地域の許可基準（前記3.「総合保税地域の許可基準」参照）のいずれかに適合しないこととなったとき。

また、この場合における処分の基準については、保税蔵置場に対する処分の基準等（関税法基本通達48-1）を準用して行うこととなっている（関税法基本通達62の14-1）。

なお、税関長が許可の取消し等の処分をしようとするときは、処分手続の適正性を確保するため、その処分に係る貨物管理者又は許可を受けた法人にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならないことになっている（関税法第62条の14第2項）。

## 9. 保税蔵置場、保税工場及び保税展示場の規定の準用

保税蔵置場、保税工場及び保税展示場における以下の規定については、一部規定を読み替えたうえ、総合保税地域について準用される（関税法第62条の15）。

- (1) 保税蔵置場の許可期間及び公告（第42条第2項及び第3項）
- (2) 保税蔵置場における蔵置期間の延長（第43条の2第2項）
- (3) 蔵入承認及びその申請（第43条の3第2項及び第3項）
- (4) 蔵入承認の際の検査（第43条の4）
- (5) 貨物の収容能力の増減等（第44条）
- (6) 被許可者の関税納付義務（倉主責任）（第45条）
- (7) 休業又は廃業の届出（第46条）
- (8) 保税蔵置場の許可の失効（第47条）
- (9) 保税蔵置場の許可の承継（第48条の2第4項～第6項）
- (10) 保税作業による製品に係る納税申告等の特例（第58条の2）
- (11) 保税工場における内国貨物の使用等（第59条）
- (12) 保税工場外における保税作業（第61条）
- (13) 指定保税工場についての報告義務（第61条の2第2項）
- (14) 販売用貨物等の蔵置場所の制限等（第62条の4）
- (15) 保税展示場外における使用の許可（第62条の5）

## 第5章 運送

### 第1節 保税運送

#### 1. 意義

外国貨物は、船舶又は航空機の都合及び荷主の経済上の理由等で、消費地又は荷主の所在地以外の港又は空港に船卸し又は取卸しされる場合がある。このような場合は、外国貨物のまま消費地又は荷主の所在地に運送する必要が生ずる。また、輸出の許可を受けた貨物も外国貨物となるので、これらについても同様に輸出者の望む場所で通関手続を行い、その後、輸出者の望む港又は空港まで運送して船積み等することができれば経済的利便が大きい。このように、外国貨物を必要に応じて国内で運送したいとする要請に応じて設けられたのが保税運送制度である。

#### 2. 個別保税運送

外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。）を運送しようとする者は、税関長に申告し、その承認を受けて開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り外国貨物のままで運送することができる（関税法第63条）。

保税運送は、次の3種類の運送手段により行われるが、これらのいずれの方法によってもよく、また、これらの2以上の組み合わせによってもよい。

- (1) 陸路運送 (OLT = Over Land Transport)  
鉄道又は自動車による運送
- (2) 海路運送 (ICT = Inter Coast Transport)  
船舶等による運送
- (3) 空路運送 (ACT = Air Craft Transport)  
航空機等による運送

#### 3. 保税運送の承認を要しない貨物

次に掲げる外国貨物については、取締上の観点から、特に保税運送の手続は要しない（すなわち、承認を受けることなく運送が可能）とされている（関税法第63条第1項、関税法施行令第52条）。

- (1) 郵便物（ただし、一部の郵便物については、別途保税運送手続が規定されている。後記第3節「郵便物の保税運送」参照。）
- (2) 特例輸出貨物
- (3) 政令で定める以下の貨物
  - ① 本邦に到着した外国貿易船等に積まれていた外国貨物で、引き続きその外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
  - ② 輸出の許可を受けて外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、その外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの

#### 4. 保税運送の申告

保税運送をしようとする者は、運送先、運送手段等を異にするごとに税関長に申告し、その承認を受

けなければならない。

保税運送申告は、運送に使用する船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格並びに運送の期間及び目的を記載した「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）3通を提出することにより行う（関税法施行令第53条第1項、関税法基本通達63-5（1））。

## 5. 保税運送の申告者

保税運送の申告は、運送しようとする外国貨物についての運送契約上の当事者である貨主、荷送人、運送人又は運送取扱人がその名をもって行うのが原則である。ただし、これらの者の委任に基づき、通関業者がこれらの者の代理人として保税運送の申告を行う場合には、代理人である旨の記載及びその名を連記する取扱いとなっている（関税法基本通達63-4）。

## 6. 保税運送の際の検査及び担保の提供

税関長は、必要があると認めるときは、保税運送の申告貨物について、税関職員に検査をさせることができる（関税法第63条第2項）が、この検査は、保税運送ができない貨物（後記第6節参照）が隠匿されるおそれのある貨物等について重点的に行うこととしている。

また、保税運送される貨物は、次に掲げる場合を除き関税相当額の担保を提供させることとされているが、実際に申告される保税運送貨物のほとんどがこれらの場合に該当するため、実務上、担保の提供を求めるることはまれである（関税法第63条第2項、関税法基本通達63-7）。

- （1） 関税定率法の規定により免税されることが確実と認められる貨物を運送する場合
- （2） 輸出許可を受けた貨物を運送する場合
- （3） 通関業者、船会社、航空会社、指定法人等の所有又は管理に係る指定保税地域の貨物管理者又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域の被許可者であって、税関長が信用確実と認め、かつ、以前において関税法規違反の事実がなかった者が保税運送の承認を受ける場合
- （4） 承認を受ける者の資力、信用等が確実と認められる場合

## 7. 保税運送の承認

税関長は、保税運送の申告があった場合に、その承認が関税法の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、これを承認しなければならない（関税法第99条）。

### （1） 運送期間の指定

税関長は、保税運送の承認に当たり運送期間を指定するが、その運送期間は運送に使用される運送手段、運送距離及び運送事情等を考慮して十分な余裕を見込んで指定する（関税法第63条第4項、関税法基本通達63-10）。

この場合において、指定後に災害その他やむを得ない事由（震災、風水害等の天災又は火災その他運送の承認を受けた者の責に帰することができないと認められる事由をいう。）が生じたため必要があると認めるときは、税関長は、その指定した運送期間を延長することができる（関税法第63条第4項、関税法基本通達63-11）。

## (2) 承認書の交付

保税運送を承認したときは、申告の際に提出された「外国貨物運送申告書（目録兼用）」に、運送期間、運送を承認する旨その他必要事項を記載して運送承認書とし、その写しを添えて申告者に交付する。なお、この写しは、関税法第63条第3項に定める「運送目録」として運送先への到着証明用に使用される（関税法基本通達63-6）。

## (3) 保税運送の承認をしない貨物

次に掲げる貨物は、運送することについてやむを得ない理由があり、かつ、取締上支障がないと認められる場合（後記第6節の保税運送ができない貨物である場合を除く。）を除き、保税運送を承認しない取扱いとしている（関税法基本通達63-1）。

- ① 関税法第69条の2第1項各号に掲げる輸出してはならない貨物及び第69条の11第1項各号に掲げる輸入してはならない貨物
- ② 他の法令の規定により、輸出入が禁止されている貨物
- ③ 他の法令の規定により輸入について許可・承認等を必要とする貨物のうち、要注意品目（銃砲、危険品等）と認められるもの（当該許可、承認等を取得している場合を除く。）
- ④ 数量の確定していない貨物で、課税物件の確定上支障があると認められるもの

## 8. 運送貨物の発送確認と到着確認

### (1) 発送確認

保税運送の承認を受けた貨物を発送する際は、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない（関税法第63条第3項）。

税関は運送貨物の品名、数量、価格、形状、運送経路及び運送方法等を勘案し、必要に応じて現物確認及び施封を行った上で発送を認めることになっているが、この確認は保税運送の承認の際併せて行う取扱いとなっている（関税法基本通達63-8、63-9）。

### (2) 到着確認

保税運送された外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、発送地税関の確認を受けた運送目録を直ちに到着地税関に提示し、その確認を受けなければならない（関税法第63条第5項）。

保税運送貨物の運送先が保税地域以外の場合又は税関職員による到着確認が必要とされた運送貨物の場合は、運送目録が提示された税関では、必要に応じ、運送目録と到着貨物とを対査して、その異常の有無を確認し、到着年月日等を運送目録に記載して交付する。

なお、保税運送貨物の運送先が保税地域である場合の到着確認は、倉主等に委ねられており、倉主等が運送目録に記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理することになっている（関税法基本通達63-13）。

### (3) 運送目録の提出

保税運送の承認を受けた者は、到着地税関の確認を受けた運送目録を、到着確認を受けた日から1

か月以内に、運送の承認をした税関に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、提出は要しないこととされている（関税法第63条第6項、関税法施行令第53条の3）。

- ① 保税運送の承認と運送貨物の到着確認を行う税関官署の長が同一である保税運送
- ② 相互に多数の保税運送が行われる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間において行われる保税運送
- ③ 輸出の許可を受けた貨物に係る保税運送

## 9. 包括保税運送

### （1）意義

外国貨物を保税運送する場合には、税関長の承認を受けるとともに、発送時には発送地の税関に、また到着時には到着地の税関に各々運送目録を提示し、その確認を受ける手続を行わなければならぬ。しかし、①運送者、運送区間、貨物の性質等によっては、保税運送手続を簡易なものにしても取締上支障がない場合があること、②全ての保税運送について、運送の都度確認手続を行うことは、貿易量の増大に伴い税関及び関連業界の双方にとって大きな負担になること、③航空貨物の比重の増大等により、より一層の迅速な物流を求める声が高まっていること、等を考慮し、一定の条件の下で、1年以内の期間（関税法施行令第53条の2第1項）を指定して一括して保税運送の承認を行うことが認められており（関税法第63条第1項後段）、これを「包括保税運送」という。

包括保税運送の承認を受けた場合には、1か月ごと（関税法施行令第53条の2第2項）に当該期間内に発送された外国貨物の運送目録及び当該期間内に到着した外国貨物の運送目録について、一括して確認を受けることができる（関税法第63条第3項ただし書、同条第5項ただし書）。

### （2）包括保税運送の承認要件

包括保税運送が認められるのは、次のすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる場合である（関税法基本通達63-22）。

- ① 運送をしようとする者が次のいずれかに該当すること。
  - イ. 保税地域の被許可者
  - ロ. 通関業者
  - ハ. 税関手続に関する十分な知識を有する者で、税関長が適当と認める者
- ② 運送が次の区間において継続的に行われること。
  - イ. 一の保税地域と他の一の保税地域の間
  - ロ. 同一の税関官署の管轄区域内に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間

ただし、コンテナー詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わない。

  - ハ. 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。）又は税関空港と一の保税地域の間
  - ニ. 同一の税関官署の管轄区域内に所在する開港又は税関空港と複数の保税地域の間
- ③ 運送される貨物が次のいずれかに該当すること。
  - イ. 航空貨物であって航空会社又はこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの

- ロ. 海上貨物であって船会社若しくはこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの又はコンテナー詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）
- ハ. 仮陸揚貨物（上記イ及びロを除く）で次に該当するもの
  - （イ）洗濯、修理等のために仮陸揚された船（機）用品等
  - （ロ）特定保税承認者等の責任において、船舶又は航空機への積替えのために運送される貨物（国際トランシップ貨物）で次に該当するもの
    - i 陸揚港等から積込みをしようとする港等まで直接運送されるもの
    - ii 特定保税承認者等の保税地域と航空会社等の保税地域との間で運送されるもの
- 二. 通販貨物であって次に該当するもの
  - （イ）特定保税承認者等の責任で運送されるもの
  - （ロ）税関職員の求めに応じて、貨物の発送時又は到着時における貨物確認及び関係書類の提示又は提出が可能であるもの
- ホ. 保税工場の保税作業による製品
- ヘ. 旅具通関のため運送される貨物（同一税關管内において通関業者が自己の責任において自ら運送するものに限る。）
- ト. 関税率表の類程度において運送される貨物が特定されているもの（外国貿易船から直接運送される貨物（船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。）
- チ. 蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税關長が認める貨物

## 第2節 保税運送の特例（特定保税運送制度）

### 1. 概要

特定保税運送制度は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された運送者としてあらかじめ税関長の承認を受けた者に対し、簡易な手続で保税運送を行えるようする制度であり、これにより、事務負担の軽減、輸出入貨物のリードタイム短縮及びコスト削減等に寄与するものである。平成20年（2008年）4月に導入された。

### 2. 保税運送の特例

認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者のうち政令に定める要件に該当する者であって、あらかじめ税関長の承認を受けた者が、特定区間であって政令で定める区間において行う外国貨物の運送については、保税運送の承認を受けることを要しない（関税法第63条の2第1項、関税法施行令第55条の2）。

なお、特定保税運送の承認は、承認を受けようとする者からの申請に基づき行われ、これを承認したときは、直ちにその旨を公告しなければならないこととされている（関税法第63条の3）

#### （1）国際運送貨物取扱業者の要件

次のいずれかに該当する者である（関税法施行令第55条の2）。

- ① 特定保税承認を受けている者
- ② 保税蔵置場又は保税工場の被許可者であって、許可を受けてから3年を経過している者
- ③ 指定保税地域又は総合保税地域の貨物管理者であって、その管理を始めた日から3年を経過している者
- ④ 次に掲げる者であって、承認申請の日前3年間において保税運送をしたことがある者
  - イ. 貨物定期航路事業又は不定期航路事業の届出者であって、当該事業の届出から3年を経過している者（船会社）
  - ロ. 一般港湾運送事業の被許可者であって、その許可の日から3年を経過している者（海貨業者）
  - ハ. 航空運送事業の被許可者であって、その許可の日から3年を経過している者（航空会社）
  - ニ. 貨物利用運送事業の登録又は許可を受けている者であって、その登録又は許可の日から3年を経過している者（フォワーダー）
  - ホ. 一般貨物又は特定貨物の自動車運送事業の被許可者であって、その許可の日から3年を経過している者（トラック業者）

#### （2）特定保税運送の運送区間

政令で定める区間は、外国貨物の管理がN A C C Sによって行われている保税地域相互間である（関税法施行令第55条の3）。

#### （3）承認の要件

特定保税運送者の承認要件は、次のとおりである（関税法第63条の4）。

- ① 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと（第1号）。
  - イ. 關税関係法令に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しく

- は執行を受けることがなくなった日又は通告の旨を履行した日から 3 年を経過していない者
- ロ. 申請者の業種に応じ、それぞれの事業を行うための法令に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していない者
- ハ. 上記イ及びロに規定する法令以外の法令に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、刑法の傷害、暴行、脅迫、脅迫等の罪、若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- ホ. 暴力団員等である者
- ヘ. その業務についてイからホまでに該当する者を役員とする法人又はこれらの者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者
- ト. 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者
- チ. 特定保税運送承認を取り消されてから 3 年を経過していない者
- ② 特定保税運送に関する業務を、N A C C S を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること（第 2 号）。
- ③ 特定保税運送に関する業務について、法令遵守規則を定めていること（第 3 号）。

#### （4） 税関長による改善措置の要求

税関長は、例えば次に掲げる場合のように、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定保税運送者が定めた法令遵守規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は法令遵守規則を新たに定めることを求めることができる（関税法第 63 条の 5、関税法基本通達 63 の 5-1）。

- ① 特定保税運送に関する業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合
- ② 特定保税運送に関する業務において、N A C C S を適時、適正に使用していない場合
- ③ 特定委託輸出申告貨物の運送を開始する際に行う貨物の確認を適正に行っていない場合
- ④ 法令遵守規則に則して特定保税運送に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合
- ⑤ その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

#### （5） 承認の失効

特定保税運送承認は、次のいずれかに該当することとなったときに失効する。当該承認が失効したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない（関税法第 63 条の 7）。

- ① 特定保税運送者から、保税運送の特例措置を受ける必要がなくなった旨の届出（関税法第 63 条の 6）があったとき。
- ② 特定保税運送者が死亡した場合で、特定保税運送者について準用する保税蔵置場の許可の承継に規定する申請（関税法第 48 条の 2 第 2 項）が期間内にされなかつたとき、又は承認をしない旨の処分があつたとき。
- ③ 特定保税運送者が認定通関業者である場合において、その認定が失効したとき
- ④ 特定保税運送者が国際運送貨物取扱業者である場合において、その要件（前記（1）①～④に掲

げる要件) を欠くに至ったとき。

- ⑤ 税関長がその承認を取り消したとき。

#### (6) 承認の取消し

税関長は、特定保税運送者が次のいずれかに該当することとなったときは、その承認を取り消すことができる（関税法第63条の8）こととし、特定保税運送者のコンプライアンスの確保に万全を期している。

- ① 承認要件の欠格条項（関税法第63条の4第1号イからトまで）に該当することとなったとき。
- ② 特定保税運送に関する業務についてNACC Sを使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができなくなったとき。
- ③ 関税法第63条の5に規定する税関長による改善措置の要求（前記（4）参照）に応じなかつたとき。
- ④ 特定保税運送に際し、関税法第63条の2第2項から第4項までの規定に違反したとき。

#### (7) 保税蔵置場の許可の承継の規定の準用

保税蔵置場の許可の承継（関税法第48条の2）の規定は、一部規定を読み替えたうえ、特定保税運送者について準用される（関税法第63条の8の2）。

### 第3節 郵便物の保税運送

#### 1. 概要

外国貨物を保税運送しようとする場合には、貨物の品名、数量、運送先等を税関長に申告し承認を受ける必要があるが、国際郵便については、運送の対象が国際郵便物に限定されること、輸出入される国際郵便物は、税関の検査及び課税事務等のため必ず税関職員が駐在する国際郵便局へ集められ、運送経路が特定されていることなどの特殊性を踏まえ、届出制とされている。

#### 2. 保税運送の届出

郵便物（特定郵便物（注）を除く。）は、税関長に届け出て、特定区間（開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間）に限り、外国貨物のまま運送することができる（関税法第63条の9第1項）。

当該届出は、包括保税運送と同様に、届出日から1年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができるとしている（関税法基本通達63の9-1（1））。

（注）関税法第76条第5項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）及び信書のみを内容とする郵便物をいう。

#### 3. 運送する際の手続等

発送時の運送目録の提示（関税法第63条の9第2項）、到着時の運送目録の提示（同条第3項）及び届出税関への運送目録の提出（同条第4項）についても、包括保税運送と同様に1か月分をまとめて行うことが認められている（関税法基本通達63の9-2（4））ほか、郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等のすべてが送り状を保存している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、1か月分の送り状を保存することにより、税関への送り状の提出を省略することができるとしている（同通達63の9-2（6））。

## 第4節 難破貨物等の運送

### 1. 概要

外国貨物が船舶又は航空機の遭難その他の特別の事情によって、開港、税関空港、保税地域等以外の場所に陸揚げ又は取卸しされる場合がある。このような場合には、その貨物の輸入、積戻し等のため、開港、税関空港、保税地域等に運送する必要が生じるが、関税法では、これらの運送について例外的な取扱いを規定している。

すなわち、難破貨物、運航の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物及びこれらの船舶等から仮に陸揚げ又は取卸しされた貨物は、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署（他所蔵置場所は含まれていない。）に外国貨物のまま運送できることになっている（関税法第64条第1項）。

### 2. 難破貨物等の運送の承認

難破貨物、運航の自由を失った船舶若しくは航空機に積まれていた貨物又は仮に陸揚げされた貨物をそのある場所から運送しようとするときは、税関長（税關が設置されていない場所においては税關職員）に「外国貨物運送申告書（目録兼用）」を提出して、その承認を受けなければならない（関税法施行令第54条第1項）。

### 3. 警察官への届出による運送

難破貨物等を税關が設置されていない場所から運送することについて緊急な必要がある場合において、税關職員がいないときは、あらかじめ警察官に対し、運送に使用する船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送する貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格並びに運送の期間及び目的を記載した書面で運送する旨を届けた上運送しなければならない（関税法施行令第54条第2項）。

警察官は、届出を受理したときは、直ちにその旨を税關に通報しなければならない（関税法第97条第1項）こととされている。この通報を受けた税關は、その旨を直ちに到着地税關に通知することとなる。

### 4. 運送貨物の到着

運送の承認を受け、又は運送の届出をした外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受け、又は届出をした者は、その承認又は届出を証する書類を直ちに到着地の税關に提出しなければならない（関税法第64条第3項）。

到着地税關は、発送地税關からの通知及びこれらの提出を受けた書類と現品とを対査してその到着を確認することとなる。

## 第5節 運送期間の経過による関税の徴収

### 1. 概要

保税運送された外国貨物（輸出貨物を除く。）が、指定された運送期間内（特定保税運送貨物及び郵便物については7日以内）に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者等から直ちに関税が徴収される。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合、又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税は徴収されないこととされている（関税法第65条第1項及び第2項並びに第65条の2第1項）。

このような規定が設けられたのは、保税運送の承認を受けた者等に、運送貨物に対する適正な取扱いを期待するとともに、関税納付義務を課すことにより関税徴収の確保を図ろうとするものである。

### 2. 対象となる運送と関税納付義務者

- (1) 保税運送（関税法第63条第1項）：運送の承認を受けた者
- (2) 難破貨物等の運送（関税法第64条第1項）：同上  
(関税法第65条第1項)
- (3) 特定保税運送（関税法第63条の2第1項）：特定保税運送者  
(関税法第65条第2項)
- (4) 郵便物の保税運送（関税法第63条の9第1項）：届出をした者  
(関税法第65条の2第1項)

### 3. 滅却の承認手続

滅却の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、保税運送の承認書の番号（特定保税運送貨物を除く。）、滅却をしようとする場所並びに滅却の日時、方法及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない（関税法施行令第56条で準用する同令第38条）。

税関長は、外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、承認をしなければならない（関税法第65条第3項及び第65条の2第2項で準用する同法第45条第2項）。

### 4. 亡失の届出

運送貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、その運送の承認を受けた者等は、直ちにその旨を承認等した税関長に届け出なければならない（関税法第65条第4項及び第65条の2第3項）。

## 第6節 保税運送ができない貨物

関税法第69条の11第1項第1号から第4号まで、第5号の2、第6号及び第8号から第10号までに掲げる輸入してはならない貨物（第9号に掲げる貨物にあっては回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）で、輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものは、関税法第24条第1項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第63条第1項（保税運送）、第63条の2第1項（保税運送の特例）、第63条の9第1項（郵便物の保税運送）又は第64条第1項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。）することはできないこととなっている（関税法第65条の3）。

これは、我が国の保税運送制度を悪用して、このような物品が我が国のみならず第三国に流入することを防止し、もって国際的な取締り強化に貢献するため設けられた規定であり、これに違反した場合には関税法第109条の2の規定により罰せられる。

## 第7節 内国貨物の運送

内国貨物を本邦内において運送する場合には、関税行政上規制の対象とならない。しかし、内国貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積んで運送する場合には、外国貨物とすり替えられたり、あるいは、そのまま許可を受けずに輸出されるおそれがあることから、税関としてもその実態を把握し、一定の取締りを行う必要がある。

このため、内国貨物を外国貿易船等に積んで運送する場合には、税関に申告して承認を受けるとともに、運送先に到着したときは、その運送承認書を到着地税関に提出させることとして、取締りの万全を期している（関税法第66条）。

内国貨物の運送に係る申告があった場合、関税法の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、これを承認しなければならない（関税法第99条）。ただし、不開港から開港若しくは税関空港に、又は開港若しくは税関空港から不開港に向けて運送するときは、運送貨物の確認等貨物の取締りに支障が生じないと認められる場合に限り承認する取扱いとなっている（関税法基本通達66-1）。

## 第6章 通 関

### 第1節 総 則

#### 1. 概 説

通関とは、一般的には法令に定める税関手続の履行という意味であり、輸出又は輸入される貨物が税関を通過することをいう。広義の通関は、輸出にあっては貨物の輸出申告（当該申告に先立って貨物を保税地域へ搬入する場合には、当該搬入）から外国貿易船等への積込みまで、輸入にあっては貨物の外国貿易船等からの船卸し（取卸し）から輸入の許可を経て国内へ引き取るまでの一連の税関手続を含む行為をいう。狭義の通関は、貨物の輸出又は輸入の申告からそれぞれの許可に至るまでの税関手続を意味し、関税法第6章は狭義の通関について規定している。

税関が輸出入されようとする貨物の規制を行うこととされているのは、我が国の産業、経済、文化、厚生等種々の見地から必要があること、輸入貨物について関税、内国消費税等を確定し、納付させる必要があること、通関の際に提出される書類に基づいて貿易政策その他の国際政策決定の基礎となる統計資料を作成する必要があること等の理由による。

このような通関の重要性を考慮し、その適正を期するために、関税法は、不法な輸出入行為に対して罰則規定（関税法第110条、第111条等）を設け、適正な通関の確保を図っている。

通関は、輸出通関と輸入通関に分けることができるが、本章では、はじめに両者に共通する事項について触れ、次いで輸出通関又は輸入通関のそれぞれについて述べ、最後に輸出入通関の特例措置等について説明することとする。

#### 2. 申 告

##### （1）申告の意義及び効果

輸出又は輸入の申告は、関税法が輸出入者に課している義務であり、貨物を輸出し、又は輸入しようすることについて税関長に対して行う意思表示である。また、貨物の輸出入について許可制がとられていることからみれば、税関長に対して輸出又は輸入の許可を請求する行為といえる。

輸出入申告は、関税法により一定の方式（形式）が定められている要式行為で、申告により輸出又は輸入しようとする貨物が確定する。税関は輸出入者から申告があったときは、審査及び必要な検査の結果、その申告が適法であって許可の要件を満たす場合には、可能な限り速やかに輸出入の許可をしなければならない。

この場合において輸入貨物のうち、申告納税方式が適用されるものについては、関税法第67条の規定により提出すべきとされている「輸入申告書」に税率、税額等を記載することにより納税申告を併せて行うこととされており（関税法第7条第2項）、輸入申告と納税申告が同時に実行されることを基本としている（注）。一方、賦課課税方式が適用される貨物の場合には、関税法第67条の規定により行われる輸入申告を受け、もっぱら税関長が課税標準及び税額の決定を行うこととされている。

（注）「特例輸入者」及び「特例委託輸入者」が輸入申告をする場合には、輸入申告と納税申告を分離して行うことができる（関税法第7条の2）。特例輸入者については、第2章第4節（納税申告の特例）参照。特例委託輸入者とは、輸入通関手続を「認定通関業者」（関税法第79条）に委託した者をいう。

## (2) 申告者

関税法第 67 条は、「貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、(略) 税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない」こととされている。したがって、申告者は貨物の輸出者又は輸入者でなければならない。

また、申告者について、事前の登録や許可などは不要であり貨物の所有権に係る制限はない。また、必ずしも本邦に住所若しくは居所を有している個人又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有している法人である必要はない。申告者が本邦に住所等を有していない場合には、関税法第 95 条の規定により税関事務管理人（本邦に住所等を有する者であって税関関係手続等の処理につき便宜を有するもの）を定め、その者に代理で申告に係る事務を処理させることができる。

なお、通関業法の規定により通関業者は、業として輸出入通関手続を代理することができることになっているが、その場合であっても、申告者はあくまでも貨物の輸出入者であることに変わりはない。

## (3) 申告先の税関

輸出又は輸入の申告は、関税法第 67 条の 2 第 1 項の規定により、「輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域又は他所蔵置場所（以下「保税地域等」という。）の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない」と規定されている。

なお、税関長の権限は、税関支署、税関出張所、税関支署出張所の長にそれぞれ委任されているので、具体的には、税関長又はこれらの支署若しくは出張所の長あてに輸出入申告書を提出することになる。税関監視署長及び税関支署監視署長に対しても税関長が特に指定した場合には、輸出入の申告をすることができる。また、保税地域に派出された税関職員（関税法第 35 条）も税関長が定めた場合には通関事務を行うことが可能となる。ただし、この場合には、それらの派出所は独立の税関官署としてではなく、所轄税関の一部としてその事務を処理しているものであり、当該派出所を所轄する税関官署が申告先の税関官署となる。

### (注) 申告先の税関官署の変更

一般的には貨物を入れようとする保税地域等の所在地を所轄する税関長に申告することとなるが、税関長が支署長、出張所長等へ委任する権限の範囲を変更すること等により、輸出入申告を行う税関官署を変更することができる（関税法施行令第 92 条第 2 項）。

例えば、税関官署の開庁時間においては各出張所に対し行われている輸出入申告について、開庁時間外には本関で対応することも可能とされている。

## (4) 申告の時期

### イ. 輸出申告

輸出申告を行う時期について関税法上の規定はない。しかし、当該申告は関税法第 67 条の 2 第 1 項の規定により「輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に申告する」とことされていること及び関税法第 30 条（外国貨物を置く場所の制限）の規定により輸出の許可を受ける貨物は保税地域等に置かれる必要があることから、一般的には輸出貨物を保税地域等に搬入する前又は搬入した後に当該申告を行い、保税地域等に当該貨物が搬入された状態で輸出の許可を受けることとなる。

また、輸出申告に係る貨物が保税地域等に搬入される理由として、「輸出の許可」を受けるにあたっては、その許可を受けようとする貨物が保税地域等に置かれる必要があることのほか、税関による必要な検査を効率的に行うため輸出貨物を税関が指定した場所（関税法第69条第1項）において行う必要があることなどもある。

#### ロ. 輸入申告

輸入申告を行う時期については、関税法第67条の2第3項本文の規定により、原則として、「申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするもの」とされている。

これは、輸入申告が、輸入の許可を受けることを予定している行為であり、特に、課税物件の確定（関税法第4条）及び適用法令の決定（関税法第5条）という重要な法律的效果が与えられていることから、輸入申告の時期は、貨物が輸入の許可を受けるのに適した状態に置かれる必要があるとの考え方に基づいている。

### （5）申告の受理

申告の受理について、関税法は特段の規定を設けていないが、関税法の条文には申告により生じる効果について規定されており、輸出申告又は輸入申告は「税関がこれを受理した時」にその効力を生ずるとしている。（関税法基本通達67-1-1、67-3-1）。

輸出入申告は、関税法施行令第58条各号及び第59条第1項各号に規定する事項の申告が必要とされていること等から、要式行為であり、申告書その他提出すべき書類に不備がある場合（その不備が軽微なものであって直ちに補正できるものである場合を除く。）には、申告書は受理せず、申告者に返却することとされている（関税法基本通達67-1-9、67-3-6）。

なお、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に基づき、NACCS（同法第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ）を利用して輸出入申告を行うことが可能とされているが、この場合、申告内容が輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）の電子計算機のファイルへ記録された時に税關に到達したものとみなす（同法第3条第2項において読み替えて準用する情報通信技術活用法第7条）こととされていることから、申告内容がNACCSのファイルに記録された時が「受理」の時期といえる。

### （6）申告に際しての提出書類

税關長は、輸出又は輸入の申告があった場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するためには必要な書類を提出させることができるとされている（関税法第68条）。

提出を求める書類のうち、最も基本的かつ重要なものが仕入書（Invoice）である。仕入書とは、貿易取引において、貨物の売渡人から買受人に宛てて、すなわち通常は、貨物の輸出者から輸入者に宛てて作られた船積貨物の明細書兼計算書であり、①貨物の記号、番号、品名、数量、単価、価格等、②仕入書の作成地及び作成年月日並びに仕向地及び仕向人、③前記価格決定に関する契約条件（FOB、CIF等）等が記載されているものである。商業送り状ともいう（Commercial Invoice）。

仕入書の提出を求める理由は、輸出又は輸入の審査に当たって、貨物の実態を把握する上で欠くこ

とのできないものであること、貿易管理若しくは貿易統計の正確を期するため必要であること、特に、輸入については、課税標準の決定が原則として仕入書により行われること等によるものである。

その他に提出を求める書類として、輸入申告の際に、課税標準を決定することが困難な場合等において、契約書、運賃明細書、保険料明細書、原産地証明書などの提出を求めることができる（関税法施行令第 61 条）。

なお、N A C C S を利用して輸出入申告を行う場合であって、書面により関係書類を提出する場合には、申告事項のN A C C S への入力の後、税関長が定める期限までに、提出が求められている書類を税関に提出しなければならないとされている（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第 3 条第 2 項）。また、この場合に、当該申告の内容を示すものとして出力された書面（輸出入申告書控え）を提出させることができるとされている（同法施行規則第 3 条）。

（注）具体的な取扱いは、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日付財関第 142 号）」に規定されている。

### 3. 貨物の検査

#### （1） 検査の意義

関税法第 67 条は、「貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない」と定め、貨物を輸出し、又は輸入しようとする者に対し必要な検査及び許可を受ける義務を課している。輸出又は輸入の申告があった場合、その申告書に記載されている貨物について、実際に輸出又は輸入される貨物と同一であるか等の確認を行うため、税関が必要と認める場合に検査を行うこととされている。また、税関は、このような検査を通じて、輸出入貨物の最終的な取締りを行う行政官庁としての責任を果たすこととされている。

検査の目的は、輸出又は輸入しようとする貨物が、申告書類に記載されているところと一致するかどうか、言い換れば申告書類によって貨物の実態が正確に表現されているかどうか、申告された貨物以外の貨物が含まれていないかを確認することにより、適正な輸出又は輸入通関手続の履行を確保しようとするものである。

具体的には、申告の内容と実際の貨物の同一性の確認のほかに、輸出又は輸入してはならない貨物（関税法第 69 条の 2 第 1 項各号、第 69 条の 11 第 1 項各号）に該当しないかの確認、関税関係法令以外の法令による輸出入の規制を充足しているかの確認（関税法第 70 条）、原産地虚偽表示等の確認（関税法第 71 条）を行うことにより不正な輸出入を防止するとともに、申告された課税標準又は税率が妥当なものであるかどうかの確認、関税の軽減、免除、払戻しの適用を受ける場合の該当貨物であることの確認等（貨物の形状、原産地の確認等）を現品と対査の上確認することにより適正な関税等を確保する点で重要な意味をもっている。

検査は、税關固有の権限であって、申告者の信用度、仕出（向）地、提出書類の信ぴょう性、貨物の性質等を総合的に判断して、税關が必要と認める場合に重点的に行われるものであって、その他のものについては、検査が省略され、書類上の審査により通關を認めることとなる。

#### （2） 検査の体制

輸出入申告された貨物に対する検査は、その検査目的により、

- ① 社会悪物品やテロ関連物資等の不正な輸出入の防止を目的とする貨物検査は、監視部統括監視官（検査部門）が、

② 課税物件の確定、他法令の該非の確認、知的財産侵害物品の認定、原産地の確認等適正な審査を行うための貨物確認は、業務部統括審査官（通関部門）が、担当している。

近年における税関をめぐる情勢が大きく変化し、不正輸出入取引の水際取締りは、不正薬物・銃砲等の社会悪物品を中心としたものからテロ関連物資等にまで拡大するとともに、知的財産侵害物品の認定や経済連携協定（EPA）の進捗に伴う原産地の確認等において高い専門性を要することから、検査の目的に応じてその役割が分担されている（関税法基本通達67-1-7、67-3-8）。

### （3）検査の区分

貨物の検査は、これを行う場所等によって、次のとおり区分される（関税法基本通達67-1-7、67-3-8及び67-3-9）。

#### ① 現場検査

巨大重量貨物、危険貨物、腐敗損傷のおそれのある貨物及びばら積貨物等で、検査場等への搬入が困難又は不適当と認められる貨物については、貨物の蔵置場所に税関職員が直接出向いて検査を行う。これを現場検査という。

#### ② 本船検査又はふ中検査

貨物を本船又ははしけに積付けのままで輸出又は輸入の申告を受理し、許可を与える通関の取扱いを本船扱い又はふ中扱いといい、その場合の検査を本船検査又はふ中検査という。

本船検査又はふ中検査を受けることができる貨物は、原則として他の品目の貨物と混載されていないものとされている。

#### ③ 検査場検査

税関官署内に設置された検査場に貨物の全部又は一部若しくは見本を持ち込ませて行う検査をいい、税関の検査効率を上げるために、この検査場検査が通常の方式とされている。なお、コンテナ貨物に対する検査については、大型X線検査装置が設置されているコンテナ貨物検査センターを検査場所として指定し、同所において検査を実施している。

#### ④ 委任検査

貨物が蔵置されている場所等を勘査し、保税取締部門の職員が通関担当職員に代わって行う検査を、委任検査という。

検査は原則として税関長の定める検査場所で、通関担当職員が行うこととされているが、無税貨物等の比較的簡易な検査については、保税取締部門の職員の配置状況、事務の繁閑等を考慮して委任検査を活用し、通関の迅速化を図ることとしている。

#### ⑤ 搬入前検査（輸出のみ）

輸出者からの申し出により、コンテナ貨物や再包装が困難な貨物等であって、仕入書等により貨物の内容が明らかなものについて、輸出申告の後、当該申告に係る貨物が保税地域等へ搬入される前に行う検査を、搬入前検査という。

#### ⑥ 事前検査（輸入のみ）

関税分類等に係る事前教示への回答のため、また、対象となる貨物が保税地域等への搬入後では数量の確認が困難となる大量のばら積貨物又は見本の採取が困難となる貨物について、輸入申告書を税関に提出する以前に行う検査を事前検査という。

#### (4) 検査の方法

検査の方法には、その検査の目的に応じ、見本確認、一部指定検査及び全部検査がある。

- ① 「見本確認」とは、数量確認を必要としない貨物について、その一部を見本として採取し、当該見本により関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の該非の確認、知的財産侵害物品の認定等を行う検査をいう。
- ② 「一部指定検査」とは、性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装された貨物等その一部を検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量についての認定が可能なものについて、貨物の一部を指定して検査する検査方法をいう。
- ③ 「全部検査」とは、見本確認又は一部指定検査では貨物全体の性質及び数量の確認が困難である貨物や申告貨物以外の貨物が混入されているおそれのある貨物等について、貨物の全部について検査を行う検査方法をいう。通常、見本確認又は一部指定検査によって貨物の確認できるものにあっては、これらの検査にとどめるが、すべての貨物を確認しなければ検査の目的を達せない場合に行われる検査方法である。(関税法基本通達 67-1-7、67-3-10)。

#### (5) 検査場所

検査は、原則として、税関長が指定した場所で行うものとされている(関税法第69条第1項)。

税関長が検査場所として指定する場所には、次のようなものがある(関税法基本通達 69-1-1、69-3-2)。

- ① 保税地域
- ② 岸壁(はしけだまりの岸壁を含む。)及びさん橋で本船検査又はふ中検査のため必要と認められる場所
- ③ その他の場所で税関長が特に必要と認める場所(例えば、税関貨物検査場、コンテナー貨物検査センター等)

税関長は、検査場所を指定したときは、その旨公告しなければならない。

巨大重量貨物、危険貨物等で、税関長の指定した検査場所で検査を受けることが適当でない貨物については、貨物が置かれている場所を所轄する税関長の許可を受けた場合に限り、指定された場所以外の場所で検査を受けることができる。この場合の検査を指定地外検査という(関税法第69条第2項)。指定地外検査の申請があった場合、税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所で検査をすることが不適当であり、かつ、検査を能率的に行うのに支障がないと認めるときは、これを許可しなければならないこととされている(関税法第69条第3項)。

指定地外検査の許可を受ける者は税關に所定の手数料を納付することを要する(関税法第100条第3号、税關關係手数料令第5条)。

なお、難破貨物及び法令により保税地域外に置かれる貨物(例えば、刑事訴訟法上の押収物件、水難救助法上の保管物件)については、指定地外検査の許可を受けることを要しないこととされている(関税法基本通達 69-3-1)。

### 4. 輸出入してはならない貨物

#### (1) 我が国の輸出入禁止の体系

輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に係る制度は、社会公共の利益を保護することを目的として設けられている。

関税関係法令以外の国内法令において、それぞれの個別の目的の下、独自に様々な輸出入物品に係る規制がなされているが、関税法は、輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るための手続法との立場から（関税法第1条）、他の法令と相俟って法益の保護を行うものである。

（注）社会公共の利益とは、人の生命及び健康、国際社会の安全、児童の人権の尊重・確保、内外の社会・経済秩序の維持等である。

#### （2）輸出入してはならない貨物に指定するためのメルクマール

関税法における輸出又は輸入してはならない貨物として指定するためのメルクマールとしては、次の3点を挙げることができる。

- ① 輸出又は輸入を禁止することが、社会公共の利益の観点から特に必要であり、そのことについて国民的コンセンサスがあるもの
- ② 国外へ流出又は国内に流入することにより、社会公共の利益が著しく損なわれているか又は潜在的にその可能性があるもの
- ③ 税関職員をして、積極的に水際で輸出入禁止の実効を期すことが、国家的見地からも有効かつ効果的であり、そのような厳重な取締りを行うことについて国民的コンセンサスがあるもの

#### （3）輸出してはならない貨物

輸出してはならない貨物の対象となる物品は、次のとおりである。

- ① 麻薬類（麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤及び覚醒剤原料）（関税法第69条の2第1項第1号）
- ② 児童ポルノ（同項第2号）
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品（同項第3号）
- ④ 不正競争防止法に掲げる行為を組成する物品（同項第4号）

#### （4）輸入してはならない貨物

輸入してはならない貨物の対象となる物品は、次のとおりである。

- ① 麻薬類（麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤及び覚醒剤原料）及びあへん吸煙具（関税法第69条の11第1項第1号）
- ② 指定薬物（医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）（同項第1の2号）
- ③ 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品（同項第2号）
- ④ 爆発物（同項第3号）
- ⑤ 火薬類（同項第4号）
- ⑥ 化学兵器の製造の用に供されるおそれの高い物質（同項第5号）
- ⑦ 生物テロに使用されるおそれのある病原体等（同項第5号の2）
- ⑧ 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（原料となるべきカードを含む。）（同項第6号）
- ⑨ 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（同項第7号）
- ⑩ 児童ポルノ（同項第8号）

- ⑪ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（同項第9号）
- ⑫ 意匠権又は商標権を侵害する物品で外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持ち込み行為に係る物品（同項第9号の2）
- ⑬ 不正競争防止法に掲げる行為を組成する物品（同項第10号）

#### （5） 対象物品の内容、範囲

関税法（下）参照

#### （6） 輸出してはならない貨物に対する措置

##### ① 没収措置

輸出してはならない貨物の水際取締りの実効性を確保するため、関税法第69条の2第1項第1号（麻薬類）、第3号（特許権等を侵害する物品）又は第4号（不正競争防止法で輸出が規制されている形態模倣品等）に掲げる輸出してはならない貨物については、税関長がそれを没収して廃棄することができる（第69条の2第2項）。

##### ② 第2号に掲げる貨物に該当することの通知

関税法第69条の2第1項第2号に規定する児童ポルノに該当するか否かの認定は容易ではなく、かつ、表現及び思想の自由等国民の基本的人権にかかわるものであるところから、その具体的な認定に当たっては、特に慎重を期すこととしている。このため、当該物品については、没収することが認められていない。

税関長は、児童ポルノに掲げる貨物に該当すると認めるに相当の理由があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対して、その旨を通知（「輸出してはならない貨物該当通知書」（C-5600）等）することとしている。輸出者がこの該当通知に異議がない場合は、輸出することはできないため、自発的に廃棄、滅却、該当箇所の修正等の処理を行うこととなる。なお、輸出者がこれに不服がある場合には、関税法第89条の規定に基づき税関長に対して再調査の請求をすることができる。

#### （7） 輸入してはならない貨物に対する措置

##### ① 没収措置又は積戻しの命令

輸入してはならない貨物の水際取締りの実効性を確保するため、関税法第69条の11第1項第1号（麻薬類）、第1号の2（指定薬物）、第2号（拳銃等）、第3号（爆発物）、第4号（火薬類）、第5号（化学兵器の製造の用に供されるおそれの高い物質）、第5号の2（生物テロに使用されるおそれのある病原体等）、第6号（通貨若しくは有価証券の偽造品、変造品等又は偽造カード等）、第9号（特許権等を侵害する物品）又は第10号（不正競争防止法に掲げる行為を組成する物品）に掲げる貨物については、税関長がそれを没収して廃棄し、又はこれらの物品の積戻しを命じることができるとされている（第69条の11第2項）。

##### ② 第7号又は第8号に掲げる貨物に該当することの通知

関税法第69条の11第1項第7号の公安若しくは風俗を害する物品又は同項第8号の児童ポルノに該当する物品については、輸入貨物が、これらに該当するかどうかの認定は容易ではなく、かつ、表現及び思想の自由等国民の基本的人権にかかわるものであるところから、その具体的な認定に当たっては、特に慎重を期すこととしており、没収すること又は積戻し命令が認められていない。

税関長は、これらの物品に該当すると認めるに相当の理由があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対して、その旨を通知（「輸入してはならない貨物該当通知書」（C-5800）等）することとしている。輸入者がこの該当通知に異議がない場合は、輸入することはできないため、自発的に廃棄、滅却、積戻し（児童ポルノを除く。）、該当箇所の修正・削除又は任意放棄の処理を行うこととなる。また、輸入者がこれに不服がある場合には、関税法第89条に基づき税関長に対して再調査の請求をすることができる。

**【参考】輸入してはならない貨物（輸入禁制品）に係る関連法規等**

関税法第69条の11第1項の各号	内 容
<b>第1号</b>  麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚醒剤原料を含む）並びにあへん吸煙具（政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	<p>〔趣旨〕 保健衛生上の危害の防止と、公共の福祉の増進</p> <p>〔定義及び輸出入禁止に関する関係法条〕</p> <p>麻薬→麻薬及び向精神薬取締法第2条（用語の定義）、12条（禁止行為）、第13条（麻薬の輸入の禁止）、第50条の8（向精神薬の輸入の禁止）</p> <p>あへん及びけしがら→あへん法第3条（定義）、第6条（輸入及び輸出の禁止）、刑法第136条（あへん煙輸入等）、刑法第138条（税関職員によるあへん煙輸入等）</p> <p>覚醒剤及び覚醒剤原料→覚醒剤取締法第2条（用語の定義）、第13条（覚醒剤の輸入及び輸出の禁止）、第30条の6（覚醒剤原料の輸入及び輸出の制限及び禁止）</p> <p>あへん吸煙具→刑法第137条（あへん煙吸食器具輸入等）、刑法第138条（税関職員によるあへん煙輸入等）</p>
<b>第1の2号</b>  指定薬物（医療等の用途に供するため輸入するものを除く。）	<p>〔趣旨〕 保健衛生上の危害の防止と、公共の福祉の増進</p> <p>〔定義及び輸出入禁止に関する関係法条〕</p> <p>指定薬物→医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項（定義）、同法第76条の4（製造等の禁止）</p>
<b>第2号</b>  拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品（他の法令の規定により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	<p>〔趣旨〕 国民生活の安全確保</p> <p>〔定義及び輸入禁止に関する関係法条〕</p> <p>拳銃、小銃、機関銃及び砲→銃砲刀剣類所持等取締法第3条の4（輸入の禁止）</p> <p>拳銃部品→銃砲刀剣類所持等取締法第3条の5（輸入の禁止）</p> <p>拳銃実包→銃砲刀剣類所持等取締法第3条の6（輸入の禁止）</p> <p>銃砲弾→火薬類取締法第2条（定義）、第24条（輸入）</p>

関税法第 69 条の 11 第 1 項の各号	内 容
<b>第 3 号</b>  爆発物（第 2 号及び第 4 号に該当するもの並びに他の法令の規定により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	〔趣旨〕国民生活の安全確保、テロの未然防止  〔定義及び輸入の禁止に関する関係法条〕 爆発物→爆発物取締罰則第 1 条 (最高裁判例（最二小判 S 28. 11. 13 S 28(あ)2878)
<b>第 4 号</b>  火薬類（第 2 号に該当するもの及び他の法令の規定により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	〔趣旨〕国民生活の安全確保、テロの未然防止  〔定義及び輸入の禁止に関する関係法条〕 火薬、爆薬、火工品→火薬類取締法第 2 条（定義）、第 24 条（輸入）
<b>第 5 号</b>  化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い物質（条約及び他の法令の規定により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	〔趣旨〕国民生活の安全確保、テロの未然防止  〔定義及び輸入禁止に関する関係法条〕 特定物質→化学兵器等規制法第 2 条第 3 項（定義） 毒性物質及び毒性物質の原料となる物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いもの 毒性物質→化学兵器等規制法第 2 条第 1 項（定義） 化学兵器等規制法第 13 条（輸入の承認）、第 14 条（製造及び輸入の制限）、外為法第 52 条（輸入の承認）
<b>第 5 号の 2</b>  生物テロに使用されるおそれのある病原体等（他の法令により輸入することができるとされている者が輸入するものを除く。）	〔趣旨〕国民生活の安全確保、テロの未然防止  〔定義及び輸入の禁止等に関する関係法条〕 第一種病原体等→感染症予防法第 6 条第 22 項（定義）、第 56 条の 4（輸入の禁止） 第二種病原体等→感染症予防法第 6 条第 23 項（定義）、第 56 条の 12（輸入の許可）、第 56 条の 13（許可の基準）
<b>第 6 号</b>  貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預金用の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）	〔趣旨〕経済秩序の維持と、公信に対する侵害の防止  偽造→正当に作成されたものでなく、偽って新たに作成することをいい、取引上、ややもすれば一見真物と誤信せしめる恐れのあるもの 模造→偽造の工程にまで達していないもので、一見真物に紛らわしい形態に製作すること 変造→真正なものを、その内容に変更を加えること  〔定義及び輸入の禁止に関する関係法条〕 国内に通用する内国通貨→刑法第 148 条（通貨偽造及び行使等）

関税法第 69 条の 11 第 1 項の各号	内 容
	<p>国内に通用する外国通貨→刑法第 149 条（外国通貨偽造及び行使等）</p> <p>偽造等の外国通貨輸入→外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律第 2 条、第 5 条</p> <p>偽造カード→刑法第 163 条の 2 第 3 項（第 1 項）</p> <p>偽造・変造印紙→印紙犯罪处罚法第 2 条</p> <p>模造印紙→印紙等模造取締法第 1 条</p> <p>偽造・変造郵便切手→郵便法第 85 条第 1 項</p> <p>模造郵便切手→郵便切手類模造等取締法第 1 条第 1 項</p>
第 7 号  公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品	<p>【趣旨】公の秩序、善良な風俗を侵害する物品の輸入の防止</p> <p>公安を害する物品→破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号に該当する文書等のこと</p> <p>△ 刑法第 77 条（内乱）、第 81 条（外患誘致）、第 82 条（外患援助）を実行する目的をもって、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画のこと</p> <p>風俗を害する物品→猥褻（刑法第 175 条）な表現物</p> <p>△ 本号該当物件に関する輸入と、表現の自由（憲法第 21 条）について</p> <p>最高裁（大法廷）昭和 59 年 12 月 12 日判決</p> <p>本号にいう「風俗を害すべき書籍、図画等」の規定により輸入禁止の対象とされるのは、猥褻な書籍、図画等に限られるとの限定解釈を行い、これを前提として関税定率法第 21 条第 1 項第 3 号（現在の関税法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号）の規定は、憲法第 21 条に違反しないとの判断を示した。</p>
第 8 号  児童ポルノ	<p>【趣旨】児童の保護のための児童ポルノ規制</p> <p>【定義及び輸入の禁止に関する関係法条】</p> <p>児童ポルノ→児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第 2 条第 3 項（定義）、第 7 条（輸入についての罰則）</p>
第 9 号  特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品	<p>【趣旨】知的財産の保護による公正な経済活動の確保、経済秩序の維持</p> <p>【定義及び輸入の禁止に関する関係法条】</p> <p>特許権→新規の工業的発明をした者が、発明品又はその発明方法によって製作した物品を独占的に使用する権利→特許法第 2 条第 3 項及び第 68 条</p>

関税法第 69 条の 11 第 1 項の各号	内 容
	<p>実用新案権→既存の物品について、その形状、構造等に新たな考案を加え、実用上の利便を増進したものを独占的に使用する権利→実用新案法第 2 条第 3 項及び第 16 条</p> <p>意匠権→美術、工芸、工業品などの形、模型、色、構成について工夫をこらしたものを、独占的に使用する権利→意匠法第 2 条第 2 項及び第 23 条</p> <p>商標権→商品に付する文字、図形、記号などの標章を、独占的に使用する権利→商標法第 2 条第 3 項及び第 25 条</p> <p>著作権→著作物の著作者がその複製権を専有し、他人にこれ（翻訳権及び上演、上映の興行権を含む）をさせない権利→著作権法第 113 条（侵害とみなす行為）</p> <p>著作隣接権→実演家の有する録音権・録画権・放送権、レコード製作者の有する複製権、放送事業者の有する複製権・再放送権→著作権法第 113 条（侵害とみなす行為）</p> <p>回路配置利用権→半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置の利用を専有する権利→半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項及び第 11 条</p> <p>育成者権→植物の新品種への改良を行った者について、種苗法に基づく品種登録により発生する。登録した品種の「種苗」及び収穫物について、業として生産、譲渡、貸渡し、輸出、輸入又は保管等を専有する権利→種苗法第 2 条第 5 項及び第 20 条</p>
第 9 号の 2 意匠権又は商標権を侵害する物品で、外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為に係る物品	<p>〔趣旨〕 知的財産の保護による公正な経済活動の確保、経済秩序の維持</p> <p>〔定義及び輸入の禁止に関する関係法条〕</p> <p>意匠権→意匠権者は業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。「実施」とは、意匠に係る物品の輸出及び輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む）等をする行為→意匠法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 23 条</p> <p>商標権→商標権者は指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。「使用」とは、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸出、輸入等する行為であり、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれる。→商標法第 2 条第 3 項第 2 号、同第 7 項及び第 25 条</p>

関税法第 69 条の 11 第 1 項の各号	内 容
第 10 号  不正競争防止法で輸入が規制されている物品	<p>〔趣旨〕不正競争の防止・公正な競争の確保による経済秩序の維持、国民経済の健全な発展を図る</p> <p>〔定義及び輸入の禁止に関する関係法条〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知表示の混同を惹起する製品（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号） 周知表示とは、需用者の間に広く認識されている他人の商品等の表示のことであり、周知表示と同一又は類似の表示を使用した商品を取引（=輸入も含まれる。）することにより、他人の商品と混同を生じさせる行為が不正競争に当たる。</li> <li>著名表示を冒用する製品（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号） 著名表示とは一般の消費者等においても広く知られている他人の商品等の表示であり、ブランドメーカー等の表示がこれに当たる。著名表示を勝手に使用して取引等を行う行為が不正競争に当たる。</li> <li>形態模倣品（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号） 形態模倣品とは他人の商品等の形態を模倣した商品であり、それを取引する行為が不正競争に当たる。</li> <li>営業秘密侵害品（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号） 営業秘密侵害行為とは、営業秘密を不正使用して製造された物品を、情を知り、輸入する行為であり、それを取引する行為が不正競争に当たる。</li> <li>技術的制限手段無効化装置（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号） 技術的制限手段とは、音楽、映画、写真、ゲーム等のコンテンツに関して、正当に許諾を受けた者以外の視聴等不正使用を制限するための手段（アクセスコントロール）及びこれらコンテンツに信号を付して複製等を制限する手段（コピーコントロール）をいい、これを無効化する行為が不正競争に当たる。</li> </ul>

## 5. 関税関係法令以外の法令による輸出入規制に係る証明又は確認

貨物の輸出又は輸入については、関税法関係法令以外の法令（以下「他法令」という。）においても、財政政策、産業・貿易政策、文化政策、保健衛生政策等、個々の法令の趣旨、目的から、各種の規制が加えられている。これら他法令による輸出又は輸入の規制の仕方には次のようなものがある。

- ① 特定の貨物の輸出又は輸入を絶対的に禁止するもの
- ② 一定の条件の下に輸出又は輸入を制限し、この条件に合致した場合については、当該法令による輸出又は輸入の許可、承認を行うもの

③ 輸出又は輸入について、必要な検査の完了・所定の条件の具備を要するもの  
②及び③の規制に係る他法令による許可、承認又は検査の完了、条件の具備については、税関への通関手続の前になされる手続であり、貨物の輸出入に係る最終的な取締官庁である税関が通関に際し、これらの手続が完全に行われていることを確認（関税法第70条）することによって、他法令による諸般の行政目的の達成を期することができる仕組みになっており、具体的には次のとおりである。

#### （1） 証明義務

他法令の規定により、輸出又は輸入に関して、許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする場合においては、申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。これらの証明がなされないときは、税関は、輸出又は輸入を許可しないこととされている（関税法第70条第1項、第3項）。

#### （2） 確認を受ける義務

他法令の規定により、輸出又は輸入に際して、検査の完了又は条件の具備を必要とする貨物については、税関における輸出又は輸入についての必要な検査又は審査の際、それぞれの法令の規定による検査が完了し、又は条件が具備されていることを税関に証明し、その確認を受けなければならない。その確認を受けられない貨物に対しては、税関は、輸出又は輸入を許可しない（関税法第70条第2項、第3項）。

また、貨物の輸出又は輸入に係るそれぞれの他法令は次項の一覧表のとおりである。

### 6. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）

現在、全輸出入申告件数のうち約99%がNACC Sにより処理されており、NACC Sが税関手続や関連業務を一元的に処理している。

なお、関税法に規定されている税関手続は基本的に書面で行われることが前提とされているが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条または第7条の規定の適用により税関手続を「電子情報処理組織」を利用して行うことが可能とされている。また、その「電子情報処理組織」を利用して税関手続を行う場合には、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第2条第1号に規定されている電子情報処理組織（NACC S）を使用することとされており（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号）第2条）、そのNACC Sを使用して行うことができる税関手続も同法施行令別表に掲げられているものに限られる（同省令第3条）。

## 第2節 輸出通関

輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいい（関税法第2条第1項第2号）、輸出申告をし、貨物について必要な検査を受けて、輸出の許可を受けるといった一連の手続を経て行われる（関税法第67条）。

### 1. 輸出申告の手続

輸出申告とは、税関長に対して貨物を輸出しようとする意思表示を行うことであって、輸出の許可を請求する行為であり、輸出手続は、これによって開始される。

#### （1） 輸出申告書

輸出申告は、次の事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない（関税法施行令第58条）とされており、要式行為である。

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- ④ 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

この場合、申告する数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位、すなわち、輸出統計品目表に定められている単位による貨物の正味の数量であり（関税法施行令第59条の2第1項）、申告する価格は、その貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（すなわちFOB価格、航空機による場合は、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、その貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格。同条第2項）。なお、外国通貨の本邦通貨への換算は、輸入貨物の課税価格を計算する場合の例によることとされている（同条第4項）。

#### （2） 提出書類

輸出申告書に際して、輸出の許可の判断のために必要があるときは仕入書を提出させることができる（関税法第68条）とされており、具体的には、通関関係書類のペーパーレス化を推進する観点から、NACCSを使用して輸出申告を行い、書類の審査及び貨物の検査が不要と判断されるものなどについては、仕入書の提出を不要とし、それら以外のものについて仕入書を提出させることとしている。

また、仕入書のほか、輸出貨物が関税関係法令以外の法令（外国為替及び外国貿易法等）の規定によりその輸出について、許可、承認等又は、検査の完了若しくは条件の具備を要するものである場合には、当該法令の規定に基づく所定の手続を完了していることを証する書類（許可書等）を提出しなければならない（関税法第70条）。

更に、輸出を条件として、関税等の免除又は払戻し等を受ける貨物である場合にはそれぞれの法令に規定する書類を提出しなければならない。

#### （3） 輸出申告先の税関

申告先の税関については、関税法第67条の2第1項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定により輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に

対してしなければならないとされているが、次のものについては申告先の税関について特例が設けられている。

① AEOとして承認を受けた輸出者又は通関業者が行う輸出申告【輸出入申告官署の自由化】

国際物流におけるセキュリティの確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸出者に対しては、法令遵守規則の整備、それを実行するための社内機能、チェック機能など自らが法令を遵守するための様々な取組みと実行、さらには輸出しようとする貨物が輸出されるまでの間、異なる貨物への「すり替え」、あるいは異なる貨物の「差し込み」を防止するためのセキュリティ対策を講じていることを理由に、他に比べ税関が取り締まる必要性が低いとして、手続の簡素化、迅速な通関を実現すべく一般の輸出申告とは別に「特定輸出申告」が利用可能となっている。

輸出に関する事業者（特定輸出者、輸出者から輸出に係る通関手続の委託を受ける認定通関業者、輸出貨物を製造する認定製造者）に係る輸出貨物については、これらの事業者による管理の下、輸出申告から貨物の輸出までが適正かつ確実に遂行されることが前提とされているため、当該輸出申告により許可を受ける貨物については、関税法第30条第1項第5号の規定により保税地域等に置く必要がないなどの特例が認められている。このため、当該輸出申告については、輸出申告の特例として、いずれかの税関長に行うことができるとしている（関税法第67条の3第1項）。

また、この特例を適用することができる輸出申告には次の3種類がある。

イ. 特定輸出申告（6-2図参照）

特定輸出者（関税法第67条の3第1項第1号の承認を受けた者。いわゆるAEO輸出者）が行う輸出申告。なお、特定輸出申告に係る税関の審査・検査においては、特定輸出者のコンプライアンスを反映した審査・検査が受けられることとされている。

（注）特定輸出申告においては、一般の輸出申告事項に加え、「法第67条の3第3項に規定する特定輸出申告を行う場合にあってはその旨」を申告することとされている（関税法施行令第59条の7第1項）。また、次のものについては特定輸出申告を行うことはできないとされている（関税法第67条の3第1項前段、同法施行令第59条の8）

- ① 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（武器関連物資）
- ② 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域（イラン、イラク、北朝鮮）を仕向地として輸出される貨物であって、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定による許可又は同令第2条第1項の規定による承認を必要とするもの
- ③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第6条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

ロ. 特定委託輸出申告（6-3図参照）

特定委託輸出者（関税法第67条の3第1項第2号に規定するとおり、貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者（いわゆるAEO通関業者）に委託した者であり、AEO事業者ではない。）が認定通関業者に委託して行う輸出申告。当該申告においては、当該申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託する必要がある（関税法第67条の3第1項後段）。

（注）特定委託輸出申告においては、特定輸出申告に係る申告事項に加え、特定委託輸出申告に係る貨物を運送する特定保税運送者を申告することとされており（関税法施行令第59条の

7第2項)、また、一部の輸出貨物について特定輸出申告と同様に特定委託輸出申告を行うことはできないとされている(関税法第67条の3第1項、同法施行令第59条の8)。

#### ハ. 特定製造貨物輸出申告

特定製造貨物輸出者(認定製造者(いわゆるAEO製造者)が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする輸出者(関税法第67条の3第1項第3号)であり、AEO事業者ではない。)が行う輸出申告。当該申告においては、認定製造者が作成する貨物確認書に基づき特定製造貨物輸出者が当該申告を行うこと、当該貨物の開港等への運送について認定製造者の責任において適正な貨物管理がなされることなどが必要とされている。

(注) 特定製造貨物輸出申告においては、特定輸出申告に係る申告事項に加え、認定製造者、特定製造貨物輸出申告に係る貨物を運送する者を申告することとされており(関税法施行令第59条の7第3項)、また、一部の輸出貨物について特定輸出申告と同様に特定製造貨物輸出申告を行うことはできないとされている(関税法第67条の3第1項、同法施行令第59条の8)。

### ② 本船扱い・ふ中扱い

貨物の保税地域等への搬入が困難とされる貨物等について、外国貿易船等に積載したまま輸出の申告をすることが必要なものについては、税関長の承認を受けて当該外国貿易船等の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる(関税法第67条の2第2項)。このうち外国貿易船に積み込んだ状態で輸出の検査及び許可を受けようとする取扱いを「本船扱い」とい、外国貿易船に準ずる船舶(はしけ等)に積み込んだ状態で輸出の検査及び許可を受けようとする取扱いを「ふ中扱い」という。

具体的な取扱いは、次のとおりとされている。

#### イ. 本船扱い

この取扱いを受けるためには、輸出申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で関税法第67条の検査及び許可を受けようとする場合であって、当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が当該検査を行うのに支障がなく、かつ、本船扱いが認められる貨物に該当すること等により、税関長の承認を受ける必要がある(関税法施行令第59条の5第1項第1号)。

#### ロ. ふ中扱い

この取扱いを受けるためには、輸出申告に係る貨物の外国貿易船に対する積込みの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で関税法第67条の検査及び許可を受けようとする場合であって、当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が当該検査を行うのに支障がなく、かつ、ふ中扱いが認められる貨物に該当すること等により、税関長の承認を受ける必要がある(関税法施行令第59条の5第1項第2号)。

### (4) 輸出申告の撤回及び輸出の取止め等

輸出契約の取消し等の事由による輸出申告の撤回は、輸出の許可前に限り認められる(関税法基本通達67-1-10)。

また、輸出の許可を受けた貨物が輸出取止めとなり国内に引き取るときは、当該貨物は外国貨物で

あるため、改めて輸入手続を必要とし、関税については関税定率法第14条第10号又は第14号等の規定を適用する。ただし、貨物の船積み等の前であれば外国為替及び外国貿易法に基づく輸入承認を必要とせず、輸入申告書（所定の事項のほか、その輸入に係る貨物の輸出許可書の番号及び輸出取止めの理由を付記したもの）1通に輸出許可書を添付し、仕入書その他の書類の添付を省略させる等便宜簡単な輸入手続によることが認められている（関税法基本通達67-1-15）。

なお、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下「特例輸出申告」という。）については、特例輸出申告に係る貨物が輸出されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸出の許可を受ける必要がなくなった場合、令第59条の8に規定する特例輸出申告の対象とならない貨物について特例輸出申告が行われた場合、令第92条第4項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸出申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合を除き、原則として当該特例輸出申告の撤回を認めないものとされている（関税法基本通達67の3-1-1）。

また、特定輸出申告等により輸出の許可を受けた貨物（関税法第30条第1項第5号に規定する特例輸出貨物）について、輸出を取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、当該貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に、輸出者の申請に基づき当該輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すこととしている（関税法第67条の4、関税法基本通達67の4-1、67の4-2）。

更に、特例輸出貨物を廃棄する場合や亡失した場合には、輸出の許可をした税関長に届け出こととされている（関税法第67条の5）。

## 2. 輸出検査

輸出貨物の現品検査は、輸出秩序の維持や減免戻税制度の適正な運用のために、税関が必要と認める輸出貨物について行う。特にグローバル化した国際社会の中での国際物流の安全確保における我が国の責務という観点からは、輸入貨物のみならず、輸出貨物の水際取締りもますます重要な課題となってきた。

税関は、輸出申告書を受理したときは、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等をかんがみて特に検査が必要と認められる貨物について実施する。

税関を取り巻く諸情勢の変化に対応し、税関に対する国民のニーズに適切に応えるため、平成18年に業務部にある検査部門を監視部に移行するなどの税関の機構の見直しを行い、取締機能を監視部に集約することで機能強化を図り、輸出入貨物についての関税法第67条の規定による検査は、原則として、統括監視官（検査担当）が行うこととし、当該検査のうち輸出入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目（関税）分類、知的財産侵害物品の認定等を確認するための検査）は、原則として、統括審査官が行うこととされている（関税法基本通達67-1-7）。当然のことながら、双方の担当部門が十分な連携を取って確実な検査をすることが求められている。

## 3. 輸出の許可

輸出の許可とは、一般に禁止されている輸出行為を特定の輸出申告者に対してその禁止を解除し、適法にこれを行わせる行政行為である。不作為義務の解除であって、輸出する権利の設定ではない。

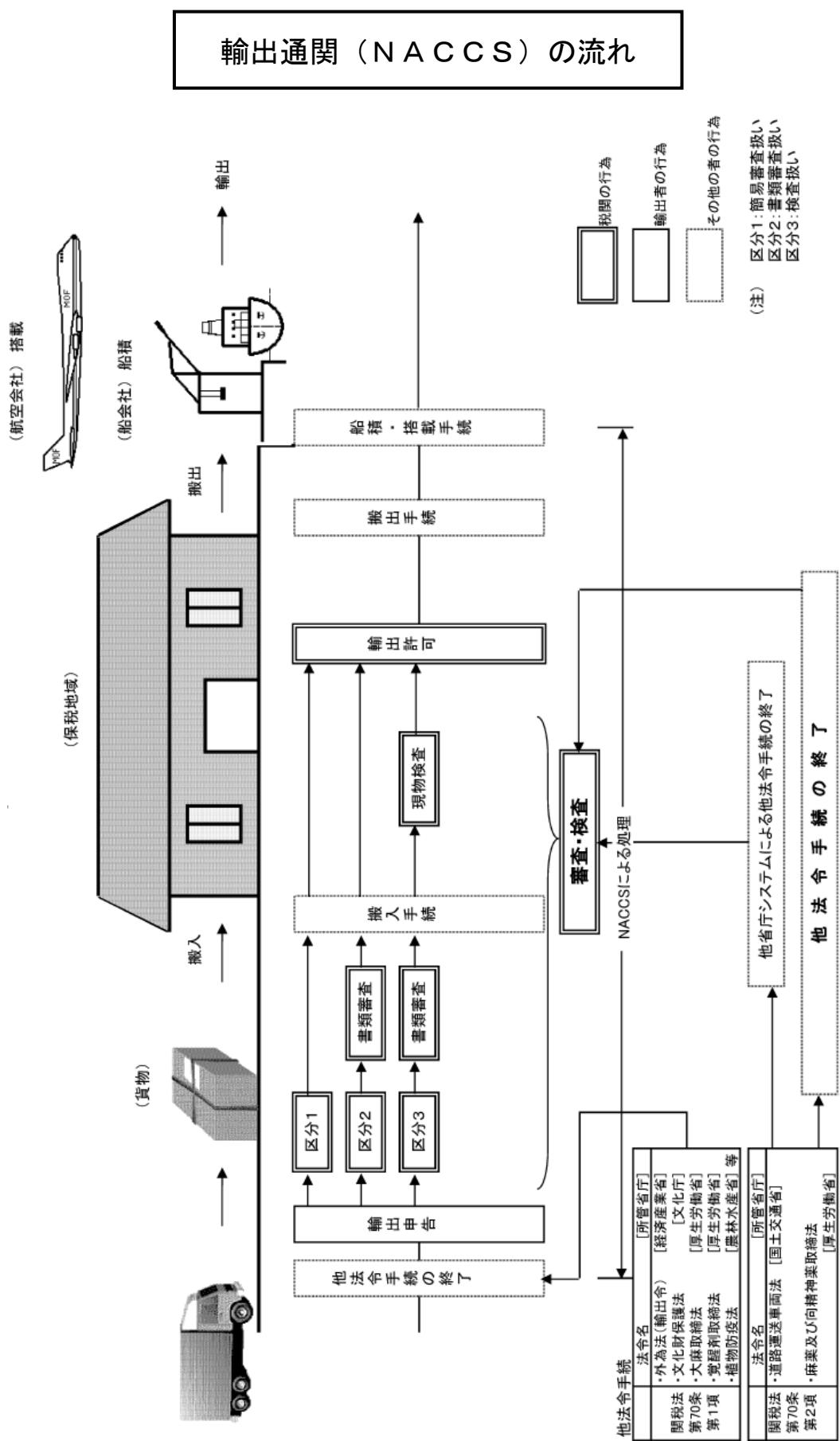
輸出の許可は、①輸出申告が適法に行われ、②必要な検査を経て、輸出申告書に記載されている品名と現品との同一性が確認され、③関税法第70条に規定する他法令上の輸出規制を充足し、かつ、④関

税法第 69 条の 2 第 1 項各号に規定する輸出してはならない貨物に当たらない貨物に対して与えられる。また、このような貨物に対しては、税関長は、輸出を許可しなければならない（羈束的行政行為）。

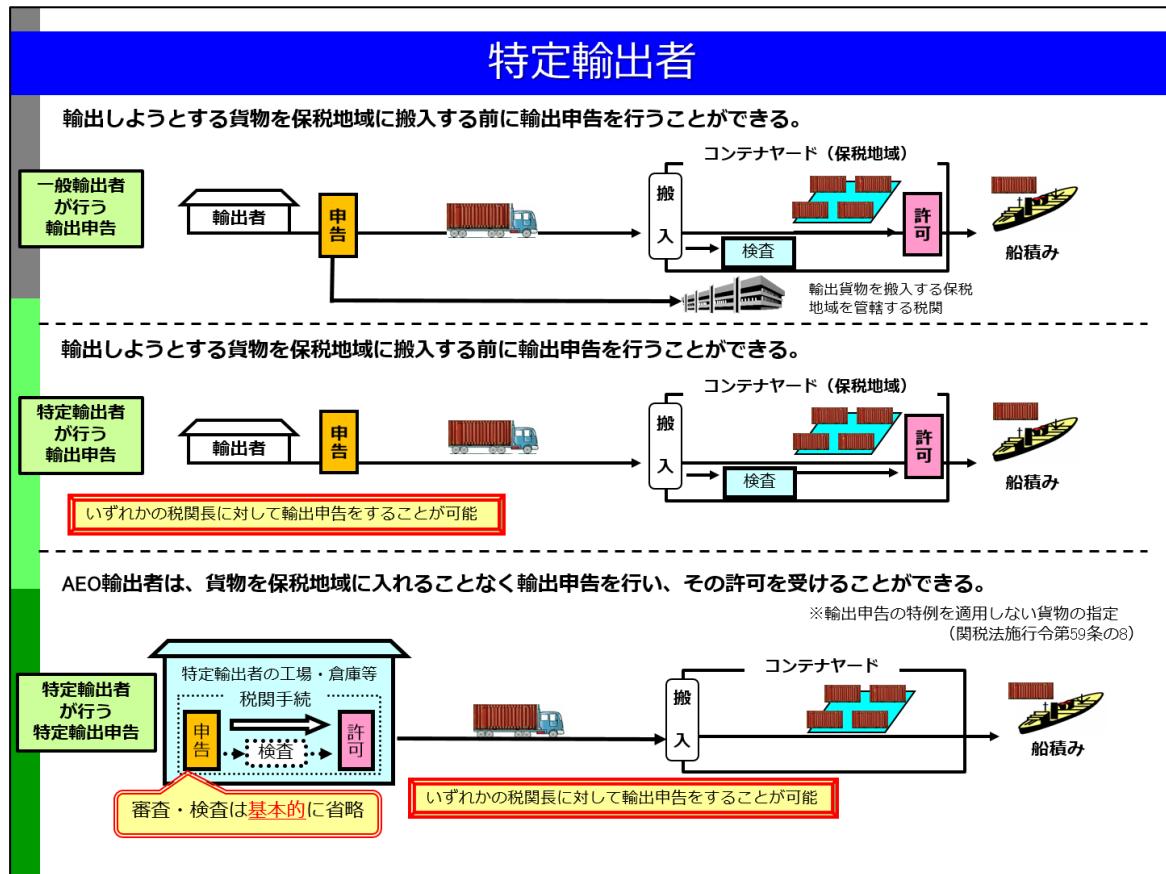
輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物（関税法第 2 条第 1 項第 3 号）となり、外国へ向け送り出すことが可能な状態となる。

輸出の許可を受けた後に積載船名又は数量等を変更する場合は、当該許可の内容を変更する必要があり、厳密に言えば行政処分の変更といえるが、便宜、変更申請書を提出させた上で適当であると認めるときは、輸出許可書を訂正する取扱いとされているである。なお、変更を認めるに際しては慎重に判断する必要がある。（関税法基本通達 67-1-11、67-1-12、67-1-13、67-1-14）。

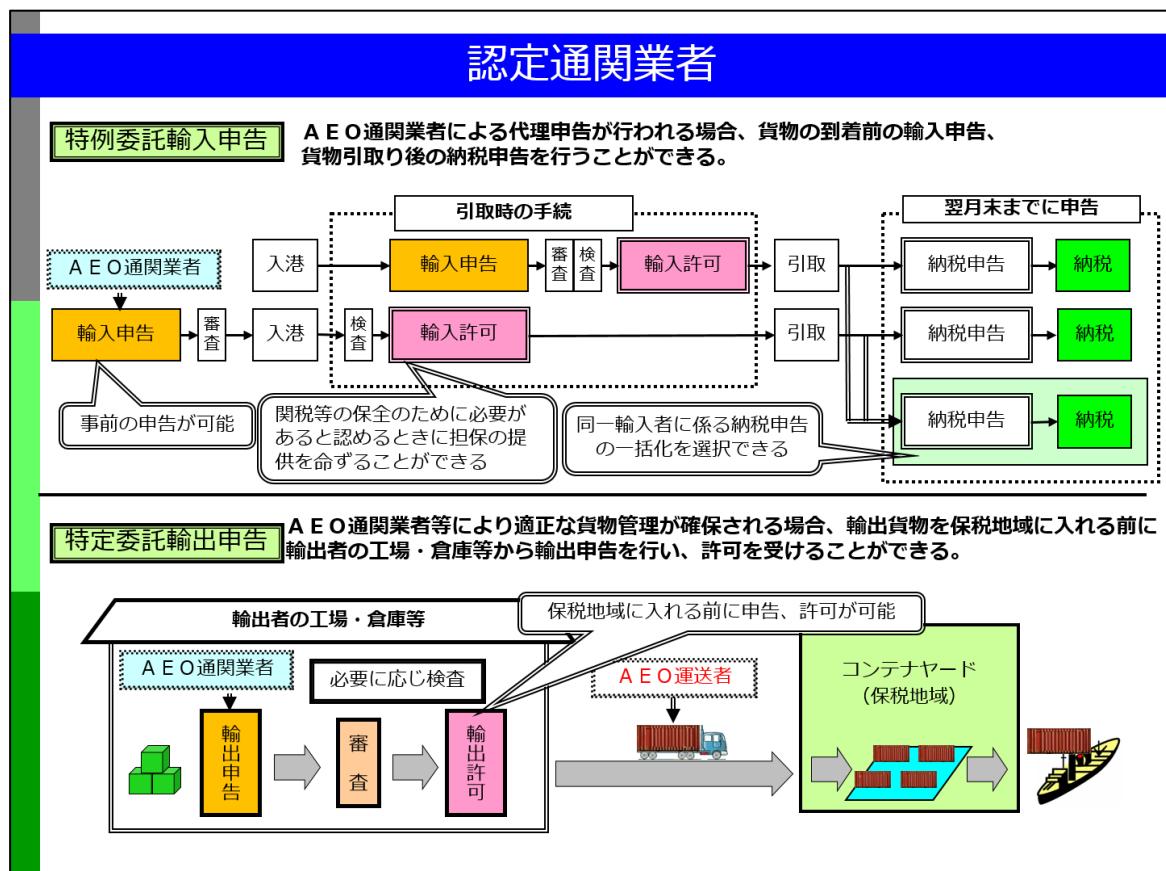
[6-1図]



◆ 特定輸出申告（特定輸出者制度） [6-2図]



◆ 特例委託輸出入申告（認定通関業者制度） [6-3図]



#### 4. 輸出に関するAEO事業者

平成 13 (2001) 年 9 月に米国で発生した同時多発テロ以降の国際情勢の中で、テロの未然防止や大量破壊兵器の不拡散に対する国際社会の強い姿勢があり、水際取締りの強化が求められ始めた。また、国際物流の高度化に伴い、企業間競争が激化する中で我が国企業にとっては、生産の効率化、流通在庫の圧縮及び物流コストの削減が必要となっており、これらを実現するためには、在庫を極力持たず欲しいものを欲しいときに調達するいわゆる「カンバン方式（ジャストインタイム方式）」を推進することが必要となり、シームレスなサプライチェーンを構築することが重要となった。その観点から、サプライチェーンの途中に存在する「通関」においても、これまでに増して「迅速、円滑」に対する要請がある。

これらセキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成するために、平成 17 年度関税改正において、コンプライアンス（法令遵守）の確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定輸出者）については、輸出しようとする貨物を保税地域等に搬入することなく、保税地域外（例えば、自社の工場、倉庫等）に置いたまま、輸出申告を行い、輸出の許可を受けることができる通関制度として特定輸出申告制度が創設され、平成 18 年 3 月 1 日に施行されている。

また、我が国におけるAEO制度構築の一環として、平成 20 年 4 月より認定通関業者制度（いわゆるAEO通関業者に係る制度）が、平成 21 年 7 月より認定製造者制度（いわゆるAEO製造者に係る制度）が順次導入されている。

これらのAEO事業者のうち、特定輸出者及び認定製造者に係る承認等の要件、AEO事業者に課せられた義務、税関によるAEO事業者の監督等については、以下のとおりである（認定通関業者については第 6 章の 2 参照）。

##### （1）特定輸出者の承認

特定輸出者として承認を受けるためには、次の要件を満たす必要がある（関税法第 67 条の 6）。

###### ① 法令違反歴等に関する要件

- イ 過去 3 年間において、関税法若しくは関税定率法その他の関税に関する法律等の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けたことがないこと
- ロ 過去 2 年間において、関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する他の法令のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられたことがないこと
- ハ 過去 2 年間において、前記①及び②以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられたことがないこと
- ニ 過去 2 年間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 204 条（傷害）等の罪を犯し、罰金刑に処せられたことがないこと
- ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと
- ヘ 前記イからホまでに該当する者を役員とする法人でないこと、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用していないこと
- ト 暴力団員等によりその事業活動を支配されていないこと。
- チ 過去 3 年間において、帳簿書類に不実の記載があること、税関長の改善措置に応じないこと等の理由で、特定輸出者の承認を取り消されたことがないこと

###### ② 特定輸出申告をNACC Sを使用して行うことその他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を

含む。以下同じ。) を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること

- ③ 特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、関税法その他の法令を遵守するための事項を規定した規則（以下「法令遵守規則」という。）を定めていること

## （2）特定輸出者の責任等

- ① 帳簿の備付け及び関係書類の保存

特定輸出者は、特定輸出貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類等を、輸出の許可の日の翌日から 5 年間、保存しなければならないこととされている（関税法第 67 条の 8 第 1 項、関税法施行令第 59 条の 12）。

なお、当該帳簿及び関係書類は電磁的記録により保存することができる。電子計算機を使用して作成された帳簿等に係る電磁的記録の保存により、関係帳簿等の保存に代えることができる（関税法第 67 条の 8 第 2 項で準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）。

- ② 輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった場合

特定輸出者として輸出申告の特例を受ける必要がなくなった場合、つまり、特定輸出申告を行わないこととしたため、特定輸出者であることを止める場合は、その旨を税関長に届け出こととしている（関税法第 67 条の 9）。

- ③ 承認の失効

特定輸出者の承認は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失うとされている（関税法第 67 条の 10）。

イ 上記②の届出があったとき

ロ 特定輸出者が死亡した場合であって、死亡後 60 日以内に特定輸出者の承認の承継の申請がされなかったとき又は承継の承認をしない旨の処分があったとき

ハ 特定輸出者が解散したとき

ニ 特定輸出者が破産手続開始の決定を受けたとき

ホ 税関長が特定輸出者の承認を取り消したとき

- ④ 特定輸出者の承認の承継

特定輸出者の承認を受けた者について相続があり、その相続人が特定輸出者の承認に基づく地位を承継した場合には、被相続人の死亡の日から 60 日以内に税関長に承継の承認の申請をし、承認を受ける必要がある。

また、特定輸出者の承認を受けた者について合併又は分割があった場合において、あらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により特定輸出貨物の輸出に係る業務を承継した法人は、当該合併により消滅した法人又は当該分割をした法人の特定輸出者の承認に基づく地位を承継することができるとされている（関税法第 67 条の 12）。

## （3）特定輸出者に対する改善等の要請

税関長は、特定輸出者が関税法の規定に従って特定輸出申告を行わなかったことその他の事由により、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、法令遵守規則若しくは当該規則に定め

られた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずること又は法令遵守規則を新たに定めることを求めることができるとされている（関税法第 67 条の 7）。

また、税関長は、次の場合には、特定輸出者の承認を取り消すことができるとされている（関税法第 67 条の 11）。

- ① 必要な帳簿書類の保存がされていない場合、又は帳簿書類に不実の記載があった場合
- ② 承認の要件（前記（1）①又は②）に適合しないこととなったとき
- ③ 税関長による改善等の求めに応じない場合

#### （4）認定製造者の認定

認定製造者とは、自ら製造した貨物の輸出に関する業務を、自己、輸出者その他の者により適正かつ確実に行われるよう、当該業務の遂行を適正に管理することができる者として税関長の認定を受けた AEO 事業者である（関税法第 67 条の 13 第 1 項）。

本制度において、認定製造者は、輸出貨物を製造し、その輸出に関する業務を管理し、輸出申告自体は、当該貨物を認定製造者から取得する特定製造貨物輸出者が行うこととされている。また、認定製造者の認定の申請を行う際には、特定製造貨物輸出者についても当該申請書に記載しなければならない（同条第 2 項）。

認定製造者の認定の要件は、特定輸出者の承認の要件（法令違反歴等の要件（（1）①）に限る。）と同様とされており、そのほか、次の要件を満たす必要がある。

- ① 特定製造貨物（認定製造者が製造した貨物）について、適正な貨物確認書の作成及びその特定製造貨物輸出者への交付その他の特定製造貨物の輸出申告が適正に行われていることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること
- ② 特定製造貨物が輸出のために外国貿易船等に積み込まれるまでの間の当該製造貨物の管理について、その状況を把握するとともに、当該特定製造貨物に係る輸出申告の内容に即して適正に行われることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること
- ③ 上記①及び②の業務を適正かつ確実に行うために必要な業務の実施の方法として定める事項を規定した規則を定めていること
- ④ 特定製造貨物輸出者が上記（1）①の特定輸出者の承認の要件のうちの法令違反歴等の要件を満たしていること及び輸出申告を NACC S を使用して行う能力を有していること

なお、特定製造貨物輸出者が行う輸出申告に係る貨物については、一般の輸出申告と同様に関税法第 94 条第 2 項の規定により帳簿の備付け等の義務が課せられている。

また、認定製造者が認定を受けている必要がなくなった場合には税関長にその旨を届け出ること（関税法第 67 条の 15）、一定の事実に該当する場合には、その認定が失効すること（関税法第 67 条の 16）、相続等があった場合に承継の承認を受ける必要があること（関税法第 67 条の 18）とされており、更に、税関長は、特定製造貨物輸出申告が適法に行われていなかった等において認定製造者の業務規則の改善等に必要な措置を講ずること等を求める（関税法第 67 条の 14）、認定の要件を充足しなくなった等の場合に認定を取り消すこと（関税法第 67 条の 17）ができるとされており、基本的には特定輸出者と同様の監督方法が執られている。

## 5. 積戻し

積戻しとは、外国から本邦に到着した貨物を、その陸揚げ又は取卸しの後、輸入手続未済のまま、保税地域等から、再び外国に向けて送り出すことをいう。輸出と異なる点は、外国へに向けて送り出そうとする貨物が外国貨物である点である。

しかしながら、積戻しは、貨物を外国に向けて送り出すという点は、輸出と同様であり、他の法令に規定する「輸出」の概念には積戻しも含まれるから、その手続については、関税法第 67 条、第 67 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 67 条の 3 第 1 項（後段及び第 3 号を除く）、第 68 条から第 69 条の 10 まで及び第 70 条の規定が準用される（関税法第 75 条）。

なお、船舶に積まれている外国貨物を荷繰りの都合、その他これに類する特別の事由で、本来の船卸予定港以外の港で一時的に陸揚げ又は取卸し後、これを再び外国に送り出す場合（仮陸揚貨物）は、積戻しに該当しないものとして、簡易な仮陸揚手続によることになっている（関税法第 21 条）。ただし、外為法第 48 条第 1 項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないもの（輸出令別表第 1 に掲げる武器等）は、積戻し（関税法第 75 条）の対象となっている。

（注）2001 年 9 月の米国同時多発テロの発生を受けて、国連において採択された「大量破壊兵器等の不拡散に関する決議（国連安保理決議 1540（2004 年 4 月））」に伴う外国為替及び外国貿易法の改正を受けて、平成 19 年度に改正されたもの。

### 第3節 輸入通関

輸入とは、外国から本邦に到着した貨物（外国船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に引き取ることをいい（関税法第2条第1項第1号）、輸入申告、貨物についての必要な検査、関税の確定、納付又は徴収、許可という一連の行為を経て行われる。

（注）公海で採捕された水産物には、本邦及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含む（関税法第2条第2項）。

#### 1. 輸入申告

輸入申告は、貨物を輸入しようとする意思表示であって、輸入の許可を請求する行為であり、輸入手続はこれによって開始される。

また、輸入貨物に対して関税を課する場合は、原則として、輸入申告の時の貨物の性質及び数量によって課税物件が確定し（関税法第4条）、輸入申告の日に効力を有する法規を適用（関税法第5条）して関税を課するものであるから、輸入申告は、この意味で重要な法的効果をもつものである。

なお、申告納税方式が適用される貨物の場合には、納税申告は、輸入申告書に税額等を記載し、輸入申告と納税申告を同時に行う必要がある（関税法第7条第2項）。

（注）関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物を除く。

##### （1）輸入（納税）申告書

輸入申告は、輸入申告書を税関長に提出して、しなければならない（関税法施行令第59条）とされており、要式行為である。

輸入申告に際しては、併せて納税申告をも兼ねるものであることから、その様式は、「輸入（納税）申告書」となっている。

輸入申告書に記載されるべき事項は、納税申告として要求されている事項（注）のほか、次のとおりである（関税法施行令第59条第1項各号）。

（注）関税法施行令第4条第1項各号に規定する貨物の定率法別表の適用上の所属区分、税率及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額等

- ① 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称
- ①の2 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録番号
- ④ 貨物の蔵置場所
- ⑤ 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場所（その場所が2以上ある場合には最後に運送される場所とし、第1号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項
  - イ その場所の所在地
  - ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称
- ⑥ 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不

特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものとす。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による販売契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

⑦ 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して販売契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

⑧ その他参考となるべき事項

この場合、申告する数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位、すなわち、輸入統計品目表に定められている単位による貨物の正味の数量であり（関税法施行令第59条の2第1項）、申告する価格は、その貨物の関税定率法第4条から第4条の9までに規定する課税価格に相当する価格（すなわち、C I F価格）である（関税法施行令第59条の2第2項）。

（注1）外国通貨の本邦通貨への換算は、輸入申告の日の属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週間の平均値として税関長が公示する相場となっている（関税定率法第4条の7、同規則第1条）。

（注2）特例輸入者又は認定通関業者に輸入申告手続を委託した特例委託輸入者が行う特例申告貨物の輸入申告においては、納税申告（特例申告）を貨物の輸入許可の日の属する月の翌月末日までに行うこととなることから、輸入申告の際における申告価格は、関税定率法第4条から第4条の9までに規定する課税価格に相当する価格とされていない（関税法施行令第59条の2第3項）。

## （2）提出書類

輸入申告に際して、輸入の許可の判断のために必要があるときは、契約書、仕入書等の申告の内容を確認するために必要な書類を、関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合において必要があるときは、当該便益を適用するために必要な書類を輸入者に提出させることができる（関税法第68条）とされており、提出書類には以下のものがある。

なお、輸出申告の場合と同様に、通関関係書類のペーパーレス化を推進する観点から、N A C C S を使用して輸入申告を行い、書類の審査及び貨物の検査が不要と判断されるものなどについては、仕入書の提出を不要とし、それら以外のものについて仕入書を提出させることとしている。

① 申告の内容を確認するために必要な書類

契約書、仕入書のほか、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類などがある（関税法施行令第61条第1項）。

② 原産地証明書

輸入貨物について、協定税率若しくは関税定率法第5条に規定する便益関税の税率を適用する場合（総額が20万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）には、貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記入し、かつ、その貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税關その他の官公署若しくは商業会議所の証明した原産地証明書を求めることが求められている（関税法施行令第61条第2項）。

なお、原産地証明書の有効期間は、輸入申告の日においてその発行の日から1年を経過したものであってはならないとされている（災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。関税法施行令第61条第3項）。

また、経済連携協定（E P A）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合においても原産地証明書、運送要件証明書等の提出を求めることが求められている。

（注）これらのほか、貨物の輸入にあたり、関税法第70条に規定する他の法令により主務大臣の承認等を要するものにあっては、その承認書等を、関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令に基づき関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合には、必要とされる特定の書類を、関税暫定措置法第8条の2に規定する特恵税率の適用を受けようとする場合にも、必要な原産地証明書を提出することとなる。

（3） 輸入申告者

輸入申告をすべき者は、貨物の輸入者である（関税法第67条）。

この場合の貨物の輸入者とは、貨物の輸入という行為を自己の責任をもってする者であり、その輸入の効果が自己に帰属する者をいう。一般の輸入貨物については、原則として仕入書又は船荷証券に記載されている荷受人であるが、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者が輸入者となる。

以上の原則に対し、輸入貨物について関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免税又は関税割当制度の適用を受ける場合には、それぞれの制度の趣旨を徹底させる等の理由から、輸入申告者を限定している場合があるので、この場合にはその限定された者（限定申告者という。）の名をもって輸入申告を行わなければならない。

なお、申告者が限定されている場合でも、通関業者等による代理申告は認められる。

（4） 輸入申告の時期等

輸入申告を行うことのできる時期は、原則として、輸入しようとする貨物を保税地域又は他所蔵置場所へ搬入した後である（6-5図参照）。

なお、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合、当該貨物を保税地域等に搬入しないで申告することについて税関長の承認を受けた場合又は特例輸入者又は特例委託輸入者がN A C C Sを使用して輸入申告を行う場合には、その例外が認められている（関税法第67条の2第3項第1号、第2号及び第3号、関税法施行令第59条の6）。

① 本船扱い（関税法施行令第59条の5第1項第1号、関税法基本通達67の2-3-1）

本船扱いとは、輸入しようとする貨物を外国貿易船に積込んだまま輸入申告を行い、その本船上で必要な検査を経て輸入の許可を受けることができる取扱いである。

この取扱いを受けるためには次の要件を満たし、税関長の承認を受ける必要がある。

イ 外国貿易船に積込んだままの状態で、検査及び許可を受けようとする場合であること。

ロ 輸入申告しようとする当該貨物が、他の貨物と同一船倉内に混載されておらず、かつ、貨物の積付け状況が検査を行うのに支障がないこと。

ハ 次のいずれかに該当すること。

・本船扱いを認める品目。

・均質かつ大量の貨物又は巨大重量貨物。

・貨物の性質、形状、数量、輸送形態等からみて、通関のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適当でないこと。

二 本船扱いの承認申請がされた税関官署の管轄する港において原則全量が船卸しされること。

② ふ中扱い（関税法施行令第59条の5第1項第2号、関税法基本通達67の2-3-1）

ふ中扱いとは、貨物をはしけ（船：本船と陸上との間の貨物運搬に使用される小型の舟艇）又はこれに類する船舶に積み込んだ状態で輸入申告を行い、必要な検査を経て輸入の許可を受けることができる取扱いである。

この取扱いを受けるためには次の要件を満たし、税関長の承認を受ける必要がある。

イ はしけ等に積込んだままの状態で、検査及び許可を受けようとする場合であること。

ロ 輸入申告しようとする貨物が、他の貨物と混載されておらず、かつ、貨物の積付け状況が検査を行うのに支障がないこと。

ハ 次のいずれかに該当すること

・ふ中扱いを認める品目

・均質かつ大量の貨物又は巨大重量貨物

・貨物の性質、形状、数量、輸送形態等からみて、通関のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適当でないこと

二 ふ中扱いの承認申請がされた税関官署の管轄する港において原則全量が船卸しされること

③ 到着即時輸入申告扱い（到着即時輸入許可制度、関税法施行令第59条の6第1項第1号、輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日付蔵関第336号、輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成15年8月22日付財関第889号）（6-6、6-7図参照）

N A C C Sを使用して予備申告が行われた貨物のうち、税関における審査の結果、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域等に貨物を搬入することなく輸入申告を行うことを認め、貨物の到着が確認され次第直ちに輸入を許可する制度（その貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、取締り上支障がないと認められる場合に限る。）。

（注）「予備申告」とは、予備申告書を税関長に提出し、予備的な審査をあらかじめ受けることが

できる運用上の取扱いである（「予備審査制について」（平成12年3月31日付蔵関第251号））。

④ 搬入前申告扱い（関税法施行令第59条の6第1項第2号、関税法基本通達67の2-3-3）

次のいずれにも該当するような場合に、あらかじめ税関長の承認を受け、搬入前申告扱いが認められる。

イ 条約又は法令の改正等により、当該貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合で、その改正に伴い、納付すべき税額が増加すること。

ロ 当該貨物を積載した船舶等がその改正等が行われる前に、その申請がなされた税関官署の管轄する開港等に到着することが確実であり、かつ、その開港等の保税地域等に陸揚げした後に輸入申告したのでは、関税法第5条（適用法令）の規定との関係上、税負担が重くなること。

⑤ 特例輸入者又は特例委託輸入者がNACC Sを使用して輸入申告を行う場合（関税法第67条の2第3項第3号、関税法施行令第59条の6第3項）

AEO事業者である特例輸入者及び認定通関業者が関与する輸入申告について、輸入申告に係る貨物が本邦に到着する前に輸入申告を行うことができるとされている。

なお、以上の①から⑤までの取扱いを行う場合であっても、その輸入申告に係る貨物について、積荷に関する事項が税関に報告され、又は積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後に、これらの輸入申告を行うものとされている（関税法第67条の2第4項）。

#### （5） 輸入申告先の税関

輸入申告は、輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない（関税法第67条の2第1項）。

具体的には、税関長の権限の委任（関税法第107条、関税法施行令第92条等）に基づき、税関長のほか、税関支署長、税関出張所長、税関支署出張所長及び通関事務を取り扱うものとして税関長が指定した税関監視署長、税関支署監視署長に対して輸入申告を行うこととなる。

なお、ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）該当物品の輸入申告については、取締りの実効を確保するため、各税関の本関、主たる空港等の官署に限定されている（関税法施行令第92条第3項）。

#### （6） 輸入申告の撤回

輸入（納税）申告がされた貨物を積み戻し又は保税運送をする等の理由により、その申告を撤回しようとするときは、その旨を税関に申し出ることにより、その撤回を認める取扱いとされている。ただし、その取扱い上、申告の撤回は、原則として関税を納付すべき貨物についてはその納付前に、その他の貨物については輸入の許可前に限り認めることとされている。また、輸入許可前引取りの承認を受けた貨物については、原則として申告の撤回は認められない。

なお、申告の撤回の理由が、積戻しをするためである場合は、その輸入の許可前であれば、関税納付後でも原則として撤回は認められる。

一方、特例申告貨物の輸入申告の撤回については、輸入の許可までにその申し出があった場合に、その撤回を認めるものとしている（関税法基本通達7-7、67-3-7）。

## 2. 輸入検査

輸入貨物の現品検査は、関税額の適正な確定を図り、また、輸入の許可の要件を充足しているかどうかを確認するため、税関が必要と認める輸入貨物について行う。すなわち、貨物の性質、数量等を検査して課税標準及び税率を確認するとともに、関税法その他の法令に規定する輸入についての要件を具備するかどうか等について検査が行われる。

したがって、輸入検査は、輸出検査に比して現品検査を行い確認しなければならない事項が多いが、貨物の性質、形状等に即し、特段、取締り上の支障がないような場合には書類審査に留め、現品検査が省略される場合もある。

貨物の検査は、原則として申告後に行われるが、輸入の場合、関税法第7条第3項に規定する事前教示の必要上申告前に便宜的に検査を行う場合があり、これを事前検査とよんでいる。事前検査を行った場合には、申告後の検査は通常省略される。

(注) 輸入貨物についての関税法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官が行い、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の検査のことをいう。)は、原則として統括審査官が行う(関税法基本通達67-3-8(1))。

## 3. 輸入の許可

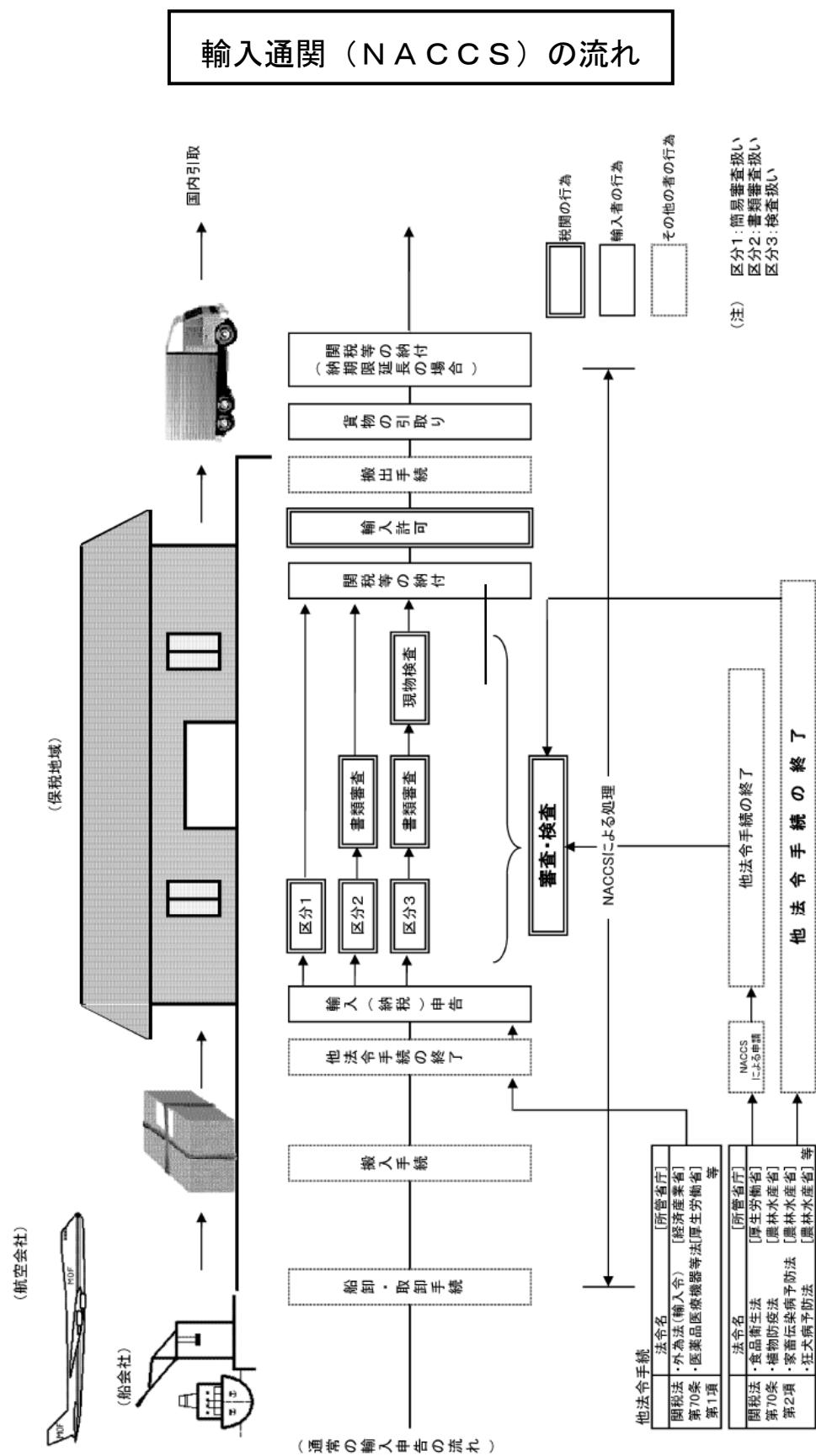
輸入の許可とは、一般に禁止されている輸入行為を一定の場合に解除する行政行為であって、その法律上の性質は、輸出の許可と同様、羈束的行政行為である。すなわち、輸入申告が適法にされ、書類審査、現品検査の結果、当該輸入貨物と申告書に記載されている貨物との同一性が確認され、有税品の場合には関税等が納付され(関税法第72条)、輸入してはならない貨物に該当するものでなく(関税法第69条の11)、他法令(関税法第70条)による輸入規制を充足しており、かつ、原産地を偽った表示等がなされていない貨物(関税法第71条)については、税関長は、許可を与えなければならない。

なお、有税品の場合であっても、特例申告貨物が輸入される場合及び担保を税関長に提出しその納期限の延長が認められたときは、関税未納のままで、税関長は許可を与えることができることになっている(関税法第9条の2、第72条)。

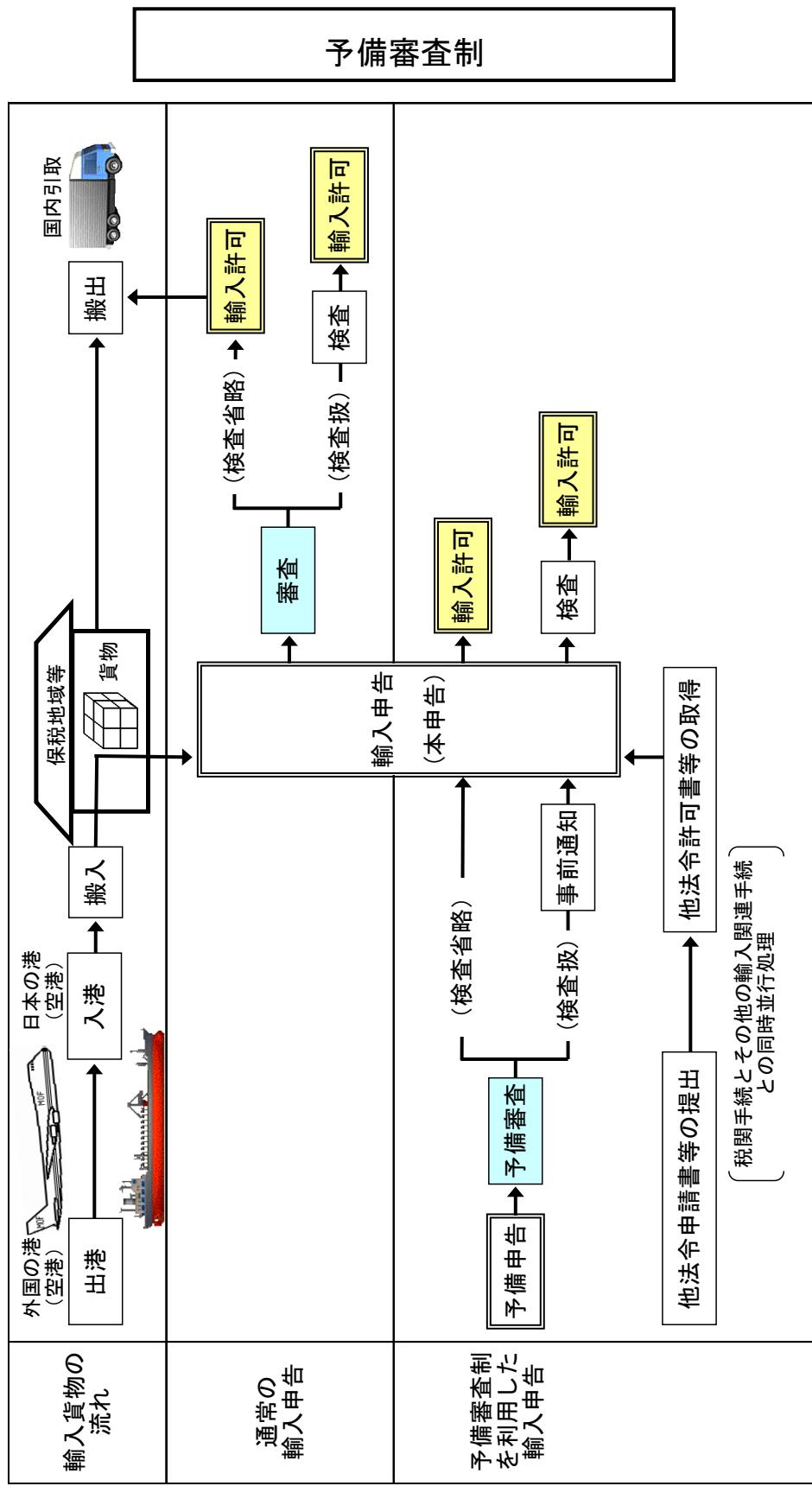
(注) 外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税についても同様に納付されなければ税関は輸入の許可をしない取扱いとなっている(関税法第72条)。

輸入の許可を受けた貨物は、その許可によって、関税法上の内国貨物となり、自由流通の状態に置かれる。

[ 6-5 図 ]

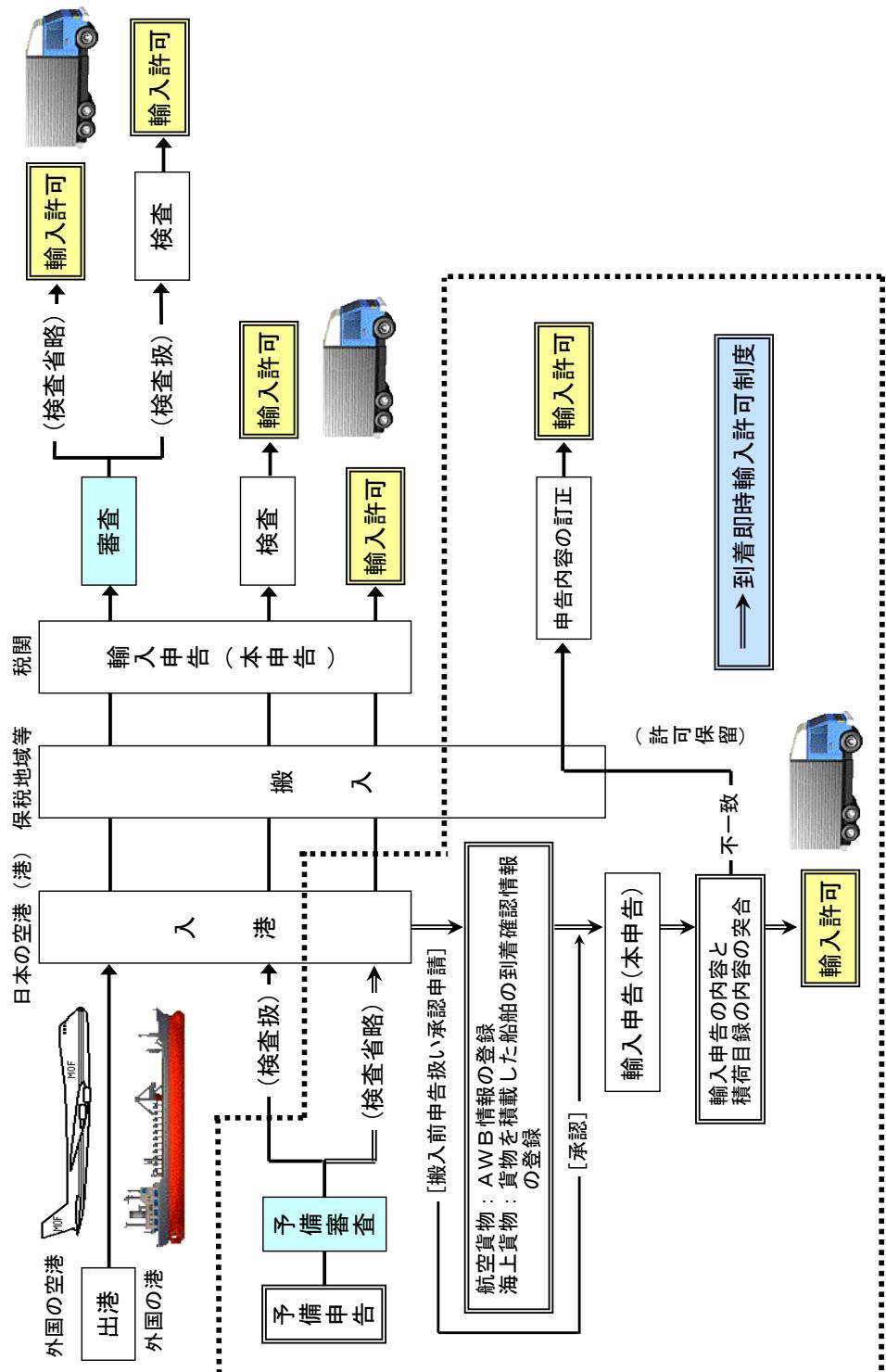


[ 6-6 図 ]



〔6-7図〕

## 到着即時輸入許可制度



#### 4. 原産地虚偽表示等

輸入貨物又はその容器、包装等に当該貨物の原産地について偽った、又は誤認を生じさせるような表示がなされているものがそのまま通関された場合、国内の一般消費者に対して真の原産地を誤認させる結果となり、また、表示国の信用失墜や、市場の混乱等を引き起こすこととなる。このため関税法においては、かかる不信行為を防止し、国際取引上の信義を全うするために特に規定を設けている。なお、その由来は、虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定（昭和 40 年条約第 10 号）にある。

具体的には、「原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、税関長は、輸入を許可しない」と関税法第 71 条第 1 項に規定されている。この場合において、同条第 2 項の規定により、税関長は、直ちにその旨を輸入申告者に通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は積み戻させなければならぬとされている。

なお、指定された期間内にこれらの措置がとられないときは、税関長は、貨物を留置（関税法第 87 条）し、4 月を経てなおこれらの措置がとられないときには、虚偽表示等を消した後、公売等によって処分することになっている（関税法第 88 条で準用する同法第 84 条（収容貨物の公売又は売却等））。

これらの取扱いの概要については、以下のとおりである。

##### （1）原産地

「原産地」とは、一般的に貨物が実際に生産又は製造された国又は地域をいい、原則として、関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項の規定を準用するとされている（関税法基本通達 71-3-1）。

（注）「原産地」とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じた当該各号に規定する国又は地域をいう。

- 1 一の国又は地域において完全に生産された物品として関税法施行規則第 1 条の 6 で定める物品
- 2 一の国又は地域において、前記 1 に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして関税法施行規則第 1 条の 7 で定める加工又は製造により生産された物品

「実質的な変更を加える加工又は製造」とは、物品の該当する関税定率表別表の項が当該物品のすべての原料又は材料の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造をいい、輸送又は保存のための操作や単なる混合、部品の組立て及びセットにすること等は除かれている。

##### （2）虚偽表示

原産地について偽った表示（虚偽表示）とは、貨物に原産地以外の国等において生産されたことを示す表示、例えば、「Made in ○○」、「Produced in ○○」、「Fabricated in ○○」等のように貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の原産地を表す文句とともに表示されている場合をいう（関税法基本通達 71-3-1 (3)）。

ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等で、これらにより製造・収容・包装・貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、当該原産地が当該輸入貨物の原産地と異なる場合であって、当該輸入者から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書を提出させる等によりその用途を確認した場合は原産地虚偽表示に該当しないものとして扱われる。

### (3) 誤認表示

原産地について誤認を生じさせる表示とは、虚偽の原産地が必ずしも明白に表示されてはいないが、一般的、客観的にみて原産地の誤認を生じさせるような表示がされている場合をいう（関税法基本通達 71-3-1 (4)）。

次のようなものについては、原則として、誤認表示に該当するものとされている（関税法基本通達 71-3-3）。

① 貨物の原産地以外の国、地域及び都市等の名称（以下「国名等」という。）が表示されている場合

② 会社名又は商標その他の図柄等が表示されている場合であって、貨物の原産地以外の国の国旗等が表示されている、一般に貨物の原産地のものでないと認められる会社の名称等が表示されているとき

ただし、当該表示以外に真正な原産地を表わす明確な表示があり、その大きさ、表示場所等が当該表示の大きさ、場所等に比し妥当であるような場合には原産地誤認表示に該当しないものとして扱われる。

また、一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称等が表示されている場合であって、当該表示が輸入発売元である者の名称等であり当該表示が輸入発売元の表示であることが明確にされているような場合にも原産地誤認表示に該当しないものとして取扱われる。

なお、貨物の原産地以外の国名等の表示が、貨物の流行、型又は品質、性能等を表現するような字句と併記されている場合で当該字句が明確に表示されているとき、例えば、「Fashion in ○○」、「Mode in ○○」のような表示がされている場合や原産地以外の国の著名な風景等が表示されている場合等は、原則として誤認を生じさせる表示に該当しないものとして取り扱われる。

## 5. 輸入を許可された貨物とみなすもの

外国から本邦に引き取られる貨物であって、関税法第 67 条の規定により輸入の許可を受けていない貨物は外国貨物であり、国内に引き取られた場合であっても、外国貨物として関税法上の規制を受けなければならない。しかし、外国貨物であっても所定の手続を経て適法に引き取られたものは、輸入の許可を受けた貨物とみなし、外国貨物としての関税法の適用を除外しており、次のようなものがある（関税法第 74 条、関税法施行令第 64 条の 2）。

### (1) 日本郵便株式会社等から交付された郵便物

20 万円以下等の国際郵便物の通関については、輸入の申告、許可といった行為がされることがないため、日本郵便株式会社から名宛人に対し郵便物の交付があったときに輸入の許可を受けたものとみなしている。なお、有税品については、郵便物の課税の通知が日本郵便株式会社を通して名宛人に通知され、その関税を納付すれば、郵便物の交付を受けることができることとされている。

（注）次の郵便物を除き関税法第 67 条の規定が適用除外され、同法第 76 条の規定により簡易な取扱いがなされる。

① 課税価格が 20 万円を超えるもの（ただし、寄贈品である郵便物、名宛人が課税価格等を把握することが困難な郵便物、合衆国軍事郵便局扱いの郵便物）

② 郵便物を輸入しようとする者から輸入申告を行なう旨の申出があったもの

ただし、保税地域に入れるために交付を受けた郵便物及び関税の納付前に税関長の承認を得て受け取られた郵便物で関税の納付がされていない郵便物については、未だ輸入の許可を受けたものとはみ

なされないこととされている（関税法施行令第64条）。

## （2） 指定期間経過後指定場所にある貨物

次に掲げる場合において、関税の徴収が行われた貨物については、外国貨物として規制する必要はないもの、輸入が許可されたものとみなしている。

- ① 保税工場外作業の許可を受けて保税工場から出された外国貨物又はその製品が、指定された期間を経過してもなお指定された場所にある場合は、保税工場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収することとなっている（関税法第61条）。
- ② 保税展示場に入れられた外国貨物で、保税展示場の許可の消滅の際に、保税展示場にあるものについては、税関長は期間を定めて搬出その他の処置を求めることがあるが、その期間内に処置がされないときは、展示場の許可を受けた者から直ちに関税を徴収することとなっている（関税法第62条の6）。

## （3） 公売に付され、又は売却されて買受人が買受けたもの

収容貨物、留置貨物、領置物件又は差押物件であって公売に付され、又は随意契約により売却された貨物は、その公売又は売却のときに国内に引き取られ、その貨物の関税は、その公売代金又は売却代金の中から充当され（関税法第85条）、又は公売、売却代金の返還に際し、その返還を受けるべき者から徴収する（関税法第134条）ことになっている。したがって、これらの貨物は、買受人が買受けたときに輸入が許可された貨物とみなしている。

## （4） 関税が徴収された場合の返還物品等

次に掲げる場合において、関税が徴収された貨物は、それぞれ関税が徴収され、還付されたときに、輸入を許可された貨物とみなしている。

- ① 市町村長、警察署長その他税関職員以外の公務員が、水難救護法、遺失物法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法律の規定により、公売、売却、引渡し、返還等の処分をする場合において、その取得者から関税が徴収される場合（関税法第97条第3項）
- ② 関税法の規定に基づき、領置又は差押えされた物件を還付する場合、その返還を受けるべき者から関税が徴収される場合（関税法第134条第4項）

## （5） 関税の徴収をしない返還貨物

次に掲げる場合において、関税を徴収することなく返還された貨物は、その還付されたときに輸入を許可された貨物とみなしている。

なお、このように、その返還を受ける者から関税を徴収しない場合には、一般の原則に戻って、当該貨物の輸入者から関税を徴収することになる。

- ① 刑事訴訟法の規定に基づき、領置又は差押えされた物件を返還する場合に、関税未納であったことを知らないで当該貨物を所持したと認められ、関税が徴収されない場合（関税法施行令第86条の3）。
- ② 前記（4）の②の還付する場合に、その返還を受けるべき者が関税未納であったことを知らないで当該貨物を所持したと認められ、関税が徴収されない場合（関税法第134条第4項、関税法施行令第64条の2第2号）。

#### (6) 国庫に帰属したもの

次に掲げる場合には、貨物は国庫に帰属し、国は貨物の関税額を含んだ価格で公売又は売却することができ、事実上関税が確保された貨物とみなすこととしている。

- ① 関税法違反事件に係る貨物として没収された場合（関税法第 118 条第 1 項）
- ② 輸出してはならない貨物として没収された場合（関税法 69 条の 2 第 2 項）
- ③ 輸入してはならない貨物として没収された場合（関税法第 69 条の 11 第 2 項）
- ④ 関税法又は刑事訴訟法の規定に基づき、領置、差押え又は押収された物件について、還付公告後 6 月を経過しても還付の請求がないため国庫に帰属した場合（関税法第 134 条第 3 項、刑事訴訟法第 499 条第 3 項）
- ⑤ 通告処分により没収に該当する物件が納付された場合（関税法第 146 条第 1 項、国税通則法第 157 条第 1 項）
- ⑥ 刑事訴訟法の規定により没収が執行された場合（刑事訴訟法第 490 条）
- ⑦ 銃砲又は刀剣類を所持していた者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 25 条第 1 項の規定による仮領置の日から 6 月以内にその銃砲又は刀剣類の返還を受けないために国庫に帰属した場合（銃砲刀剣類所持等取締法第 25 条第 5 項）
- ⑧ その他法律の規定に基づき没収され、又は国に帰属した場合（関税法施行令第 64 条の 2 第 3 号）  
(注) 一定の事実が発生したために関税を徴収された貨物であっても、輸入を許可された貨物とみなされないものがある。

例：保税蔵置場において忘失した貨物、保税運送期間内に到着しなかった貨物

### 6. 輸入許可前引取り

関税を納付すべき貨物については、特例申告貨物が輸入される場合及び納期限が延長される場合を除き、関税を納付した後でなければ輸入を許可しない（関税法第 72 条）とされているが、適用税率の決定が困難である等の理由により、貨物を長期間保税地域に蔵置させることは商取引の阻害となってしまうようなこともあるので、特に必要がある場合は、担保を提供させて、税関長の承認を受けた場合には、輸入の許可前に貨物の引取りを認めることとしている。これを通常、輸入許可前引取りといい、関税行政の円滑な運営と貿易関係者の利便を図るため設けられている制度である（関税法第 73 条）。

#### (1) 許可前引取りの承認

輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長に申請して、その承認を受けなければならぬ（関税法第 73 条第 1 項）。承認を受けた貨物は、自由流通されることとなることから、当該承認は、輸入の許可に準ずる法律効果を持つ行政行為であるといえる。

輸入許可前引取りは、通常、課税標準又は適用税率の決定に相当の日時を要する貨物であって、しかも早急な引取りを要する場合又は貨物が損傷、腐敗のおそれがある等その性質上早急な引取りを要する場合等に認められるが、制度の趣旨から、有税品、無税品を問わず、広く本制度を利用して、税関行政の合理的な運営を図るべきものとされている。

また、輸入申告がされた貨物について、①輸入してはならない貨物（関税法第 69 条の 11）の場合、②他の法令の規定により輸入に関して、許可、承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を要する貨物（関税法第 70 条）で、その証明若しくは確認がなされない場合及び③原産地を偽った表示等がなされている貨物（関税法第 71 条）の場合のほか、専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに

制度の本旨に反すると認められる場合を除き、これを承認することになっている（関税法第73条第2項、関税法基本通達73-3-2）。

## （2） 担保の提供

輸入許可前引取りは、輸入貨物を関税未納のまま、国内へ引き取らせるものであるから、関税の納付を保障するため、関税額に相当する担保を提供させることになっている（関税法第73条第1項）。

また、輸入貨物が消費税等の内国消費税を納付すべき貨物であるときは、引取りの際にその内国消費税に相当する担保も提供しなければならない（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項）。

輸入許可前引取りに際し提供すべき担保は、必要とされるものであり、承認を受けようとする際にその都度提供するのが原則であるが、反復継続的に輸入許可前引取り制度を利用する場合には、いわゆる据置担保（関税法、関税定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。）を認め、本制度の効果的な運用を図っている。

輸入許可前引取りは、関税額の未確定な貨物を税額の確定次第直ちに徴収するという条件の下にその引取りが認められる制度であって、関税の徴収を猶予する制度ではないから、関税額が確定すれば、直ちに徴収の手続を行うことは当然である。この場合においては、納期限を指定した納付通知書（関税法第7条の17）又は更正通知書（同第7条の16）を発給することによって行われ、その納付通知書等の期限内（同第9条）に関税が納付されれば、担保は解除されるが、その納付がない場合には、担保は関税に強制的に充当（同第10条）され、関税が納付された後で輸入が許可される。

## （3） 引取りの効果

輸入許可前引取りの承認を受けて引き取った貨物は、そのときから実質的には、内国貨物と同様の状態となって国内において自由流通されることになる。

この場合、引き取られた貨物を、輸入の許可前であることを理由に外国貨物であるとすると、その引き取られた貨物に対して外国貨物として関税法の規定が適用されることは、この制度の目的に反するのみでなく、その実施も困難であるので、関税の徴収及び輸入の許可に関する必要な特定の規定（関税法第4条（課税物件の確定の時期）、第5条（適用法令）、第72条（関税等の納付と輸入の許可）、第105条（税関職員の権限）及び第106条（特別の場合における税関長の権限））の適用を除き、内国貨物とみなすことを規定している（関税法第73条第3項）。

## 第4節 国際郵便物、旅具通関等その他の簡易手続

### 1. 郵便物

国際郵便物とは、万国郵便条約、郵便法、国際郵便規則等に基づき、日本郵便株式会社によって、本邦と外国との間に遞送される物品であり、現に日本郵便株式会社の管理下に属するものをいう。また、この郵便物には、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便（EMS）の3種に区別される。国際郵便物も、信書を除き、輸出入の際に通関手続を必要とするが、その性質上これを簡易迅速に行うため、国際郵便物のうち、一定のもの（注1）については一般の貨物と区別し、郵便物の輸出入の簡易手続により処理することとされている（関税法第76条）。

国際郵便物の通関は、日本郵便株式会社の国際郵便を取扱う全国6か所の通関郵便局内に設置された税関外郵出張所（以下「外郵官署」という。（注2））で行なっている。

（注1）簡易な輸出入手続ができない郵便物（関税法第76条第1項）

次の郵便物は、簡易な輸出入手続の適用が除外されているのでこれらの郵便物を輸出入しようとする者は、一般の貨物と同様に輸出申告又は輸入申告を行う必要がある。

- ① 価格（輸入の場合は課税価格）が20万円を超えるもの（ただし、寄贈品である輸入郵便物、名宛人が課税価格等把握することが困難な輸入郵便物、合衆国軍事郵便局扱いの郵便物を除く。）
- ② 郵便物を輸出入しようとする者から輸出入申告を行う旨の申出があつたもの

（注2）外郵官署

東京外郵出張所、川崎外郵出張所、中部外郵出張所、大阪外郵出張所、福岡外郵出張所、那覇外郵出張所

#### （1）郵便物の検査

関税法第76条第1項の簡易手続が適用される郵便物の通関については、輸出入の申告及び許可の手続は必要ないが、税関職員は信書以外の郵便物については必要な検査を行い、これに基づいて関税及び内国消費税等の賦課その他の行政上必要な措置を執ることとなる。

（注）「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいい（郵便法第4条第2項）、関税法第3条において関税の課税対象から除外されている。

すなわち、日本郵便株式会社は、輸出入郵便物のうち信書以外のものを受け取ったときは、税関に提示する義務が課せられており（関税法第76条第3項）、一方、税関職員は日本郵便株式会社の職員の立会いのもとに、これらの郵便物について必要な検査を行う（関税法施行令第66条の2第1項）こととされている。

郵便物の検査に際しては、信書の秘密を侵すことのないよう十分に注意しなければならない。郵便物中に信書があると認められる場合には、税関は差出人又は名宛人にその検査を受けるものを開示させ、又はその承諾を得たうえで検査しなければならない（関税法施行令第66条の2第2項）とされている。

郵便物の検査は、原則として日本郵便株式会社内に設置されている税関検査場において行われるが、輸出される郵便物については、これを日本郵便株式会社に差し出す前に、最寄りの税関に提示して、事前に輸出検査を受けることができる。事前検査を受けた郵便物は、税関において施封され、日本郵便株式会社へ差し出した後はその封印の異常の有無を検査するにとどめ、開披検査は行われない取扱いとなる。

検査の結果、他の法令に規定する条件（関税法第76条第4項で準用する関税法第70条の規定）を充足しないものについては、日本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しないこととされている。

また、輸入郵便物について原産地虚偽表示等のあるものについては、日本郵便株式会社にその旨を通知し、日本郵便株式会社は名宛人にその表示を消させ、又は訂正させた後でなければ、これを交付することができないことになっている（関税法第78条）。

なお、輸入郵便物の検査の結果、①仕入書等の提出がなければ課税価格又は税率の決定が困難と認められるもの、②郵便物の品名、数量、名宛人等から減免税の対象と認められ関係書類の確認を要するもの、③他法令に係る輸入規制が適用されるもの等については、「外国から到着した郵便物の通関手続のお知らせ」（いわゆる到着通知書）を発送し、関係書類の提出を待って課税等の処理を行うこととなる（関税法基本通達76-4-4）。

## （2）郵便物に対する課税

関税法第6条の2第1項第2号ロの規定により関税法第76条第1項の簡易手続が適用される郵便物は賦課課税方式により税額が確定するものであるから、輸入郵便物について検査の結果、関税及び内国消費税を納付すべきものであり直ちに課税処理が可能な場合（「直課税扱い」という。）は、税関は国際郵便物課税通知書及び納付書を作成して、日本郵便株式会社を経て名宛人に通知する。また、日本郵便株式会社は原則として郵便物を交付する前に、課税通知書及び納付書を名宛人に送達しなければならない（関税法第77条第1項及び第2項）とされている。

郵便物を受け取ろうとする名宛人は、当該郵便物を受け取る前に、国際郵便物課税通知書に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて銀行等（日本銀行の歳入代理店）に納付するか、又は、日本郵便株式会社に納付を委託し、郵便物の交付を受けることになっている（関税法第77条第3項、第77条の2）。名宛人の居所不明等により、配達不能となった郵便物については、日本郵便株式会社は差出人への返送等の措置をとるが、この場合、課税通知書については、配達不能の旨記入のうえ税関に還付することになっている。

（注）名宛人による日本郵便株式会社への納付委託の方法としては、税額が1万円以下の郵便物及び税額が1万円を超える30万円以下の郵便物で名宛人が希望するものについては、配達時に行われ、それ以外は郵便局に出向いたうえで行われる。なお、民営化に伴い日本郵便株式会社は日本銀行の歳入代理店ではなくなったことから委託納付という方法が採られている。

## （3）郵便物の納付前受取り

郵便物の名宛人は、税関長の承認を受けた場合には、関税等の課税標準及び税額決定前又は減免税額決定前にその郵便物を受けとることができる（関税法第77条第6項）。

これを納付前受取制度というが、この趣旨及び運用は、許可前引取り（関税法第73条）の場合と同様である。

ただし、担保については、任意担保とし、申請者の資力等が不明な場合、その他税関長が特に必要と認める場合に限り提出させ、その他の場合は省略する取扱いである。

なお、納付前受取郵便物に対する関税の納付は、納税告知により行われる（関税法第9条の3第1項）。

## 2. 旅具通関等その他の簡易通関

### (1) 旅具通関

輸出又は輸入の申告が要式行為であることについては前述のとおりであるが、本邦出入国する旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）の携帯品については、法令上口頭により輸出入申告させることができるとされている（外国為替令第8条の2第1項に規定する支払手段又は証券に該当するもの及び貴金属に該当するものを除く。関税法施行令第58条ただし書、関税法施行令第59条後段）。しかしながら、本邦に入国する旅客等の携帯品に係る迅速かつ適正な通関を図るため、平成19年7月から「携帯品・別送品申告書」（C-5360）等の提出により輸入の申告が行われている（関税法基本通達67-4-10）。

一般の輸入貨物は、申告納税方式がとられているが、携帯品又は別送品については賦課課税方式（税額の確定が税関長の賦課決定処分によって行われる方式）となっている（関税法第6条の2第1項第2号イ）ので、課税すべき物品が確定したときは、担当職員は、課税価格の決定を行い、税額を計算し確定した上で、納税者に納税の告知を行う（関税法第9条の3）。納税は現金等（スマートフォン決済アプリを利用した納付、クレジットカードによる納付又はマルチペイメントネットワークを介したインターネットバンキングを利用した納付も可能な空港がある（キャッシュレス決済）。）によって行われ、領収書を納税者に交付する（キャッシュレス決済の場合は専用端末で決済完了を確認する）ことによって徴税手続は完了するので、その後直ちに輸入の許可を行う。なお、CISの旅具業務機能を活用して関税等を賦課する場合には、CISに所要事項（課税価格等）を入力することにより税額の確定及び納税告知書の作成を行い、当該告知書をもって納税者に徴収決定額を通知する。

また、携帯品又は別送品に対して課税される関税の率については、商業量に達する数量の貨物等一部の貨物を除き、関税及び内国消費税等を総合したものを基礎として算出した簡易税率表による税率が適用される（関税定率法第3条の2）。これは貨物の輸出入形態から、特に通関の簡易、迅速性が要請されるためであるが、旅客等が輸入する貨物の全部について、簡易税率表の適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りではない。

旅具通関は、携帯品や別送品を対象とするものであるが、その他の貨物であっても、一定額以下の託送品、不用又は残存船（機）用品、荷物等については、旅具通關扱いすることとされている（関税法基本通達67-2-7、67-4-9）。

（参考）増加し続ける入国旅客の迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の両立を実現するため、入国旅客の携帯品申告情報及び旅券情報を電子的に提出することを可能とする「税関検査場電子申告ゲート」を、平成31年（2019年）4月に成田空港（第3ターミナル）に導入し、令和2年（2020年）4月から成田空港（第1ターミナル、第2ターミナル）、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、新千歳空港、令和3年（2021年）4月から那覇空港において運用を開始したところである。また、これら以外の空港においても、検査台用電子申告端末が設置されている有人検査台では携帯品申告情報を電子的に提出することが可能となっている。

### (2) その他の簡易通関

上記旅具通關のほか、貨物の輸出入形態、性質、価格、数量等を考慮して、取扱い上特に簡易な通

関手続を行っているのを列挙すれば、次の通りである。

- ① 少額貨物：申告書記載事項の一部省略又は Air Waybill 等による申告（関税法基本通達 67-2-2、67-2-3、67-4-2、67-4-4）
- ② 航空貨物：マニフェスト等による申告（関税法基本通達 67-2-5、67-4-6）
- ③ 外交官等の輸出入貨物
  - ：検査の省略及び添付書類の省略（関税法基本通達 67-4-8）
- ④ 公海上で採捕した水産物の直接輸出
  - ：現品検査の省略、仕入書等による貨物の実態把握（関税法基本通達 67-2-10）
- ⑤ 外国籍船舶の修理、改裝のため使用する資材の輸出（資材の価格が 200 万円未満の場合）
  - ：輸出又は積戻し申告書に代えて船用品積込申告書による旅具通関扱い（関税法基本通達 67-2-9）
- ⑥ 外国において開催される見本市等に出品する貨物の輸出
  - ：一括申告を認める扱い（関税法基本通達 67-2-11）
- ⑦ コンテナーに関する通関条約及び T I R 条約の適用を受けないで輸出入される容器
  - ：「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」の使用（関税法基本通達 67-2-12）
- ⑧ 輸入食糧等の荷粉の輸入
  - ：申請書等による通関（関税法基本通達 67-4-14）
- ⑨ 本邦籍の船舶等が外国において取り付けた資材等
  - ：修理又は改裝により付加された外国貨物で課税扱いとされるもののうち、船用品として外国貨物のまま積込みが認められるものについては、便宜、輸入の取扱いをしないものとする。（関税法基本通達 67-4-15）
- ⑩ 保税地域から引き取られる古包装材料
  - ：適宜の書面による通関（関税法基本通達 67-4-16）
- ⑪ その他特例法関係
  - A T A 条約により輸出入される貨物
    - ：通関手帳（A T A カルネ）による通関（特例法基本通達第 5 章）
  - 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の適用を受けて輸入する自家用自動車
    - ：一時輸入書類（通関手帳）による通関（特例法基本通達第 3 章）
  - コンテナーに関する通関条約の適用を受けて輸出入されるコンテナー
    - ：積御コンテナー一覧表による申告（特例法基本通達第 4 章）

## 第5節 コンテナーの通関

我が国は、昭和 46 年 8 月、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（以下「TIR」という。）に加盟し、同時にこれらの条約を施行するために、「コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」（以下「コンテナー特例法」という。）を制定した。これらの条約及び法律の施行に伴い、コンテナー（容器）及びコンテナー内蔵貨物の輸出入通関並びにそれらの保税運送については、次のような取扱いとなっている。

### 1. コンテナー（容器）の取扱い

#### （1） 輸入通関

コンテナ一条約の適用を受けて国際運送の用に供されるコンテナーは、同条約第2条の規定により、輸入後3月以内に再輸出されること等一定の条件の下に免税一時輸入が認められることとされている。当該コンテナーの輸出手続は関税法第67条の通常の輸出入申告手続を大幅に簡素化している。

（注）コンテナ一条約第3条においては、「輸入税の免除を受けて一時輸入されるコンテナーは、輸入の日から3箇月以内に再輸出されなければならない」とされているが、輸入貨物をコンテナーに詰めた状態で内陸地まで運送することが一般化し、免税コンテナーが3月以内に再輸出されないケースが恒常に発生していること、及び多くの場合において再輸出期間の延長が執られている状況に鑑み、平成24年4月よりコンテナー特例法において、再輸出期間を1年以内としている。

外国から本邦に到着したコンテナーについては、貨物が詰められたコンテナーで、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの、その陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含めて、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者（コンテナーの管理者。通常船会社）ごとに一括して輸入申告を行わせることとされている。

免税コンテナーの輸入申告は、積卸コンテナー一覧表（以下「コンテナーリスト」という。）を当該コンテナーが置かれているコンテナーヤードの所在地を所轄する税関官署（保税取締部門）に2部提出することにより行うこととされている。これは、税関職員がコンテナーリストを受理したときに輸入申告があったものとする取扱いである。この場合、一般的の輸入申告に当たって必要とされる仕入書、輸入承認証の提出は省略できる取扱いであり、また、コンテナー特例法第3条で規定している担保の提供も、輸入申告者の資力、信用等から判断して、関税の確保上支障があると税関長が認めた場合を除き、その提供を省略させる取扱いである。

税関におけるコンテナーリストの審査及びコンテナーの検査は、いずれも税関が必要と認めた場合に隨時簡易に行うこととされている。

輸入の許可は、申告の際に提出されたコンテナーリストの1部に受理印を押なつするとともに、受理番号を記入し、リストの余白に「コンテナ一条約により輸入税免除」の旨を記入して、申告者に交付することにより行う。

なお、外国から本邦に到着したコンテナーで、コンテナ一条約第2条に規定する免税の要件を満たすものであっても、その輸入者が関税定率法第14条第11号（無条件免税）又は第17条第1項（再輸出免税）の規定の適用を特に希望する場合には、これらの規定を適用して関税を免除するために正規の輸出手続をとらせて差し支えない。

## (2) 輸出通関

輸入許可を受けた免税コンテナーは、関税法上内国貨物であるから、国内においてこれを国際運送（コンテナー内の貨物が国内において他のコンテナーに詰め替えられることなく、当該コンテナーにより外国を仕向地又は仕出地として行われる運送）の用に供する場合には、特に税関において保税運送等の手続をとる必要はなく、その免税コンテナーを再輸出する際に所定の輸出手続をとればよいことになっている。

免税コンテナーの輸出通関手続は、輸入手続に準じた簡易な取扱いが認められている。船積みのためコンテナーヤードに集結されたコンテナー（輸入貨物を取り出して空となったもの及び輸出通関済の貨物を詰め込んだもののいずれをも含む。）を一括して輸出申告することができることとされており、輸出者（コンテナーの輸出の際の管理運用者）がコンテナーリストを当該コンテナーが置かれているコンテナーヤードの所在地を所轄する税関官署（保税取締部門）に提出することにより申告がなされる。輸入の場合と同じく、コンテナーリストを受理した時に輸出申告が行われたこととなり、税関は、コンテナーリストに受理印を押印し、その1部を輸出者に交付することにより輸出の許可を行い、当該コンテナーリストにより船積みを認める。

なお、国産コンテナーを最初に輸出し、又は積み戻す場合には、前記の簡易な取扱いによらず、通常の輸出手続を行わせることとしている。

## (3) その他通関に関連する規制

### ① 用途外使用規制

免税コンテナーは、原則として輸入の許可の日から1年以内に再輸出しなければならない（コンテナー特例法第4条及び第5条）が、故障による修理、貨物の積込み計画の変更等やむを得ない理由により1年以内に再輸出できない場合は、税関長に申請し、再輸出期間の延長承認を受けなければならないこととされている。

また、免税コンテナーは、再輸出期間内に貨物の運送の用以外の用途（例えば、倉庫用、冷蔵庫用）に供し、又はこれに供するため譲渡してはならない（コンテナー特例法第4条）。したがって、貨物の輸出入用以外に、国内の貨物の運送の用にコンテナーを利用することにも制限はない（コンテナー特例法第4条、第5条）。

### ② 記帳管理

免税コンテナーの管理者は、免税コンテナーに関する帳簿を備え付けた上、その輸入及び再輸出に係る税関、その許可の年月日、コンテナーリストの受理番号、再輸出期間の延長の承認、用途外使用の承認、管理者の変更、国内運送事績、修理、運送及び保管に関する事項について記帳しなければならないこととなっている（コンテナー特例法第6条）。

このような制度がとられたのは、コンテナーの通関件数はかなり膨大であり、通常の再輸出免税制度でとられているように、個々の免税貨物の再輸出に当たって、税関が自ら確認した上、輸入許可書から消込みを行う方法をとることが不可能に近いため、免税コンテナーの管理者が再輸出したことの事績を自ら記録し、その内容につき税関が報告を求めるにより確認する措置が講じられているものである。

上記の免税コンテナーの記帳義務及び用途外使用の場合の関税徴収等に関連し、免税コンテナーについての責任を明確とするため、免税コンテナーが本邦において譲渡、返還又は貸与されること

により管理者が変わることとなった場合には、その変更前の管理者は、免税コンテナーの引渡しの日から 5 日を経過する日までに、引渡しに係る免税コンテナーの再輸出期間、輸入許可税関、輸入許可年月日及び輸入許可番号並びに国内運送の事実の有無等を記載した管理者変更通知を変更後の管理者あてにしなければならないこととされている。（コンテナー特例法第 7 条、同法施行令第 9 条）。

### ③ 国産コンテナーの特例

免税コンテナーのうち、本邦において製造された国産コンテナー及び関税納付済のコンテナーは、その輸入の際免税の根拠がコンテナ一条約の適用によるものであっても、本来これらのコンテナーが、関税定率法第 14 条第 11 号（無条件免税）の規定の適用を受けられる性質のものであって、輸入後において上記コンテナー特例法上の諸規制を行う実質的意味もないで、担保の提供（コンテナー特別法第 3 条）、用途外使用の制限（同第 4 条）、用途外使用等の場合の関税の徴収（同第 5 条）、記帳義務（同第 6 条）、管理者変更の場合の通知（同第 7 条）の各規定は適用がなく、国内においての使用が自由とされている。

なお、これらの国産コンテナー等については、国産コンテナーである旨の財務省令で定める証紙を当該コンテナーに表示することとされており、証紙の表示に当たっては、あらかじめ当該コンテナーの置かれている場所の所在地を管轄する税関長に申請し、国産コンテナー等であることの確認を受けなければならないことになっている（コンテナー特例法第 8 条、同法施行令第 11 条）。

## 輸出関係他法令一覧表

法令名	主な品目	税関確認書類
1. 外国為替及び外国貿易法 (1) 外国為替令 (2) 輸出貿易管理令	武器・化学兵器等（別表1） 麻薬等の輸出規制品（別表2） 北朝鮮への奢侈品（別表2の2）	輸出許可証 輸出承認証
2. 輸出入取引法	現在、対象なし	
3. 文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	輸出許可書
4. 林業種苗法	現在、対象なし。	
5. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品等	鳥獣適法捕獲証明書
6. 覚醒剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	覚醒剤原料輸出許可書等
7. 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬	麻薬輸出許可書等
8. あへん法	あへん、けしがら	あへん輸出委託証明書等
9. 植物防疫法	顯花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物、有害植物、有害動物	栽培地検査合格証書等
10. 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	犬の輸出検疫証明書、狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書
11. 家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、みつばち、ソーセージ、ハム、ベーコン等	輸出検疫証明書
12. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	あわび、なまこ及びこれらの加工品	適法漁獲等証明書
① 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料等	処方箋の写又は医師の証明書 麻薬向精神薬原料輸出届 麻薬等原料輸出業者業務届 受理証明書
② 道路運送車両法	中古自動車	輸出抹消仮登録証明書 輸出予定届出証明書

(注) 1から12は、関税法第70条第1項関係。①、②は、関税法第70条第2項関係

## 輸入関係他法令一覧表

法令名	主な品目	税関確認書類
1. 外国為替及び外国貿易法 (1) 外国為替令 (2) 輸入貿易管理令	輸入割当 (にしん、帆立貝、のり等) 承認(北朝鮮産品(全品目)、鯨、ダイヤモンド等) 事前確認(冷凍くろまぐろ等) 等	輸入承認証等
2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品等	輸出許可証明書等
3. 銃砲刀剣類所持等取締法	銃砲・刀剣類	銃砲(刀剣類)所持許可証等
4. 印紙等模造取締法	印紙に紛らわしい外観を有する物	輸入許可書
5. 大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻草の種子	大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書
6. 毒物及び劇物取締法	毒物、劇物	毒物劇物輸入業登録票等
7. 覚醒剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	覚醒剤原料輸入許可書等
8. 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬等原料	麻薬輸入許可書等
9. あへん法	あへん、けしがら	あへん輸入委託証明書等
10. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器等、指定薬物	動物用医薬品製造販売業許可証等 輸入指定薬物用途誓約書
11. 肥料の品質の確保等に関する法律	肥料	登録証等
12. 水産資源保護法	こい、きんぎょその他のふな属魚類等	輸入許可証
13. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	粗糖、精製糖、でん粉等	指定糖、指定でん粉の買入れ及び売戻し承諾書等
14. 畜産経営の安定に関する法律	バター、脱脂粉乳、れん乳、ミルク、クリーム、バーミルクパウダ ー等	指定乳製品等輸入業務委託証明書等
15. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	米穀、小麦、メスリン、大麦、裸麦、ライ小麦及びこれらの粉等	納付金の領収証書等
16. 火薬類取締法	火薬、爆薬、火工品(導火線等)	火薬類輸入許可書
17. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質等	輸入許可書等
18. 郵便切手類模造等取締法	郵便切手に紛らわしい外観を有する物	郵便切手類模造等許可書
19. アルコール事業法	アルコール分90度以上のアルコール	輸入事業許可書の写し等
20. 石油の備蓄の確保等に関する法律	原油、揮発油、灯油、軽油及び重油	石油輸入業者登録通知書の写し
21. 農薬取締法	農薬	登録票、農薬輸入願
22. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	ブラックバス、カミツキガメ等	飼養等許可証 種類名証明書
23. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	エボラウイルス、炭疽菌、ポツリヌス毒素等	特定一種病原体等輸入指定書等
24. 労働安全衛生法	有害物等(石綿等)	製造等禁止物質輸入許可証等
25. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	さば、さんま、まいわし、いか及びこれらの加工品	適法採捕証明書等
① 食品衛生法	すべての飲食物、添加物、食器、容器包装等	食品等輸入届出書等
② 植物防疫法	顕花植物、有害植物、有害動物等	植物検査合格証等
③ 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書等
④ 家畜伝染病予防法	馬、鶏、あひる、みつばち、ソーセージ、ハム、ベーコン等	輸入検疫証明書等
⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ等陸生哺乳類、鳥類等	輸入検疫証明書 届出受理証
⑥ 高圧ガス保安法	圧縮ガス、液化ガス	輸入高圧ガス検査合格証等
⑦ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等	製造販売承認書等
⑧ 労働安全衛生法	珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆等	分析結果報告書の写し等
⑨ 大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻草の種子	発芽不能種子確認書

(注) 1から25は、関税法第70条第1項関係。①から⑨は、関税法第70条第2項関係。

## 第6節 知的財産侵害物品の水際取締り

知的財産とは、発明、考案、意匠、著作物、植物の新品種その他人間の創造的活動により生み出されるものと、商標や商号のような事業活動に有用な表示等をいい、知的財産に関する法令により権利者等の利益が保護されている。

このうち、税関において取り締まる対象は、関税法において「輸出してはならない貨物」（同法第69条の2第1項第3号、第4号）及び「輸入してはならない貨物」（同法第69条の11第1項第9号、第9号の2、第10号）に掲げられている。

具体的な権利についての解説は、関税法（下）第2章第1節及び第2節を参照。

税関において取締りを行う知的財産一覧

A:認定手続を執るとの申立てに基づく取締り		特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権	著作隣接権	回路配位置利用権	育成者権	不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号及び第18号に掲げる行為を組成する物品
輸出貨物	A	○	○	○	○	○	○	—	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	—	○	○
輸入貨物	A	○	○	○	○	○	○	—	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通過貨物	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	B	○	○	○	○	○	○	—	○	○

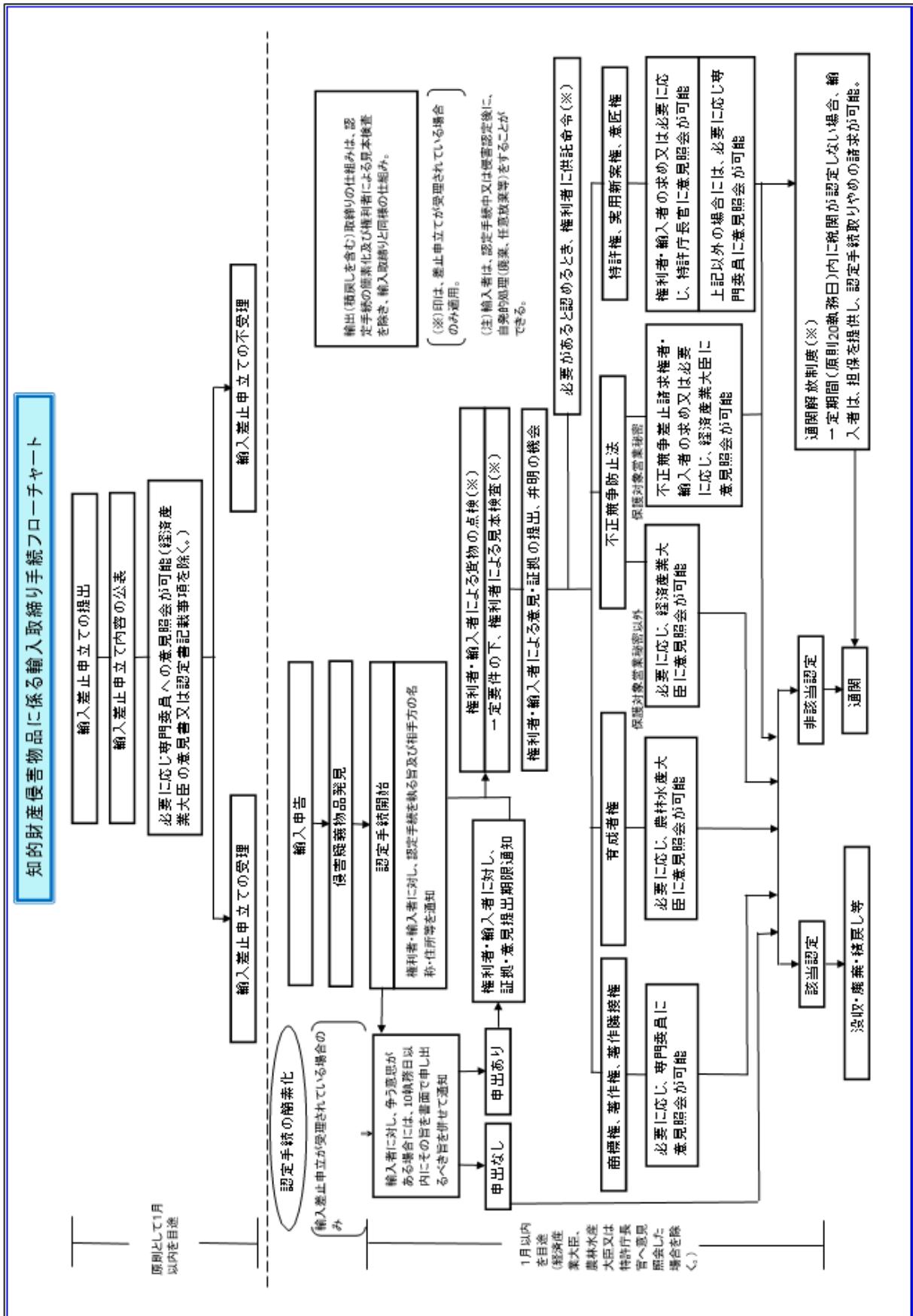
### 1. 取締りの概要

我が国の税関における知的財産侵害物品の水際取締りは、輸出入差止申立てと侵害該否の認定手続に分かれる。諸外国の税関では輸入手続における知的財産侵害物品の疑いのある貨物（以下「侵害疑義物品」という。）の発見のみを行い、侵害の該否は裁判所等別の機関に委ねる仕組みも多い。一次的な侵害判断まで税関で行う我が国の仕組みは、司法手続に比べて迅速と言える（税関長の認定に対し司法手続で争うこともできる）。

差止申立制度は、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（以下「権利者」という。）が、自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認められる貨物が輸出入されようとする場合に、税関が認定手続を執るよう、税関長に対して申し立てができる制度である。

この申立てを根拠に、又は税関独自の判断により、税関が侵害疑義物品を発見した場合には、当該貨物が侵害物品に該当するか否かについての「認定手続」を執ることとされている。認定手続とは、権利者と輸出入者の双方から出された意見や証拠等をもとに、税関長が疑義物品が権利を侵害するか否かを認定する手続である。

## 知的財産侵害物品に係る輸入・取締り手続フローチャート



## 2. 輸入に係る知的財産侵害物品水際取締制度

### (1) 差止申立て

権利者は、税関長に対し、自己の権利等を侵害すると認める貨物に関し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合には認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

なお、不正競争差止請求権者については、

#### ① 保護対象営業秘密以外の場合

経済産業大臣の「税関長に提出しようとする証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるもの」である旨等が記載された意見書

#### ② 保護対象営業秘密の場合

経済産業大臣の「不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定できる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（善意・無重過失でない者）」等が記載された認定書を提出する必要がある（関税法第69条の13第1項）。

(注)「保護対象営業秘密」とは、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るものをいう（関税法基本通達69の11～69の21-1(2)）。

輸入差止申立てがあった場合には、税関長は、申立てを受理したときはその旨及び申立ての有効期間を、受理しなかったときはその旨及び理由を、申立人に通知しなければならない（同条第3項）。

なお、税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、専門委員に意見を求めることができる。これは、侵害判断・差止めを専門的かつ迅速に行うため、税関長が、知的財産に関する学識経験者を専門委員として委嘱し、申立ての際に提出された「侵害の事実を疎明するために必要な証拠」が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を聴くことができるものである（関税法第69条の14）。ただし、上記の経済産業大臣の意見書等が添付されている場合には、重複排除の観点からその対象外とされている。

### (2) 認定手続

#### ① 認定手続の開始

税関長は、侵害疑義物品があると思料するときは、知的財産を侵害する物品（以下「侵害物品」という）に該当するか否かを認定する手続を執らなければならない。

この手続の開始に際しては、開始の旨に加え、当該権利者及び輸入者に対して、侵害物品に該当するか否かについての証拠の提出、意見の陳述ができる旨を通知しなければならない（関税法第69条の12第1項）。また、双方に相手方の（権利者に対しては仕出人も）氏名又は名称及び住所を通知するものとされている（同条第2項）。なお、外観等から判明した場合に限り、生産者の氏名又は名称及び住所についても権利者に通知される（同条第3項）。

\*認定手続の簡素化（輸入差止申立てが受理されている場合のみ）

輸入差止申立てが受理されている場合には、輸入者に対して、この通知の受領から休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下第6節において同じ。）を除いて10日の間に、争う意思があるのであればその旨（理由や証拠は不要。「争う」という意思表

示のみでよい。) を書面で回答するよう求めることとされている(関税法施行令第62条の16第1項ただし書き、第5項第5号)。

上記期間中に回答がなければ、税関長は、輸入者及び権利者の双方に意見陳述や証拠提出の機会を与えることなく直ちに認定を行う。

これは、近年、特に郵便を利用して侵害物品の輸入を図ろうとする事案が増える中で、輸入者は通知を受けても何ら意思表示せず、権利者だけが準備を整えざるを得ないという事案が多いことに対応したものである。このような事案は、商標権や著作権(いわゆる「キャラクター商品」)関連の貨物に多く見られる。なお、後記の通関解放制度の日程との関係もあり、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する貨物並びに不正競争防止法違反物品(保護対象営業秘密に限る。)の該当に係る認定手続においては対象とされていなかった。しかし、権利者から簡素化手続の対象に特許権及び意匠権に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物を加えてほしいとの要望があったことを踏まえて、通関解放制度に係る実情等を検討した結果、認定手続の更なる簡素化を図ることとして関税法施行令が改正され、簡素化手続の対象から除かれていた特許権等についても簡素化手続の対象とすることとなった。

#### \*輸入者に対する侵害物品に該当しないことを証する書類の提出の求め

税関長は、認定手続の開始の通知を受けた輸入者が、認定手続が執られた貨物(以下「疑義貨物」という。)について、侵害物品に該当しない旨を主張する場合には、輸入者に対して以下の書類の提出を求めることができる(関税法第69条の12第4項、同法施行令第62条の16第2項)こととされ、制度の実効性及び輸入者利益の確保を図っている。

- イ. 輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
- ロ. 輸入者及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
- ハ. 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
- ニ. 権利者から許諾を得ているか否かについて記載した書類
- ホ. 侵害物品に該当しない旨を証する書類その他認定手続において参考となるべき書類

#### ② 貨物の点検(輸入差止申立てが受理されている場合のみ)

税関長は、受理された輸入差止申立てに係る貨物について認定手続を執ったときは、当該貨物について、権利者又は輸入者に対し申請により点検する機会を与えなければならない(関税法第69条の13第4項)。この点検は、税関官署又は保税地域内で行うこととし、知的財産調査官又は知的財産担当官(以下「知的財産調査官等」という。)が立ち会うこととしている(関税法基本通達69の12-1-5(3))。

#### ③ 権利者による見本検査(輸入差止申立てが受理されている場合のみ)

権利者は、一定の要件に該当する場合には、申請により疑義貨物に対して見本の検査を行うことができる(関税法第69条の16第1項)。

認定手続においては、権利者及び輸入者は税関に証拠を提出し又は意見を述べることができる事とされており、税関はこれらの証拠・意見を基に認定を行うこととなるが、権利の内容によっては、権利者は疑義貨物の外観だけでは自己の権利が侵害されているかどうかわからない場合もある。このような場合に輸入者側からの一方的な証拠・意見により認定が行われ、認定の公正

性を損なうことになることを回避するため、権利者が見本を分解して検査すること等が認められている。

税関長は、次に掲げるいずれの要件にも該当する場合は、疑義貨物の見本検査を承認することとされている（同条第2項）。

イ. 証拠、意見提出に必要

ロ. 輸入者の利益が不当に害されるおそれがない

ハ. 不当な目的に用いられるおそれがない

二. 見本の運搬、保管、検査その他の取扱いを適正に行う能力、資力を有する

税関長は、権利者から見本検査承認申請があった場合には、輸入者に通知し（同条第1項後段）、意見を述べる機会を与えるとともに、見本検査終了後の返還の要・不要についての確認を行い、承認した場合にはその旨を通知しなければならない（同条第3項、関税法基本通達69の16-1(2)(3)）。

なお、税関長は見本検査を承認した場合には、原則として供託命令を行うこととなる（同条第5項、同通達69の16-3(1)）。

また、見本を検査する際には、税関職員が立ち会うものとし、輸入者は申請することにより立ち会うことができる（同条第6項）。

#### ④ 輸入差止申立てに対する供託命令（輸入差止申立てが受理されている場合のみ）

輸入差止申立てが受理されたことによりその貨物に係る認定手続が開始された場合には、申立ての濫用を防ぐ意味も踏まえ、必要に応じて、申立て者に対して、非該当認定となった場合に輸入者が被る損害の賠償を確保できるように、税関長は、担保の提供（相当の金銭の供託）を命じることができる（関税法第69条の15第1項）。

この場合の供託額は、次に掲げる額の合算した額となる（関税法基本通達69の15-1(1)ハ(イ)）。

イ. 輸入者の逸失利益（課税価格の20%程度が目安）

ロ. 倉庫保管料

ハ. 生鮮疑義貨物については、腐敗により失われると予想される貨物の価値（課税価格）

二. その他輸入者が被るおそれのある損害額

供託命令は貨物の状況から特に必要な場合にのみ行われるが、生鮮疑義貨物の場合は、通常の手続の間に腐敗してしまうおそれが高いため、原則的に命令するものとされている（関税法基本通達69の15-1(1)イ）。

権利者が正当な理由なく供託しない場合は、認定手続が取りやめられ（同条第10項）、当該疑義貨物の輸入が許可される。なお、発生した損害に係る賠償自体については、関税法上の関与はなく、民事訴訟等に委ねられるが、本制度は当該民事訴訟等の結果権利者の賠償責任が確定した場合における債務履行を確実なものとするためのものである。

#### ⑤ 意見照会制度

イ. 経済産業大臣又は特許庁官への意見照会請求

特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法違反物品（保護対象営業秘密に限る。）に該当するか否かについて認定手続きが執られた場合は、一定期間内に限り、権

利者又は輸入者は、税関長に対して、特許権、実用新案権及び意匠権の疑義貨物については、技術的範囲等に属するか否かについて特許庁長官に、不正競争防止法違反物品と思料される貨物（保護対象営業秘密に限る。）については経済産業大臣に意見を聞くよう求めることができる（関税法第69条の17第1項）。なお、求めがなくても税関長が主体的に意見を聞くこともできる（同条第9項）。

#### ロ. 所管大臣への意見照会

税関長は、育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法違反物品（保護対象営業秘密を除く。）に該当するか否かの認定手続において、認定するために必要があると認めるときは、育成者権については農林水産大臣に、不正競争防止法違反物品（保護対象営業秘密を除く。）については経済産業大臣に、認定の参考となる意見を求めることができる（関税法第69条の18第1項）。

#### ハ. 専門委員への意見照会

税関長は、疑義貨物が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は回路配置利用権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続において、認定するために必要があると認めるときは、知的財産に関し学識経験がある者を専門委員に委嘱し、認定に参考となる意見を求めることができる。特許権、実用新案権又は意匠権に関する疑義貨物について上記イで特許庁長官に意見を求めることができる事項（技術的範囲等）については、専門委員に意見を求めることができない（関税法第69条の19）。

### ⑥ 認定結果の通知等

税関長は、貨物の点検・見本検査の結果を踏まえて権利者・輸入者等から提出される証拠・意見及び提出された証拠・意見に対する弁明並びに意見照会の結果に基づいて、当該疑義貨物が侵害物品であるか否かについての認定を行い、その旨及びその理由について権利者及び輸入者に通知しなければならない（関税法第69条の12第6項）。

### ⑦ 通関解放制度（輸入差止申立てが受理されている場合のみ）

特許権、実用新案権、意匠権又は不正競争差止請求権者より輸入差止申立てを受けた貨物について認定手続きが執られた時は、輸入者は、相当額の金銭（本制度において「通関解放金」という。）の供託を条件として認定手続を取りやめるよう求めることができる（関税法第69条の20第1項、第3項）。

具体的には、認定手続が開始されてから20日経過日（行政機関の休日を除いた日数。法制上の原則は10日経過日であるが延長可能であり、運用上原則として延長される。）又は経済産業大臣若しくは特許庁長官から意見の回答があつてから10日を経過する日の遅い方の日後は、輸入者は認定手続を取りやめることを税関長に対し求めることができ、税関長は、その求めがあつたときは、対象貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれのある損害を賠償するための金銭の供託を命じる。輸入者は通関解放金を提供して貨物を引き取ることとなる。

申立権利者の権利が侵害され、輸入されたことにより損害を被った場合には、申立権利者は供託された通関解放金について優先的に還付を受けることができる。還付を受けるためには、前記④と同様、権利者が輸入者を相手取って民事訴訟を提起し、訴訟の中で損害額を確定し、裁判所の命令に基づいて供託金の中から権利者に支払われることになる。制度導入時には、権利者が輸

入者を相手として訴えを提起できる機会を与えるために、税関長が、権利者に対して輸入者の住所、氏名等を通知するという仕組みがこの制度の中で規定されていたが、現在は、認定手続開始通知の際に通知するものとされており、特にこの制度のためだけのものではなくなっている。一方、当該機会が与えられてから一定期間経過しても、権利者からの訴えの提起がない場合には、輸入者は供託金を取り戻すこととなる（同条第9項）。

通関解放制度は、TRIPS協定上、特許権等について裁判所等の独立した当局以外の権限のある当局が輸入差止申立ての受理・不受理を判断する制度を持つ場合に導入が義務づけられているが（同協定第53条2）、この理由は、外観のみによる侵害該否の決定が困難な貨物が、独立していない当局の恣意的、乱用的な受理・不受理の決定によって、最終的な決定まで長期間留め置かれることのないよう輸入者を保護するためである。なお、正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられる場合にはこの規定は適用されない。関税法では、税関長（=正当に権限を有する当局）による経済産業大臣又は特許庁長官への意見照会が、税関がより適正に侵害の該否を認定するための措置であり、当該措置が疑義貨物の差止期間をいたずらに延期するものではなく、合理的な期間に終了するもあって、かつ、権利者及び輸入者双方の実効的な保護に資するものであることから、これを「暫定的な救済」と位置づけ、経済産業大臣又は特許庁長官の回答の日から10日までの期間は、通関解放の期限が到来しないものとしている。

### 3. 輸出及び通過貨物に係る知的財産侵害物品水際取締制度

輸出（積戻し）に係る水際取締りのしくみは、「認定手続の簡素化」、「侵害物品に該当しないことを証する書類の提出の求め」及び「見本検査」の制度がないほかは、輸入の場合と同じである。

また、通過貨物については、知的財産（回路配置利用権を除く。）侵害物品を保税地域等に置くこと（関税法第30条第2項）及び保税運送すること（同法第65条の3）が禁止され、その違反行為は処罰の対象であるが（同法第109条の2）、差止申立てや認定手続は制度化されていないため、行政処分として没収されることはない。通過貨物に対する罰則は、積替え等の現場で輸出入してはならない貨物を発見したときに、輸入の意図がないという主張により関税法上処罰できないことは適当ではないということから、これを違法行為と位置づけ、いわゆるトランジット罪として罰則規定が設けられたものである。そのため、没収をはじめとする行政的な取締りの規定は従来から規定されておらず、知的財産侵害物品についても同様となっている。

### 4. 水際取締制度の変遷

知的財産侵害物品に対する取締り自体は明治30年以来一貫して行われているが、WTO協定附属書1CのTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の成立を踏まえて、平成6年に差止申立制度及び認定手続の導入等、抜本的な手続の整備が行われた。それ以前は、我が国では、法制上税関長の職権的判断によってのみ取締りを行っていたが、TRIPS協定の発効にあたり、商標権及び著作権に係る事案について上記のような申立手続の導入が義務づけられた（同協定第51条）ため、これに対応すべく法改正が行われたものである。

特許権等については、申立手続を導入する場合には通関解放制度を併せて導入する義務があるため（同協定第53条2）当初はこれを導入せず、運用上の情報提供制度により実質的に同等の取締りを行っていた。しかし、平成14年以降、「知的財産立国」が我が国的重要政策として掲げられたことを受けた差止申立ての対象範囲が順次拡大されてきた（前記「税関において取締りを行う知的財産一覧」参照）。

「知的財産立国」を重要政策に掲げて以後の主な関税法等の改正は次のとおり。

① 平成 15 年（知的財産戦略大綱対応）

特許権、実用新案権及び意匠権を輸入差止申立ての対象に追加。併せて、通関解放制度（特許庁長官意見照会制度を含む）を整備。

育成者権侵害物品を輸入してはならない貨物の対象に加えるとともに、輸入差止申立ての対象に追加。

② 平成 16 年（知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画対応）

認定手続開始時における両当事者に対する相手方氏名等の通知制度を導入。

③ 平成 17 年（知的財産推進計画 2004 対応）

見本検査制度の導入及び意見照会制度の拡充。

形態模倣品等（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号）を輸入してはならない貨物へ追加するとともに輸入差止申立ての対象に追加。

④ 平成 18 年（知的財産推進計画 2005 対応）

専門委員制度の導入等意見照会制度の拡充。

輸出してはならない貨物に係る制度を創設し、対象となる知的財産について翌年にかけ順次拡大。

⑤ 平成 19 年（知的財産推進計画 2006 対応）

商標権等を対象とする認定手続の簡素化を導入。

⑥ 平成 20 年（知的財産推進計画 2007 対応）

トランジット罪に知的財産（回路配置利用権を除く）侵害物品を追加。

⑦ 平成 23 年（知的財産推進計画 2010 対応）

技術的制限手段無効化装置（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号（現在の第 17 号及び第 18 号に該当））を輸出入してはならない貨物に追加。

⑧ 平成 28 年（知的財産推進計画 2015 対応）

営業秘密侵害品（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号）を輸出入してはならない貨物に追加。

⑨ 令和 4 年（知的財産推進計画 2021 対応）

意匠法及び商標法の改正に合わせ、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込ませる意匠権又は商標権を侵害する物品を輸入してはならない貨物に追加。

## 第6章の2 認定通関業者

### 1. 認定通関業者制度の目的

認定通関業者とは、サプライチェーンを構成する事業者である通関業者をAEO制度の対象とするために、平成20年度関税改正において、関税法第79条（通関業者の認定）の新設により行われたもので、「通関業務その他輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行できる者として税関長の認定を受けた者」のことをいう。

本制度は、「貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された通関業者」を税関があらかじめ認定するもので、制度の趣旨は他の事業者向けAEO制度と変わらないが、通関業者が貨物を直接取り扱う事業者ではないため、もっぱら通関手続上において間接的に貨物のセキュリティ管理を行う点では、若干異なる部分があるが、他の事業者向けAEO制度と同じようにこれを利用することにより通関手続の特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物のリードタイムの短縮等が期待される。

認定を受けた通関業者にあっては、法令遵守体制が構築されていることから、顧客である輸出入者からの通関の依頼を、関税関係法令等により求められる手続を確実に履行でき、かつ、輸出入者からもたらされる不正行為への要求の排除が期待できることから、他の通関業者が行う輸出入申告と比較した場合において取り締まる必要性が低くなるとして、一般の輸入者であっても「認定通関業者」に輸入通関手続を依頼することにより、関税法第7条の2の規定により特例申告を行うことが可能となり、また、一般の輸出者についても認定通関業者に輸出通関手続を依頼することにより、特定委託輸出者（関税法第67条の3）として特定保税運送者（関税法第63条の2）による運送を条件に保税地域以外の場所（輸出者の自社工場等）からの特定委託輸出申告が可能となり、検査の対象とならなければ、保税地域等に入れないで許可を受けることができ、リードタイム及びコストの削減等が図られる。

### 2. 通関業者の認定

通関業者が「通関業務その他輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行できる者」として税関長の認定を受けるためには、次の要件を満たす必要がある（関税法第79条第3項）。

- ① 過去3年間において、認定の取消し（関税法第79条の5第1項）を受けたことがないこと
  - ② 通関業の許可（通関業法第3条第1項）を受けてから3年が経過していること
  - ③ 通関業の許可の基準（通関業法第5条各号）に適合していること
  - ④ 通関業の欠格事由（通関業法第6条第1号、第3号から第7号まで、第10号又は第11号）に該当していないこと
- イ 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの
- ハ 関税法等の特定犯罪により罰金の刑に処せられた者又は通告処分を受けた者であって、その刑の執行を終わり若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
- ニ 通関業法の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終つた日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの

- ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）等の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- ヘ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと
- ト 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、通関業法第6条第1号から第9号までに該当する者があるもの
- チ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者でないこと
- ⑤ その業務について前記④ホ又はヘに該当する者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者でないこと
- ⑥ 通関手続をN A C C S を使用して行うことその他輸出及び輸入に関する業務を以下に定める基準（関税法施行規則第9条の7）に従って遂行することができる能力を有していること
- イ 特例申告貨物に係る輸入申告において、輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書等により的確に確認する体制が整備されていること
- ロ 特定委託輸出申告において、輸出申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを税関長が適當と認める方法により的確に確認する体制が整備されていること
- ハ 運送中の特定委託輸出貨物に事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者に連絡を行う必要がある場合に速やかに連絡ができる体制が整備されていること
- ニ 上記のほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること
- ホ 上記に掲げる業務について、関税法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること
- ⑦ 輸出及び輸入に関する業務について、関税法その他の法令を遵守するための事項を規定した規則（以下「法令遵守規則」という。）を定めていること

### 3. 改善等の要請

税関長は、認定通関業者が関税法の規定に従って輸出及び輸入に関する業務を行わなかったことその他の事由により、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、法令遵守規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずること又は法令遵守規則を新たに定めることを求めることができることとされている（関税法第79条の2）。

### 4. 認定通関業者をやめる場合の届出

認定通関業者は、関税法第79条第1項の認定を受けている必要がなくなったときは、その旨を認定をした税関長に届け出ることにより認定通関業者でなくなることとされている。（関税法第79条の3）

### 5. 認定の取消し、失効

税関長は、次の場合には、認定通関業者の認定を取り消すことができるとされている（関税法第79条の5第1項）。

- ① 認定の要件（前記2. ③から⑥まで）に適合しないこととなったとき
- ② 税関長による改善措置の求めに応じない場合

また、認定通関業者の認定は、次の場合には失効することとされている（関税法第79条の4第1

項)。

- ③ 認定を受けている必要がなくなった旨の届出（前記4.）があったとき
- ④ 認定通関業者が死亡した場合で、許可の承継の規定による申請が被相続人の死亡後60日以内にされなかったとき、又は、承認をしない旨の処分があったとき
- ⑤ 通関業の許可（2以上の許可を受けている場合はそのすべての許可）が消滅したとき（通関業法第10条第1項）
- ⑥ 通関業の許可（2以上の許可を受けている場合はそのすべての許可）が取り消されたとき（通関業法第11条第1項）
- ⑦ 税関長が認定を取り消したとき

#### （参考）輸出入申告官署の自由化について

平成28年度関税改正において、AEO事業者が行う輸出又は輸入申告等（下記2. 参照）については、蔵置官署に関わらず、全国のいずれの税関官署の長に対しても申告を行うことを可能とする所要の改正が行われ、平成29年10月8日に施行された。その概要は以下のとおり。

### 1. 基本的な考え方

輸出入申告は、原則として貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）の長に対して行わなければならないこととされている（関税法第67条の2第1項）。その趣旨は、外国貨物を置くこと等ができる場所として税関長が許可をした場所である保税地域等で貨物の検査を行い、その後輸出入の許可を行うことで、貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、通関の適正性を確保するとともに、輸出入申告から許可にいたる一連の手続として、書類の審査及び貨物の検査を蔵置官署の職員が一貫して行うことで、不正輸出入の疑義がある貨物に対する迅速な対応を可能とし、効果的・効率的な審査・検査を確保することにある。

このように、蔵置官署に輸出入申告を行うことを原則としている趣旨が適正な通関及び業務処理の効率性を確保する観点であることに鑑みれば、全ての事業者に非蔵置官署に対する輸出入申告を認めることは適当ではないと考えられる。

一方で、「貿易の円滑化」は税関の重要な使命の一つであり、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲内で非蔵置官署への輸出入申告を行うことを可能とすれば、輸出入者、通関業者等の貿易関係事業者の輸出入申告に関連する業務の集約、事務の効率化及びコストの削減を図ることができ、貿易の円滑化に資するものと考えられる。こうした「適正な通関及び業務処理の効率性」の観点及び「貿易の円滑化」の観点を踏まえると、AEO事業者は、貨物の現況の的確な把握など輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有すること等を要件として税関長の承認又は認定を受けた者であり、適正な申告が期待できることから、非蔵置官署への輸出入申告を認めても通関の適正性及び業務処理の効率性に与える影響は小さいと考えられる。したがって、AEO事業者に係る貨物の非蔵置官署への輸出入申告を認めることは可能であるとしている。

### 2. 対象手続

- ① 特例輸入者又は特例委託輸入者が行う輸入申告
- ② 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者が行う輸出申告及び積戻し申告（関税法第

## 75 条)

- ③ 上記①、②に掲げる者が行う保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認申請（関税法第 43 条の 3 第 1 項）、保税工場に外国貨物を置くこと等の承認申請（同法第 61 条の 4 において準用する同法第 43 条の 3 第 1 項）、保税展示場に外国貨物を入れることの申告（同法第 62 条の 3 第 1 項）及び総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認申請（同法第 62 条の 10）

### 3. 申告官署の自由化に伴う主な改正

#### ① 輸出申告の特例

特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者は、いずれかの税関長に対して輸出申告することができることとした（関税法第 67 条の 3）。

#### ② 輸入申告の特例

特例輸入者、特例委託輸入者は、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることとした（関税法第 67 条の 19）。

#### ③ 貨物の検査に係る権限の委任

申告官署の自由化にあたっては、税關において、書類の審査を行う申告官署と貨物確認・検査を行う蔵置官署とが異なることとなる、いわゆる「審確（審査）分離」の処理体制が執られることとなる。税関長は、申告に係る貨物が他の税関長の所属する税關の管轄区域内にある場合で、検査を行う必要があると認めるとときは、当該他の税関長に対し検査に係る権限を委任することができることとされた（関税法第 68 条の 2）。

#### ④ 対象となる貨物

基本的に全ての貨物を申告官署の自由化の対象とするが、現在も特殊な取扱いが必要とされている以下の貨物等については、自由化の対象としない貨物として指定された（関税法施行令第 59 条の 8、同第 59 条の 21）。

- ・輸出貿易管理令に定める武器関連物資等
- ・MDA 協定（日米防衛相互援助協定）該当貨物

（※）ワシントン条約該当貨物は、対象貨物が指定官署に蔵置されている場合に、いずれかの指定官署に輸入申告を行うことを可能とした。

#### ⑤ 特定輸出者等の輸出手続、特例輸入者等の輸入手続

輸出入申告の特例の適用を受ける場合は、原則として電子情報処理組織（NACCS）を使用してその申告及び関係書類の提出を行わなければならない。なお、電子通信回線の故障その他の事由により、NACCS を使用しなくてもよい場合を規定した（関税法施行令第 59 条の 7、同第 59 条の 20 等）。

#### ⑥ 修正申告書及び更正請求書の提出先

修正申告書、更正請求書は、輸入（納税）申告等を行った税関長に対して行うこととする（関税法施行令第 4 条の 16、同第 4 条の 17）。

#### ⑦ 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先

関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先は、輸出入申告をする税関長又は輸出入を許可した税関長に対して行うこととする（関税定率法施行令第 1 条、関税暫定措置法施行令第 23 条、相殺関税に関する政令第 15 条、不当廉売関税に関する政令第 19 条等）。

⑧ 国際郵便物を取り扱う外郵官署における手続

外郵官署は、大量の郵便物を迅速かつ効率的に通関することが要請されていることから、郵便物以外の貨物の輸出入申告を取り扱わないこととする（関税法施行令第92条等）。

## 第7章 収容及び留置

### 第1節 貨物の収容

#### 1. 収容制度の概要

税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、保税地域にある一定の期間を経過した外国貨物を収容することができる（関税法第80条第1項）。なお、一定の期間に達していない場合でも、これらの貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質のおそれがあるとき、又は他の外国貨物を害するおそれがあるときは、これらの貨物を収容することができる（関税法第80条第2項）。

収容の対象となる貨物は、関税法第80条第1項に限定列挙されており、その具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 指定保税地域にある外国貨物で、当該指定保税地域に入れた日から1月を経過したもの
- (2) 保税蔵置場にある外国貨物で、最初に蔵入承認がされた日から2年（延長された場合はその期間）を経過したもの
- (3) 保税工場にある外国貨物で、移入承認がされた日から2年（延長された場合はその期間）を経過したもの
- (4) 総合保税地域にある外国貨物で、総保入承認がされた日から2年（延長された場合はその期間）を経過したもの
- (5) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れた日から3月（保税蔵置場においてやむを得ない理由により必要があると認められるときは、申請により、税関長が指定する期間）を経過した外国貨物で蔵入承認、移入承認又は総保入承認を受けていないもの
- (6) 保税地域の指定の取消し又は許可の失効の際に、保税地域とみなされた場所にある外国貨物で、税関長が指定する期間を経過したもの
- (7) 他所蔵置貨物で指定された許可期間を経過したもの
- (8) 保税地域にある貨物のうち、関税法第106条第1号の規定により税関長から搬出命令を受けたもので、税関長が指定した期間を経過したもの
- (9) 収容解除の承認を受けた貨物で、その承認の日から3日（行政機関の休日を除く。）を経過したもの（現場収容された貨物で、輸出入許可又は輸入許可前引取承認を受けたものを除く。）

#### 2. 収容の方法

収容は、税関が貨物を占有することにより行う（関税法第80条の2第1項。「占有」とは、貨物の所有権を変更することなく管理を行う行為である。）。収容は、関税法の目的を達成するために税関が貨物を占有するものであることから、その貨物に質権又は留置権が付随している場合であっても、質権者又は留置権者は貨物を引き渡さなければならない（同条第2項）。

#### 3. 収容の効力

収容の効力は、収容された貨物から生ずる天然の果実に及ぶ。すなわち、天然の果実は、あらためて収容の手続を要することなく収容された「元物」とともに収容された貨物となる（関税法第81

条第1項)。

なお、収容は民事保全法による仮差押又は仮処分によってその執行を妨げられず(同条第2項)、収容される貨物に対して仮差押又は仮処分が執行されていても、税関の収容を妨げることはないことが規定上明らかにされている。

#### 4. 収容課金

収容された貨物については、貨物の種類、容積又は重量及び収容期間を基準として政令で定める額の収容課金が課される(関税法第82条)。

収容課金の額は、収容期間(貨物を収容した日から起算し、収容の解除の日又は公売若しくは随意契約による売却の日の前日まで。)1日につき、収容貨物の重量1トン又は容積1m<sup>3</sup>まで毎に130円が課される。ただし、関税定率法別表第7102.31号等に掲げる貴石等については、その2倍に相当する金額が課される。また、重量により算出した額と容積で算出した額が異なる場合には、そのいずれか高い方となる(関税法施行令第70条の2)。

#### 5. 収容の解除

収容された貨物についてその解除を受けようとする者は、収容に要した費用及び収容課金を税関に納付して税関長の承認を受ける必要があり、収容された貨物の引取が確実であると認められる場合、税関長はこれを承認しなければならない(関税法第83条)。

#### 6. 公売制度の概要

収容された貨物が、最初に収容された日から4月を経過してなお収容されているときは、税関長は、公告(この公告は、原則として公売の日の10日前までに行う。関税法施行令第72条第2項)した後、その貨物を公売に付することができる(関税法第84条第1項)。

なお、収容された貨物が公売に付することができないものであるとき、又は公売に付しても買受人がないときには、これを随意契約により売却することができる(同条第3項)。随意契約は、特定の買受希望者と価格を協議して売買契約をするものであるから、経費を省き、かつ、処分が迅速に行われる利点があるが、反面、不当に低価に売却される等のおそれがあるので、特に例外的に認められることになっている。公売に付することができない貨物とは、麻薬、銃砲、毒物、劇物等、公売に付しても一般人の買受けができないものをいう。これらの貨物が随意契約により売却される場合の買受人は、それぞれ当該物品を買い受けることを法令により認められている者となる(関税法基本通達84-6)。

#### 7. 収容貨物の廃棄等

##### (1) 収容貨物の廃棄

収容された貨物で、人の生命若しくは財産を害する急迫した危険を生ずるおそれのあるもの又は腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少したもので買受人のないものについては、税関長は、これを廃棄することができる(関税法第84条第5項)。

##### (2) 公売又は売却と仮差押又は仮処分との関係

収容された貨物の公売又は随意契約による売却は、裁判上の仮差押又は仮処分によって、その

執行を妨げられない（関税法第84条第6項で準用する同法第81条第2項）。

## 8. 公売代金等の充当及び供託

収容貨物の公売又は随意契約による売却によって得た代金は、公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税の順に充て、なお残金がある場合には、これを公売又は売却の際の所有者に交付する（関税法第85条第1項）。

なお、残金がある場合で、その貨物について質権又は留置権を有していた者があるときは、所有者に交付するに先だって、その質権又は留置権によって担保されていた債権の額に達するまでの金額をこれらの者に優先交付する（同条第2項）。

## 第2節 旅客携帯品等の留置

### 1. 留置の意義

#### (1) 旅客等の携帯品の留置

旅客又は乗組員の携帯品が、他法令の規定により輸出又は輸入に関して許可・承認等を必要とするにもかかわらず、その許可・承認等を受けている旨を証明することのできない場合、又は他法令の規定によって輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とするにもかかわらず、その検査の完了又は条件の具備を証明し、税関の確認を受けることのできない場合は、「携帯品留置証」(C-6020)と引換にこれを税関の占有下に置くことができることになっている(関税法第86条第1項、関税法基本通達86-1)。

この留置制度は、各種法令の規定による輸出入の規制の実効の確保を図るための制度であり、輸出入に関し必要とされる証明又は確認のできない貨物のうち、旅客又は乗組員の携帯品についてのみ税関が留置することができることとしたのは、これらの貨物の性質を考慮し、特に簡易な措置を設けて事務の円滑化と旅客又は乗組員の便宜等を図ろうとするものである。

なお、旅客及び乗組員の携帯品の留置については、税関の任意となっているので、他の方法で輸出入の規制の確保に支障がない場合、例えば、本邦を出国する旅客の携帯品が輸出貿易管理令に規定する輸出承認のない場合において、これを見送人に持ち帰らせるようなとき、又は一時上陸した通過旅客の携帯品が輸入貿易管理令に規定する輸入承認のない場合において、これを船舶に持ち帰るようなときには、これらの携帯品を留置しなくてもよい取扱いである。

#### (2) 原産地を偽った表示等がされている貨物の留置

原産地について偽った表示をし、又は誤認を生じさせる表示をした貨物についても、輸入申告者が税関長の指定した期間内にその表示の抹消、訂正又は貨物の積戻しを行わない場合には、その貨物を留置し、強制的に税関の占有下に置くことになっている(関税法第87条第1項)。

これは、原産地虚偽表示貨物の輸入を阻止して、原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定(昭和40年条約第10号)の実施を確保しようとするものである。

### 2. 留置貨物の返還

留置された携帯品の返還を受けようとするときは、留置原因の消滅を証する書類(例えば、輸入許可書、積戻しの誓約書等)を携帯品留置証に添えて、税関に返還申請をすることになっている。税関は、留置に要した費用を納付させて、これを返還する。

また、留置された原産地虚偽表示貨物の返還を受けようとする場合は、留置原因の消滅を証する書類(積戻し許可書、虚偽表示の抹消又は訂正の誓約書等)を「留置貨物返還申請書」(C-6030)に添えて、税関に返還申請することになっている。税関は、留置に要した費用を納付させて、これを返還する(関税法基本通達86-1、86-2)。

なお、「留置に要した費用」とは、留置された貨物の運搬費、特別の保管費等をいう。

### 3. 返還されない留置貨物の処理

収容貨物についての規定は、留置貨物について準用される(関税法第88条)。すなわち、留置された貨物は、税関の占有下に置かれ、留置後4月以内にその返還がされない場合は、公売又は随意

契約による売却等により処分することができる。

具体的には、第80条第1項後段（貨物の収容）、第80条の2（収容の方法）、第81条（収容の効力）、第84条（収容貨物の公売又は売却等）及び第85条（公売代金等の充当及び供託）が、留置貨物について準用されている。

準用されていない部分としては、収容の公告、収容課金及び収容解除があるが、収容解除に代わるものとして返還の方法が規定されている。

なお、収容制度と留置制度は類似しているが、収容制度が保税地域利用上の障害除去と関税徴収の確保を目的とするものであるのに対し、留置制度は他法令等に基づく輸出入の規制の実効の確保を目的としており、法目的は異なっている。

## 第7章の2 行政手続法との関係

### 1. 行政手続法の目的

行政手続法（平成5年法律第88号）は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものである（第1条）。

なお、併せて、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）が施行され、同整備法において、関税法第88条の2を追加する改正やとん税法、特別とん税法及び通関業法の改正が行なわれた。また、平成26年には、国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点から、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの仕組みが設けられた（平成27年4月施行）。

### 2. 行政手続法と関税に関する法律に基づく処分との関係

行政手続法は、行政手続に関する一般法であるが、ある特定の行政分野における処分等についてその特殊性にかんがみ、行政手続法を適用することになじまないと考えられるものについては、行政手続法自体で適用除外としている。

関税に関する法律に基づく処分等については、関税の犯則事件に関する法令に基づいて税関長又は税関職員がする処分及び行政指導は行政手続法の規定により適用対象外とされているが、関税法においても、行政手続法の適用除外措置が講じられている。

#### 行政手続法第3条（適用除外）

- ・ 関税の犯則事件に関する法律に基づいて税関長又は税関職員がする処分及び行政指導
- ・ 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- ・ 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分等

#### 行政手続法第4条

- ・ 国の機関等に対する処分等の適用除外

#### 関税法第88条の2（行政手続法の適用除外）

- ・ 行政手続法第3条第1項（適用除外）及び第4条第1項（国の機関等に対する処分等の適用除外）に定めるもののほか、関税法又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使にあたる行為（第71条第2項（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）の規定に基づくものを除く。）は行政手続法の申請に対する処分（第2章）（第8条（理由の提示）を除く。）、不利益処分（第3章）（第14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は適用しない。
- ・ 行政手続法第3条第1項（適用除外）及び第35条第4項（行政指導の方式）に定めるもののほか、関税法又は他の関税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導については、行政手続法第35条第3項及び第36条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。

## 第8章 不服申立て

### 第1節 総 説

#### 1. 概 説

行政上の法律関係について争い又は疑いがある場合に、利害関係者からの争訟の提起に基づいて、行政庁又は裁判所がこれを審判する手続を総称して「行政争訟」あるいは「行政上の争訟」という。

このうち、行政庁が審判する手続を「狭義の行政争訟」、裁判所が行う審判は「行政訴訟」とい、前者を「行政不服申立て」、後者を「行政事件訴訟」と呼んでいる。

現実的な処理態様からみると、これら行政上の紛争の大半が、行政庁の審判による行政争訟によって解決されているといわれ、この制度が簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済と、行政の適正な運営の確保を図るうえで重要な機能を営んでいるのである。

元来、国の行政は法律に従い、かつ、法律に適合して行われることが要請され、さらには行政がその目的を達するためには、法規の枠の中においても行政作用が行政目的に適合し、公益に適合することが要請される。この行政の合法性及び合目的性の要件を欠く行政処分は、瑕疵ある行政処分となる。

しかし、行政処分は、当該行政処分の瑕疵が重大、かつ、明白であるため無効な処分となる場合を除いては、公定力を有し、たとえ瑕疵があっても、正当な権限を有する機関によって取り消され、又は変更されない限り、その処分の相手方はもちろん他の行政機関及び裁判所をも拘束する。

瑕疵ある行政行為を是正し、行政行為の合法性、合目的性を確保するには、上級官庁の下級官庁に対する行政監督その他の方法によってもある程度これを達成することができるが、違法又は不当な行政作用によって直接権利又は利益を害せられた者にこれを争わしめ、一定の機関がその審判に当たるという争訟の方式をとることにより、より実効的に果たすことができるのであり、また、このような争訟を認めることができが、法治主義が実質的に要請する個人の権利保護の思想に適合するものである。

我が国においても、行政庁の違法又は不当な行政処分、その他公権力の行使に当たる行為に関する争訟手続については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法によって定められており、他の法律に特別の定めがない限り、これらの法律の定めるところによることとなっている。

関税法においては、原則的に行政不服審査法の定めるところによることとし、その例外となる事項について若干の規定を設けている。

#### 2. 税関行政に関する争訟手続

##### (1) 再調査の請求と審査請求

旧行政不服審査法においては、基本的な不服申立類型には「異議申立て」と「審査請求」とがあり、「異議申立て」は処分庁に上級行政庁がないとき、「審査請求」は処分庁に上級行政庁があるときに行われるのが原則であった。新行政不服審査法においては、不服申立人の手続保障水準の向上の観点から、基本的な不服申立類型が「審査請求」に一元化されたところ、他方において、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされる処分等については、処分の事案・内容等を把握している処分庁が、審査庁より簡略な手続により改めて処分を見直すことが国民の権利

利益の迅速な救済に資するものと考えられたため、このような処分等に限って、不服申立ての特別な類型として、不服申立て人の選択により、審査請求の前段階で、処分庁が改めて処分を見直す「再調査の請求」が規定され、不服申立て人は、「再調査の請求」と（再調査の請求をしないで）「審査請求」のどちらの手続を利用するかを自由に選択することができる。

## （2）再調査の請求

### ① 行政不服審査法との関係

行政不服審査法は、処分に対する再調査の請求は、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときに限りすることと定められており（行政不服審査法第5条）、関税法は、関税法又は他の関税に関する法律（関税税率法、関税暫定措置法等）の規定による税関長の処分について、これが大量になされる処分である等の特殊性から、例外的に処分を受けた者からの再調査の請求を認めているものである（関税法第89条）。

（注）行政不服審査法は、行政上の争訟手続に関する一般法であるから、関税法その他の関係法令において、行政不服審査法の規定に優先し、または、これを排除する規定がない限り、税関行政についても行政不服審査法の規定が直接適用される不服申立てが認められる。したがって、関税法及び他の関税に関する法律以外の規定による税関長の処分、例えば、通関業法の規定に基づく処分について不服がある場合は、関税法の規定によることなく直接行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができる。

また、行政手続の不作為に対する不服申立てについては、関税法ではなんら規定を設けていないので、行政不服審査法の規定が適用される。行政不服審査法では、不作為に対する不服申立ては、審査請求のみすることができる旨規定しており、再調査の請求を行うことはできない（行政不服審査法第3条）。

### ② 再調査の請求期間

再調査の請求は、原則として処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にすることができる。また、原則として処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。（行政不服審査法第54条）。

### ③ 内国消費税に関する再調査の請求

税関行政のうちには、内国消費税に関する行政の一部を含むが、このような行政についての行政争訟については、国税通則法の規定が適用される。税関長の行った内国消費税に関する法律に基づく処分について不服がある場合には、原則としてその処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3月以内に、その処分した税関長に対して再調査の請求をすることができる。また、原則として処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。（国税通則法第75条第1項第1号、第77条第1項）

## （3）審査請求

### ① 行政不服審査法との関係

行政不服審査法は、処分に対する不服申立ては事後救済のための制度であることから、これを当該行政手続に行わせるよりも当該行政手続の上級行政手続又は中立的な判断をすることができ

る第三者的行政庁にこれを行わせることが適當であるとして、処分に対する不服申立ては、原則として審査請求によることとしている。

なお、行政不服審査法は、処分について再調査の請求がされている場合には、原則として再調査の請求の決定を経た後でなければ審査請求をすることができない旨規定しており（行政不服審査法第18条）、関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分について再調査の請求がされている場合の財務大臣に対する審査請求は、原則として再調査の請求の決定を経たものでなければすることができない。

また、関税法又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分についての財務大臣に対する審査請求については、原則として関税等不服審査会に諮問したうえで、裁決をしなければならない（関税法第91条）。

## ② 審査請求期間

処分についての審査請求は、原則として処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月）以内にすることができる（行政不服審査法第18条）。

また、不作為についての審査請求は、相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

## ③ 内国消費税に関する審査請求

税関長の行った内国消費税に関する法律に基づく処分の再調査の請求の決定を経た処分について、なお不服がある場合には、再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる（国税通則法第75条第3項、第77条第2項）。

## （4） 審査請求と訴訟の関係

関税法では、関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分及び関税法第69条の2第3項（輸出してはならない貨物）又は関税法第69条の11第3項（輸入してはならない貨物）の規定による通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとして、審査請求前置を明記している（関税法第93条）。

（注）行政事件訴訟法第8条第1項（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）において、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分の審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えをすることができない旨の定めがある場合は、この限りでない。」と規定している。

## 第2節 再調査の請求

関税法では、第89条の規定を設け、関税法又は他の関税に関する法律の規定により税関長の行った処分について、当該処分を受けた者から、当該税関長への再調査の請求を認めることとし、これによって、審査請求の前段階で、処分の事案・内容等を把握している（できる）立場にある当該税関長が審査請求より簡略な手続きにより迅速に判断を示すことで、国民の権利利益の迅速な救済に資することとしている。

関税法又は他の関税に関する法律の規定によって税関職員が一定の処分を行う場合もあるが、この場合の税関職員の行う処分については、再調査の請求との関係においては、その職員の属する税關の税關長が行った処分とみなして再調査の請求の対象とすることとしている。

（注）とん税法及び特別とん税法においては、とん税及び特別とん税の確定又は徴収に関する処分に不服がある場合について、関税法第89条及び第91条を準用しており、これらの処分に対しては税關長への再調査の請求を行うことができる（とん税法第11条、特別とん税法第6条）。

### 1. 再調査の請求の内容

#### （1）再調査の請求の要件

関税法上の再調査の請求は、概説で述べたとおり税關行政に関する争訟手続の一環をなすものであって、その請求は、再調査の請求をすることができる事項について、再調査の請求をする権利を有する者から、一定の期間内に、所定の方式及び手続に従って行われることを必要とするが、その要件の細部については、次のとおりである。

##### ① 再調査の請求ができる処分

関税法又は他の関税に関する法律の規定による税關長の行った処分について、すべて再調査の請求をすることができることとしている（関税法第89条）。ただし、関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）の規定による処分については、再調査の請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第7号）。

また、行政不服審査法では、再調査の請求の対象となる処分の意義について明確な定義をしていないが、「処分」とは一般的に、法規に基づき、具体的な場合について権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行政府の行為であるといわれている。

したがって、関税法第89条第1項に規定される再調査の請求をすることができる「税關長の処分」としては、具体的には輸入の不許可処分、関税法第69条の2第3項（輸出してはならない貨物）又は関税法第69条の11第3項（輸入してはならない貨物）の規定による通知（注）が含まれると解される。更に、貨物の収容、携帯品の留置も処分に含まれると解されている（関税法基本通達89-1）。

（注）関税定率法第21条第3項による輸入禁制品（現行は、関税法第69条の11第3項による輸入してはならない貨物）に該当する旨の通知は、かつては不服申立ての対象となる「処分」ではないものとして取扱われていたが、昭和54年の最高裁判決で、当該通知に関し、当該通知により輸入申告者は当該通知にかかる物品を輸入する方途を全て奪われたこととなり、この制約は当該通知により生じた法律効果にはかならないと判示された。この判決以降、関税定率法第21条第3項の通知は不服申立ての対象となる「処分」として取り

扱われている。

なお、行政不服審査法では、行政庁である税関長が法令に基づく申請（例えば、関税法上の輸出入申告等）に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきであるにもかかわらずこれをしない場合（行政庁の不作為）については、審査請求のみ対象として規定しており、再調査の請求を行うことはできない。（行政不服審査法第3条）。

また、再調査の請求は、行政機関である税関長に対してなされるものであるから、法律問題ばかりでなく、裁量問題についても申立てをすることができるが、いずれの場合においても、再調査の請求の対象となる行政処分が現実に存在し、これによって再調査の請求人の権利又は利益が違法又は不当に侵害されるものであることを要する。

② 再調査の請求ができる者

税関長の行った処分により、権利又は法律上の利益を侵害された者である。

また、再調査の請求人の資格は、自然人に限定されることなく、法人もその名において請求することができる。

③ 再調査の請求の期間

再調査の請求は、原則として不服とする処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にすることができる（行政不服審査法第54条第1項）。

また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由のない限り、再調査の請求をすることができない（行政不服審査法第54条第2項）が、この期間は、いわゆる「除斥期間」であって、処分が長期間にわたって不安定な状態におかれることを防いでいる。

## （2）再調査の請求の方式

再調査の請求は、要式行為であるから、次に掲げる事項を記載した審査請求書により、その処分を行った税関長に対して提出しなければならない（行政不服審査法第19条、第61条、関税法基本通達89-2）。

- ① 再調査の請求人の氏名（名称）、住所（居所）
- ② 再調査の請求に係る処分の内容
- ③ 再調査の請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④ 再調査の請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ⑥ 再調査の請求の年月日

## 2. 再調査の請求に対する適法性審査及び審理

### （1）適法性審査

再調査の請求が適法になされたものかどうかについて、次の事項を確認する。

- ① 再調査の請求書に必要な記載事項が全て記載されているかどうか。
- ② 再調査の請求の代表者等の資格を証明する書面が添付されているかどうか。
- ③ 再調査の請求に係る処分が存在するかどうか。
- ④ 再調査の請求ができる者がしているかどうか。

- ⑤ 再調査の請求が法定の期間内にされているかどうか。
  - ⑥ 再調査の請求が正しい再調査の請求先に提出されているかどうか。
- 以上の事項等について確認し補正を必要とするものについては相当の期間を定めて補正を命じなければならない（行政不服審査法第23条、第61条）。

## （2）審理

審理は書面によることを原則とするが、再調査の請求人又は参加人（当該再調査の請求に係る処分に利害関係を有するものと認められる者で、当該再調査の請求に参加する者）の申立てがあったときは、税関長は、当該申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法第31条、第61条）。

また、再調査の請求人又は参加人は、審理の判断資料となる証拠書類又は証拠物を提出することができる（行政不服審査法第32条、第61条）。

なお、参考人の陳述及び鑑定の要求や、検証、質問、提出資料の閲覧等の審理手続については、行政不服審査法上設けられていないが、当該審理手続に相当する調査が必要と認める場合に、処分庁である行政庁が当該処分の根拠法令等に基づいて有する調査権を活用するなどにより必要な調査を行うことは妨げられていない。

## 3. 再調査の請求に対する決定

### （1）再調査の請求は、行政庁である税関長の「決定」によって完了する。

決定すべき期間については、行政不服審査法において、なんら規定を設けられていないが、必要な調査を終えたときは、速やかに決定すべきである。

再調査の請求についての決定は、税関長の判断の表示であり、却下、棄却及び認容に分けられる。

- ① 却下：再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法な場合（行政不服審査法第58条第1項）。
- ② 弃却：再調査の請求に理由がないとき（処分は正しく行われており、再調査の請求に理由がないと判断した場合に行われる。）（行政不服審査法第58条第2項）。
- ③ 認容：再調査の請求が正当と認められるときは、処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定をする。なお、再調査の請求の不利益に処分を変更することは許されない（行政不服審査法第59条）。

### （2）決定の方式

決定は、主文及び理由を記載し、処分庁がこれに記名押印した決定書によりしなければならないこととされており、更に財務大臣に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載し、これを再調査の請求人に教示しなければならない（行政不服審査法第60条）。

### （3）決定の効力の発生

決定は、再調査の請求人に送達することによってその効力を生ずる。

ただし、当該再調査の請求が処分の相手方以外の利害関係人からされたものである場合において

ては、決定は、再調査の請求人及び処分の相手方に送達しなければその効力を生じない（行政不服審査法第51条第1項、第61条）。

### 第3節 審査請求

審査請求は、行政不服審査法において規定されており、関税法においては規定を設けていない。

行政不服審査法では、関税法又は他の関税に関する法律の規定により財務大臣若しくは税関長の行った処分又は関税法若しくは他の関税に関する法律の規定に基づく申請（例えば、関税法上の輸出入申告等）に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきであるにもかかわらず税関長がこれをしない場合（不作為）について、財務大臣に対して審査請求することを認めることとし、これによって国民の権利利益の迅速な救済に資することとしている。

また、関税法又は他の関税に関する法律の規定により税関長の行った処分について再調査の請求がされた場合にも、当該再調査の請求に係る処分に不服があれば、財務大臣に対して審査請求することが認められている。

#### 1. 審査請求の要件

##### （1） 審査請求ができる処分

財務大臣又は税関長の行った処分又は不作為（税関長の処分に対して再調査の請求がされた場合は、再調査の請求の決定を経た後の原処分）について、審査請求をすることとされている。

ただし、関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）の規定による処分については、除かれている（行政不服審査法第7条第1項第7号）。

なお、審査請求ができる処分には、再調査の請求と同様に、輸入の不許可処分、関税法第69条の2第3項（輸出してはならない貨物）又は関税法第69条の11第3項（輸入してはならない貨物）の規定による通知、貨物の収容、携帯品の留置も処分に含まれると解されている。

また、税関長の処分に対して再調査の請求がされた場合には、原則として再調査の請求に対する決定を経てからでなければ審査請求をすることができない旨規定しているが、次の場合においては、再調査の請求の決定を経ないで審査請求することができる（行政不服審査法第5条）。

- ① 再調査の請求を行った場合であって、その再調査の請求の日の翌日から起算して3月を経過しても、なお、税関長が再調査の請求についての決定をしなかったとき。
- ② その他再調査の請求についての決定を経ないことについて正当な理由があるとき。

##### （2） 審査請求ができる者

財務大臣又は税関長の行った処分により権利又は法律上の利益を侵害された者（税関長の処分に対して再調査の請求がされた場合は、その決定を経た者で、更にこれを不服とする者）である。

また、審査請求人の資格は、再調査の請求と同様に、自然人に限定されることなく、法人もその名において請求することができる。

##### （3） 審査請求の期間

処分についての審査請求は、原則として、財務大臣又は税関長の行った処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（税関長の処分に対して再調査の請求がされた場合は、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して1月）以内にすることができる（行政不服審査法第

18条第1項)。

なお、除斥期間が設けられており、審査請求の処分(再調査の請求がされた場合は、再調査の請求についての決定)があった日の翌日から起算して1年経過したときは、正当な理由のない限り、審査請求をすることができない(行政不服審査法第18条第2項)。

また、不作為についての審査請求は、相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

## 2. 審査請求に対する審理

審査請求に対する審理を行う審査庁である財務大臣は、審査請求の審理の公正性及び透明性を高めるため、原則として審査庁に所属する職員であつて当該審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者等に該当しない者を審理員として指名し、その者に審理手続を行わせることとしている(行政不服審査法第9条)。

審理員は処分庁である税関長に対して争点を明らかにさせるため弁明書の提出を求めることができ、税関長から弁明書の提出があったときは、審理員はその副本を審査請求人に送付しなければならない(行政不服審査法第29条)。

また、簡易な手続としている再調査の請求とは異なり、再調査の請求でも認められている請求人の口頭意見陳述及び請求人又は参加者の証拠書類等の提出以外にも、次の事項について審査請求人又は参考人の申立てあるいは職権により証拠調べをすることができる。

- ① 書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くこと(行政不服審査法第33条)
- ② 適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める(行政不服審査法第34条)。
- ③ 必要な場所について検証すること(行政不服審査法第35条)。
- ④ 審査請求人又は参加人に質問すること(行政不服審査法第36条)。

## 3. 関税等不服審査会に対する諮詢

概説で述べたとおり、審査請求については、以下の場合を除き、原則として関税等不服審査会に対して、諮詢しなければならない(関税法第91条)。

- ① 審査請求人から関税等不服審査会への諮詢を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、諮詢をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)
- ② 審査請求が不適法であり、却下する場合
- ③ 審査請求に係る処分の全部を取り消し(行政不服審査法第46条第1項)、又は審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃(行政不服審査法第47条第1号若しくは第2号)することとする場合(参加人から当該全部取消し又は全部撤廃について、反対する意見書が提出されている場合や口頭意見陳述において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- ④ 申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合(参加人から当該全部を認容することについて、反対する意見書が提出されている場合や口頭意見陳述において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

#### 4. 審査請求に対する裁決

##### (1) 裁決の内容

審理結果の判断については、再調査の請求の場合の「決定」に対して「裁決」というが、裁決は、書面で行い、かつ、主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由を付して、審査庁がこれに記名押印し、裁決書には、取消訴訟（裁決の取消しの訴え）をすることができる旨及び出訴期間を記載して、これを審査請求人に教示しなければならない（行政不服審査法 50 条、行政事件訴訟法第 46 条）。

処分についての審査請求の裁決は、次により行われる。

- ① 却下：審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法な場合（行政不服審査法第 45 条第 1 項）
- ② 棄却：審査請求に理由がないとき（行政不服審査法 45 条第 2 項）
- ③ 認容：審査請求に理由があるときは、処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する（行政不服審査法第 46 条第 1 項、第 47 条）。また、申請に対する処分（申請拒否処分）が認容される場合に、当該処分を取り消すことにとどまらず、当該申請に対して一定の措置をすべきものと認めるときは、一定の処分をする旨の措置をとる（行政不服審査法第 46 条第 2 項、第 47 条）。

##### (2) 裁決の方式及び効力の発生

再調査の請求の場合と特に異なるところはないが、裁決をしたときは、裁決書の謄本を、処分庁の税関長にも送付しなければならない（行政不服審査法第 51 条）。

##### (3) 裁決の拘束力

裁決は、行政処分の一種であり、また、争訟手続を通じてなされる処分であるところから、次のような効力をもつ。

- ① 裁決は、仮に違法であっても取り消されるまでは、一応適法の推定を受け、国の機関も第三者もその効力を否定することはできない。
- ② 裁決に対しては、一般に訴訟の提起が認められるが、これは一定期間内に認められるものであって、その期間を経過すれば、原則として争い得なくなる。
- ③ 裁決は、争訟手続によってなされる特殊な処分であるから、一般の処分に認められるように自らこれを取消し、変更を認めることはできず、審査庁自身を拘束する。
- ④ 審査庁は、自ら処分の内容を実現させるほか、裁決は、審査請求人、参加人のみでなく、関係行政庁をも拘束する（行政不服審査法第 52 条）。

##### (4) 裁決に伴う措置

裁決の結果に基づき、処分庁である財務大臣又は税関長は、次の措置をとらなければならない（行政不服審査法第 52 条）。

- ① 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従

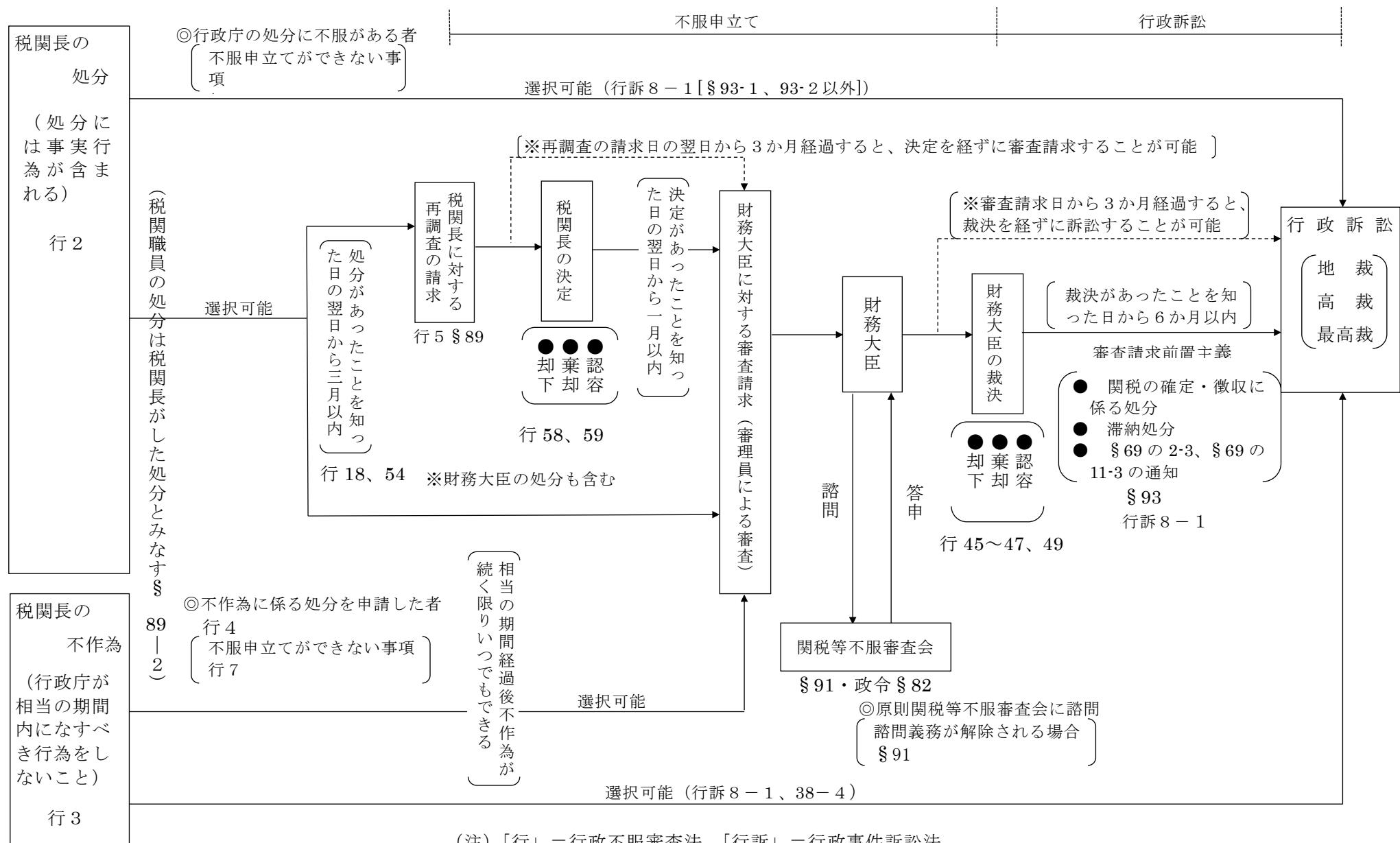
い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

- ② 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- ③ 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

#### 第4節 不服申立てに関する教示

行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、不服申立てができる旨、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。また、利害関係人から不服申立てに関する教示を求められたときも、行政庁は所定の事項を教示しなければならないとされている（行政不服審査法第82条、関税法基本通達89-5）。

## 不服申立制度



(注)「行」=行政不服審査法、「行訴」=行政事件訴訟法

## 第5節 (参考) 行政不服審査法等の改正について

「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「行政手続法の一部を改正する法律案」の行政不服審査法関連三法案は、平成26年6月6日に成立し、同月13日に公布された。行政手続法の一部を改正する法律は、平成27年4月1日から施行され、その他の二法については、平成28年4月1日に施行された。

以下、これらの法律の概要について、総務省ホームページ情報([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/「行政不服審査法の見直し」](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/))等を参考に記述する。

- ・行政不服審査法（全部改正）（平成26年法律第68号）
- ・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）（以下「整備法」という。）
- ・行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

### 1. 経緯等

昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上、実質的な法改正がなく、行政手続法の制定や、行政事件訴訟法の改正など関係法制度の整備・拡充を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大、の観点から、時代に即した見直しが必要とされた。

#### 《経緯》

平成20年4月：関連法案を国会提出（福田内閣）→廃案

平成23年12月：見直し案を取りまとめ（野田内閣）（法案提出に至らず）

平成25年3月：士業団体、知事会等からヒアリング

5月：パブリックコメント（「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見募集）

6月：総務省として「行政不服審査制度の見直し方針」を決定

平成26年3月：行政不服審査法関連三法案を国会提出（第186回）

5月：衆議院本会議において、政府が法律の施行後5年を経過した場合において、行政不服審査法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正が行なわれた。

6月：参議院本会議において、可決、成立。

### 2. 行政不服審査法及び整備法における主な見直し内容

#### （1） 公正性の向上～点検の強化（審理の見える化）～

- ① 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者（審査請求人、処分庁）の主張を公正に審理（第9条）
  - ・従来、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあり得た。
- ② 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検（第43条）
  - ・第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上

- ・審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮
- ③ 審理手続における審査請求人の権利を拡充
  - ・証拠書類等の閲覧・謄写（第38条）、口頭意見陳述における処分庁への質問（第31条第5項）など。

## （2）使いやすさの向上～国民の利便性～

- ① 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長（第18条）
- ② 不服申立ての手続を審査請求に一元化
  - ・従来は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求に」一元化（第2条）することで、こうした問題が解消
  - ・不服申立てが大量にあるもの（国税、関税など）について、例外的に、「再調査の請求＊」（自由選択）手続を設ける。申立人は、再調査の請求をすることなく、審査請求をすることができるものとする。（第5条）
- ＊処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査することによって処分の見直しを行う手続  
(注記) 整備法において、関税法第89条、とん税法第11条を改正。
- ・審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合（社会保険、労働保険など）には、例外的に、再審査請求ができることとする。（第6条）
- ③ 標準審理期間の設定（第16条）、争点・証拠の事前整理手続の導入（第37条）などにより、迅速な審理を確保
- ④ 不服申立前置の見直し
  - ・不服申立前置＊について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直し  
＊不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができないこと（個別法に規定）

### 〔不服申立前置を存置する場合〕

- ・不服申立ての手続に一審代替性（高裁に提訴）があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法など）
- ・大量の不服申立てがあり、直ちに出訴されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法など）
- ・第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等（公害健康被害補償法、国会公務員法など）

(注記) 財務省関係では以下について不服申立前置が存置された。

　　関税法第93条（第三者機関）、  
　　とん税法第11条・特別とん税法第6条（第三者機関）、  
　　国税通則法第115条第1項（大量性）

## 3. 行政手続法の改正における見直し内容（国民の救済手続の充実・拡大）

不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ

以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付ける。)

(1) (法令違反の事実を発見すれば) 是正のための処分等を求めることができる。(第36条の3)

- ・国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの

(2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に) 中止等を求めることができる。(第36条の2)

- ・法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

## 第9章 雜 則

### 第1節 関税行政機関

#### 1. 概 説

関税行政を行う行政官庁としては、中央に財務省があり、地方支分部局として税関がある。行政官庁とは、行政に関し、国家意思を決定表示する国家機構であって、原則として、「独任制」を採る。独任制の行政官庁については、厳格にいえば、その長1人が行政官庁であって、この意味において関税行政に関する中央官庁は、財務大臣であり、地方官庁（地方支分部局）は、税関長である。しかしながら、現行法では、その補助機関を併せ、全体をもって1つの行政官庁とし、その任務及び権限を規定し、各大臣又は官庁の長は、それら各省各庁の長としてその権限を行使することを建前としている。

すなわち、財務大臣に、関税局長以下の補助機関があり、税関長に各部長以下の補助機関があつて、中央、地方それぞれ全体として1個の行政官庁の組織をなしているわけである。

地方支分部局である税関は、管轄区域を有し、自己の管轄区域内において、関税行政を所掌する。関税行政に関する地方官庁は税関だけであつて、関税法上特に規定がある場合のほか、他の行政機関は関税行政上の各種の作用を行うことはできない。外国貿易船等が事故によって不開港へ入港した場合（関税法第20条第2項）、外国貨物の陸揚げ又は取卸しをする場合（関税法第21条）、外国往来船等が遭難等やむを得ない事故によって不開港に入港し、内国貨物である船用品又は機用品の積込みをする場合（関税法第23条第2項ただし書）、難破貨物等を運送する場合（関税法第64条第1項ただし書）において税関職員がいないときは、警察官にその旨を届け出ることが認められているが、これらの場合でも、届出を受理した警察官は、直ちにその旨を所轄税関に通報しなければならないこととされている。また、市町村長が水難救護法の規定により外国貨物を処分する場合、警察署長が遺失物法の規定により外国貨物である遺失物又は埋蔵物を処理する場合あるいは銃砲刀剣類所持等取締法の規定により外国貨物を処分する場合、その他税関職員以外の公務員が外国貨物を処分する場合においては、市町村長又は警察署長等は、あらかじめ、その旨を所轄税関に通知しなければならないこととされている。この通知があったときは、税関長は、返還等の処分を受けて貨物を取得する者（刑事訴訟法の規定により外国貨物の返還を受ける者で関税が納付されていないことを知らないで当該貨物を所持することとなったと認められるものを除く。）から直ちに関税を徴収する（関税法第97条）。

関税行政に関する財務省及び税関の組織、任務、権限等は、財務省設置法、財務省組織令、財務省組織規則及びこれに基づく各税関の「事務分掌規則」の定めるところである。関税法ではこれら組織法上の事項をさらに補充して、税関職員の権限、税関長の補助機関である支署長等への権限の委任、開庁時間外の事務の執行の求め等、関税行政を遂行するうえにおいて特に必要な事項を本章において規定している。

#### 2. 税関職員の権限（関税法第105条）

##### （1）概 要

一般に関税法では、行政目的の達成のため、個々の条文で、それぞれ、行政の相手方の義務を規定しているのであるが、行政の主体側について、その権限を個々の条文に盛ることは適当でないものがあり、また、そのような方法では、義務者の任意の履行を期待し難いものであるので、これらについ

ては、特に関税法第105条及び第106条に規定を設けている。したがって、関税行政上の税関職員又は特別の場合における税関長の権限が、これらの条に規定する事項に限定されていることを意味するものでないことはもちろんである。

税関職員又は税関長の適法な権限の行使に対しては、相手方は、当然これを受容する義務を負うものであって、その職務又は処分の執行を拒み、妨げ又は忌避した場合には、罰則の規定がある（関税法第114条の2第16号から第18号）。

## （2）税関職員の権限の内容

関税法第105条に規定されている税関職員の権限は、関税行政の実効を確保するため必要な事項を定めたものである。

これらの権限は、関税法、関税定率法、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律及び物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定による職務の執行上、客観的に必要と認められる範囲に限定されるものであって、その限度を超えて、個人の権利を侵害してはならない。特に、ここに規定する質問又は検査については、これを犯罪捜査のために行使してはならない旨が明らかにされている（関税法第105条第1項及び第4項、関税法施行令第91条）。

（注）関税暫定措置法において、税関職員の権限を別途規定している（関税暫定措置法第15条）。

税関職員がその権限を行使する場合には、制服を着用（関税法第105条第1項第4号の2から6号までの権限行使の場合及び税関長が特に必要としないと認め指定した場合には、制服を着用しないことができる。）するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すべきものとして、相手方の利益の保護に万全を期している（関税法第105条第3項、税関職員服制（昭44年大蔵省令第50号）、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭29年大蔵省令第64号））。

税関職員の権限を列举すれば、次のとおりである。

### ① 船舶、航空機、貨物等についての質問検査権（関税法第105条第1項第1号）

外国貿易船又は外国貿易機、その他これら以外の船舶、航空機又は車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にある貨物、保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、検査し、又はこれらに代えて関係書類を提示させ、若しくは提出させること。

### ② 帳簿書類の検査及び貨物等の施封権（関税法第105条第1項第2号）

前記の貨物についての帳簿書類を検査し、又はこれらの貨物若しくはその所在場所に封かんを施すこと。

### ③ 見本の採取権（関税法第105条第1項第3号）

関税法上の規定に基づく貨物の検査に際して、必要とする限度において、その見本を採取し又は提供させること。

### ④ 船舶、航空機への乗込権又は車両の停止権（関税法第105条第1項第4号）

外国貿易船又は外国貿易機、その他これら以外の船舶又は航空機で外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしているものに乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること。

⑤ 輸出された貨物についての質問検査権（関税法第105条第1項第4号の2）

輸出された貨物について、その輸出者、通関業者、輸出委託者その他の関係者に質問し、又はこれらの貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める。

また、提出された物件について、調査について必要があるときは、留め置くことができる（関税法第105条第2項）。

なお、本号の規定は、平成17年度関税改正により改正され、平成17年10月1日以降は、それまで関税定率法第11条（加工等のため輸出された貨物の減税）の規定の適用を受ける貨物に対してのみ適用されていたものを、全ての輸出された貨物に適用されることとなった。これは、国外のテロ対策の強化等を背景に大量破壊兵器等の不拡散に対する監視の強化が求められている中、税関がテロ対策に的確に対応するためには、輸出された貨物について、輸出許可あるいは当該許可の内容に従った輸出が適正に行われたか等を事後的に確認し、適正な輸出申告の履行を確保する必要があることから措置されたものである。

⑥ 減免税貨物等の検査権（関税法第105条第1項第5号）

関税定率法の規定による製造用原料品の減免税（関税定率法第13条）、輸出貨物の製造用原料品の減免税又は戻し税（関税定率法第19条）の規定により減免税を受けた貨物又は払戻しに係る貨物、その製品若しくは製造用の機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること。

本号の権限規定は、関税暫定措置法第4条の規定により関税を免除した場合及び同法第9条第1項の軽減税率若しくは同条2項の譲許の便益を適用した場合について準用される（関税暫定措置法第15条第1項）。

⑦ 輸入された貨物についての質問検査権（関税法第105条第1項第6号）

輸入された貨物について、その輸入者、通関業者、輸入委託者、不当廉売者その他貨物の関係者に質問し、これら貨物若しくはこれら貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める。

また、提出された物件について、調査について必要があるときは、留め置くことができる（関税法第105条第2項）。

### 3. 輸入者等に対する調査の事前通知等（関税法第105条の2）

#### （1）概要

税関においては、従来から関税法第105条第1項第6号の規定に基づき、輸入者等に対し、輸入された貨物に係る事後の調査を実施していたが、当該事後調査に係る事前通知等に係る規定はなかったところである。

平成23年度税制改正において、内国税について、各税法に規定する質問検査権に基づき実施している税務調査について、納税者の便益の向上を図るとともに、調査の実効性・効率性の向上を図る観点から、実地調査における質問検査権行使に先立ち、調査の範囲や調査の対象物件、調査日時等の一定事項について、納税者等に書面による通知や調査の終了通知等することを原則化し、その旨を法令上明確化することとされたところであり、関税についても同様の観点から平成23年度関税改正において規定したところである。

## (2) 規定の内容

### ① 調査の事前通知

税関長は、税関職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、輸入者等に対し、その旨を通知した上で、調査を開始する日時等を記載した書面を調査開始日前に交付する。

ただし、税関長が違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他税関に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、これらの通知及び交付を要しないこととしている。

### ② 調査の終了通知

調査終了時の手続については、次のとおりである。

イ. 税関長は、実地の調査を行った結果、更正、決定又は賦課決定（以下この章において「更正決定等」という。）をすべきと認められない場合には、当該調査において質問検査等の相手方となった輸入者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知する。

ロ. 調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、税関職員は、輸入者に対し、調査結果の内容を説明し、その内容を簡潔に記載した書面を交付する。

ハ. 上記ロの書面を交付する場合において、税関職員は、輸入者に対し修正申告等を勧奨することができる。この場合において、当該調査結果に関し納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることができる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

ニ. 税関長は、上記ロの調査結果につき修正申告書等の提出等があったとき又は更正決定等をしたときは、輸入者に対し当該調査が終了した旨を書面により通知する。

## 4. 官公署等への協力要請（関税法第105条の3）

### (1) 概要

税関においては、従来から他の官公署等に対して資料の提供要請等種々の協力を要請しているが、この協力要請について関税法上明文の根拠規定がなかったことから、行政の透明化の観点等を踏まえ、平成11年度の関税改正により、その根拠規定を設け、税関職員が職務を執行する上で、他の官公署等から協力が一層円滑に得られるようにした。

現在、税関は国家行政組織法の趣旨に従い、「国の行政機関は、内閣の統治の下に、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するように」相互協力して行政事務を遂行している。

### (2) 規定の内容

「税関職員は、関税法又は関税定率法その他関税に関する法律により職務を執行するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」旨の規定を設けた。

官公署への協力要請規定が設けられていても、それのみでは国家公務員法上の守秘義務を解除することにはならず、協力要請を受けた官公署において税関への協力に当たり、守秘義務との関係についてケースバイケースで判断することとされている。

## 5. 特別の場合における税関長の権限（関税法第106条）

関税法第106条に規定されている税関長権限は、関税法の実施を確保するため、やむを得ないと認める相当の事由がある場合に限り行使することができるものであって、税関職員の権限として列挙されたものに比し、一層緊急度の高い場合に、はじめて税関長の専決によって行使される特別の権限である。これらの権限は、その行使によって影響するところが極めて大きいので、これによって生ずる損害をも考慮のうえ、真に公益上やむを得ない場合のほかは、その活用を厳に慎むべきものである。

税関長の特別の権限は、次のとおりである。

- ① 貨物の積卸等の一時停止及び搬出命令の権限（関税法第106条第1号）
  - 外国貿易船等又はこれら以外の船舶又は航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸しを一時停止させること
  - 保税地域にある貨物の取扱いを一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を搬出させること
- ② 船舶又は航空機の出発を一時延期又は航行を一時停止させる権限（関税法第106条第2号）

## 6. 武器の携帯及び使用（関税法第104条）

税関職員は、関税法に基づいて輸出入貨物の取締り又は犯則事件の調査を行うに当たり、特に必要があるときは、けん銃を携帯することができ、また、これらの場合において、特に自己若しくは他人の生命、身体の保護又は公務の執行に対する抵抗の抑止のため、やむを得ない必要があると認める相当の事由がある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、これを使用することができることとされている。

## 7. 税関職員等の公売又は売却物件の買受の制限（関税法第103条）

税関職員は、関税の担保物、収容貨物、留置貨物、没収貨物、領置物件又は差押物件を税関で公売又は売却する場合に、その買受人となることはできない。この点、当該物件の所有者も同様である。これは、処分の厳正公平を維持するとともに、脱法行為を防止するためである。したがって、自己が直接に買受の当事者となる場合はもちろん、他の者を利用して、自己のために買受当事者とすることも許されない。

## 8. 税関支署その他の税関官署の長への権限の委任（関税法第107条）

税関支署長、税関出張所長、税関支署出張所長、税関監視署長及び税関支署監視署長は、厳格な意味では独立の行政官庁ではなく、税関長の補助機関であるが、特に税関長の専決を必要とするような重要な事項を除き、これらの補助機関に広範囲に關税関係法令に定める税関長の権限を委任することによって關税行政の円滑な遂行を期している。

ここにいう「権限の委任」とは、「事務の代決」とは異なり、行政官庁が、法律上定められた自己の権限の一部を下級行政官庁に委任することであって、委任の範囲内において受任者の権限に属し、受任者は、自己の名と責任において、これを行使するものである。したがって、法律上の権限の分配に変更を加えるものであるから、法律の明示の根拠がある場合においてのみ、権限を委任することができる。関税法が第107条において、税関長の権限を税関支署その他の税関官署の長へ委任するについての根拠規定を設け、その細目を同法施行令第92条等に委ねているのは、上記の理由によるものである。

税関支署長へ委任することとされている税関長の権限の範囲は、関税法その他の関税行政に関する法律の個々の条文で税関長の権限として明示されたもののうち、次の規定に基づく権限以外の権限である。

- ① 特例申告に係る特例輸入者の承認に係る規定（関税法第7条の2）等
  - 保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の許可等に係る規定（関税法第42条、第56条、第62条の2、第62条の8等）
  - 輸出又は輸入してはならない貨物に対する差止申立てに係る規定（関税法第69条の4、第69条の13（いずれも第4項を除く。）等）
- ② 行政不服審査法中異議申立てに係る規定

税関支署長以外の税関官署（監視署にあっては税関長が指定するものに限る。）の長に委任するものとされている権限は、貨物の通関、運送、蔵（移）入承認、保税展示場手続及び開庁時間外の事務の執行の求めに関する関税関係法令の規定に基づく権限等であるが、これら以外の権限であっても、上記の税関支署長への委任範囲とされている権限であれば、税関長はその全部又は一部を必要に応じ税関支署長以外の税関官署の長に委任することができる。

また、税関長は、税関官署の長に委任される権限について、その範囲を制限することができるところとされている。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（条約の規定により日本国が留保しているものを除く。）の標本に該当する貨物に係る、申告納税方式による関税の確定、外国貨物を置くことの承認、輸入の許可等の税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き委任することができない。

（注）特例申告に係る関税法第2章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限等は、税関長が自ら行うことができる（関税法施行令第92条第1項ただし書き）。

## 9. 開庁時間外の事務の執行の求め（関税法第98条）

開庁時間外の事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）とは、税関官署の開庁時間以外の時間において、関係業者等の求めに応じて輸出入の許可事務等を行うため、税関職員が臨時に執務する制度である。この制度は、貿易実務の態勢に即応し、輸出入手続等の税関事務を迅速に処理し、関係業者等の利便に資することを目的とするものであって、税関特有の制度である。

従来は「臨時開庁制度」といって、「行政機関の休日その他税関の執務時間（8:30～17:00）外」において、臨時の執務を求めようとする者は、税関長の「承認」を受け「手数料」を納付する必要があった。しかしながら、平成20年度関税改正において、港湾・空港の24時間化による迅速な物流を促進し、かつ、輸出入者等の負担軽減を図るために、本制度を「届出制」へ移行及び臨時の執務を求める時間を「税関官署の開庁時間以外の時間」へ変更するとともに「手数料が廃止」された。

（注）「税関官署の開庁時間」は官署毎に個別に定められており、例えば、主要空港の特別通関部門等職員が24時間常駐している官署は、すべての時間が開庁時間であり、本制度の対象外となっている。

### （1）開庁時間外執務の要請の範囲

税関の事務は、関税法上の事務であって、かつ、制度の目的にかんがみ、一定の範囲に限られている（関税法施行令第87条第1項）。

- ① 船用品又は機用品の積込み等の承認に係る事務（関税法第23条）

- ② 蔵入、移入、総保入の承認に係る事務（関税法第43条の3、第61条の4、第62条の10）
- ③ 保税工場又は総合保税地域外における保税作業の許可に係る事務（関税法第61条、第62条の15）
- ④ 保税展示場に外国貨物を入れる場合の承認に係る事務  
(関税法第62条の3) 及び保税展示場又は総合保税地域外における使用の許可に係る事務（関税法第62条の5、第62条の15）
- ⑤ 保税運送及び内国貨物の運送の承認に係る事務（関税法第63条、第66条）
- ⑥ 輸出入の許可（積戻しを含む）に係る事務（関税法第67条）
- ⑦ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認に係る事務（関税法第73条）
- ⑧ 証明書類の交付に係る事務（関税法第102条）

## （2）開庁時間外執務の要請の届出

開庁時間外執務の要請の届出があったときは、税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、これを執行しなければならない（関税法第98条第2項）。

## 10. 帳簿書類の保存義務（関税法第94条）

申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。）を業として輸入する者又は貨物（出国者が携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者は、当該貨物の品名、数量及び価格その他必要事項を記載した帳簿を備え付け、これに所要事項を記載するとともに、当該帳簿及び政令で定める書類を一定期間保存しなければならないこととされている。

本規定は、平成16年度関税改正により輸入者に対する義務規定として新設されたものである。従前は、特例輸入者に対しては、特例申告に係る指定貨物（注）についての帳簿の備え付け並びに当該帳簿及び関係書類の保存義務を規定していたものの、その他の輸入者に対しては、税関職員の帳簿書類に対する検査権限の規定のみで、帳簿書類の保存義務を規定していなかった。このため、輸入者が保存すべき帳簿書類の種類を法令上明確にしたものである。

（注）平成19年度関税改正において、「指定貨物」は廃止されている。なお、従前は、HS4桁、6桁又は9桁ベースにて特例申告の対象となる貨物の指定を行っていた。

次いで、平成17年度の改正により輸出者に係る規定が追加された。これは、輸出された貨物に係る税関職員の質問検査権限に関する規定が改正されたこと（本節2「税関職員の権限（関税法第105条）」参照）に伴い、この権限を行使する上での必要から措置されたものである。

なお、輸出者に係る改正規定は、一般輸出貨物については平成17年10月1日、特定輸出貨物については平成18年3月1日に施行された。

## 11. 税関事務管理人（関税法第95条）

非居住者（本邦に住所及び居所を有しない個人や本邦に事務所等を有しない法人）が輸入申告等の税関手続を行う場合に、本邦においてその事務処理を行う者として税関事務管理人を定めることを規定している。

個人である申告者等が、本邦に住所及び居所を有しない（若しくは有しないこととなる）場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有し

ない（若しくは有しないこととなる）場合において、税関関係手続及びこれに関する事項を処理する必要があるときは、当該手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあっては本店又は主たる事務所）を有する者で当該手続等の処理につき便宜を有するもののうちから「税関事務管理人」を定めることとしている。税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより税関長に届出が必要となる（解任した場合も同様）。

また、税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することが可能である（関税法第95条第5項）。

なお、税関事務管理人が行った輸入申告に係る帳簿書類について、税関長の求めに応じて、提示しなければならないこととなっている（関税法第95条第8項）。

本制度は、平成15年度関税改正により非居住者によるVMI（Vendor Managed Inventory：部品供給メーカー（ベンダー）によるユーザー向け在庫管理のことで、保税蔵置場に外貨部品を蔵置しておき必要の都度輸入通関の上国内のユーザーに供給する手法。）を活用した輸入取引に対応する必要から新設されたものである。本制度の導入に際しては、国税通則法第117条（納税管理人）の規定が参考とされた。

## 第2節 税関関係手数料

### 1. 税関関係手数料の意義

手数料とは、一般に、特定の行為又は給付に関する反対給付をいい、広義においては使用料を含む。公法上の手数料は、国家に対し特定の行政作用を求めた場合にその反対給付として課せられるものであるが、この場合の手数料は、国の財政権に基づいて一方的に徴収するものであって、財政法第3条にいう課徴金に属する。したがって、法律又は国会の議決に基づいて定めなければならない。

関税法では、特定の許可、承認又は特定のサービスについて手数料の納付を必要としている。これらの許可、承認又はサービスは、国の行政機関である税関の行政作用であるから、これに対する反対給付としての手数料は、公法上の手数料である。これらを総称して税関関係手数料という。

### 2. 税関関係手数料の種類

関税法は、税関長の特定の許可又は承認等を要する事項について、それぞれ手数料の基準を定めるとともに、特定の場合について、これらの手数料を軽減又は免除する途をひらき、細目の規定を税関関係手数料令（以下「手数料令」という。）に譲っている（関税法第100条、第101条、第102条、関税定率法第13条第8項、第19条第2項）。

手数料の種類は次のとおりである。

- ① 不開港への出入についての許可手数料（手数料令第1条：関税法第20条参照）

とん税及び特別とん税との均衡等を考慮して、外国貿易船の純トン数又は外国貿易機の自重を基準として、手数料率を定めている。

- ② 保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料（手数料令第2条：関税法第42条、第62条の2参照）

延べ面積及びN A C C Sの使用の有無を基準として、手数料の月額を定めている。ただし、関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第一の税率が無税（関税定率法第12条の免税を含む。）である同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場及び保税工場の一部の場所に併設して許可を受けている併設蔵置場の手数料の額は基準額の2分の1に相当する額。また、木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は同じく5分の1に相当する額とされる。

また、当該保税蔵置場又は保税展示場において、特定税関事務（輸出入又は積戻しの許可、外貨船機用品の積込み、輸入の許可前引取の承認に係る事務）を行う場合（いわゆる「政令派出」を受ける場合）においては、基準額の2倍に相当する額又は基準額と特定税関事務の処理のため派出された税関職員数に56,900円を乗じて得た額との合計額とのいずれか高い額とされる。

なお、保税蔵置場の許可の特例（関税法第50条第1項）の承認を受けた者が届け出た届出蔵置場（蔵置等に関する業務がN A C C Sを使用して行われるものに限る。）については、前記派出費用相当額を除き手数料が免除される。

- ③ 保税工場の許可手数料（手数料令第3条：関税法第56条参照）

延べ面積及びN A C C Sの使用の有無を基準として、手数料の月額を定めていること、特定税関事務を行う場合の加算及び届出工場に係る手数料免除については、前記②の場合と同様である。

- ④ 総合保税地域の許可手数料（手数料令第4条：関税法第62条の8参照）

延べ面積及びN A C C Sの使用の有無を基準として、手数料の月額を定めていること及び特定税関事務を行う場合の加算については、前記②の場合と同様である。

- ⑤ 指定地外検査の許可手数料（手数料令第5条：関税法第69条、第75条参照）

検査に要する時間を基準として、手数料率を定めている。

- ⑥ 証明書類又は磁気テープの交付手数料（手数料令第7条：関税法第102条参照）

証明書類の枚数、標準的なテープの巻数又は記録媒体の枚数を基準として手数料の額を定めている。

- ⑦ 製造工場の承認手数料（手数料令第8条：関税定率法第13条、第19条）

税関長が製造終了届の提出の都度検査が必要と認めて指定した工場にあっては、一般行政職3級職員を基準とする旅費の実費相当額を手数料の額とし、それ以外の工場にあっては、その工場の延べ面積に応じ前記③の保税工場の手数料額と同額を手数料の額としている。

### 3. 税関関係手数料の軽減又は免除（関税法第101条）

以上の手数料のうち、次の手数料については、手数料の軽減又は免除がある。

- ① 保税展示場の許可手数料については、国際的な文化の交流に資するため、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会に対する手数料を免除する（手数料令第13条）。
- ② 保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けたものが、業務の休止を届け出た場合に、これらの場所に外国貨物が置かれていないときは、納付すべき手数料を免除する（手数料令第12条）。
- ③ 不開港への出入の許可手数料については、同一の外国貿易船が同一不開港に1月1日を起算日として1年を通じて4回以上入港する場合には、とん税及び特別とん税との負担の調整を図るため、4回目以後の分を免除する（手数料令第11条）。

### 4. 手数料納付の時期及び方法

不開港への出入についての許可、指定地外検査の許可、証明書類又は磁気テープの交付及び製造用原料品を使用した製品の検査に係る手数料は、これらの許可、交付又は検査を受けようとする都度納付しなければならない（手数料令第9条第1項）。これらの手数料は、印紙で納付することができる（手数料令第9条第2項）。

保税蔵置場、保税展示場、総合保税地域又は保税工場の許可手数料及び面積を基準とする製造工場の承認手数料は、1か月ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない（手数料令第9条第3項）。

### 第3節 証明書類の交付及び外国貿易統計

## 1. 証明書類の交付

税関の事務について、証明書類の交付を求める者があった場合には、手数料を徴収して、これを交付する（関税法第102条、税関関係手数料令第7条、第9条）。

税関事務の内容とは、例えば、輸出入の事実に関する証明、関税の納付についての証明、関税法違反として通告処分等を受けたことがない旨の証明等である。証明を請求できる者は、申告者、貨主又はその代理人等で、当該証明書類の交付につき、正当な理由を有する者に限られる。また、税関は、個人の秘密にわたると認められる事項については、これを交付しないことになっている（関税法施行令第88条）。

なお、内国消費税課税物品について、免税又は税額の還付を受けるための輸出証明書の交付は、ここにいう証明書類の交付に該当しない（関税法基本通達 102-1）。

## 2. 外国貿易等に関する統計の作成

外国貿易等に関する統計の作成、公表、閲覧については、「経済統計に関する国際条約」(昭和 27 年条約第 19 号)の第 1 条第 1 項で、「締約国は、その施政下にある地域の各部分でこの条約が適用されるものについて、第 2 条に掲げる統計を同条で定める期間ごとに作成し、かつ、発表することを約束する。」と規定されている。その統計の内容は、同条約第 2 条で「(a) 輸入及び輸出の数量及び価額の毎年及び毎月の統計表、(b) 外国貿易に従事する船舶で当該国の港に出入したもののは純ト数を国籍別に示す毎年の及び、できれば四半期ごとの又はなるべく毎月の統計表」とされている。

また、関税法においても第102条第1項で、①輸出され、若しくは積み戻され、又は輸入された貨物、②入港し、又は出港した外国貿易船等、政令で定めるものについての統計を作成し、閲覧に供しなければならないと規定している。ここで政令で定めるものとは、関税法施行令第89条で規定する①本邦を通過する外国貨物、②積み込まれた船用品及び機用品である。

外国貿易等に関する統計の種類は、前述した条約及び関税法の規定を受けて、以下のようになってい  
る。

- ① 普通貿易統計 ..... 輸出され、又は輸入された貨物
  - ② 特殊貿易統計
    - 通過貿易統計 ..... 本邦を通過する外国貨物
    - 船用品・機用品統計 ..... 積み込まれた船用品及び機用品
    - 金統計 ..... 輸出され、又は輸入された金貨及び貨幣用金
  - ③ 船舶、航空機統計 ..... 入港し、又は出港した外国貿易船又は外国貿易機

外国貿易等に関する統計は、我が国の貿易の実態を正確に把握し各国との外国貿易の比較を容易にすることにより、国及び公共機関の経済政策並びに私企業の経済活動の資料に資することを目的として、作成、公表、閲覧しているものであり、また、国際収支統計、国民所得統計などの各種の経済統計の基礎資料としても重要な役割を果たしている。

普通貿易統計についてみると、その統計資料は、税関に提出された輸出申告書、積戻し申告書、輸入申告書、蔵入承認申請書、移入承認申請書等の写しであるが、少額貨物、見本品、旅客用品、巡回興業用品、博覧会出品物、運送手段として用いられているコンテナー類等は計上除外としている。

輸出入統計品目表は、6桁目まではHS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する

国際条約)に基づき、国際統一されており、輸出入とも共通であるが、7桁目以降の国内細分については、輸出と輸入では必ずしも同一ではない。

なお、外国貿易等に関する統計の作成方法等については「外国貿易等に関する統計基本通達」(昭59.10.17 藏関1048号)に定められている。

### 3. 外国貿易等に関する統計の公表及び閲覧

税関は、前述の外国貿易等に関する統計を作成し、閲覧に供さなければならぬとされている(関税法第102条第1項)が、財務大臣は、税関において作成されたこれらの統計を集計して全国統計を作成し、定期的に公表するとともに、閲覧にも供さなければならぬこととなっている(関税法第102条第3項、第4項)。

普通貿易統計の全国統計の公表、閲覧状況についてみると、普通貿易統計は主要経済指標の一つとしてその動きが特に重要視されているところから上旬分、上中旬分の輸出入総額をそれぞれ当月末頃及び翌月上旬頃に、月分の輸出入総額、主要地域(国)別及び主要品目別輸出入額を翌月下旬頃に速報として公表(報道発表)している。

貿易統計の閲覧については税関ホームページにおいて、報道発表資料、検索ページ及びデータダウンロードの3つの方法によりデータ提供されている。

また、電子計算機用磁気テープ等にコピーすることを求める者があるときは、交付しなければならない(関税法第102条第4項)。

これらの閲覧者、交付請求者については別段の制限はなく、誰であってもよく、個人の秘密にわたると認められる事項以外について閲覧でき、交付請求できる。また、閲覧については、特に手数料を徴するということはないが、テープの交付の場合は所定の手数料を必要とする。